

5月26日 行政透明化検討チーム議事録

日時：平成22年5月26日（火）10時00分～12時

場所：合同庁舎第4号館共用1208会議室

出席者：枝野幸男 内閣府特命担当大臣（行政刷新）、泉健太 内閣府大臣政務官、
逢坂誠二 内閣総理大臣補佐官、階猛 総務大臣政務官、
三宅弘 弁護士、渋谷秀樹 立教大学教授、中島昭夫 桜美林大学講師、
橋本博之 慶応義塾大学教授、藤原静雄 筑波大学大学院教授、
松村雅生 日本大学教授、三木由希子 情報公開クリアリングハウス理事、
櫻井敬子 学習院大学教授、本多平直 衆議院議員、
七條浩二 総務省行政管理局情報公開推進室長、
小峯弘靖 内閣府行政刷新会議事務局職員の声担当室長、
野澤泰志 内閣府行政刷新会議事務局職員の声担当室長補佐

議事：

○泉政務官 それでは、10時になりましたので、開催をさせていただきたいと思ます。行政透明化検討チームの会合を開催いたします。

本日は、まず、いわゆるパブリック・コメントとして実施をさせていただきました、ハトミミ「国民の声」「職員の声」の結果報告、そして、個別論点としては、適応対象の範囲等について、政府周辺法人や国会・裁判所の問題について取り上げさせていただきます。そして、最後に自由討論を設けておまして、幾つかの論点について御議論をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議題に入る前に、まず、枝野大臣・座長よりごあいさつをいただきたいと思ます。

○枝野大臣 おはようございます。本日も大変御多忙の中、皆さんお集まりをいただきまして、ありがとうございます。また、傍聴の皆さんにおかれましては、このチームの検討に対して深い関心を持っていただきまして、大変感謝を申し上げます。

先般、御提起させていただきました情報公開制度の見直しの方向性についてのパブリック・コメントを実施いたしましたところ、募集期間、短かったにもかかわらず、200件を超す声を寄せていただきました。こうした皆さんにもこの場をかりて御礼申し上げます。

これまで、各府省の意見、そして参集者の皆さんの御意見をいただく一方で、このパブリック・コメントの結果がまとまりましたので、検討の材料は出そろったかと思っております。今日の議論も含め、こうした材料に基づいて、どのように私が提起させていただきました案をブラッシュアップしていくかについては、本日の議論の終了の後、座長代理の三宅先生に一度集約をしていただいて、その上で座長代理の方の論点整理に基づいて、次回以降、具体的にどうブラッシュアップしていくかという議論を進めていただくというこ

とで進めていければと思っております。是非本日も前回同様忌憚のない御議論をよろしく
お願い申し上げます。

○泉政務官 それでは、カメラの方、よろしいでしょうか。退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○泉政務官 次に、本日の配付資料について、事務方の方から説明をお願いいたします。

○小峯室長 説明いたします。

資料ですが、お手元にございますとおりでございます。各資料、ナンバーが付いており
ますので、御確認ください。資料1、そして資料2、資料3は1、2、3というふうにな
っております。そして資料4、資料5は1、2という構成になっております。資料6も1
と2になっております。そして、資料7、資料8、資料9というふうになっております。

そして、皆様方のお手元、席上にございますが、ファイルがこのような形になっており
ます。情報公開制度の改正の方向性に関する「国民の声」、別途送付資料ということで、
これは国民の方々から直接、情報公開、行政透明化について御意見を賜りました。これを
プリントアウトさせていただきましたので、御参照いただければと思っております。

そして、もう一つファイルがございます。これは関係の法令集になっております。これ
は毎回使わせていただければと思っておりますので、誠にお手数ですが、お手元に、検討会が終
わりましたら、またお戻しいただければと思っております。リサイクルをさせていただければと
思っております。

そして、もう一つ、論文がございます。民商法雑誌ですけれども、座長代理の三宅委員
からの御論文、これも置かせていただきました。そして、最後に、こちら茶封筒の中に入
っておりますのは、前回の検討会で配付をさせていただきました資料でございます。御確
認のためということでおかせていただきました。

以上です。

○泉政務官 ありがとうございます。

次に、前回もお話ありましたけれども、外務省からの意見の追加、そして各委員の皆様
からも御意見ございました。これは、前回同様、自由討論の前に事務局より概要を御紹介
いたします。

参集者からの意見の方は資料5-1、そして外務省の方は資料6-2ということである
かなと思います。

続きまして、これからはいわゆるパブリック・コメントとして4月21日から5月14日
まで実施をいたしました、ハトミミ「国民の声」・「職員の声」の結果を、また事務方
の方、よろしくをお願いいたします。

○野澤室長補佐 資料3-1、3-2、3-3というところが関係する資料になりますの
で、簡潔に御説明させていただければと思っております。

資料3-1でございますけれども、今回、パブリック・コメント、従来ですとパブリッ
ク・コメントは、定性データのみ、フリーワードでやらせていただくことが通常なんです

が、今回は質問項目を設定しまして、定量的なデータも取れるように、分析しやすいようにということでやらせていただいております。その関係で、定量的なデータを3-1、定性的なデータは3-2に要約が付いております、3-3は、定性的なデータの元データ、生データになるというところで御理解いただければと思います。

まず、資料3-1でございます。

1枚おめくりいただきまして、回答者の属性情報ということでございます。

先ほど、大臣の方から200件を超すということで御紹介をいただきましたけれども、「国民の声」、国民から147、職員から64ということで回答が来ておるところでございます。特に国民からは、年代偏りなく、バランスよく回答がきているところでございます。また、職員からは、基本的に30代、40代、40代が中心というところでございます。

また、役職別というところをご覧くださいますと、係長級の職員からの意見が非常に多うございまして、そこが非常にポイントになるかと。実務を担当している職員から関心と呼んでいるというところでございます。

続きまして、3ページ目でございます。2. 国民・職員の傾向差というところでございますけれども、「『国民の知る権利』を保障するために情報公開制度の改正が必要だと思いますか」という設問に対して、「国民の声」、国民側としましては、93%が改正に賛成するという意見がございました。他方で、職員に聞いた結果に関しましては、過半数、56%が改正に賛成するという数字になっております。

続きまして、開示対象の拡大・明確化について、これは複数回答で、公務員氏名に関する話とか、また、法人情報に関する話、また、公にすることにより国の安全、公共の安全・秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に関する裁量の厳格化について、また、審議・検討情報に関する不当な混乱を及ぼすおそれというところについて、それぞれの大臣からの案に示された項目に沿って、複数回答で回答しております。

基本的に国民と職員の間では、改正の必要性について、レベルの差は認められたということでございますけれども、特に大きく両方の傾向としてあらわれますのは、2番目の法人情報でございます。法人から提供された情報に関しては、国民も基本的には38%、過半数に至らない程度の賛成というところがございます。改正の必要性があるということでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、4ページ目、3. 国民・職員の傾向差、手続関係と事後救済制度関係でございます。

「開示手続の迅速化・強化について改正が必要だと思うもの」ということでございますが、意外かと思われるかもしれませんが、開示請求実施に係る手数料原則廃止の部分に関しましては、国民が46%が必要であるという認識、過半数には至らなかったというところがございます。

また、事後救済制度の強化について改正が必要だと思うものというところがございますけれども、こちらは、特に注目すべき点といたしましては、インカメラ審理の手続を導入

するということにつきまして、これは職員の側も 39%、約 4 割が賛成するという回答が出てきているということでございます。そういったところが定量的なデータを見たときの結果としてあらわれてくるところではないかと考えております。

続きまして、資料 3-2 に沿いまして、簡単に定性的なデータについての御説明を申し上げます。

定性的なデータでございますけれども、まず、「国民の知る権利」を保障するための情報公開制度の改正の必要性に関する理由でございます。これは、整理といたしまして、改正が必要だと回答された方と、改正が不要だと思う理由というのを 2 つに分けてございまして、その中で国民、職員という投稿者の属性に応じて分類をさせていただいているところでございます。

まず、改正が必要だと思う理由の国民の声でございますけれども、最初のところで、現在の情報公開制度は普通の国民にとってあまりにも使いにくい制度となっているという指摘、また、開示請求があっても、行政機関が曖昧な理由で引き延ばすことが可能であり、非公開部分を行政機関の裁量で決めることができるという意見がありました。

3 つ飛ばしていただきまして、4 つ目、適切に公明正大にやっていると行政側が主張しても、適正かどうかを判定するのは財政民主主義の観点からすれば国民であるため、そのチェック機能の担保として必要だからですというコメントもございました。

そして、3 つ飛ばしていただきまして、独立行政法人の話もございました。独立行政法人のような、国費が設立・運営に大きく関与する機関での公務員の夏下り・ずさんな運営が指摘されています。しかし、これらのほとんどの機関が国民に知られておらず、国費の流れが全く分からないという意見がございました。

1 つ飛ばしていただきまして、国民の知る権利の適正な保護のためにも、むだな行政コストを生じたり、役所の業務をむだに停滞させるような大量公開請求に対する歯止めが必要だというコメントもございました。

職員の声に移らせていただきます。

職員の声でございますけれども、平成 13 年の施行当初は、開示請求の乱発で行政が麻痺する懸念があったということでございますけれども、行政が麻痺するほどの開示請求というのは少なく、10 年たつので、より制度を充実させるために改正すべきであるという意見もございました。

続いて、これはストレートな意見だと思いますけれども、情報の発信による透明性確保が、失った国民との信頼性確保の最優先事項と考えるという意見もございました。

続いて、開示・不開示の判断の統一性を担保するために内閣総理大臣による措置要求制度は設けた方がいいという意見もございました。

続きまして、改正は不要だと思う理由でございますけれども、国民の声、2 つ目のところでございますが、今の法律の枠内でも意識が浸透すればよいというところでございます。逆に言うと、法律を変えても意識改革がなければ変わらないというコメントがござい

た。

続いて、職員の声でございますが、2番目、現行の制度は情報公開と秘密にすべき情報の保護のバランスが取れているのではないかと、職員の意識改善でスピードアップというのは図れるのではないかと、というコメントがございました。

おめくりいただきまして、現行の情報公開制度全般についての現状に関する意見ということでございます。これもかいつまんで御説明申し上げます。

国民の声の側でございます。

「行政文書ファイル管理簿」が見直し事項として取り上げられていないことが問題である。現行の検索目録としての「行政文書ファイル管理簿」というのがうまく機能していないという話がございました。

そして、ポツを2つ飛ばしていただきまして、情報公開制度を利用した情報公開請求というのは、個人・法人がその者自らの利益のために請求することが大半という、これは主観的かもしれませんが、そういうコメントがあったということで、行政コストの受益者負担という観点から、一定の手数料は絶対に必要というコメントがございました。また、情報公開制度を利用せずとも行政側から積極的に開示すべきということも付言されています。

続いて、職員の声の側でございますけれども、2つ目のポツでございますが、文書管理システムを構築し、文書管理業務を簡素化すべきということでございます。また、不開示文書であっても一定期間後には開示する仕組みを作った方がよいというコメントでございます。

1つ飛ばしていただきまして、民間の方の情報を扱う場合など、秘密が守られなければ行政機関に情報が提供されず、かえって公開する情報がそろわないなど、情報公開に支障を来すのではないかとという懸念も示されております。

続きまして、おめくりいただきまして、開示対象に関するところでございます。

個人に関する情報でございますけれども、国民の声からは、公務員の氏名は、自分が責任を持って行った仕事である以上、原則として開示されるべきという意見。

他方で、厚生事務次官OBの殺害事件に見られるように、危害を加えられる可能性を考慮するというコメントもございました。

続いて、(2)法人情報の関係でございますけれども、国民の声としまして、一般企業の企業秘密、営業活動の自由を保障するためには、任意取得情報は開示すべきではないかと、信義則に反することになるのではないかとという意見がございました。

(3)の国の安全、公共の安全等に関する情報でございますけれども、現在の公開制度は各省庁の判断に重きが行き過ぎている、過剰な不開示が多く見られる、各行政機関等の裁量を狭める、また、いずれかの上級機関で開示記述を統一化する必要性を強く感じる、という意見がございました。

また、職員の声でございますけれども、支障・混乱のおそれがあるものは開示すべきで

はないが、おそれがあるかどうかは適切な機関が秘密保持の上で判断すべきというような意見がございました。

(4)でございます。審議・検討等に関する情報でございますけれども、検討中の情報を広く開示することで、国民の議論を喚起すべきだという意見もあります。また、他方で、検討段階の情報が公になれば、様々なバイアスがかかり中立公平な政策決定の大きな阻害要因となるという慎重論もございます。

また、部分開示の部分でございますけれども、原則は公開ということを用意を含めたルールで示してほしい。「可能な限り情報は切り分けて開示されなければならない」と、法改正を行うべきだという意見がございました。

続きまして、4.でございます。開示手続の迅速化・強化でございますけれども、国民の声としまして、これは大阪府の例を引かれておりますけれども、請求後15日で処分決定、異議申立期限は90日と当初から期限が設定されているということで、情報公開法におきましても、請求審査の無責任な放置を防止するため、処理期間を明記、義務化すべきだという意見がございます。

他方で、次のポツになりますが、大量請求に対する対策ということで、特例の無期限延長制度を残すのはやむを得ない。ただし、それを無限定にということではなくて、延長制度の利用に際しては総理大臣への報告義務を課すといった制限が必要であるという意見がございました。

職員の声でございます。3つ目のポツでございますけれども、大量の開示請求が実際に存在するというので、期限短縮には反対であるという意見。少なくとも大量、第三者情報に関する場合は例外規定を設けるべきではないかというコメントがございました。

手数料に関する声でございます。

こちら、国民の声であります。開示請求や閲覧に手数料がかかるのは、原則廃止すべきであると。確かに嫌がらせ目的などの大量請求などが行われる危険性はあるけれども、例外的なケースを理由にして手数料を取る制度を残すのはおかしいというコメントがございました。

職員の声といたしましては、開示請求の目的を制限しない現行制度の下ではという前提ではありますけれども、受益者負担の制度とすべきということでございます。

最後、事後救済制度その他というところでございますけれども、最後のページでございます。

審査会への諮問に関する声ということで、期限を定めて審査会に諮問すべきであるという国民の声がございました。

職員の声としましては、これもやはり諮問までの期限を法定すべきということがございました。また、非協力的な行政機関も見受けられるため、審査会の調査審議の権限を強化すべきという意見もございました。

2番目のポツでございますけれども、不服申立ての受理から審査会への諮問までの時間

を短縮する必要はあるが、14日以内という案はなかなか難しいということでございます。

また、続きまして、裁判管轄に関する声。これは、国民の声としましては両論ありまして、情報公開訴訟を地方裁判所支部にも提起できるようにする必要があるという声、また、対応コストを考慮し、行政機関の所在地で一括して行うのが妥当ではないかという声、両論ございました。

続きまして、ヴォーン・インデックス、インカメラ審理に関する声でございますけれども、国民の声といたしまして、裁判所にインカメラ審理を認めないと実質的な審理は無理であり、行政機関の主張を認めることになりがちと思われるので、是非導入してほしいという声がありました。

続いて、職員の声の方でございますけれども、専門部署を有しない、これは研究機関、研究所の職員の方の方でございますが、弊所におきまして、法律の専門家である裁判所が対象文書を確認することによって正しい情報公開制度を運営していく上で必要ではないかということでございます。

その他というところでございますけれども、全般的には積極的な情報開示を求めるような声が多かったと言えます。1番目ですけれども、公益法人に委任する事務についての情報公開制度の適用を進める必要がある。

続いて、2ポツ目、これは委託をした場合ですね。委託先が保有している情報をどうしたらいいかということが指摘されております。

そして、2つ飛ばしていただきまして、5つ目でございますけれども、「よくある質問」、FAQのように「よくある開示請求」を分析して、あらかじめオープンにしてはどうかという提案もありました。

1つ飛ばしていただきまして、情報公開制度の前提として、公文書管理法に示された公文書の作成義務など施行令レベルの統一ルールをまずきちんと定めることが必要であるということがございました。

職員の声の側でも、情報提供ということがございまして、2番目のポツ、情報公開制度は、そもそも聞かれたら答えるという制度でありますけれども、初めから積極的に公開すべき情報について規定して、二次利用されることを前提であまねく公開されるべきであるというコメントがございました。例えば、アメリカ・オバマ政権のData.govの取り組みなどが参考になるのではないかとということでございます。

最後のポツでございますけれども、「国民の知る権利」を保障するという立脚点から始まっているけれども、行政の意思等をきちんと伝えるという観点も必要である。情報の発信・伝達こそが国民との信頼向上の最優先事項と考えるという意見も職員の側から寄せられております。

以上がパブリック・コメント、ハトミミ「国民の声」・「職員の声」の概要でございます。

○泉政務官 ありがとうございます。

今、報告がありましたこの結果について、また個別の御意見については、この後の自由討論の参考にさせていただきたいと思っております。まず、それから進めさせていただきたいと思えます。

次は、政府周辺法人、国会・裁判所の情報公開の現状ということで、個別テーマ第6になりますけれども、適用対象の範囲等について、政府周辺法人、国会・裁判所の問題について、引き続き事務方の方、まず説明をお願いいたします。

○野澤室長補佐 引き続きで恐縮でございます。資料4に沿いまして御説明申し上げたいと思えます。

まず、1枚おめくりいただきまして、現在の独立行政法人等情報公開法の対象法人についての整理でございます。

現在、対象法人、先般の総務省さんからの資料でもございましたけれども、205 法人ということで、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、これはそれぞれすべての法人が対象という整理になっておるというところでございます。また、特殊法人については、ここに書かれております7 法人が対象になっているという整理でございます。そして、認可法人3 法人、その他法人、これはいわゆる法テラスでございますけれども、独立行政法人に準ずるという枠組みで作られておるということで、対象法人の中に入っているということでございます。

この根っこにありますのが、右側でございます、平成12年7月の「特殊法人等情報公開制度の整備充実に関する意見」というところでございます。この考え方を簡単に御説明させていただければと思うんですが、基本的には、特殊法人、独立行政法人又は認可法人であって、設立法において理事長等を大臣等が任命することとされているもの又は法人に対し政府が出資できることとされているものを対象法人とするような考え方になっております。基本的には、お金及び人というところで見ているということでございます。

続いて、公営競技関係法人は対象法人、特殊会社は、会社法に基づいて設立されているところでございますので、原則として対象外であるけれども、関西国際空港株式会社は対象法人として整理されるという形になっております。

また、(3) 共済組合等の専ら組合員等の相互扶助・救済を行う法人は、対象外という整理。

(4) としては、これは国立でございますけれども、NHKは対象外と。ただし、日本銀行は、対象内とするというような整理でございます。

これは現行の整理でございます。また、独法等情報公開法におきましては、情報提供規定というのが定められておきまして、積極的な情報開示についても規定があるところでございます。こちら、3 ページに施行令に定められております開示の条項についてまとめさせていただいておりますけれども、ここに掲げられておりますような、施行令の第12条の1号、2号以下、組織に関する情報、業務に関する情報、又は貸借対照表、損益計算書、財務情報、そして評価、監査に関する情報ですとか、そういったところが対象として

含まれているというところになっております。これはホームページ上で公開されることが義務付けられているところでございます。

また、一番下の5号というところで、出資又は拠出にかかる法人等ということで、子会社、孫会社のような法人になるかと思えますけれども、その名称、業務、そして、当該独法等の業務の関係、つまり、親会社たる独立行政法人との関係性ですとか、当該独法等との重要な取引の概要、役員であって当該独法等の役員を兼ねている者の氏名、役職といったことが情報提供規定の中に現行では定められているというところでございます。これが現行の独法等情報公開法の整理でございます。また、おめくりいただきまして、4ページ目でございますけれども、指定法人等の情報公開の考え方に関しましては、平成15年、「指定法人等の情報公開の在り方に関する研究会」ということで、これは前回5月19日の検討チームにおきまして、総務省さんより御提供いただいた資料の抜粋でございますけれども、こういう考え方でございます。

政府周辺法人の情報公開に関しては、政府周辺法人を実施主体として開示請求権制度、情報提供制度を創設するという考え方、又は情報提供制度のみを創設するという考え方、あるいは、政府周辺法人の監督行政機関、主務官庁を実施主体としまして、ここを經由して開示請求権制度、情報提供制度を整備するというオプションが考えられるのではないかとこのことでございます。

また、指定法人については、統一的な基準がクリアではないというところで、実態を踏まえた検討が必要になるのではないかとこのことでございます。

また、当該法人が基本的に指定法人、公益法人等ということになるかと思えますけれども、こういったところがやっているケースが多いわけです。基本的に民間法人がやっているという整理でございますので、行政事務以外に法人固有の事務を実施する場合、開示対象文書、それ以外という区分をきちっと検討する必要があるであろうということでございます。

また、これに関して行政不服審査法・行政事件訴訟法の適用の可否に関しては別途検討が必要であるということでございます。

指定法人等の情報公開に関しては、こういう考え方が整理をされておるところでございます。

また、続きまして、5ページ目でございます。国会・裁判所でございますけれども、これは事務的に内々聞かせていただいたりしているところでございますが、衆議院に関しては、衆議院事務局の保有する議員行政文書の開示等に関する事務取扱規程が既に制定されているところでございます。参議院に関してはまだ制定されていないという状況でございます。参議院に事務的に聞いたところによりますと、検討中であるという回答でございました。

国立国会図書館でございますけれども、こちらは具体的に策定に向けて作業を始めているようなことを事務的なヒアリングに際しては聞いております。

裁判所でございますけれども、こちらは、情報公開法に併せまして、最高裁の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱要綱及び裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の基本的取り扱いについてという通達において、開示制度が形成されているというところでございます。

以上、現状の御報告でございます。

○泉政務官 ありがとうございます。

今、御説明いただいた、この適用対象の範囲の問題については、後ほど 70 分ほどの討論時間がございますけれども、そのうち 15 分間を使わせていただいて、テーマとして取り上げさせていただきたいと思っております。

説明が続いて恐縮ですが、続きまして、外務省及び各委員会委員からの意見、各省庁情報公開担当者へのアンケート結果概要の紹介ということでございます。これまた事務方の方からお願いいたします。

○野澤室長補佐 続きまして失礼いたします。資料といたしましては、資料 5-2、資料 6-2、資料 7 というところで御説明させていただければと思っております。

前回、参集者の方々から意見をお出しいただいたところでございますけれども、前回以降でございますが、渋谷先生、橋本先生の方から意見をいただいているところでございます。こちら、中身につきましては、この後の自由討議のところでも触れる機会があるかと思っておりますけれども、簡単に、まず、渋谷先生のところですが、「知る権利」の問題については前回も御議論がありましたけれども、「知る権利」を積極的に認めてよいのではないかというようなことを見解として示されておるところでございます。

また、5 ページ目でございますけれども、インカメラ審理の問題 2 というところがございまして、今日の議論に関わってくる部分になるかと思っております。憲法 82 条との関係について渋谷先生の方から見解を示されているところでございまして、ここは、後ほどの議論にもなるかと思っておりますが、はしょって申し上げますと、憲法 82 条が絶対的に公開を要求している事件の対象として、この情報公開訴訟というのが該当するのか、しないのかということについて検討を慎重に加えていただきまして、公開原則には抵触しないのではないかという結論を導き出しているというような中身でございます。こちらについては、後ほどの議論の中であろうかと思っております。

続きまして、橋本先生の方から、9 ページ、10 ページということで意見をいただいております。橋本先生の御意見に関しては、全般的なところでございます。「知る権利」に関してのコメント、また、開示・不開示の部分に関するもの、措置要求については、積極的に、非常に魅力的な提案であるというコメントをいただいているところでございます。また、みなし不開示についても、制度設計について付言をいただいているところでございます。

審査会の建議機能について賛成というような御意見もいただいております。

インカメラについては、ここは、前回会合で証拠調べとしてのインカメラ審理をすると

いうことを前提とされていたということでございますけれども、この前提が必ずしも最善ではないということでございます。

また、7番目、政府周辺法人の情報公開制度の拡充というところでございますけれども、こちらは、政府の説明責任を制度趣旨としたため、政府の一部かどうかというのを対象を考える上で重視してきたというところでありますけれども、情報公開制度の対象拡大を図るべきではないかという御意見がございました。

また、一番最後のところで指定法人、役人天下り公益法人の類々々について、現行型の情報公開制度に乗せることは困難ということで、情報公表制度を現在よりも拡充すべきであるというコメントもございました。こちらについては、今後、これからの議論のところで御紹介があらうかと思っております。

続きまして、資料6-2でございます。こちらは情報公開法改正に向けた外務省意見ということでいただいているところでございます。本来ならば外務省からということでございますけれども、概略のみ事務局から説明させていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして、外務省の基本的姿勢というところでございますけれども、3番目の●、国民の知る権利と国家安全保障、外交交渉上必要な秘密の保全との間には一定の緊張関係が存在するため、適切なバランスをとっていくことが必要であるということでございます。

そして、次のページにいただきまして、総論的な留意点、外交情報の性質ということでございますけれども、非常に機微な情報がいろいろあるということでありまして、開示により国益を著しく減じるような重要な情報も含まれるということで、国民の知る権利と秘密保全の間で適切なバランスをとっていく必要があるということでございます。

また、(2)の実質的に知る権利を保障する制度構築の重要性ということで、ここは対象文書の審査を非常に短い期間でやってしまうと、逆に出せるものも出せなくなってしまうというような懸念でございます。

次のページにいきまして、3でございますけれども、開示・不開示、特に情報公開法5条3号の関係でございます。こちらでございますけれども、高度の政策的判断、専門的・技術的判断というのが含まれるということございまして、これを裁判所が直接に行うことができるのかどうか。行政機関の長が判断する方式と比べてメリ・デメリ、慎重に検討する必要があるのではないかとということでございます。

下の枠囲いのところですけれども、「高度の政策的判断」というところに関しては、最終的に政治的な責任を負うことが想定されていない部門が「高度な政策的判断」を行うことの適否について検討すべき、また、「専門的・技術的な判断」の関連で言いますと、厳格な守秘義務の確保が必要であると。また、民訴の基本原則との関係というのも留意すべきということがございました。

続きまして、4、インカメラ審理の導入でございますけれども、インカメラ審理の導入については、審判の迅速化につながり得るメリットがあると肯定的に評価をした上で、厳

格な守秘義務の確保、また、現行の民事訴訟法の基本原則との関係の整理が必要であるということでございます。

また、代替案として、その下、3.、4. の下のところの枠で示されておりますけれども、情報公開・個人情報保護審査会を強化するとともに、事後救済制度の中で司法審査の前置機関とするような代替案というの也被えられるのではないかという意見もございました。

続きまして、おめくりいただきまして、5でございます。情報公開関連手数料の減額・減免でございますけれども、こちら、濫用防止を考える必要があるということ、濫用を禁止するための努力義務規定を設けるですとか、また、請求者が請求できる件数、文書量といった制限、また、開示請求受付を一時停止できるような、開示請求が集中した場合の緊急避難措置を設けるということもまた対象として考えたらどうかということでございます。

また、6番、次のページにいきまして、開示決定までの期限の短縮につきましては、留意すべき点1というところがポイントになるかと思っておりますけれども、原則14日以内、特例で相当の部分の開示後、60日以内に開示決定が行われる案件は多くないということでございます。その場合、審査会、裁判所への業務の転嫁が起こる危険性、可能性があるということでございます。

代替案としましては、まずは期限延長の条件を厳格化するという考え方もあるのではないかと案が考えられているということでございます。

以上、6-2でございました。

続きまして、資料7、今回の審議に先立ちまして、情報公開法の運用に関するアンケートを各省にかけさせていただきました。非常に短い時間で精力的にやっただきまして、この場をおかりしまして感謝申し上げます。簡単に概略だけ御説明申し上げます。

まず、これはメンバーの方々から質問があった事項について、各省の実態として知りたいことということで取ったものでございます。

この質問でございますけれども、1ページ目の1、開示請求がなされてから、開示決定までの標準的な作業プロセスはどうなっているのかということでございます。これは、枠囲いのところに書いてございますけれども、情報公開窓口において受理、必要に応じて補正をする。その後、文書保有部局に連絡をし、担当者により文書特定をする。この場合にも必要に応じて補正をする。また、第三者意見照会が必要な場合は第三者意見照会をし、担当者による文書収集、これは前例等の調査を含みますが、これを行った後、不開示情報の特定をし、決裁をやっていくと。そして、開示・不開示決定ということに流れとしてはなっていくということでございます。

決裁者でございますけれども、大きな組織から小さな組織、例えば公害等調整委員会など比較的小ぶりの組織もございまして、それぞれ組織の大小ですとか案件の性質に応じ

てばらばらでございまして、政務三役による決裁、あるいは説明を行っている例というのが、32 の回答をいただいているうち、7 回答ございます。そこはハイランクまで上がっていると。他方で、案件の重要度に応じて、重要な案件は大臣まで上げるとか、そういう形で決裁者を区別している例というのが 5 件ございました。それ以外は、基本的には事務的に、局長以下でございませうけれども、課長級で終わっているところもございませう。基本的には、多くのところが情報公開担当課室長、後ほど触れますけれども、情報公開担当課のところでも一回協議をすることによって、省内の全体のバランス、ばらつきがないようにというような形にしていることが多いということでございます。

続きまして、次の枠囲いでございませうが、不服申立から裁決・決定までの標準的作業プロセスでございます。

情報公開窓口において受理しまして、原処分をなした担当部局課等へ連絡をする。そして、諮問のための理由説明書等を作成し、決裁、審査会への諮問、答申、決裁というような流れになってまいりますけれども、最終的に裁決・決定をする際の決裁に際しては、全体的な傾向としまして、開示決定をする際の決裁のランクよりも比較的高いランクで決裁をしているケースが多いというふうに傾向としてはありました。

続きまして、2、不存在を理由とする不開示決定の判断につき客観性を担保する仕組みについてでございますけれども、仕組みがある場合、その内容について答えてほしいという問いをしまして、基本的には、先ほど申し上げましたとおりで、情報公開担当課室におきまして、再確認、ダブルチェックをしまして、そこでバランスをとっていくということでございます。客観性を担保していくということでございますが、32 のうち、過半 18 においてこうした対応をされているということでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、2 ページ目でございますけれども、3、裁量的開示（7 条）がなされる場合のプロセスの実態ということでございますけれども、基本的に 7 条の裁量的開示に際しては、例が少ないということもございまして、非常に質問としても答えにくいという声が多かったわけでございますけれども、他の開示決定と同様の決裁ということになっているというのは、24 ということで 3 分の 2 はあるという状況でございます。

また、裁量的開示に際しては、高次の決裁者、あるいは大臣まで上げるというような決裁のルートにしているというケースも見られました。

続きまして、4 でございませうが、文書保有部局で情報公開に対応する人員が標準的分量の開示請求に対応するために要する時間の目安ということございまして、これは私ども事務方の方で、仮に補正を経た特定後の文書が 100 枚前後であって、文書保有部局の職員 1 人が対応する時間の目安、これはフルタイムを全部投入したという前提で、7 時間 45 分を全部投入したという前提で営業日を出していただけないかという投げかけをしております。

回答としましては、3～7 営業日、これはフルタイムですとこの作業だけやっている

という状況でございますけれども、これを費やすのではないかという感覚が多かったと。特に4営業日ぐらいというのが最頻値でございます。

続きまして、5でございます。各省庁における情報公開担当と文書管理担当との連携状況でございますけれども、基本的には文書管理者による日常の文書管理の徹底ということが挙げられまして、また、特になし、また、連携作業は限定的であるという答えも7ございました。

また、開示請求の都度、文書所在の確認を文書管理担当が行っているというケース、また、文書管理者が決裁に入ってくるケースというのがそれぞれ6ずつございました。

続きまして、6、不存在決定の場合の理由の内訳でございますけれども、これは平成20年度、19年度、2年度にわたりまして内訳を計算していただきまして、15回答がございました中、加重平均値を示しておりましたけれども、そもそも作成・取得していないというのが平成20年度86.1%、平成19年度で83%。保存期間満了による廃棄ないし移管というのが平成20年度で9%、平成19年度で10.5%ということで、大勢を占めているところでございます。また、行政文書としては作成・取得していない、行政文書としてはというところがございます、それが平成20年度で3.2%、平成19年度で1.9%というところでございました。

続きまして、7、開示決定等をする当たり時間を要する作業等について。これは、多い順から並べておりますけれども、文書特定・収集作業が18、開示・不開示の判断、これは前例調べを含めて、これが16、補正に要するのが多いということが9、第三者情報が含まれる場合の確認というのが7、回答がございました。

特殊なケースというのは4ございましたけれども、総体的には回答数としては少なかったということでございます。

続いて、(2)のところ、結論が開示、部分開示、全部不開示のいずれかによって時間のかかる作業に違いがあるかという問いかけを投げましたところ、部分開示をした場合の墨塗り作業、マスキング作業を含む不開示部分特定は時間を要するという意見が11省庁からあったということでございます。

また、全般的には時間のかかる作業の内容には差異がないというコメントも9から来ておるということでございます。

そして、8番、開示決定等に関する業務を効率化するため、これは能動的な意見ということで積極的にいただいたところでございますけれども、繰り返し請求される文書を情報提供してしまったらいいんじゃないかとか、同一請求の蒸し返しを制限したらいいんじゃないか、作業負担の多い事例の処分方針をあらかじめ策定しておいた方がいいんじゃないか、法施行後の文書については、決定までの期限設定に差をつける、情報公開法施行前と施行後というところで段差をつけた方が実務的にはいいんじゃないかというような話でございます。

また、これは国民の声、職員の声でもありましたけれども、文書管理、文書管理システ

ムの改善が必要であるというような意見もございました。

また、開示・不開示の判断に資するデータベースをきちんと構築すべきであるという意見もございました。

9のところ、大量請求等特徴的な開示請求の例というところがございますけれども、これは、ごらんいただければと思いますけれども、13万ページとか、延べ1,200万枚とか、そういった大量又は繰り返しの請求があるケースもあるというようなことがございます。

また、過去に特定の開示請求者による繰り返し請求の例というところもごらんいただければと思いますけれども、平成15年度以降20回同じことをやっているとかということが、また、不服申立までいくというようなケース等があるということも回答として出ておるといことでございます。

また、その他というところがございますけれども、非常に対応が難しいケースということで挙げていただいておりますけれども、開示実施後、毎年1回の頻度で開示請求を行って、ホームページで営業目的に利用しているとか、宣伝、販売しているというケースもあるという話が書かれておると。

また、下から2番目のところで、課税処分を受けた納税者から執拗に開示請求されたというようなこともあると。

また、文書の名称について、これは抽象度が高いような開示請求、「一切」という表現を使ってすべて要求するということがケースとしてはあるという回答が調査結果として出てきておるといことでございます。

済みません。ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○泉政務官 ありがとうございます。

説明としては次が最後になりますけれども、前回、総務省の行政管理局の説明で持ち帰りになっていたところがございますので、それについてまた説明をお願いいたします。

○七條室長 前回いただきました御質問のうち、確認して回答としました3点につきまして御報告をさせていただきます。

まず、1点目は、資料8をごらんください。

審査会の答申で、「諮問庁の判断は妥当でない」としたものの各省別の内訳でございます。行政機関に係るものと、独立行政法人等に係るものの内訳はごらんのとおりとなっております。

若干事例を紹介させていただきますと、1ページをおめくりいただきますと、全部不開示の原処分について、全部開示とすべきとしたもの。(1)、これは大学入試センター試験の設問ごとの正答率でございますけれども、審査会の方から、法的保護に値する蓋然性の域に至っているということとはできないということで、開示すべきという答申が出てございます。

また、(2)につきましては、刑務所の購入物品の話でございますけれども、予定価格

につきましては、これも開示すべきであるという答申の例でございます。

時間の関係がありますので、2点目の回答をさせていただきます。公益裁量開示の関係でございます。資料はお付けしてございませんけれども、農水省のBSEの感染源調査につきまして、内部でどのような手続ということでございますけれども、これは物事の重要性にかんがみまして、大臣まで御判断を仰いだということでございます。

また、厚生労働省の廃棄物焼却炉の解体関係の文書に関しましては、これは恐らく地方労働局の関係の文書でございますけれども、地方労働局長が本省の担当課に相談をして決定したというように聞いてございます。

最後、3点目でございますけれども、情報公開訴訟のみならず行政事件訴訟全体、1,500件程度あるみたいですが、これの中で特定管轄裁判所に提訴されたものの割合ですが、法務省の訟務事件統計の担当でありますとか、最高裁の司法統計の担当にも照会してみましたが、これは把握していないというような御回答でございました。申し訳ございませんが、以上、御報告させていただきます。

○泉政務官 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、種々説明がございましたけれども、これから自由討論に入らせていただきます。今日、4つほど項目を分けてやっていきたいと思っておりますけれども、前回は知る権利、第1の目的の改正のところを中心に御議論いただきましたけれども、今日は、第2の開示範囲、あるいは第3、第4、手続、審査会、第5、訴訟手続について御議論いただくということでございまして、更には、今日の個別テーマである適用対象の範囲ということについて考えております。大まかに言いますと、開示・不開示の範囲について約20分、手続関連で約20分、訴訟手続について15分、そして、適用対象の範囲について15分ということで進めてまいりたいと思っております。大変恐縮でございますが、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、議論の整理としてなんですが、開示・不開示の範囲について、事務方より、これまでの各省や各先生方の御意見を踏まえてポイントを少し整理をして報告した後に議論に入らせていただきたいと思います。

○野澤室長補佐 何度も申し訳ございません。1～2分程度で端的にやりたいと思っておりますので、お許しいただければと思っております。資料9、主要論点についてという紙を用意させていただいております。その1ページ目が開示・不開示の範囲関係でございまして、大臣案のポイントを参集者・各府省からの意見ポイント、国民の声・職員の声のポイント、それぞれ、それを踏まえた議論の方向性はこんな感じじゃないかということを書かせていただいているところでございます。

ちょっと時間の関係がございますので、参集者・各府省からの意見ポイントについてと議論の方向性について説明させていただくことにさせていただきます。国民の声・職員の声のポイントにつきましては、先ほど御説明させていただいたこともございますので、割愛させていただければと思っております。

それでは、第2、開示・不開示の範囲関係でございますけれども、公務員の氏名でございます。警察庁ほかから「慣行として公」にされているものの以外の開示は、嫌がらせなどを惹起するのではないかという意見がございます。また、平成17年8月3日の連絡会議申し合わせの視点を反映させるべきという藤原先生の意見がございます。

また、2番目は法人情報の関係でございますけれども、特に情報提供に悪影響を及ぼすおそれがあるのではないかというような意見、また、6号支障、これはいわゆる事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれという規定でございますけれども、ここをふくらませることに結果的にはなるのではないかと。それとのプラスマイナスを考えるべきではないかということでございます。

また、3番目でございますが、こちらは、前回も国の安全、公共の安全等に関しては、裁量権はどう厳格化するかという議論がございましたけれども、そこに尽きるかと思っております。例えば、3番目のボツ、例えば「おそれがあると行政機関の長が「認めるに足りる十分な理由」がある情報」というような修正等、現行法の要件を更に厳格化するというような考え方があるのではないかという藤原先生からの意見もございます。

また、4番目、審議・検討情報の関係でございますけれども、本規定を改正しても、6号支障の解釈でカバーできるのではないかという藤原先生の意見もございました。

5番目、部分開示の部分でございますが、いわゆる独立一体説に関して、何らかの法改正が考えられるというような松村先生からの御意見もございます。

右下、それを踏まえた議論の方向性でございますけれども、公務員氏名に関しては、先ほど申しあげました平成17年8月3日の申し合わせとの関係、また、前回も三宅先生等から出ておりますけれども、プライバシー型規定の是非ということでございます。

また、2番目、法人情報関係は、行政への情報提供の影響をどう考えるかというところがポイントになるかと思えます。

また、3番目は、国の安全、公共の安全に関する情報関係でございますけれども、行政機関の長の裁量をどのくらいの絞り方をするかというところがポイントになるかと思えます。

4番目、審議・検討情報に関してでございますけれども、本規定を残すこと、また、削除した上で、必要がある場合、6号支障の解釈によりカバーすること、この比較ということになるかというところでございます。

また、5番目、部分開示でございますけれども、いわゆる独立一体説、独立一体的に有意な情報がないということであれば、部分開示をする必要がないという考え方でございますけれども、これについてどういうふうに考えるかというところがポイントになるかと思えます。

以上でございます。

○泉政務官 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思いますけれども、どなたかございます

でしょうか。藤原先生、どうぞ。

○藤原 時間をとらないように簡潔にお話しします。といいますのは、意見の部分は、座長や座長代理に読んでいただきたいと思って丁寧に書いたんですけども、これは抜き出されていますので、部分的に抜き出されていると、そこだけ読まれても若干困る部分があるので、申し上げます。

2号ですけれども、2号はこういうことです。まず、任意特約の条項を削っても、多分6号支障で受け皿はあるということです。だから、6号で受けられると。受けられるんだけれども、今回の改正で2号のイも5号の一部も全部6号にいつっちゃうので、少し6号がふくらむかなという感じがあって、それを前提に2つ目として書きましたのは、任意特約をとるという意味がこういう情報のとり方がそもそもよくないと、報告徴求等をきちんと行使しろというメッセージなのか、それとも、任意特約は、やはり制定時に言われたように、濫用の危険があるからだめだということをはっきりさせた方がいいんじゃないか、ということです。濫用の危険があるという意味であれば、実は、そんなに濫用はされていないんじゃないかという感じを持っています。審査会なんかでも厳しくみている。そうすると、6号をふくらませると、濫用の危険があるのならば、合理性を十分な合理性とか更に絞って、特約について、十分な合理性とか要件を絞っていくのとの比較、どっちのメッセージかをはっきりさせて、6号にいくなら6号にいくで、こういう議論でこうなりましたということをはっきり書いておいた方がいいんじゃないかという趣旨でございます。

それから、3号、4号につきましては、前回お話ししたように、まず、インカメラが入ることが前提で、それが第一で、第二に、前回、橋本委員の方からあったような要件のお話なんだというような捉え方の裁量統制のアプローチと、伝統的な裁量論のアプローチがある中で、私は大臣試案でも最終的には機能するだろうけれども、インカメラを入れるんだとしたら、ここの今紹介していただいているような私が示した要件を絞る書き方もあるということです。それで、インカメラがどのくらい機能するかというのは、アメリカでも議論があるところなので、すべての場合にできるのかどうかとか、裁判所の負担とか、裁量の本質とか、そういうことを総合勘案して、2つのうちどちらがいいかを座長、座長代理にちょっと考えていただきたいなというメッセージであるという意味です。

まず、それだけです。

○泉政務官 ありがとうございます。

その他、松村先生、いかがでしょう。

○松村 ほかの項目でもちょっと発言したいことがあるので、簡単に申し上げておきます。

国の安全等に関する情報については、ある程度の行政機関の裁量を残しておく必要があると思います。全般的に何でもかんでも5号、6号で主張されるのが非常に困るのであって、私としては、対象情報を事項的に限定するのが一番いいんですけども、ただ、それは技術的に可能かどうかということがあろうかと思えます。

それから、インカメラをやるから裁量の規定がなくてもいいというのは、ちょっと議論

としては違っているんじゃないかと思います。インカメラというのは、すべての場合にインカメラをできるかどうかということがありますし、それから、インカメラが機能する情報と、そういう情報があることは分かるけれども、その情報の評価が結局最終的な開示・不開示の判断になるという部分がありますので、インカメラをやるからすべて行政機関の裁量というのはなしでもいいよという議論というのはちょっと乱暴かなと思います。

あと、部分開示につきましては、インカメラをこの際裁判所に導入するというのであれば、併せて独立一体説を限定するというか、封じるような規定改正もあってもいいのかなと考えます。というのは、私の理解では、国が独立一体説を訴訟において主張する一つの背景として、部分開示、すべての部分について開示できないということを立証するのが極めて困難だというのがどうも訴訟当局にあるみたいでして、それで独立一体説をあえて主張するという面もあるようなんですね。したがって、今回インカメラというのを裁判所の審理に導入するというのであれば、その心配というのはなくなるのではないかと考えております。

以上です。

○泉政務官 三宅先生、どうぞ。

○三宅 座長と座長代理で考えろというところも投げられたので、しかも最初の座長のごあいさつで、次回に論点整理をせよということですので、ちょっと悩んでいるところを少しお考えいただければと思って御説明しますが、まず、今日、改訂版が出ました資料5-1が資料9と一緒に見ていくと分かりよいと思うので、資料5-1の3ページが個人に関する情報の不開示情報をどう規定するかというところで、ここについては、先ほど私が提案しているという御説明がありました。むしろ三木委員と中島委員から、プライバシー型にしたらどうかという意見があったので、それで、前回の方ですから、お手元に封筒がございますよね。これは前回の資料ですけれども、資料7の7ページに名古屋市の情報公開条例というのがございまして、事項を少し絞っているところもありますが、私がちょっと注目しているのはアンダーラインを引いたところで、「特定の個人を識別することができるものうち通常他人に知られたくないと認められるもの」というのが入っているんですね。ここで実質論を入れ込むということと、それから、ただし書のアとかイは、今の現行の情報公開法の法律とほぼ同じものの形にすることと、もう一つ、特色があるのは、氏名原則公開と言いながら、括弧書きで「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く」だから、氏名を公開して権利利益を不当に害されるおそれがあるものは例外として、だから、原則公開だけど、例外的には氏名の非公開もありますよということを条項でうたっているんですね。それが先ほど来出ている連絡会議の申し合わせの観点を反映させた条文にするというときに、名古屋市の条例が結構きめ細かく応用できるんじゃないかなと思っていますので、ここをちょっと御意見をいただければと思っているところが1つです。

それから、法人情報については、私もここは実は確かに2号の任意提供情報というもの

をどうするのかということですが、実際には余り使われていないということと、事務方の方で共同開発研究なんかをするときに情報が取れないんじゃないかというようなことが今回の意見の中のどこかに部分的にありましたので、そこも読んでおるんですが、このところは、先ほど藤原委員がおっしゃったように、十分な合理性というような要件で絞れるのかどうか。その方がむしろ6号に全部流し込むより要件が絞れるのか、それとも、こういう情報提供については、基本的には情報提供を求めるときには法律上の権限でちゃんととるということで、それ以外のものについては6号で行政運営上の支障があるということと判断するようなやり方の方がいいかどうか。

これは、民主党案はどちらかという行政運営上の支障ということとここを削除するという方向で出ていたものですから、ここを残すと、民主党案後退したというイメージダウンになると、せっきくの改正の流れのところではどうかというところがございまして、そこがちょっと頭が痛いところがあるんですね。かなり政治的な判断も絡むのではないかなという気がここはしておるところでございます。

藤原委員が、そもそも正当な利益で判断できないようであれば、合理的な条件という理屈も成り立たないであろうし、というのをお書きになっていたもので、私も正当な利益で判断できないような合理的な条件というのは何なのかとよくよく考えてみると、そのところはなかなか正当な利益で保護されるんじゃないかなと思うんです。それで、情報開示の件数もたしか四百何件でしたか、件数がちょっと少ないというのがありましたよね。この非公開条件付任意情報提供の開示・不開示については余り件数がないというのは、実務方ですね、窓口なり、情報を公開するかどうかの判断のところでは、正当な利益のところはかなり判断するところが多いので、なくても6号でいけるかなというところがちょっとあるものですから、ここは最後に政治的な判断も絡んでどうするかということだと思えます。

それから、5号の3号と4号については、確かにこの規定は、何々という情報であってというのがほかの不開示情報にあるんですが、ここはないんですね。だから、当初、農林省なんかの国際会議の資料なんかの不開示の判断が初年度の審査会にたしかあったと思うんですが、ああいうのは別に防衛、外交というほどのものでないものがどんどんそこに入り込んだということがあったので、このところは、日本には秘密保護法というのはありませんけれども、それは昔で言えば軍機保護法とか国防保安法というのが戦前あったわけですけれども、そういうのがなくなったということを前提とした上で、ただ、私から見ると、情報公開の審査会で不開示とされたものは基本的には出ないということだから、不開示となったものは情報公開の審査会の判断でかなりあるんですけれども、これは秘密保護法的な機能を実際は果たしているようなところもあるんですよ。それ以上手が付けられようがありませんから。それで、この間のイラクの空輸の記録とか、裁判所の判断では、外務省の在外公館のワイン購入のいろんな領収書関係も最高裁でかなりの部分が非公開になっていて、そこまで非公開にする必要があるのかなというところが出てくるので、事項

的に絞るとなると、行政機関の長が相当と認めるに十分な理由があるという一つの判断は、いわゆる秘密の秘指定とか、取扱注意とか文書の頭に書かれる部分がございますね。あの部分がそういう形に行政機関の長の判断の尊重の部分で、そこでどうしてそうなっているのかというところがあると思うので、そこは藤原委員のような意見を残しながら、しかし、裁判所が実際に判断するときは、おそれがあるかどうかをインカメラで見て現物を判断するという作業の要素は残しておいた方がいいのかと思ひまして、いわゆる折衷的で、御批判があればお受けしたいんですが、こういう十分な理由があるものであって、そのおそれがあるものというのを後ろに付けると、後ろの部分は裁判所が独自に判断してくださいよというメッセージになるかなという感じがしまして、行政機関の裁量統制のところの議論は、これは行政事件訴訟法の積み残しの課題になっていまして、裁量統制で行政訴訟検討会の議論がまとまらなかったから、行政事件訴訟法のときに裁量判断の審査基準が条文化されなかったところがあるんですね。それは恐らく行政事件訴訟法の積み残しの課題として見直しの課題になってくると思うんですが、そのところがあるものですから、裁量的な判断要素のところは藤原委員のようなところで残して、かつ、行政機関の判断をそこに入れ込んでいただいて、裁判所がインカメラで判断する余地を後段で残すような形ですとどうかなと、ここ1週間ぐらい考えていたところなんですけれども、ここもちょっと御意見をいただきたいと思ひます。

それから、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれというのは、前回の松村委員の意見のところは、これは残した方がいいという御判断の意見が出ていましたが、今日は除かれているのは、事務方でも確認していただいたところ、全部除くでは反対だという御意見だったとお伺いしたので、そのところで言うと、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがなくても、国民に利益を与えたり、不利益を与えたりという条項もありますので、ここは6号にいても大丈夫かなと。ここも先ほどの民主党案は削除ということの要素として一つありましたので、ここはよさそうだなということで、行政運営上の支障を時限的に適用することで国民の混乱というところは大丈夫かなという感じがしています。

それから、部分開示はほぼ賛成ということなので、あとは文言をどうするかという形だと思ひますけれども、とりあえず今悩んでいるところの論点整理のためにお知恵をいただきたいところをお話しさせていただきました。

○泉政務官 ありがとうございます。

更にここからいろいろ意見があるかと思うんですが、実は時間の関係上、今、ほぼほぼ座長代理から方向性を示していただいたのかなと思ひておりました、1つだけ、また中島先生の方から言っていて、その後、今、座長代理からいたいた方針を皆さん御確認というか、御認識いただきながら、また次までに座長代理の方にいろいろと御意見をお寄せいただくような形に向けていきたいと思ひます。

中島さん、どうぞ。

○中島 3号の関係なんですけれども、インカメラのところでは私の意見の詳細のところは、

アメリカの裁判官が、実際にはインカメラというのはそうしょっちゅうやるものじゃないというようなくだりをつけておきましたけれども、もうちょっと補足すると、実際には、インカメラは、それこそ外交・防衛情報みたいなものは、高度な政策的判断が要るとか、専門的でよく分からないことがあるとか、そういうことがあるので、実際にはヴォーン・インデックスの方が役に立つと。だから、インカメラをするよりはヴォーン・インデックスの方がいいんだというような説明を聞きました。それで、実際に大臣案にはインカメラはヴォーン・インデックスの実施が前提となっているので、だから、そこまでやるなら3号はわざわざ行政の長の判断というのを特別扱いしなくてもいいんじゃないかと私は考えます。

○泉政務官 ありがとうございます。

その他、この第2のところ、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

もちろんいろいろと御意見それぞれあると思うんですけれども、とりあえず今、三宅先生の方からお示しをいただいた基本的な方向性を踏まえながら、これから更に深めていきたいと思えます。

続きまして、第3、第4、手続関連の点について、また同じく事務方より1～2分ほど説明いただいた後に議論に入らせていただきたいと思います。

○野澤室長補佐 先ほどの資料9でございます。2ページ目でございます。舌足らずなところは補足いただければと思っておりますけれども、参集者・各府省からの意見ポイントということでございますが、まず、不開示決定時の理由付記に関しまして、行手法8条と同程度かそれ以上かを具体的にすべきだというような意見がございます。

また、内閣総理大臣の措置要求でございますけれども、7条公益開示との関係をきちっと整理すべきですとか、適用案件の絞り込みをどうするかについて検討する必要があるというような意見がございます。

また、3番目、開示決定等、審査会諮問の期限の短縮関係でございますけれども、第三者情報が含まれる場合ですとか、大量の行政文書に対する開示請求が行われた場合の例外規定というのを考えた方がいいんじゃないかというところがございます。

また、④期限を徒過した場合のみなし規定でございますけれども、これは、もう少し時間をかけて検討すれば開示できた可能性がある文書も不開示とみなされてしまうのではないかと。これは先般、階政務官の方からも指摘をいただいた点でございますけれども、という懸念もあるということでございます。

また、⑤手数料の引き下げ等でございますけれども、商業的利用の問題をどう考えるか、繰り返し請求をどう考えるか、無料・何人・動機を問わずという制度が責任ある民主主義の判定に相応しいか等の問題について検討してもよいのではないかと意見がございます。

また、濫用防止策という話はここでも出てきているということでございます。

6番目、審査会を裁決機関とすることについては、審査の慎重化、長期化が懸念される

という慎重な意見も出ておるといところでございます。

右側、それを踏まえまして、議論の方向性ということでございますけれども、不開示決定時の理由付記の関係は、理由付記の程度をどうするかというような議論があるかと思えます。

また、2番目、内閣総理大臣の措置要求関係で言いますと、7条との関係をどう考えるか、絞り込みをどうするかという議論があるかと思えます。

また、3番目、開示決定等、審査会諮問等の期限短縮の関係でございますけれども、第三者情報が含まれる場合、大量請求の場合の検討をする必要がある。

4番目、期限を徒過した場合のみなし規定については、先ほどの期限の短縮と一体的に検討する必要があるかといところでございます。

また、5番目、手数料の引き下げについてでございますけれども、濫用防止策というのをどうするかということがございます。

また、6番目、審査会を裁決機関にすることについては、メリット・デメリットを含めて検討する必要があるということでございます。

以上でございます。

○泉政務官 ありがとうございます。

それでは、また意見交換に入らせていただきたいと思います。階さんの方から。

○階政務官 先ほど事務局の方から、資料7のアンケート集計結果ということについて説明があったと思うんですが、その2ページ目で、担当者が標準的な分量の開示請求に対応するために要する時間の目安というのが挙げられています。おおむね30時間程度かなと思うんですが、国家公務員の人件費900万ということで、仮に年間1,800時間ぐらい働くとする、時給5,000円なわけですね。それで30時間費やすとすれば15万円。これだけのコストがかかっていると。そもそも手数料を低くするべきかどうかという議論は当然あるんですが、これだけのコストがかかっている実態をどう見るか。もっとコスト意識を持つべきではないかなと思いました。

その上で私が1回目のこの会議で発言したのは、請求を待たずして、自発的に開示する仕組みをもっと充実するべきだと思っています。今日、御説明の中で、独立行政法人の情報公開法の22条には、自発的な公開をするという前提に立って、政令でこういう情報は公開すべきだという規定があります。ところが、行政情報公開法にはそれがないんです。対応するのが多分25条ぐらいだと思うんですが、これについても、情報の提供に関する施策の充実を努めるものとする、努力規定にすぎないということになってしまっていて、私はもっとこの自発的な開示というものを進めていくようなことをしなければ、手数料の引き下げをして、更に国民の負担につながるようなことをするのは理解を得られないような気がしました。

○泉政務官 ただいまの論点について関連する方おられましたら、どうぞ。

○藤原 今おっしゃったことを補充させていただこうと思っていたんですが、地方

では、情報提供施策の充実ということで、複数回開示請求があつて、開示できるのならば、それは開架しておこうとか、あるいは全部開示になっているものであれば、個人情報等が含まれていない限り、それは簡易な方式で開示に応じてしまえとか、そういう施策をとっているの、情報提供施策の充実は大変重要だと思います。

続けてよろしいですか。

○泉政務官 どうぞ。

○藤原 ここも舌足らずなところが明らかにあるので申し上げますと、私は 60 日で切るのがよくないと言っているんじゃないで、……。

○泉政務官 先生、済みません、まず、手数料の方からもう少し深く掘り下げて。

○藤原 手数料のところは、ここは舌足らずでして、「無料・何人・動機を問わずという制度が」と書いてありますけれども、何人・動機や目的を問わずというのは前提としておりまして、今、300 円なんですけれども、300 円をゼロにしないと民主主義にならないのかということをお願いしたかったわけで、三拍子そろわないとどうしてもだめかということをお願いしたかっただけです。何人・動機というのは前提としております。動機を問わないということは。

それで、そういう問題意識は、これは新聞記事でもありましたけれども、あるいは外国の例でもそうですけれども、商業的利用が 7～8 割という現実があつて、それは哲学の問題で、新たなビジネスを情報公開を使って発見することはいいことだから、それは積極的にほめてあげるべきことで、邪魔をすることはないという考え方はあるし、人より先に見付けてビジネスするのは構わないだと思いますけれども、ただ、それも無料でなければならぬかという話とは別かなと思うのと、もう一つは、今、いろんな審査の過程での期間、時間ですね、時間を短くしようとしておりますので、そうすると、繰り返し請求をどう考えるかというのは結構大事で、例外をもって原則を語ってはならないんですけれども、大量請求の中に繰り返しが含まれていたりすると、数件でも物すごく時間、コストはかかりますので、そういった点も含めて考えて公益減免とか、あるいは、もちろん経済的弱者に対する減免を考えて、どうしても 300 円を無料にしないと民主主義ではないのかということが言いたかったのです。

○泉政務官 ありがとうございます。

階さんから御提示のあつた、自発開示の規定というか、そういう発想については、御異論ある方と言うと語弊があるかもしれませんが、どなたか御意見ございますか。基本的にそれはあつていいのではないかというような考え方で皆さんよろしいでしょうか。逢坂さん、どうぞ。

○逢坂内閣総理大臣補佐官 大賛成です。それで、先ほど藤原先生からもあつたとおり、自治体の現場では、実はここに相当力を割くことによって、情報公開制度というよりも情報共有とかそういう言い方をしているんですね。特に、私が前にやっていたのは、一度情報公開決定した類似文書については、審査も何もなしに情報公開しちゃおうなどという横

串を刺すというやり方ですよね。だから、情報公開請求があればあるほど、その経験を積み重ねて開示度合いを高めていく。それは自動的に公開されるんだというような仕組みもかつてやったことがありまして、階さんの指摘は全く同感です。

○泉政務官 ありがとうございます。

これは是非今後を活かしていきたいと思います。

まさに少し今のところでまた続きますが、ユーザーであります三木さんの方からいかがですか。

○三木 まず最初に、情報提供を自発的に進めるというのは非常に賛成です。自治体でも、少ないですけども、たしか 20 年くらい前から、逗子市は窓口に行くと、一度公開された文書はだれでも見れるように置いてあるということで、それが少しリストとして整理されて、もっと提供されると使いやすいなと思います。逗子市なんかでは報道に出ると、同じものを見たいという人が結構いるんですね。公開された文書が報道されると。そういうものは窓口で全部対応が簡単にできるので、そういう意味では、何のコストを下げるかという、全体的に制度運用のコストがそういうので下がっていくということは非常にいいことだなと思っています。

それから、あと、手続と手数料の問題というのは、私たち使う側にダイレクトに関わってくる問題なので、意見を申し上げたいと思います。

手数料に関しては、何が民主主義のコストかということの問題だと思うんですけども、例えば公文書管理法では、公文書が国民の知的共有資源であるというふうに位置づけられています。制度としては、公文書はみんなのものであってほしいという前提から、ユーザーは、その公文書を求めていくということに入っていきますので、そこにどれくらいのコストを受益者として私たちが負担すべきなのかということで、今の 1 件 300 円というのは少し高いという印象を持っております。オンラインで請求するとたしか 200 円だと思うんですけども、200 円か 220 円、ちょっと忘れましたが、たしか 200 円だったと思うんですが、多少オンラインで請求することによって、開示請求手数料は下がってはいるんですけども、ただ、1 請求の考え方というのが実は問題でありまして、請求書 1 枚につき 300 円ではないというところが大きなポイントだと思います。例えば、複数年度のものを取らなければいけない場合は、年度ごとに取られる。それから、あと、行政機関によってはファイルの作り方が違いますので、同じ内容の同じ種類の請求をしているはずなのに、ファイルの管理の仕方によって、1 請求ではなくて 3 請求にも 5 請求にもなってしまいます。そうすると、300 円のはずが、請求される手数料は 1,500 円だったりとかしてしまうというところで、実際に 1 請求 300 円、大したことないかなと思われる方もいらっしゃるんですけども、請求する側としては、実際に幾らかかるかは、実は請求してみないと、開示請求手数料すら分からないという状況で制度が運用されているということは踏まえる必要があるかと思います。なので、この際なくした方がシンプルで分かりやすい。出てきたものについてのコピー代を払うというのが一番請求する側にとっては使いやすい仕組みではあると

いうことではあると思います。

確かに大量請求をしたりとか、それから、権利の濫用と思われるようなものはあるかもしれないんですけども、ただ、それが多数になるということであれば、それは問題かなと思うんですけども、非常に少数の事例をもって、それをどう予防するかという議論は、私は本末転倒だろうと思います。個別の事例に応じて、例えば、権利の濫用であれば、濫用としてしかるべき対応をしていただくということをやらないと、少数の濫用事例をもってどう制度を作るかという議論は、ちょっと請求者の立場は置いていかれてしまうかなと思います。

そういう観点から言うと、決定するための期日を14日にし、延長期限は60日するというのも同じことが言えるのかなと思っています。確かに量の多い請求というのはあると思いますし、私自身も自分で公開請求をして一番多かったのは約4,000枚でした。部分公開の部分は非常に少なく、そのまま出てくるようなものだったので、期限内に対応していただきましたけれども、でも、それは情報公開法を制定する過程で、原案を政府内で省庁間協議をした資料なので、どうしてもそのボリュームを取らないと全体が分からない。やむを得ず大量になる場合というのものもあるんですよ。そういうことを考えると、量が多いからだめとか、そういう問題では全くなくて、恐らく情報の質の問題で、負担が高くなったり低くなったりということなんだろうと思います。

なので、大量請求といった場合も、単に量を指すのではなくて、恐らく審査にかかるプロセスで大量の業務が発生しているというふうに言うのが私は正しいかなと思っておりまして、それをどういうふうに解決するのがいいかというので、一応14日を原則にして、60日を延長期限とする。その中で何とか基本的にやっていただくことを、その中でうまく処理されるようなことを考えていただくのが必要かなと。

先ほど、アンケートの集計結果でしたか、済みません、ちょっと参照場所を見失ってしまいましたけれども、例えば審査のプロセスの中で、文書を持っている原課が公開・非公開の判断をするために、判例や答申の調査を各文書所管課が行っているというようなアンケート結果だったかなと思います。済みません、資料7の最初のページですね。これの1番の中で、最初の標準的作業プロセスの中で、担当者による文書の収集で、不開示情報の特定、判例・答申の調査等を含むということで、もうちょっとそこの辺とかは審査効率を上げるための工夫が内部でできるだろう。少なくとも情報公開制度の所管をしている担当課では、ある程度の情報収集がされている、それから、過去の判例や答申の蓄積については、ある程度整理をして、簡単に参照できるような形は恐らくできるだろう。なので、文書の特定とその後の審査のプロセスについては、もう少し見直していただいてもいいのではないかと思います。

それから、ちょっと長くなって恐縮ですけども、大量の文書が請求されるということで、特に外務省なんかは長期化していますけれども、問題の一つとしては、超長期に保存している文書を大量に抱え込んでいるという問題があると思います。戦後の文書から戦前

の文書から、いろんな大量の文書を外務省の本省がまだ現用文書として持っているという問題は確実にあると思っております。本来であれば移管をされて、例えば外交史料館できちっと公開をしていけば、あるいはそちらの方での公開プロセスにゆだねていけば、もう少し違うと思うんですけれども、そういったものもすべてまだ持っている。その結果、情報公開請求という形で外務省に請求がされるということで、それが長期化をし、審査が複雑化している。そこは私は確実に言えるのではないかなと思っております、それは情報公開法の規定の問題ではなくて、公文書管理全体の枠組みの中で考えていただいて、ここで何とかしようという議論は、その点ではやめていただきたいなと思っております。

以上です。

○泉政務官 ありがとうございます。

今、三木さんからお話のあった、ファイル管理の統一化ということは、やれば可能なことであるでしょうし、やらなくてはいけないのかなと思いますけれども、何かそれについて問題点。

○逢坂内閣総理大臣補佐官 その点を含めて、ここでしゃべるのがいいのかどうか、ちょっと疑問だったんですけれども、先ほど階さんから開示コストの問題がありました。これは非常に重要なポイントだと思っております。ただ、開示コストは、下げる努力を行政機関内部でしなければなりませんし、やろうと思えばやれるところはいっぱいあると思っております。

それから、情報公開を阻む要素として、行政機関内部の開示をするための作業が非常に煩瑣であるということ、これは開示コストとも絡むわけですが、そういうことがあると思うんですね。文書を特定し、どの部分を開示すべきかというのを探すということにもすごく手間がかかっているということは容易に想像がつくわけです。

それから、もう一つ、先ほどのアンケートの中、あるいは御意見の中にもあったかと思っておりますけれども、制度の問題以外に、職員の意識改革が必要だという問題もありました。これらを全部一括してクリアするというのは、実は公文書の管理をちゃんとするというところがすべての解決手法になるんですね。だから、ここを合わせ技で考えていかなければ、様々な問題はクリアできないということです。

実は、私がかつていた町では、公文書管理をある一定程度改善したことによって、小さな町であるにもかかわらず、年間のコストが数億円単位で改善されるんですね。先ほどの職員のそうした作業に関わる時間が一気に改善されたり、あるいは事務スペースが広くなったりというような物理的にも非常にプラス面が多いということなので、公文書の管理とセットで考えていけば、いろんなものがクリアされるところが大きいなと思っております。

最後、蛇足ですが、その意味で、例えば今日出されている書類も、A4とA3と、綴じ方も無茶苦茶で混在しているということで、これはどういうつもりで情報公開することを前提にしてこんなことをしているんだと、ちょっと強い口調で。要するに、そもそもこういうことなんですよ。情報公開する気があるのかということなんですね。だから、その

ところから出発していかなければいけないなと思いますね。

以上です。

○泉政務官 ありがとうございます。まさにこの机の上が現場だということがよく分かりました。

では、三宅先生が先に手を挙げていただいたものですから。

○三宅 手数料のところは、議論がそう余りかみ合っていないというわけではないと思うんですが、私はここも民主党案で原則無料になっていたところを原則有料にするのは後退のイメージが強過ぎるのではないかなという気がしまして、それで公益減免のところの適用ですが、アメリカで情報公開をするときに、私は何々の市民運動団体の代表をやっているとかが言うと、資料を送ってきて、しかも、料金は無料でいいですよなんて簡単にもらえるんですけども、日本じゃそうはならないと思うんですよ。公益減免と言ったときに、書類を出して、チェックして、それで減免という形になる。しかも、実際の運用で、今、政令であります、今は生活保護受給者が2,000円を限度に減免できるというのがあれですが、なかなか使いづらいと。だから、原則無料にした上で、営業目的とか、事業上必要な情報というのは、反復継続してくる人が、窓口で見たり、請求書を見れば、大体分かりますから、原則無料だけれども、営業目的についてはちゃんと取りますという規定をむしろ設けた方が事務方としては楽なんじゃないかなという気がするんですよ。

それから、それと大量請求のところでも文書管理のところもありますけれども、濫用的にいじわるでやるというようなところの件については、これは窓口でなかなか判断できないだろうから、情報公開審査会か、公文書管理委員会かどちらかに、こういうのは濫用的な請求だから、受付を却下してもいいですかというようなことを問い合わせるような手続を設けたらどうかと思ってまして、それは多分窓口で独自で判断する方が簡便ですけども、なかなか窓口で思い切ってできないだろうと思うので、緩じられている今日の資料の25ページで自由人権協会からそういう意見が出ていて、情報公開審査会に諮問して、諮問を経てすべきであるというのがあるんですが、審査会でできるかどうかは、ちょっと松村さんに。しかし、これは公文書の管理の問題ですから、公文書管理委員会の方でゆだねてもいいような問題かもしれないと思ったりしているんですけどもね。

○泉政務官 松村先生、いかがですか。

○松村 そこは検討課題ですね。それ以外に審査会の件で是非申し上げておきたいことがあります、三宅代理も審査会を裁決機関にすることについては含みを持たせておられますが、角をためて牛を殺すことにならないように、諮問機関でうまくやっていくというにしたい、そのところは是非御理解いただきたい。

それから、併せて建議の権限とか調査権を付与するというのは強く御賛同を得ているのかなと思います。

それでもう一つ、審査会の委員にいい人を得るとというのが非常に重要です。これは皆さんお気づきでないかもしれませんが、情報公開・個人情報保護審査会の会長という

のは、実はほかの会長よりワンランク下なんです。このことで、私も人事をやっていたとして、非常に困ったことがあります。委員として国会同意、総理大臣の任命を受けた後で委員相互で会長を選ぶ場合と、最初から会長として国会同意を得て総理大臣から会長として任命されるというのは、ランクが違っていて、処遇も違うんですね。いろいろ聞きますと、そのことでいい人を得るのにちょっと支障があったということもありますので、是非そういう点も併せてやっていただけるとありがたいと思います。

○泉政務官 今、第4の方にも更に移ってまいりましたけれども。

○泉政務官 時間の関係上、まだまだというところがございますけれども、大量請求の問題について、今後どういうふうに、何を濫用とみなすのかというところも含めて、更に検討していかなくてはいけないということと、第3、第4、もう一度最初からいきますと、不開示決定の通知内容、第3の1番目のところですけれども、書面により示さなくてはならないというところについては、基本的に皆さんそう方向性は変わらないのかなと思っておりまして、これはこの線で進めさせていただきたいということ。

そして、内閣総理大臣への報告と総理大臣による措置要求というところについては、少し丁寧にもう少し追っていく必要があるかなと感じているところでもあります。

それ以降の14日あるいは60日というところあたりは、先ほどの大量請求の話とも絡んでいくかなと思いますので、省庁の方からは様々な意見が寄せられているという状況であろうかなと思います。それを踏まえて今後また座長代理の方をお願いをしていきたいと思えます。

手数料の方は、御議論ありました。

審査会について、今、先生の方からお話がありましたけれども、これについても、両論というか、慎重な判断というところがあるかなと思っておりますので、その線でもう少し深めていきたいと思えます。最終、もしこの第3、第4のところで御議論、御意見ありという方がおられましたら、お伺いをして、次の論点に移りたいと思えますが、よろしいですか。では、30秒ずつ、三木さんと藤原さん。

○藤原 60日というのは、切るのなら大量請求をきちんと精査して一緒に解決を今しておいた方がいいという意味ですので。

それともう一つ、専門的な組織を設けていることに対する特典云々というところは、大学なんかで一生懸命やっているところは、60日でみなしとやっちゃうと、その努力がなくなるので、少し考えてもいいのかなと思ったんですけれども、技術的に難しければ、ここはこだわりませんので、そういう意図なんだということだけ言っておきます。

○泉政務官 じゃ、三木さん、どうぞ。

○三木 済みません、みなし不開示の部分なんですけれども、前回は発言させていただいたんですが、いつが出訴期限になるのかとか、それから、みなし不開示とみなすことができるという規定なので、その辺で60日超過してしまった場合、法律に沿って60日以内にやっていただくというのが原則だと思うんですけれども、仮に超過をした場合にどうなる

のかということ、是非この場である程度整理をしていただければと。何か具体的なアイデアがあるわけではないんですが、そこは使う側にとっては混乱の原因になるかなと思いますので、是非この部分は精査していただければと思います。

○泉政務官 ありがとうございます。

座長、どうぞ。

○枝野大臣 私がしゃべるのは、しゃべり方に気をつけないといけないかなと思うんですが、1つは、とにかく権利の濫用の部分のところの手当は、先ほど三宅先生のアイデアを初めとして、何とかそこはうまく手を着けていただかないと、ここでまとまったものを内閣全体がやるのはなかなか難しいと思いますので、その技術はよろしくお願ひしたいということと、1つ、諮問機関がいいのか、裁決機関がいいのかということについては、もしかすると、これは自分で提案しておいて何なんですが、総理大臣の措置要求という形で、総理、これは実際には総理ではなくて、今の形式であれば、多分総務大臣になるのか、つまり情報公開法を所管する政治家のところできちっとクリップするということを何らかの形で使った方がいいということなので、もしかすると、諮問機関のままにして、ただし、そこで決まったことについては、総理の権威と権限でクリップするということもアイデアとしてはあり得るのかな。そっちで総理を使うというのはちょっと御検討いただければ、専門的にと思っています。

○泉政務官 ありがとうございます。

それでは、続いての論点に移らせていただきたいと思います。訴訟手続のところになります。特にインカメラ審理手続の導入がポイントになりますが、まずは事務方の方から確認だけ。

○野澤室長補佐 済みません、簡単に論点の確認だけでございます。資料9の3ページ目でございます。

各府省及び参集者からの意見ということで、訴訟管轄の関係は、業務が煩雑になるのではないかとということと、他方で、日本海側、沖縄県、北海道といった高裁が所在していないところの負担ということを考えるべきだというような両論がございます。

2番目、ヴォーン・インデックスの関係でございますけれども、これは法務省から「その内容の要旨及びこれを開示しない理由」を示すことで不開示要件を定めた意義が失われることのないような配慮が必要であるというコメントがございます。

また、3番目、インカメラ審理の関係でございますけれども、憲法82条の裁判の公開原則、民事訴訟の基本原則との関係について、慎重な検討を要するというところ。

他方で、藤原先生の意見として、憲法82条論については、これと抵触しないとする様々な学説も唱えられており、最高裁の補足意見でも同種の見解が唱えられているところである。立法で解決がつくのではないかと思われるというところがございます。

そして、法務省からは、存否応答拒否を可能とした法8条の趣旨が没却されないような配慮がインカメラ審理の運用に際して必要であろうというところがございます。

また、中島先生から、先ほども話がありましたけれども、裁判の公開、当事者主義から外れた審理であって、原告一人が蚊帳の外に置かれるので、行政寄りの判決につながる危険が大いにあるので、ヴォーン・インデックスの提出の併用は厳守されなければならないということが意見としてあります。

これを踏まえた議論の方向性といたしましては、訴訟管轄関係という意味では、原告側の利便性の向上をどう考えるか。

2点目、ヴォーン・インデックスについては、導入については、この場においては大きな異論はないのではないかとこのところでございますけれども、ここも確認が必要であるうと。

3番目、インカメラ審理の関係でございますけれども、こちら、憲法、民事訴訟の基本原則との関係をどう考えるかといった論点があるかと思えます。

以上でございます。

○泉政務官 それでは、早選手が挙がりました。橋本先生から。

○橋本 後半2つについてしゃべりたいと思って、前半はしゃべらなかつたんですけども、まず、インカメラの話ですけども、ヴォーン・インデックスとインカメラを裁判所で導入するという御提案自体は、是非実践していただきたいと思えますし、恐らくそういうトレンドはあると思えます。

ヴォーン・インデックスの方は、これはもちろん法務省が言っているように、若干訴訟手続上の仕組みは工夫する必要はあると思えますけれども、基本的には新規導入についてそれほど問題ないと思うんですけども、インカメラについては、これを民事訴訟における証拠として裁判所で扱うということについては、長くしゃべれないんですが、やはりこれは民事訴訟全体にかかわる証拠法という部分でちょっと問題があるかと思えます。それは結局、証拠として扱うと、それを記録に残してやると、あるいは上訴したときに証拠を見ていくというのがあるんですけども、いろんなことを考えたときに、実態になじまない部分があるということでもあります。

それから、大臣提案の中で、申立てにより決定でインカメラをやるということになっているんですけども、それは訴訟当事者がある程度合意して、原告の方も、これは見て結構です、あるいは見てくださいと。正しい判断をするためにインカメラをやってくださいという訴訟当事者全体でのある種の合意がないとうまくいかないと思えます。

したがって、私は、インカメラ審理は今回の法改正でやると。やるんですけども、やり方について、民事訴訟といいますか、行政事件訴訟の根幹に関わって、何か大議論になっちゃうようなところをうまく避けて、実質ワークするような、あるいは、今、私もやっておりますけれども、審査会でやっているインカメラの蓄積があつて、そこでうまくいっている部分というのはあるわけですから、それと類似性・連続性があるといいますか、同様の機能を果たすような手続を工夫して導入すべきであると考えています。

具体的には、いわゆる弁論の全趣旨を考えて裁判官は判決を書くわけですから、当事者

がある種の合意を持って、裁判をやったときに、弁論の全趣旨を裁判官が考慮すると。その中でこの手続を入れるというような工夫をするということが、恐らく「釈明処分に基づく検証」とか、そういう整理をするとうまくいくんじゃないかなと私は思っております。ですから、うまくいくような工夫をした上で、是非これは導入すると。ついては、今、審査会でやっているインカメラのやり方とうまくリンクするような形です。だから、例えば上訴していたとき、普通の民訴だったら、証拠はもう見ちゃって、それが書面になっていて、それが順番に上がっていくわけですけども、それは一回一回見ないと、つまり、上級審なら上級審の裁判官がちゃんと見ないと、多分うまくいかないだろうと思うし、あるいは、原告の側、国民の側としても、それは自分の見ないところでぱっと判断してしまう、行政側は当然知っているわけだから、そこについてもかたい制度で作るとするのは少し問題があると思うので、これは是非うまく工夫した上で導入するということを是非考えていただきたい。これが私の意見です。

○泉政務官 どうぞ。

○階政務官 確認だけです。今の御説明で、結局、証拠としては利用しないけれども、弁論の全趣旨ということで、裁判所はインカメラ審理に基づいて心証形成をするということによろしいんですか。

○橋本 そういうことですね。

○泉政務官 三宅先生。

○三宅 今、釈明処分に基づく検証ということ橋本委員が言われたので、証拠調べ手続として導入するときの問題点というのがあるけれども、釈明処分に基づく検証なら大丈夫かなという理解でよろしいんでしょうかね。私も今日論文を出させていただいたのは、今まで法律の手続がないので、原告と被告は当事者双方で合意してインカメラをやっている手続がありまして、この論文の714ページに紹介しているんですが、その場合は、714ページの7行目に、一審被告申出の検証について裁判所が次の条件のもとに検証を行うことに合意するという形で、その条件としてこうだということで、記録も調書に裁判所の今日はこういうことをやりましたよということを記録しますね。その調書の中で結構細かくどうということ、何を見て、その具体的な内容はどうだとか、もちろん現物の内容を公開すると情報公開になってしまうからできませんけれども、その外側のフレームのところは説明をするという手続で、もちろん上級審がもう一度インカメラを見るということも可能ですが、この調書を見て、ヴォーン・インデックスと調書で大体上級審がまた更に判断できるとすると、民事訴訟の基本原則のところの双方審尋主義、双方が同じものを見て議論して判断を裁判所がするという手続が大体いけるんじゃないかというのは、私は日弁連で民事訴訟法の伊藤真先生を講師にお呼びして勉強会をしたときに、伊藤先生の方も、それなら大丈夫だろうというお話があったので、釈明処分に基づく検証という形でならいいだろうと。

そのところの、今日、橋本委員のところの「当事者双方の合意」というのが要件にな

ると、これは例としては合意であった自治体の例なんですけど、余りケースとして多くないんですね。実際に国相手の裁判でインカメラをやりたいですけれどもどうですかと言うと、絶対国の代理人は嫌だと言うんですよ。それは見せないで、おそれがあるから困るんだ困るんだと言って、そこで裁判をした方が絶対国側としては勝てるものですから、そういうことになってしまうので、被告の、先ほど原告の、見てもらってもオーケーですよというところはいいと思うんですが、被告のオーケーまでを要件にしてしまうと、裁判所としてはちょっと判断しにくくなると思うので、裁判官としては、被告はやりたくないと言っていてもやりましょうと、原告も立会権を放棄してでもいいと言っているからという形で釈明処分に基づく検証の手續としてできるものを規定した方がいいんじゃないかなというところはちょっと考えているんですけれどもね。

○泉政務官 ありがとうございます。

あらかじめ当事者の意見を聞かなければならないというふうに今は大臣案としてはなっているんですね。

○三宅 意見を聞くのはいいんです。

○藤原 今の2人の委員の御意見で大体尽きているんですけれども、法制的な話があるということですので、なお念のため申し上げておくと、私は既に導入の方向で実務的な問題を詰めてほしいという意見をここに書いておいて、その下の方で、例えば記録の取り方等と書いておいたのは、同じ問題意識なんですけど、ただ、あえて更に申し上げると、結局、証拠調べではだめだと言うんですけれども、つまり、事実上の和解とか、争点整理ならいいというわけです。事実上の和解は、多分三宅委員が小田急の事件で経験があるということは存じ上げているんですけれども、いいと。で、例えば文書提出命令の223条の6項でしたっけ、証拠の採否ならいいけれども、証拠調べとは本質的に違うんだとかという議論はあるんですけれども、1つだけ気を付けておかなければいけないのは、情報公開訴訟におけるインカメラは、裁判官が文書を見るか、見ないかがポイントであって、見れば、本案なのですから、心証への、見てしまったら、事実上の影響の有無の問題ではないので、そののところははっきり立法でと言ってしまった方が私はいいいと思うんですね。それで、民主党案の21条の3のように丁寧に書けば、これを詰めて修正すれば、ここはいいかなと思っていたんですね。

それと、もう一つは、立法でということと、せつかく審査会の実務での蓄積があるので、さっき橋本委員も言われたんですけれども、もう少し経験を活かせるような仕組みがもし考えられたら、インカメラ同士ですね。それは役に立つのかなという気がしたというのが2つ目です。それを申し上げておきたいと思います。

○泉政務官 まず、訴訟の管轄なんですけれども、これは御異論ございますか。一応御意見としても、それを否定するような御意見はなかったかなと思っておりますので、それはこの線でいきたいと思えます。

ヴォーン・インデックスと今のインカメラのお話は、今まで御議論いただいているとお

りですので、時間の関係で、もしなければ次の論点に移らせていただきたいと思います。皆さん基本的にはこれを導入していく中で、あとはどう位置付けをしていくかということなのかなというふうに思っておりますので、何かあれば、よろしいでしょうか。三木さん、どうぞ。

○三木 およそ皆さんで議論していただいていることでカバーされているかなとは思いますが、原告とか、あとは審査会で申出人の立場で考えると、実はインカメラというのは非常に重要なんですけれども、一方で、文書を保有している原課と、それから、審査会の間でいろんなやりとりが行われて、それに対してこちらが反論する機会がなく、例えば審査会ならば答申が出てしまう。理由説明書が諮問されると実施機関から出されますけれども、でも、それだけだと十分な反論に足る材料がないまま、こちらは意見を出ざるを得ない。審査会の委員を私も自治体で4年しております、そのことは非常に問題だなと。ここである程度論点整理したことに對して、申立人から反論する機会がないと、本来的には十分な意見表明の機会を提供したことになるんじゃないかなと思うことも委員としてありました。それから、実際に申立人の立場でそういう要求を意見書に書いたことも何度もございます。それは一度もかなえられたことはないんですが、なので、訴訟手続においても、審査会と違いまして、裁判でだめだと先がないということがありますので、インカメラをするに当たっては、そういう意味では原告がきちっとそれを踏まえて整理されたことについて反論する機会が保障されるような手続でないと困るとというのが、利用者側から見た問題かなと思っております。

以上です。

○泉政務官 それでは、残り10分で今回の個別テーマとして設定しました第6の適用対象の範囲等についてということでまたやっていきたいと思っております。事務方の方、まずお願いします。

○野澤室長補佐 先ほど説明しましたので簡単に。参集者・各府省からの意見でございますけれども、国会、裁判所関係では中島先生より、三権分立は崩すことのできない大原則だけでも、その前提に国民主権があるであって、ことに裁判所は法律の専門家集団であっても、あくまでも国民の裁判所であるから、国民から働きかける方法は何かないものかということでございます。

また、3番目、政府周辺法人関係でございますけれども、法務省から、補助金等の年間収入に占める割合により対象法人を決する場合、職員数が数名程度の零細法人も対象とされることになってしまう可能性があるというような懸念でございます。

また、中島先生から、NHKに関するコメントがございます。

また、三木さんからでございますけれども、「公法人」に関する御指摘もいただいております。

議論の方向性でございますけれども、国会、裁判所関係でございますが、法改正事項、独法情報公開法及び情報公開法本体の話ではございませんけれども、開示制度導入の検討を促す方向性に異論はないのではないかとということでございます。

また、3番目、政府周辺法人の関係でございますけれども、先ほども考え方の整理のところ出てきましたけれども、主務官庁に対する情報公開請求、情報提供規定の整備などのいろんな選択肢がある中でどういうふうに考えていくかというところがポイントになるかと思えます。

以上でございます。

○泉政務官 ありがとうございます。

国会や裁判所については、御意見はそう多くいただいていたんですが、異論がないから御意見がなかったのか、慎重に御発言をされたいからという趣旨なのかはありますが、まず、国会、裁判所等については何かございますか。

特段なければ、次、慎重な政府周辺法人。国に対して報告もしているということでのディスクロージャーということも進めていくこともできると思いますけれども、この点について何か御意見はございますか。逢坂さん、どうぞ。

○逢坂内閣総理大臣補佐官 政府周辺法人の範囲をどうするか。法人ごとに考えるやり方も一つの手ではありますけれども、情報の性質によってやるというのも一つの手かなと思うんですよね。情報の性質というのは、いわゆる公度合いが高いか低いか、ちょっと漠然とした言い方ではありますけれども。だから、その法人の中に、国民が本来知るべきものがあるだろうということであれば、それは対象にするという、情報の性質からアプローチしていくという合わせ技というのが必要なと感じます。

それから、意見がないと言っているながら、国会の関係ですけれども、正直申し上げて、法案修正のプロセスというのはきれいにトレースして文書として残しておくというのは、あの3時間とか4時間の中でいろんなことが起きていく中で、なかなかこれはしんどいすねという気は実感としてしますね。

○泉政務官 その他いかがでしょう。階さん、お願いします。

○階政務官 先ほど資料4で現状について説明を受けたわけですが、今現在の対象法人も、果たして理屈があるのかどうかというのが、説明を聞いて疑問に思いました。といいますのも、NHKは対象外だけれども、日本銀行は対象とするというのは、果たして合理性があるのかどうかというのがよく分からなくて、この機会に独法情報公開法の対象法人というものもきっちり整理された方がいいんじゃないかなというふうにも思いましたけれども。

○泉政務官 橋本先生、どうぞ。

○橋本 「政府周辺法人」という言葉自体が、私が昔論文に書いて、それがここまで定着したという、非常に感慨を持っているわけですが、まず1つは、これはまさに切り分けるときに、私も随分やらせていただいたんですが、逢坂さんがおっしゃったように、結局組織で切り分けると、それは法人が「政府」の一部かどうかという議論になってしまうわけです。NHKはどうなんだと。あるいは日銀はどうなんだと個別の判断になって、それはいろんなプロセスで決まったんだけれども、しかし、ルールが分かりにくい

という形になっているわけですね。だから、あのときから情報の性質に着目する議論はあったわけで、だから、現に開示はそういうふうになっているわけですね。

同じことで私も今回書かせていただいたんですけども、民営化なり株式会社化されてしまうと、その瞬間から法対象から外れる。だから、例えば道路公団みたいなものは、収用関係のことをあそこは本当にやっていたわけです。国交省が持っていない文書もいっぱい持っているんですけども、株式会社化されたら、それは開示対象から外れるとかですね。これは実は以前の郵政公社も同じなんですけれども、そういう問題も含めて、一部情報の文書の性質に着目した情報開示の観点が必要だろうと私は思います。

しかし、例えば指定法人だとか、あるいは役人天下り公益法人と書いたんですけども、こういったものは巷間よく言われるように、これは民法上の法人であったり、別の法律によっていろんな法人としてガバナンスが決められているわけだから、それをそのまま法人自体が開示請求を受けるといった仕組みを持つてくるのは、なかなか難しいんですよ。難しいというか、恐らく、例えば行政学者としての立場で言うと、無理があると思います。だから、それはこの法律の仕組みではなくて、情報公表のディスクロージャーの仕組みを充実させるということがまず非常に重要であるということ。

でも、そういう議論をすると、今の法律だって十分ディスクロージャーされているんですよということが必ず返ってくるんですが、確かにされているんです。されているんですけども、例えば天下りの人が何人いるとか、そういうことは、プロがよく調べれば分かるんですけども、ぱっと見て分からないようになっていく。つまり、階層の深いところに情報があって、ネットでは公開されています、みたいな議論になっているので、このところはだから、もちろん法対象を広げるという議論も必要なんですけれども、まさに議論は幾つかありますが、公表制度のところを拡充するというのと、公表制度の公表の仕方のところですね、ただ法律があって、ルールがあって、これこれ開けているからいいんですよということから見直すということが必要なんだろうと思います。

それから、今日、論点から飛ばされたんですけども、内閣総理大臣の措置要求のところ、私はこれは非常に重要な考え方だと思っていて、そうすると、例えば内閣総理大臣、これは多分内閣府の中のある種の組織ということになるので、その長としての総理大臣ということでしょうけれども、そこに、たとえば今、刷新会議があるんですけども、あれが今の組織法上できるかどうかは分かりませんが、内閣総理大臣が所轄している内閣府の中に、ある種情報全体の在り方をちゃんとコントロールしますよというものがあって、例えば、法律的には、今の公益法人だって開示されています。でも、それは非常に分かりにくい形で出てきているものを、ちゃんと分かりやすい形で整理をしたいと思いますかね。だから、そういう公表制度をある種国民の知る権利に資するかたちで、戦略的に動かす。そういうことによって、政府周辺法人に関するガバナンスの問題をひとつひとつ整理していく、そういうことが必要だと思うんです。そうしないと、結局いろんな政府周辺法人の問題はそれぞれ法律があるわけですね。所管官庁がいて、その法律はこの問題だ、こ

この問題だとなる。当然そうなるし、なるわけですよ。

したがって、だから、情報公開という切り口から、今ある制度だつてうまく使ってやれるようにする。それをやれていないわけだから。それを更に今回進める。そういう方向性を出していただければありがたいと思っております。

以上です。

○泉政務官 中島先生、恐らく、政府周辺法人もそうですし、今、橋本先生がおっしゃった措置要求のところも両方御意見がおありではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○中島 今おっしゃった公表制度なるものを充実させていくというのは、それはそれで、さっきの政府は、例えばインターネットで情報を出せるものはどんどん載せていくというのと大体同じような発想だと思うんですけども、ある種それは「知る権利」のこととよくセットで議論されるんですけども、説明責任というのと開示請求に基づいての開示というのとはベクトルが全然違うので、それをごっちゃにしない方が僕はいいと思うんです。両建てが一番理想的だと思うんですけども。

だから、例えば、今の僕がペーパーで書いた中に、東京電力や関西電力、これって情報公開の法対象としていこうという話に今まで出たんでしょかね。とにかく公共性がものすごく高いのははっきりしているんですね。それで、原発の事故隠しというので大騒ぎしたことは今までいっぱいありますよね。

それから、例えば今、私は学生たちに情報公開請求をさせる授業をやっているんですけども、例えばJRとか、大手の電鉄会社の小田急、高架工事をしているけれども、あれの金の出し入れはどうなっているかとか、それから、JRだと山手線の巣鴨駅の建て替え、長くかかっているけれども、これはなぜか、どういういきさつかとか開示請求したいとなると、これは請求対象機関じゃないよと教えざるを得ない。そうしたら、回り道して、国土交通省、東京都、関係しているようなところですね。そこに請求してみたらと言うんだけど、結局はろくな結果が出ない。こういうようなことが実際にあるわけですね。だから、公共性というか、国民が広く関心を持つ、絶対に知りたい、こういうようなものに対する何かある種義務的な枠組みが必要なんじゃないかと私は考えてペーパーに書いたわけです。

○泉政務官 ありがとうございます。

先ほど逢坂さんがおっしゃられた「情報の性質によって」というところにも関わってくるかなと思いますし、平成12年7月の考え方が今現在にあるのかですとか、あるいは、そのときそれが本当にどういう根拠を持ってこういう考え方になったのかというのは、再検証が必要なのかなという気がしますので、ここは座長代理にもお願いをしながらというふうに思っています。座長、どうぞ。

○枝野大臣 実は昨日まで別の仕事をしていた関係で言いますと、公益法人という民法法人の形式をとりながら、その中のある部分は間違いなくこれは行政であると。法務省から

の意見で、「補助金等」という書き方をしているんですが、補助金をもらっているところは逆に違うわけで、業務の委託を受けている。それも独占的、あるいは事実上独占的に業務の委託を受けている。それから、権限を付与されていると。これは、少なくとも昨日までの事業仕分けの中における議論としては、情報公開を初めとして、ガバナンスが効いていない。ここを抜本的に変えよう。そこから先は、そちらの分野においてもこれからの議論なんですけど、私の私見として昨日の時点で申し上げたのは、いわゆる公益法人の中の行政代行的な部分は、法人の性質そのものを変えろという制度改革も含めていかないと、今の法律のままで多分情報公開の対象には、先ほどおっしゃっていたとおり、しにくいと。なら、法律上の根拠自体変えてしまおうということまで視野に入れて、公益法人の改革という意味では考えているということをお知らせを1点御報告をさせていただきたいと思っております。

○泉政務官 ありがとうございます。

本当に今日は駆け足でありましたけれども、多くの御意見、御討論、ありがとうございました。これを更に、座長、また座長代理、そして私、事務局長、相談をしながら、更に皆さんのチームにお諮りをしたいと思います。

最後、スケジュールについて、事務方の方、お願いいたします。

○小峯室長 次回は、6月8日の開催になります。冒頭、枝野座長からごあいさつがありましたとおり、三宅座長代理に今日お話しいただきました論点の整理をお願いさせていただければと思っております。そして、次回は、この論点整理をもとにいたしまして御議論をいただくことになろうかと思っております。これを踏まえまして、6月23日の予備日にも検討チームを開催する方向で進めていきたいと思っております。

以上です。

○泉政務官 ありがとうございます。

その他、皆さんから特段なければ、これで終了していきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。階さん、1点どうぞ。

○階政務官 論点の中で、2つほど実務上回るんだらうかというのが気になっているところがあって、1つは、総理への措置要求。1つは、三木さんから先ほど御指摘があったみなし規定。ちょっとその辺について、私の行政管理局の方でも検討させて、またこの場で御報告させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○枝野大臣 場合によったら、それが可能なら、事前に三宅先生とも御相談、意見交換をしていただいたりして、論点としてきちっと、できればまとまって次回出てきていただいた方が、多分その後がやりやすいかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○泉政務官 そういったことで進めていきたいと思っております。

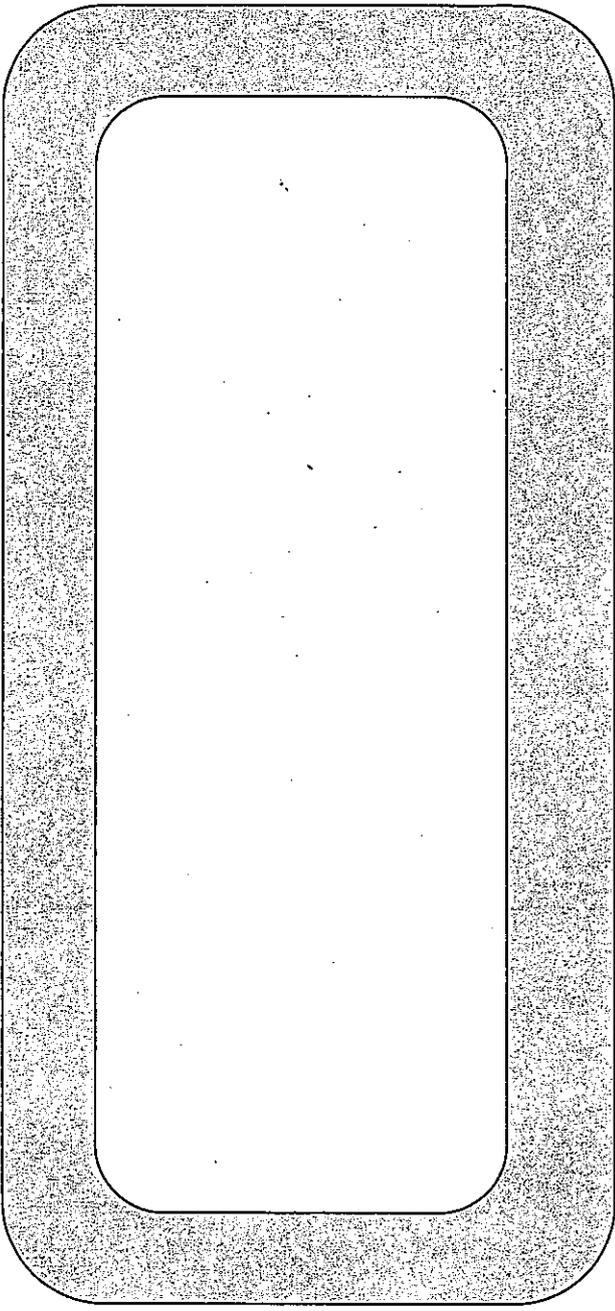
今日は本当に長い時間ありがとうございました。

この後、座長代理による記者会見がございますので、報道関係者の方のみお残りをいただくような形をお願いいたします。

政 透 明 化 検 討 予 一 ム 座 席

日時:平成22年5月26日(水)
10:00~12:00
場所:中央合同庁舎第4号館
共用1208特別会議室

- 野澤 泰志
職員の声担当室
室長補佐 ○
- 小峯 弘靖
職員の声担当室長 ○
- 渋谷 秀樹
立教大学教授 ○
- 中島 昭夫
桜美林大学講師 ○
- 橋本 博之
慶應義塾大学教授 ○
- 藤原 静雄
筑波大学教授 ○
- 三宅 弘
弁護士 ○



- 七條 浩一
総務省行政管理局
情報公開推進室長 ○
- 本多 平直
衆議院議員 ○
- 櫻井 敬子
学習院大学
教授 ○
- 松村 雅生
日本大学教授 ○
- 三木由希子
情報公開クリアリ
ンゲハウス理事 ○
- 階 猛
総務大臣政務官 ○

泉 健太
内閣府大臣政務官

枝野 幸男
内閣府特命担当大臣
(行政刷新)

逢坂 誠二
内閣総理大臣補佐官

配布資料一覧

平成22年5月26日

- ・ 座席表
- ・ 資料1 議事次第
- ・ 資料2 出席予定者名簿
- ・ 資料3-1 「情報公開制度の改正の方向性」に関する意見募集
(H22.4.21~5.14) 結果概要①
- ・ 資料3-2 「情報公開制度の改正の方向性」に関する意見募集
結果概要②
- ・ 資料3-3 情報公開制度の改正の方向性に関する「国民の声」・
「職員の声」
- ・ 資料4 政府周辺法人、国会・裁判所の情報公開の現状
- ・ 資料5-1 「情報公開制度の改正の方向性について」に対する
参集者からの意見の概要（改訂版）
- ・ 資料5-2 「情報公開制度の改正の方向性について」に対する
参集者の意見（追加分）
- ・ 資料6-1 「情報公開制度の改正の方向性について」に対する
各省庁からの意見の概要（改訂版）
- ・ 資料6-2 「情報公開制度の改正の方向性について」に対する
外務省の意見
- ・ 資料7 情報公開法の運用に関するアンケート集計結果
- ・ 資料8 「諮問庁の判断は妥当でない」とした審査会答申
(平成20年度) について
- ・ 資料9 主要論点について

行政透明化検討チーム

議事次第

日時：平成22年5月26日（水） 10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第4号館共用1208会議室

1. 開会
2. 枝野行政刷新担当大臣挨拶
3. 配布資料紹介
4. パブリック・コメント（ハトミミ「国民の声」「職員の声」）の
結果報告
5. 政府周辺法人、国会・裁判所の情報公開制度の現状
6. 各府省・各参集者からの追加意見概要及び各府省へのアンケート
結果の紹介
7. 総務省行政管理局より補足説明
8. 自由討論
9. 今後の進め方について
10. 閉会

行政透明化検討チーム出席予定者名簿

座長	内閣府特命担当大臣（行政刷新）	枝野 幸男
座長代理	弁護士	三宅 弘
事務局長	内閣府大臣政務官	泉 健太
	内閣総理大臣補佐官	逢坂 誠二
	総務大臣政務官	階 猛
	立教大学教授	渋谷 秀樹
	桜美林大学講師	中島 昭夫
	慶應義塾大学教授	橋本 博之
	筑波大学大学院教授	藤原 静雄
	日本大学教授	松村 雅生
	情報公開クリアリングハウス理事	三木 由希子

「情報公開制度の改正の方向性」に関する
意見募集(H22.4.21～5.14)結果概要①

平成22年5月26日
行政刷新会議事務局職員の声担当室

1. 回答者属性情報

■ 意見募集の概要:

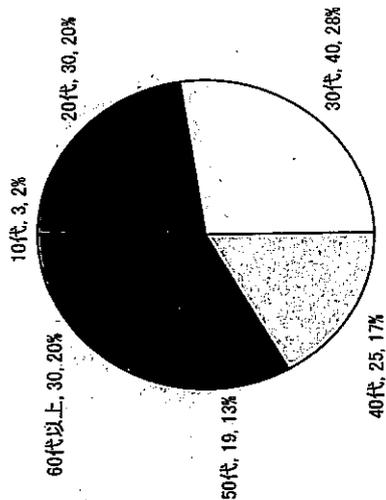
期間: 平成22年4月21日~5月14日 対象: 「国民の声」国民全般、「職員の声」国家公務員及び独法職員

■ 回答数 「国民の声」147名 (うち男性83%、女性17%)、「職員の声」64名 (うち男性91%、女性9%) 特に実務を行う係長級職員が中心

「国民の声」

回答数: 147名

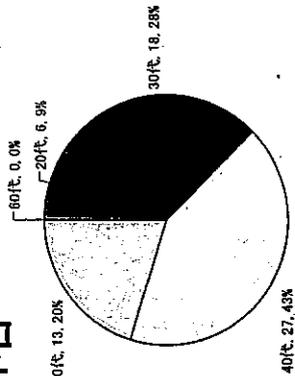
年代別回答数



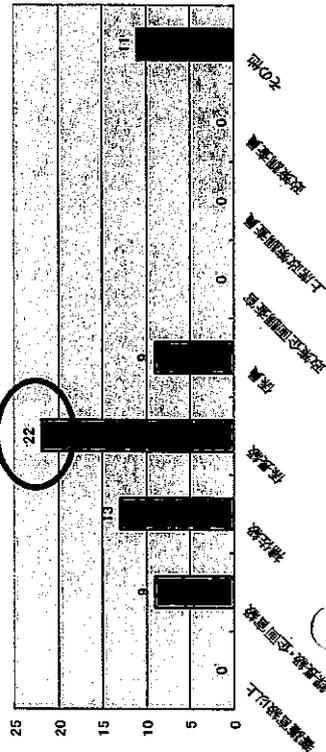
「職員の声」

回答数: 64名

年代別回答数

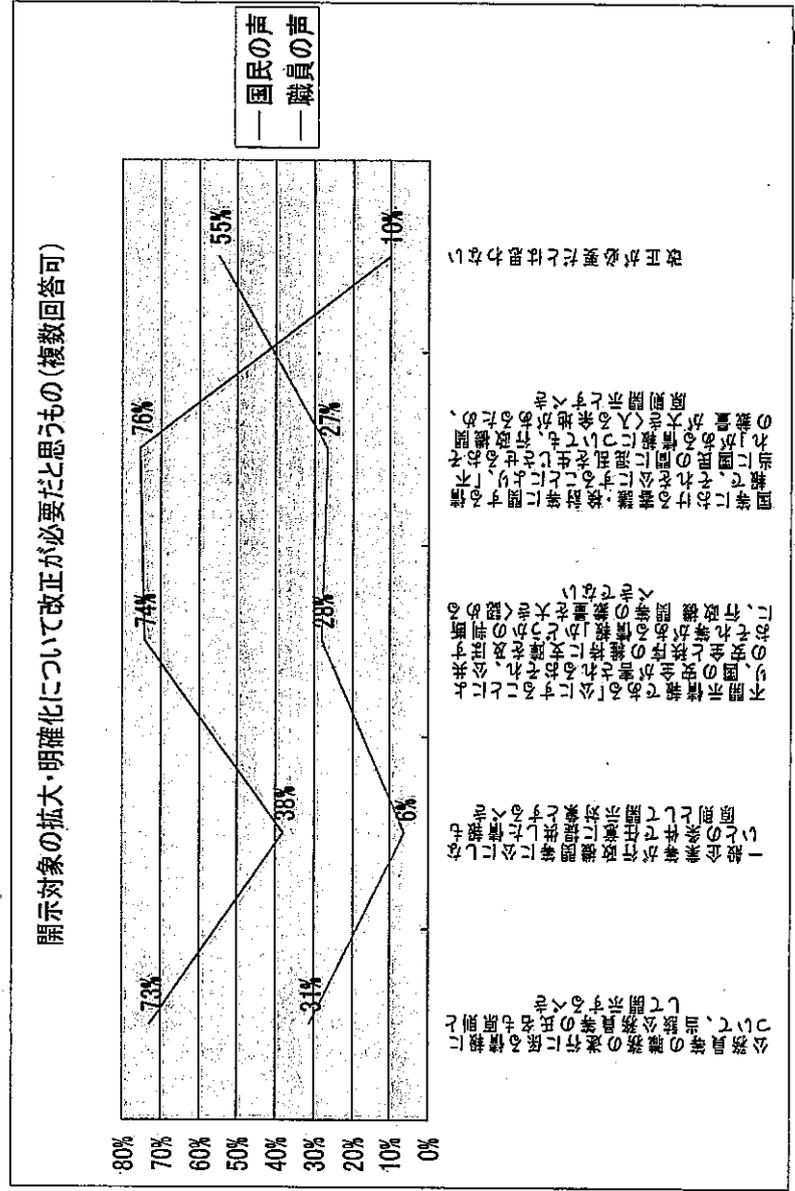
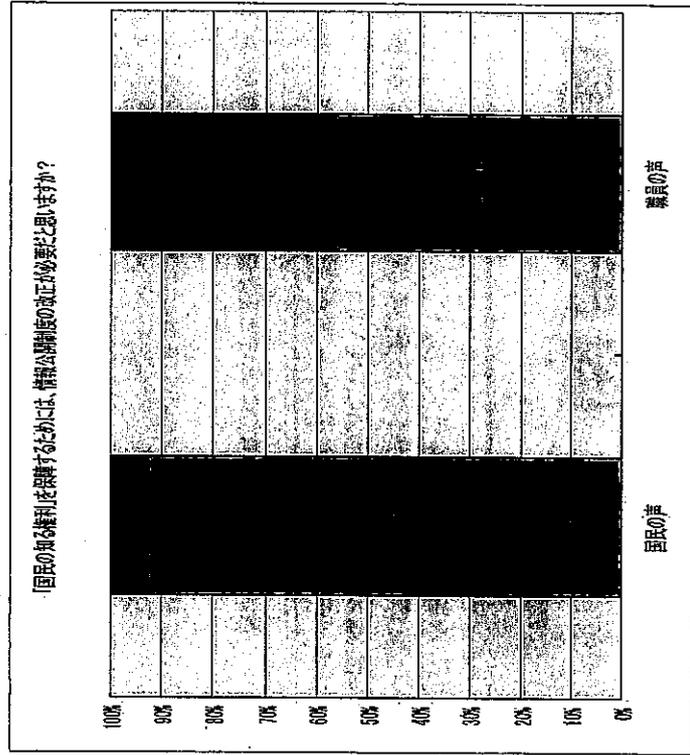


役職別回答数



2. 国民・職員の傾向差(改正の必要性、開示対象関係)

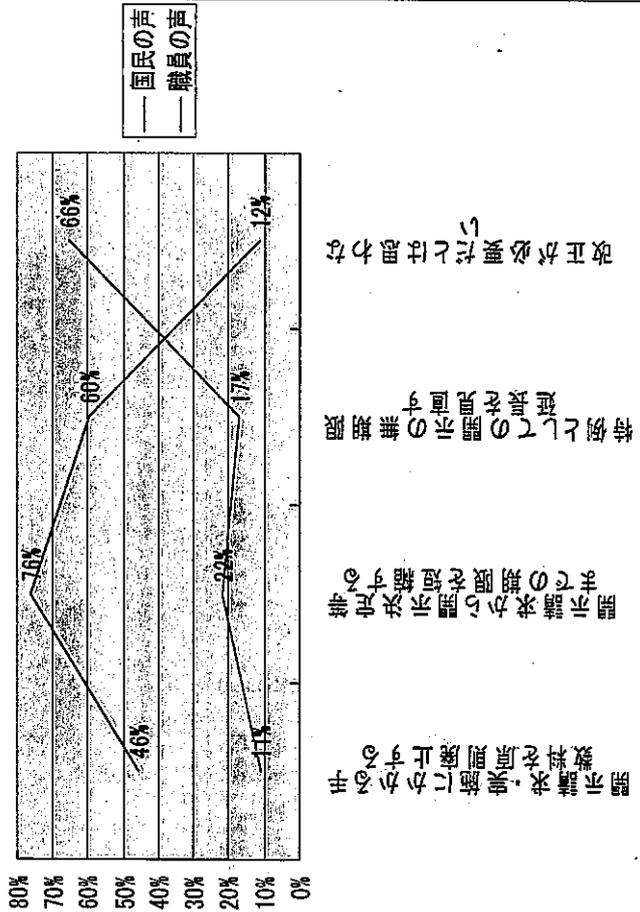
- 改正の必要性について:
「国民の声」93%が改正に賛成 「職員の声」56%が改正に賛成
- 改正必要項目:
国民・職員ともに、法人情報については低い傾向



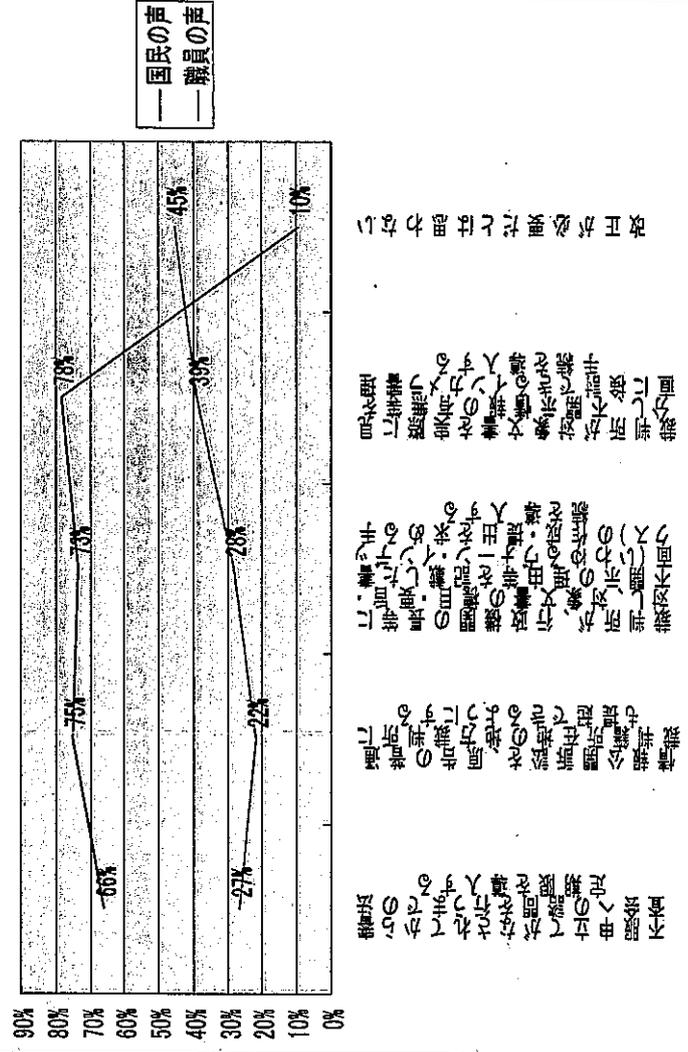
3. 国民・職員の傾向差(開示手続、事後救済制度関係)

- 開示手続迅速化・強化について:
開示請求・実施手数料は比較的低い値、また、特例として無期限延長についても、若干低い値を取っている
- 事後救済制度の強化について:
インカメラ審理に対するニーズが国民・職員ともに相対的に高い

開示手続の迅速化・強化について改正が必要だと思われるもの(複数回答可)



事後救済制度の強化について改正が必要だと思われるもの(複数回答可)



1. 「国民の知る権利」を保障するための情報公開制度の改正の必要性に関する理由

<改正が必要だと思う理由>

(国民の声)

- 現在の情報公開制度は普通の国民にとってあまりにも使いにくい制度となっているから。
- 開示請求があっても、行政機関が曖昧な理由で引き伸ばす事が可能であり、非公開部分を行政機関の裁量で決める事が出来る。
 - ・情報公開制度を用いて実際に文書を請求しているが、開示までのスピードの遅さ、不開示部分の多さ、重要な文書が保存されていない状況に呆れることが多い。昨年公文書管理法も公布されたこともあり、公文書を作成から保存開示までを一体化する制度の整備は急務である。国民目線に立った制度の改良を望みます。
 - ・いまの情報開示制度は、手続きが煩雑で、時間がかかりすぎる。また、黒塗りや文書不存在の回答なども多く、十分に国民の知る権利が保障されているとは思えない。
 - ・行政組織・組織に属する個人の活動の証拠となる記録は、先進民主主義国家が進めるオープンな政府、透明性、説明責任の根幹であり、国民の知る権利であり、情報(記録)は国民及び国民の代表である国会(与党・野党関係なく)へ開示・提出されるべきである適切な情報と記録の管理及びそれらの情報公開・開示なくして真の民主主義はあり得ない。
- 適切に公明正大にやっている行政側が主張しても、適正かどうかを判定するのは財政民主主義の観点からすれば国民であるため、そのチェック機能の担保として必要だからです。
 - ・今までの政治はあまりにも不透明な部分が多すぎました。それが国民の不信感にも繋がっていたと思います。現在はネットなどの力により政治に興味を持つ層も増えています。情報が共有でき一人一人が考えることが出来るのは素晴らしいと思います。
 - 真で決定した金額が、決算でどのような項目で消費されたか、ほとんど分からない。一般企業では、どのようなことに使用されたか決算で好評するように、行政も使用項目の詳細を公表して欲しい。
 - ・税金で実施されたものであり、負担者である国民が知ることは重要。
- 独立行政法人のような、国費が設立・運営に大きく関与する機関での公務員の天下り・ずさんな運営が指摘されています。しかし、これらの殆どの機関が国民に知られておらず、国費の流れが全く分かりません。
 - ・施行から10年を経過し、制度の骨格から見直しを行うべき時期になっていると思われる。
- 国民の知る権利の適正な保護のためにも、無駄な行政コストを生じたり、役所の業務を無駄に停滞させるような大量公開請求に対する歯止めが必要。なお、通常、自治体の情報公開条例では大量請求に対する歯止め条項が含まれている。
 - 例:「〇〇に関する資料全部」→数週間かけてダンボール数百箱分の資料を特定→資料交付予定日に取りに現れない等。
 - ・枝野大臣が、「透明化に向けて」の冒頭でおっしゃられていることに賛同いたします。国民が情報を共有したくても物理的に、開示対象を拡大したり明確化することはもちろん必要です。又、手続きの迅速化も求められることです。しかし、その前提とも言える、国民が知りたい情報を特定するための「検索」という面からも、改善が必要であると考えます。「検索性」の向上こそが、国民と行政の真の情報共有につながるからだと考えます。

(職員の声)

- 平成13年の施行当初は、開示請求の濫発で行政が麻痺する懸念があったが、行政が麻痺するほどの開示請求も少なく、また、施行後10年近く経とうとしているので、より制度を充実させるため、改正すべきである。
- 情報の発信による透明性確保が失った国民との信頼性確保の最優先事項と考えるため。
- 開示・不開示の判断の統一性を担保するため、内閣総理大臣による措置要求制度は設けた方がいいと考える。
 - ・情報公開法の公開請求件数や審査請求事案は年々増加の途をたどっており、より透明化・迅速化の法改正を検討される際には、各行政機関が改正・情報公開法の施行に対応できるよう、その事務処理能力の強化(人員確保)や、改正に伴う各方面の整備を充実させることも、並行して行われる必要があるものと思います。

<改正は不要だと思う理由>

(国民の声)

- 現行制度でほぼ十分国民の知る権利と国民のその他の権利、行政の円滑な執行のバランスが取れていると考える。改正を検討する前に、まず、現行の制度の国民の利用状況、行政の対応状況(機関ごとの件数、開示決定までの時間等)、情報公開訴訟等の現状の検証をし、国民に問題意識の根拠を明示すべき。
- 今の法律の枠内でも、「行政機関の有する情報は国の情報ではなく国民の情報である。」という意識が浸透すればよい。逆に言うと、いくら法律を変えてもこの意識改革がなければ変わらないと思う。

(職員の声)

- 情報公開制度は、国民主権に基づくものであり、国民が国政に参画するためには情報が必要ということは理解するが、その一方で義務も負っていることがあるのではないのでしょうか。今回の改正で、「国民の知る権利」を明記するのであれば、それに伴う国民の義務も併せて明記すべきである。それにより、国民の知る権利の定義も明確になると考えます。
- 現行の制度は情報公開と秘密にすべき情報の保護のバランスが取れているのではないかと考えます。情報公開を進める流れを加速するのは、職員の意識の改善を図ることで対応できるのではないのでしょうか。
- 開示決定期限を14日にするのは短過ぎる。短期になるとそれを優先せざるを得なくなるが、そのせいで国民のいのちや健康、生活にかかわる重要な通常業務が疎かになりかねない。

2. 現行の情報公開制度全般についての意見

(国民の声)

- ①「行政文書ファイル管理簿」が、見直し事項として取り上げられていないことが問題である。現行の検索目録としての「行政文書ファイル管理簿」は、細分類である「行政文書ファイル」の名称が抽象的過ぎるなど、主権者たる国民が行政機関の保有する文書を特定するための検索機能がはなはだ低く、事実上使用に耐えないからである。
- ・情報公開法があるにもかかわらずまだまだ情報公開を巡る様々な不祥事や問題が後を絶たない。要するに、官の側における行政文書の定義のあいまいさ、解釈の違いが多く、国民の知る権利に対し必ずしも統一的な解釈が出来上がっていない。運用のためのルールが定まっていなと言わざるを得ない。今回の公文書管理法が極めて明確に行政文書の位置づけを明らかにしたのであるから、情報公開制度もこれに合わせた形での海底を望みたい。今や米国等においてはOpen Governmentの方向に向かい、政府の透明性を高めようとしている。この際、情報公開制度は公文書管理法と合わせ、車の両輪として、開かれた政府の実現に向かって制度改革を行っていただきたい。
- ・情報公開制度をもっと国民が使いやすくするためには、行政文書ファイルの検索システムの改良が絶対必要である。現在のシステムは、
 1. ファイル名が曖昧で必要な情報が手に入らない。
 2. ファイルの中に複数の文書が綴じられることが許されており、中には1つのファイル名に約1700冊の簿冊が入っていたケースがあった(宮内庁において)。
 3. 文書保存期間を延長した際に、同じデータ内に情報が追加されるのではなく、同じファイル名が延長の度に追加されていくため、文書の管理状況が非常に見にくい。
 など、検索システムとして全く機能していない。おそらく内部の職員もこのシステムを使って文書を探していないのではないかと思われ、「データベースを整備して公開をした」というアリバイ作りには見えぬ。この検索システムが改良されない限り、どのような法的な改正が行われたところで、国民にとって使いやすい制度には絶対になり得ない。この点に付き、今回の法改正において何らかの対策を取られることを期待したい。
- ②情報公開制度を利用した情報公開請求というのは、個人や法人がその者自らの利益のために請求することが大半であり、その手続きのみに要する行政コストの受益者負担という観点から、制度利用における一定の手数料は絶対必要と考える。(手数料を無料にすることは特定の者の利益のためのコストを国民が負担させられることとなるため。)一方、本来国民の知る権利のもと開示すべき情報については、情報公開という制度を利用せずとも行政側から積極的に開示すべきであり、改正を検討するならば、より一層の情報提供を徹底する方向での見直しを望ましいと考える。
- ・紙ベースで自分の情報の情報開示請求したことがありますが、自分の情報なのに、墨塗がありました。理由も、行政的な専門用語で書かれており、理解できなかったため納得できませんでしたが、これについてその場で異議申し立てできる雰囲気窓口ではなく、後日の異議申し立ての説明も受けませんでした。この点、改正を希望します。

(職員の声)

- ・一部の「国民の知る権利」を満たすために、莫大な事務作業が発生していることに対して、受益者である請求者が、手数料を負担すべき。
- ①文書管理システムを構築し、文書管理業務を簡素化すべき。更に、不開示文書であっても、一定期間後には開示する仕組みを作った方がよい。
- ・明らかに意識的な業務妨害と考えざるを得ないような、同一人物による一定期間内に膨大な量の開示請求がなされた場合の対応策が法第11条(開示決定等の期限の特例)しかないこと。
- ②特に民間の方の情報を取り扱う場合など、秘密が守られなければ行政機関に情報が提供されず、かえって公開する情報がそろうなど、情報公開に支障をきたすのではないかと懸念します。

3. 開示対象の拡大・明確化についての意見

(1) 個人に関する情報

(国民の声)

- 公務員の氏名は自分が責任を持って行った仕事である以上、原則として開示されるべきであると思われる。
- 厚生事務次官OBの殺害事件に見られるように、公務員個人を特定して危害を加えられる可能性を考慮すると、政務三役以外の一般職公務員の氏名は、開示すべきでない。

(職員の声)

- ・当該公務員の氏名が公表されればその者への個人攻撃がなされ、職員の身の危険を伴う。

(2) 法人等に関する情報

(国民の声)

- 一般企業の企業秘密や営業活動の自由を保障するためには、任意に取得した情報は開示すべきでない。
- ・信義則に反することとなるため開示対象とすべきでない。
- ・法人情報については、『権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』を非公開としているが、単におそれがあるだけでなく、その“おそれ”を明確にすべきであり、蓋然性について請求者にも説明すべき。

(職員の声)

- ・弊所は研究機関であり、企業等との共同研究等も行っている都合上、公にしないという条件で任意に提供された情報が多数存在します。この部分を、情報公開制度の拡大によって開示対象とされてしまう場合、企業等との連携活動は大幅に縮小されていくことが容易に想像できます。

(3) 国の安全、公共の安全等に関する情報

(国民の声)

- 現在の公開制度は各省庁の判断に重きが行き過ぎており、過剰な不開示が多く見られる。各行政機関等の裁量を狭め、いずれかの上級機関で開示基準を統一化し、不服申立てに対する対応を強化する必要性を強く感じる。
- ・外交的・軍事的な密約等に関しては、一定の機密保持は間違いなく必要と考えます。

(職員の声)

- 支障・混乱のおそれがあるものは開示すべきでないが、おそれがあるかどうかは適切な機関が秘密保持のうえで判断すべき。

(4) 審議・検討等に関する情報

(国民の声)

- 検討中の情報を広く開示することで、国民の議論を喚起すべき。
- 検討段階の情報が公になれば、様々なバイアスがかかり中立公平な政策決定の大きな阻害要因となるため、検討段階の情報は開示すべきでない。

(5) 部分開示

(国民の声)

- 原則は公開ということを用意を含めたルールで示してほしい。「可能な限り情報は切り分けて開示されなければならない」と明確化を前提とした法改正を行う。

(職員の声)

- ・「困難である場合を除き」という定義が曖昧であり、人によって、時代(世論等)によって判断が変わってしまうおそれがある。開示をする項目や箇所について、一律に判断ができなければ作業が煩雑になるばかりでなく、請求者に対して平等性を欠くことにもつながりかねない。

4. 開示手続きの迅速化・強化についての意見

開示決定等の期限に関する声

(国民の声)

- 大阪府では、開示手続き迅速化のため、請求後15日で処分決定、異議申立審査は90日と当初から期限が設定されており、新鮮に必要な情報開示が行われてきました。情報公開法でも、請求や審査の無責任な放置を防止するため、処理期間を明記し義務化するべき。
- 大量請求に対する対策として、特例の無期限延長制度を残すのはやむをえないが、その延長制度の利用には内閣総理大臣への報告義務を課すなどといった、行政機関側の安易な使用を許さないための制限が必要である。
- ・拙速な開示決定は様々なデメリットをうむため、開示決定までの期限は半年～1年程度の長期なものとするべき。
- ・本改正で開示対象が拡大し、開示手続の迅速化、事後救済制度の強化が導入されれば、情報公開請求が増加して行政の透明化は進む一方で、行政の負担は著しく増大するものと思料する。公務員の数が増えない以上、行政の透明化のための業務負担が増大すれば、行政サービスの低下は必定であり、そうなれば本末転倒であると思料する。従って、行政の負担に応じて期限の特例をもうけている法11条は残すべきであると思料する。

(職員の声)

- ・14日以内というのは、週末を除くと実質10日しかなく非現実的。アメリカの情報自由法では、working days onlyで20日とされ(ほとんどが超過しているのが実態)、実質的には日本の現行法の30日とほぼ同じです。現行法の30日が妥当と考えます。
- ・個人や法人等へ照会をしなければ、開示決定等の期限を14日以内とすることは可能ですが、その場合、行政機関が不開示情報を正確に判断することは困難であることから、①行政機関において不開示情報を広めに判断し、開示請求者が必要な情報を入手しづらくなるおそれがあること、結果、国民の利益や「知る権利」を損なうこと、②行政機関が不開示情報に該当する情報が含まれる行政文書を開示決定してしまった場合、情報入手した個人や法人等から国家賠償を請求されるおそれがあること、③行政機関に提供した情報は開示決定されることを知った個人や法人等が様々な調査に非協力的となり、迅速・的確な行政運営(労災関係であれば、迅速・的確な労災保険の支給)が困難となるおそれがあること、などのマイナス面が考えられ、現実的ではないと考えます。
- 大量の開示請求が実際に存在することから、期限短縮には反対。少なくとも大量かつ第三者の情報に関する場合は例外規定を認めるべき。
- ・開示決定等の期限の特例は、各行政機関がそれぞれ遂行すべき任務を負っていることから、開示請求の処理と他の行政事務の遂行との適切な調和を図ることを目的として規定されており、改正すべきではないのではないかと。

手数料に関する声

(国民の声)

- 開示請求や閲覧に手数料がかかるのは、個人財産の無い方の請求を制限しており、原則廃止されるべきである。たしかに、嫌がらせ目的などの大量請求などが行われる危険性はあるが、こういった例外的なケースを理由として手数料を取る制度を残すのはおかしい。
- ・開示請求・実施の手数を廃止する事には、注意が必要と考える。本当に必要な人間が性善説での開示であればよいが、悪意での嫌がらせ等の開示請求もあり得る。何か悪意の開示請求を排除する方策があれば、その方法を、なければ無償ではなく安価な手数料に改正すればよいのではないかと。
- ・開示手数料の無料化は、開示請求の乱発を招き、その処理に時間を要した結果、全般的に開示手続きのコスト増・対応の遅延を招く可能性が高い。

(職員の声)

- 開示請求の目的を制限しない現行制度の下では、受益者負担の制度とすべき。(情報公開制度の本来の目的とは異なる商業利用や行政事務停滞の意図を持った利用も少なくないため。)

5. 事後救済制度の強化についての意見

審査会への諮問に関する声

(国民の声)

- ①不服申し立てに対しては、期限を定めて審査会に諮問すべきである。30日以内など。
- ・不服申立てから審査会への諮問までの法定期限については設けた方が良いと思いますが、行政機関等の現状も踏まえ、実行できる妥当な期限とすべきであると思います。

(職員の声)

- ①情報公開・個人情報保護審査会への諮問までの期間を法定すべき。情報公開・個人情報保護審査会の調査審議に非協力的な行政機関も見受けられるため、審査会の調査審議の権限を強化すべき。
- ②不服申立ての受理から審査会への諮問までの時間を短縮する必要があるが「14日以内」との案は現実離れしており賛成できない。諮問に当たっては、丸投げするのではなく、裁決庁自身が責任ある見解をまとめるべきであり、そのための期間が必要。

裁判管轄に関する声

(国民の声)

- ①情報公開訴訟を地方裁判所支部にも提起できるようにする必要がある。
- ②対応コストを考慮し、訴訟は行政機関の所在地で一括して行うのが妥当。

ヴォーン・インデックス、インカメラ審理に関する声

(国民の声)

- ①裁判所にインカメラ審理を認めないと実質的な審理は困難で、行政機関の主張を認めることになりがちと思われるので、ぜひ導入してほしい。
- ・インカメラ審理の導入は、地方の情報公開条例にも対応するような形にしてほしい(条例では司法について規定するわけには行かないので)。

(職員の声)

- ①専門部署を有しない弊所において、法律の専門家である裁判所が対象文書を確認することによって開示・非開示決定に意見できることは、正しい情報公開制度を運営していく上で必要であると考えため。

6. その他情報公開制度の改正全般についての意見

(国民の声)

- ①国が公益法人に委任する事務についての情報公開制度適用を進める必要がある。
- ②行政の事務の全部または一部を委託している場合に、行政機関が保有はしていないが委託先が保有しており、必要な場合に委託先に指示れば取得できる文書が存在していると思われる。このような場合、現行法では請求対象の文書とはならないので、是正すべき。
- ・国民の政治参加を保障されるためには、行政・司法・立法の三権に対する知る権利が保障されねばなりません。
- ・すべての書類ができるだけネットで事前に公開されるようにすれば、情報開示請求ごとの対応の労力を省くことができると思います。
- ③「よくある質問」のように「よくある開示請求」を分析し、あらかじめオープンにして開示請求の手間を減らせば請求側の行政側も手間が省けるのではないのでしょうか。FAQ
- ・行政の情報開示のみならず、国費で運営される外郭団体系の情報は更に不透明な印象を受けます。開示するしない、のレベルではなく、むしろ行政側が積極的に各団体の情報をまとめ、政府刊行物とするか、オンライン上で開示しても何らの問題もないと考えます。
- ④情報公開制度の前提として、公文書管理法において示された公文書の作成義務など施行令レベルの統一ルールをまずきちんと定めることが必要だ。電子化時代に対応した公文書のライフサイクル全般にわたるマネジメントルールの制定を切望する。
- ・イーガブの情報公開ページをアクセスしやすくして分かりやすいHPに作り直して欲しい。携帯端末で簡単にダウンロードが行えるようにして欲しい。障害者の方へテキストファイルの音声読み上げ機能、対面朗読、点訳などが簡単に受けられるよう整備して欲しい。

(職員の声)

- ・情報公開請求制度があるが故に、かえって情報の公開が消極的になってはいないか。公開請求が多い情報は、あらかじめ公開できるよう整理しておくべきであろう。行政の効率化が求められている中、公開請求そのものを減らす工夫が最も重要である。
- ①情報公開制度がそもそも聞かれたら答えるという制度であるが、はじめから積極的に公開すべき情報について規定し、それらは広く普及されることを目的とし、二次利用されることを前提であらゆる手段であまねく公開されるべきである。例えば、政府の統計情報等の開示においてはオバマ政権のData.gov (<http://www.data.gov/>) の取り組みなどが参考になる。
- ②「国民の知る権利」を保障するという立脚点から始まっているが、行政の意思や意図をきちんと伝えるという観点も必要。情報の発信・伝達こそが国民との信頼向上の最優先事項と考えます。但し、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報」は除くべきと考えます。

1. 「国民の知る権利」を保障するための情報公開制度の改正の必要性に関する理由

<改正が必要だと思う理由>(その1)

現在の情報公開制度の問題点を指摘する声

- ・現在の情報公開制度は普通の国民にとってあまりにも使いにくい制度となっているから。
 - ・現在の情報公開制度については、法の趣旨から外れるのではないかとと思われるような運営が見られる。
 - ・現在の情報公開制度では不開示決定が行われる可能性が非常に高く、国民に対するアカウンタビリティを十分に果たせないため。
 - ・情報公開制度は行政の施策等に関して国民が事実を知り判断するための根拠となるが、現行法では非開示が多すぎ、国民の知る権利が損なわれている。
 - ・地方自治において、現在の情報公開制度では、行政が恣意的に情報を隠している場合が多く、行政の都合の良い法律になっている。
 - ・文書ではなく、「情報」が国民の共有財産であるとの認識が行政になく、裁量という名の行政の都合で開示不開示が制限されている。
 - ・曖昧な理由に基づいて行政機関等が文書の不開示を決めることが可能である現状は困るとおもいます。その後の客観的な事後検証につき、自分では確認できていないのも不安点です。
 - ・開示請求があっても、行政機関が曖昧な理由で引き伸ばす事が可能であり、非公開部分を行政機関の裁量で決める事が出来る。
 - ・国立大学法人で制度を利用したが、あるものを「ない」とかたくなに拒否された。
 - ・残念ながら厚生労働省は、法制定後も一貫して情報を隠そうとする姿勢が極めて強いと感じているからです。審査会で処分がひっくり返ったことも何度もあります。
- 行政機関等が文書の開示・不開示を決めることができる現状では、都合の悪い情報を開示しないという事が起きているからです。現に、東京都が青少年健全育成条例改正案において募集したパブリックコメントを開示請求があったにもかかわらず開示しないという事が起きました。
- ・「国民の知る権利」を保障する観点に立つて、行政の透明性を徹底するために不開示文書の範囲を極力制限すべきである(法5条関係)。また、情報公開・個人情報保護審査会の構成員の選定については、在野精神が旺盛な人材を登用すべきである。選定にあたっては公募方式も検討すべきである。
 - ・地方議会議員の求めに応じて都が提出した青少年健全育成条例改正案についてのパブリックコメントは、個人情報のみならず一部審議会委員への意見をも黒く塗りつぶした状態で議員に提出されました。議員に対してですらこのような状況は広く国民一般において尚のこと不利益をもたらすであろうことは想像に難くありません。
 - ・情報公開制度を用いて実際に文書を請求しているが、開示までのスピードの遅さ、不開示部分の多さ、重要な文書が保存されていない状況に呆れることが多い。昨年公文書管理法も公布されたこともあり、公文書を作成から保存開示までを一体化する制度の整備は急務である。国民目線に立った制度の改良を望みます。
 - ・いまの情報開示制度は、手続きが煩雑で、時間がかかりすぎる。また、黒塗りや文書不存在的な回答なども多く、十分に国民の知る権利が保障されているとは思えない。
 - ・情報公開制度があるために、積極的な情報提供がされないという状況を生んでいるため(積極的な情報開示の妨げとなっている)。
 - ・政策決定に関わる重要文書・資料の保存義務とその義務違反に対する罰則が不明確である。さらに、曖昧な理由に基づいて行政機関等が文書の不開示を決めることが可能である上、その後の客観的な事後救済制度の整備も不十分である。
- 多くの自治体では次のような問題を抱えています。文書はあるが、恣意的に情報公開目録にのせていない。将来的に公開請求が予想されるので、文書の保存期間を短縮する。公開請求されたが、文書を見つけることができない、又は探しても見ないで不公開又は非公開にしている。公務員の根本的な問題であるが、文書を作成しない、又は都合の悪いところは部分的に記入しない。これら情報公開制度の支障をきたしている原因は、公文書を適正に管理できるシステムを構築していないためである。
- ・公文書管理法が制定され、行政文書が国民共有の知的資源としての位置づけが明確になり、行政文書のライフサイクル全般をマネジメントする法律ができた。当然、その内容は情報公開制度に対し様々な影響を与えることとなる。情報公開制度はこうした新たな法律と歩調を合わせる必要がある。
 - ・開示請求を行った際、請求者の望む文書が即座に閲覧できるケースは稀です。同時に開示請求を受け付けた部署の担当者にとっては、文書の検索から開示の判断と後の対応に到るまで、「余計な仕事」としてしか認識されません。現状の情報公開制度では、実際の開示請求をする側、受ける側はもちろん、ひいては国民全体にとっても利することのない状況です。問題点を明らかにし、改める必要があります。
 - ・現状においては省庁の情報や地方行政の情報が黒塗りにされ、国民にその内容が不明確で実質全く何も知らされていないような内容も非常に多い。少なくともこれでは良いか悪いかの判断すらできない。また違反に対しても罰則が不明瞭なのも問題ではないのか。
 - ・情報公開制度のうち「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」12条に基づく開示請求につき申し上げます。同法の施行令である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」11条2項によれば、郵送で請求する場合、「住民票の写し又は外国人登録原票の写し」が必要であり、結果として海外に居住する住民票等のない日本人や外国人が、郵送では請求できない(日本に来て住民登録等する必要がある。)と解釈されており(例、法務省、外務省)、妥当性が問題となると解される等が理由です。
 - ・現在進行で、所管行政を中心として独法、公益法人、天下り受入れ企業の「行政犯罪トライアングル」が血税を浪費し、その事実を国民に隠蔽している。現行の情報公開制度が逆に彼等の保全の盾に成って居るのが現況だ。彼等「行犯トライアングル」組織に対するのが庶民であった場合「集団対個の戦い」となる。「集団」側を利する「盾」である現行法もさることながら、改正案にも「個」に対する配慮、視点が存在しない。

1. 「国民の知る権利」を保障するための情報公開制度の改正の必要性に関する理由

＜改正が必要だと思う理由＞(その2)

国民が権利を行使し、行政のチェック機能を果たす必要があるとの声

- ・総論において、国民の知る権利を確保するうえで、有用な制度であり、この権利を更に強化する方向性については同意する。
- ・地方自治体の情報公開条例、国の情報公開法を通して、政府情報を知る権利は、社会の隅々にまで浸透しており、知る権利が憲法上保障された権利であることは通説的見解であると考えられます。情報公開法の条文に「知る権利」を明記をし、開示請求権が憲法に淵源を持つ重要な権利であることを明確にすべき時期がきています。
- ・国民の知る権利を法定化することにより、国民はその権利を行使することができ、法的にその権利を担保することが出来るため。
- ・政治判断で実務・学説を乗り越えて「知る権利」を明記する必要がある。枝野大臣の「理念」で「現実」を全て引っ繰り返して欲しい。「知る権利」の明記は、法曹界における枝野大臣の大きな業績として残るもの。大臣には座長代理の意見に耳を傾け、英断を期待します。
- ・健全な民主主義は、情報を公開し、主権者である国民とともに政策決定過程を明らかにしつつ議論され、政策・制度としてつくられていくものだからです。現行法に基づく情報公開の状況は、政府や官僚の都合が優先し国民主権を逸脱しているため改正が必要です。
- ・情報が公開されることで、国民が等しくその是非を判断できる環境が整うから。必要不可欠のもので、その先に民主主義がある。
- ・枝野大臣のご説の通り、行政情報を国民が共有し行政に参画する機会をもてなければ、健全な民主主義国家といえないからである。情報共有は国民の協働を促し新しい国づくりの基盤になると考える。
- ・法の最終的な目的「国民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」を達成できるように、情報公開の内容を的確に理解した後、適切に批判できるように権限を拡大して迅速に情報公開されるよう改正されるべきである。
- ・行政組織・組織に属する個人の活動の証拠となる記録は、先進民主主義国家が進めるオープンな政府、透明性、説明責任の根幹であり、国民の知る権利であり、情報(記録)は国民及び国民の代表である国会(与党・野党関係なく)へ開示・提出されるべきである適切な情報と記録の管理及びそれらの情報公開・開示なくして真の民主主義はあり得ない。
- ・民主社会を実現するには、国民の政治参加が不可欠です。国民が政治参加するには、行政と同質同量の情報にアクセスできることが不可欠です。故に民主社会を実現するには、「国民の知る権利」を保障することが不可欠です。
- ・日本国民は、政府の情報に関して、持てる情報が、圧倒的に少ない。選挙権があっても、情報無しでは、選挙権を持たされていても、民主主義とは、程遠い。私に、言わせれば。情報無しに、選挙で何を選択する選挙なのか、疑念が沸く。
- ・国の運営に関わる、国防関連、特許技術関連以外の多くの情報、特に独立法人、公益法人など事業所の情報などは特に管理、監視が必要。国の運営を国民から直接預託されていない役人が密室で行うことの危険性と横暴を防ぐ為に役所内情報は過去に溯って開示が必要。情報操作の末、戦争や悲劇が起きています。国策上情報操作が必要な場合は、外交、国防に多くあるでしょうが、国民から預託を受けた国会議員には開示し、また一定期間を経た情報はすべて公開するのが望ましく国民として安心を得られる。
- ・『悪い事をしていないか』のチェックが社会として大事なのだと思う。そして、それを行うのが国民だというだけなのだと思う。だからこそ『国民の知る権利』が大事なのだと思う。
- ・国民にとって制度改革の提言や事実確認・実態把握等に生かすことができる唯一の方法が情報請求です。大いに役立てたいのですが、これまで活用した範囲では十分でなく、今回提案された案は大歓迎で期待しています。
- ・適切に公正正大にやっていると行政側が主張しても、適正かどうかを判定するのは財政民主主義の観点からすれば国民であるため、そのチェック機能の担保として必要だからです。
- ・現行の公開法では「知る権利の保障」の記述がないため、これを背景の理由に非公開の事例がかなり多かった。
- ・知る権利は、納税者の当然の権利であり政治参加の入り口であり由。情報公開することにより見る・見ない、知る・知らないの個人の選択権に繋がり益・不益の観点で平等になり、ありとあらゆる情報を発信するのが普通である。

1. 「国民の知る権利」を保障するための情報公開制度の改正の必要性に関する理由

<改正が必要だと思う理由> (その3)

現状の不透明性を指摘する声

- ・今までの政治はあまりにも不透明な部分が多すぎました。それが国民の不信感にも繋がっていたと思います。現在はネットなどの力により政治に興味を持つ層も増えています。情報が共有でき一人一人が考えることができるのは素晴らしいと思います。
- ・今までは国民に知らせない・見せない・云わせないが基本だったと思います。残念ですが官僚組織と自民党政治が一緒になり進めていたと考えます。日米秘密協定があったと認める内容が報道され一段と強く感じます。官僚組織を一度解体が必要です。すべて首とはいかないが40代は残し抜本的に見直しが必要。50代以上は別室で単純な仕事をあたえるくらいの差別化してはどうか仕事のあせんはしないで一般退職で処理して退職金も一般公務員と同じようにすることが肝要。国民サイドから見るとかけ離れている。
- ・あらゆる審議の内容が不透明。国民の知らない場所で国民に不利益な法令をこっそりと通す、などという真似もできてしまうため。
- ・法治国家と銘打って云々する前に人間として・国家社会の一員として如何様なことができるか・如何様なことをすべきかを実直に考えることだと思います。逆に殊更隠すことのほうが、寧ろおかしいと思います。やましいことがなければ隠さないはずです勿論、駆け引き上公開できない事項は当然あるでしょうし、国民の側も敢えて根掘り葉掘りすべきではないことは当然です。
- ・刷新が始まって知らなかった事があらわになった今、改善すべき事が明瞭になってきている。情報公開する事によって国民が国の事態に興味をもって親身になる。
- ・行政及びその職員側は情報開示の義務がなければ都合の悪い情報を隠蔽または破棄するなどの行為を行うことができるため。実際、民間企業であれば横領と判断されてもおかしくはない事例が、情報公開がないために時効が過ぎてから世間に広まるといったことが起こっている。
- ・最近報道されない所で内密に法や条例が作成されている。そういった事を少なくするために一般の人にも会議内容を公開して欲しい。
- ・戦後55年此の国民の知る権利で前政権は本当の情報開示して、其の情報信憑性が問われています。例えば外交安全保障、国内社会保障、昭和30年代から現在まで経済、農林、文科、自治等々真の情報開示で無く、司法、行政、立法、全てが偽り情報で、其のあけく現状の日本である。
- ・現行法〔刑事訴訟法〕に於いては、理由を明確には規定していないため、判事、検事が故意に「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて罪を犯した事件」に於ける「犯罪の構成要素」にかかわる事実を記さず、隠蔽している。
- ・「誰もが希望と安心が持てる社会」のために微罪で逮捕されるような検察と裁判所の癒着などは是正する必要があります。取り調べの可視化も検討が進んでいるように見えますが、このような検討状況も可視化する必要があります。

税金の使い方を公開すべきとの声

- ・国会の遂行は全て 国民の税金である。国民の御世話になっているという意識を持っている議員さんは 皆無である。国税を何に使ったかを知る権利は 当然ある。拒否する議員は即座に退職すべき、無論、退職金などは問題外。
- ・予算で決定した金額が、決算でどのような項目で消費されたか、ほとんど分からない。一般企業では、どのようなことに使用されたか決算で好評するように、行政も使用項目の詳細を公表して欲しい。
- ・税金で実施されたものであり、負担者である国民が知ることは重要。
- ・国民のお金を有効に使ってもらうため。
- ・選挙にて、一票を投じた者が内政は報道しか分からない、国民は蚊帳の外、内容不明な国税の使い方。まず第一に事業仕分けは議員年金、議員定数が本来の仕事。雇い主は国民である。
- ・独立行政法人のような、国費が設立・運営に大きく関与する機関での公務員の天下り・ずさんな運営が指摘されています。しかし、これらの殆どの機関が国民に知られておらず、国費の流れが全く分かりません。
- ・非公開性になると税金・その他の契約・条約等、使う側、行った側は”解らない”だろうと考えるから。
- ・今後 無用な予算を組まないため 天下り防止のため。
- ・これまで税金の配分状況が、特別会計の名前によりほとんど明らかにされず、官僚が天下り先を恣意的に増産し、税金を官僚によって作られた法の下、横領してきた実態が隠されてきた。
- ・国民に対して税を徴収させる義務だけを負わせて、好き勝手に使うのは許されません。民間では自分自身で得た収益でも勝手に使うことは出来ない。正統性が無ければ業務上横領等の刑罰があるのに公務員や議員は何様と思っているのか？ 厳しい言い方をすれば国民に雇われている立場ではないのですか？ 報告義務がありますよ！

1. 「国民の知る権利」を保障するための情報公開制度の改正の必要性に関する理由

<改正が必要だと思ふ理由> (その4)

その他

- ・国の制度を踏襲して、地方の制度が後退したことがあった。これからは国が道を切り拓いていかねばならないはずである。
- ・施行から10年を経過し、制度の骨格から見直しを行うべき時期になっていると思われる。
- ・枝野大臣が資料6「行政の透明化にむけて」で仰っていることは、公務員の意識改革に必須の条件であると考えます。
- ・国民の知る権利の適正な保護のためにも、無駄な行政コストを生じたり、役所の業務を無駄に停滞させるような大量公開請求に対する歯止めが必要。なお、通常、自治体の情報公開条例では大量請求に対する歯止め条項が含まれている。
例:「〇〇に関する資料全部」→数週間かけてダンボール数百箱分の資料を特定→資料交付予定日に取りに現れない等。
- ・情報の隠蔽は権力を保持するのに最良の手段という、歴史的事実を踏まえれば民主主義国家においては最大限開示されるべき。結果的に民主党の考える官僚制の改革に極めて大きな寄与をすると確信する。
- ・枝野大臣が、「透明化に向けて」の冒頭でおっしゃられていることに賛同いたします。国民が情報を共有したくても物理的に、開示対象を拡大したり明確化することはもちろん必要です。又、手続きの迅速化も求められることです。しかし、その前提とも言える、国民が知りたい情報を特定するための「検索」という面からも、改善が必要であると考えます。「検索性」の向上こそが、国民と行政の真の情報共有につながるからです。
- ・国民が共有すべき行政関連情報には現行制度の視野の外のものもありますので、見解の食いちがいの調停・裁定機能の強化が必要です。またデータ提供サービスなど他制度によるものを含めた広い意味の情報公開の拡充が必要と思います。
- ・国・地方自治体での審議会・委員会の議事録・資料のインターネット上の全面公開
- ・一定期間、外交及び国家・国民の安全保障のため極秘文書とされたものも、現在及び、(50年100年の時を経て、)将来の国民に公開し、歴史的・政治的な評価をされるべきだから。
- ・審議・検討等に関する情報は必ず開示して欲しい。誰がどのようなことを発言して現在に至るのか国民に知られることで、発言に対する責任が増す。
- ・機密費のNHK放送を見ても、外務省担当の姿勢は何ら変革要素がありません。米国では時限経過後は誰でも何時でもが基本です。沖縄返還に関する機密資料も閲覧請求に対して無いとの姿勢ですが、外務省が真剣に改革をするのであれば米国保管の資料を積極的に取り寄せ公開する事が国民感覚から求められています。
- ・8年間にわたって外務省報償費不開示取消訴訟を上告審まで争う中で、今回試案に提起されたすべての項目が争点となった。とりわけ不開示決定の恣意性を防止する厳格な規定が必要と考える。
- ・児童ポルノ法関連の情報が一切国民に提示されていない。国民の90%が支持すると言うがそのアンケート内容、調査の仕方が示されない。児童ポルノ法における検挙数のみ挙げているが、もう一柱の調査研究は誰も発表しない。児童ポルノ排除対策ワーキングチームの「議事録」が何時までも未公開、「議事概要」ではなく議事録の公開。
- ・国民に知るべき、知らせるべき事柄を、報道や新聞が規制を敷いているからである。例えば、非実在青少年と言う創作物を規制するという名の「言論の規制」。とても危険であるこの案の真実を明白に新聞などが記載していない。
- ・国民の知りたい情報が必ずしも伝わってこない、またこの制度が一般のごく普通の方のためというよりも偏った方(市民団体・マスコミなど)のためのものであるから。
- ・マスコミによる取材活動のために乱用されているため、情報公開手数料を大幅に増額すべき。国民のプライバシーが十分に保護できるよう、5条の開示拒否の定義を増やし、開示できない文書の範囲を広げるべき。行政機関内部で公開の是非を十分に検討できるよう、情報公開決定までの期限を大幅に延長すべき。

1. 「国民の知る権利」を保障するための情報公開制度の改正の必要性に関する理由

<改正は不要だと思う理由>

- ・大臣のお考えは偏った考え方であり、日本国の屋台骨を揺るがす考え方だと考えます。日本国は、先の大戦に於いても、情報の重要性を軽んじるあまりに、全ての暗号が解読され、敗戦に至った事実を考慮すれば、国策に係わる情報を安易に国民に知らしめてはならない。
 - ・頼むからこれ以上日本を壊さないでほしい。もう余計な事しないでほしい。貴方達民主党が何かやる度に日本の国益が損なわれていく。表向きはいい名称にしてるが、実際は国民にとって不利益な内容が盛り込まれていたりするので反対！中国化反対！
 - ・国益を守る為。
 - ・現行で十分と思われます。(個人にとっても、行政にとっても無理のない範囲と思われます。)制度は十分であると思われます。
 - ・現行制度でほぼ十分国民の知る権利と国民のその他の権利、行政の円滑な執行のバランスが取れていると考える。改正を検討する前に、まず、現行の制度の国民の利用状況、行政の対応状況(機関ごとの件数、開示決定までの時間等)、情報公開訴訟等の現状の検証をし、国民に問題意識の根拠を明示すべき。
 - ・今の法律の枠内でも、「行政機関の有する情報は国の情報ではなく国民の情報である。」という意識が浸透すればよい。逆に言うと、いくら法律を変えてもこの意識改革がなければ変わらないと思う。
 - ・現行の制度が、あまりにも一方に偏った判断で行われているとは考えていません。また、開示の判断に不服と思えば、審査会に申立てをする制度があります。
 - ・「国民の知る権利」は、裁判等に関しても、いまだ十分国民に認知されているとは思えないため。
- 「国民の知る権利」を保障するために所要の見直しを行うことは必要であると思うが、必ずしも方向性のとおり全てを見直す必要はないと思う。

2. 現行の情報公開制度全般についての意見(その1)

文書の保存・管理に関する声(その1)

- ・情報公開制度と文書管理制度は民主主義を推進する車の両輪である。昨年、公文書管理法が成立・公布され、来年4月施行の運びとなった。まずは、民主主義国家としての第一歩を踏み出すことになる。文書管理があればこそ情報公開が生きているのであるが、行政文書管理については、目的が明確に示されたものの、文書および文書管理の範囲、管理原則、分類技法については未だ明らかにされていない。政令への委任事項が多く早急に明らかにしてほしい。
 - ・他省庁、議員、審議会等委員、関係団体とのやり取りに使用された政策決定に関わる文書は全て作成者と使用者の個人名と役職を付して最低10年保存を義務化し(メール、FAX、電話、面談等全てのやり取りの記録と保存を義務化するべき)、5年でHP上に全て自動公開されるシステムを法制化するべき。全文書に適用される期限を法定し、それ以降は理由によらず必ず公開されるとするべき。文書を廃棄する場合は、HP等による事前告知を義務化するべき。文書管理責任者を明確にし、故意又は過失による廃棄又は虚偽主張に処分を加えられるとすべき。開示の実施の方法は、原則として請求者の求める方法によらなければならないと法定し、オンライン開示、電子媒体による開示の促進を図るべき。
 - ・行政文書ファイル管理簿に掲載されている行政文書ファイルは、H〇〇年雑件綴りなどなんだか意味不明のものが、未だに多数存在したり、標準行政文書ファイル名に年度を付与した架空の行政文書ファイル(実態の記録であるバインダー等の綴りファイルの目録ではなく、大変大きなまとまりで記載)されているケースもある。これまでの情報公開法では国民は情報提供の位置づけであったので、違法ではないが、公文書管理法では、正式な目録として位置づけられているので、実態の行政文書ファイル(現物の一冊単位)の所在管理をするよう法の見直しで定めるべきである。
 - ・国民が必要な文書を特定するための検索目録としての現行の「行政文書ファイル管理簿」は、細分類である「行政文書ファイル」そのものの名称が抽象的であり、かつ、3階層の分類項目が雑ばくであるため、検索機能がはなはだ低く事実上使用に耐えない。解決策として、「行政文書ファイル」名をもっと具体的に国民にも分かりやすく表示するようにし、かつ、分類の方法をフリツケ式階層分類からツミアゲ式階層分類と序列式水平分類を組み合わせた方法に変更すべきである。情報公開法第二条第二項において、開示対象とする行政文書を「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして」と規定している。これにより、いわゆる「組織共用文書」の範囲が恣意に縮小され、いわゆる「個人文書」の範囲が恣意的に拡大される現状がある。解決策として、この「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして」を削除すべきである。
 - ・現在行われている行政文書管理は「情報公開制度に対応するための文書管理」として行われていると考えます。組織共用文書としての「行政文書」を管理するための仕組みでは、その範囲に入らないいわゆる「個人文書」が存在することとなり、「文書の私物化」に繋がります。また、情報公開法第二十三条二項に規定される「総合的な案内所」で提供される情報は行政文書ファイル管理簿であり、行政文書そのものではありません。そもそも行政文書を作成する職員自身が、行政文書の適正な管理を行っているのでしょうか。情報公開制度に対応するために整備された行政文書ファイルは、単なる「アリバイ作り」もしくは単なる片付けとして作成されているのではないのでしょうか。情報公開制度のための行政文書管理ではなく、情報公開制度はもとより、効率的な事務執行や説明責任を果たせるような行政文書管理の実現が、まず必要であると考えます。
 - ・「行政文書ファイル管理簿」が、見直し事項として取り上げられていないことが問題である。現行の検索目録としての「行政文書ファイル管理簿」は、細分類である「行政文書ファイル」の名称が抽象的過ぎるなど、主権者たる国民が行政機関の保有する文書を特定するための検索機能がはなはだ低く、事実上使用に耐えないからである。
 - ・情報公開法があるにもかかわらずまだまだ情報公開を巡る様々な不祥事や問題が後を絶たない。要するに、官の側における行政文書の定義のあいまいさ、解釈の違いが多く、国民の知る権利に対し必ずしも統一的な解釈が出来上がっていない。運用のためのルールが定まっていまいと云わざるを得ない。今回の公文書管理法が極めて明確に行政文書の位置づけを明らかにしたのであるから、情報公開制度もこれに合わせた形での海底を望みたい。今や米国等においてはOpen Governmentの方向に向かい、政府の透明性を高めようとしている。この際、情報公開制度は公文書管理法と合わせ、車の両輪として、開かれた政府の実現に向かって制度改革を行っていただきたい。
- 情報公開制度をもっと国民が使いやすくするためには、行政文書ファイルの検索システムの改良が絶対に必要である。現在のシステムは、
1. ファイル名が曖昧で必要な情報が手に入らない。
 2. ファイルの中に複数の文書が綴じられることが許されており、中には1つのファイル名に約1700冊の簿冊が入っていたケースがあった(宮内庁において)。
 3. 文書保存期間を延長した際に、同じデータ内に情報が追加されるのではなく、同じファイル名が延長の度に追加されていくため、文書の管理状況が非常に見にくい。
- など、検索システムとして全く機能していない。おそらく内部の職員もこのシステムを使って文書を探していないのではないかと思われ、「データベースを整備して公開をした」というアリバイ作りにはしか見えない。この検索システムが改良されない限り、どのような法的な改正が行われたところで、国民にとって使いやすい制度には絶対になり得ない。この点に付き、今回の法改正において何らかの対策を取られることを期待したい。
- ・過去の各種書類が十分整理されておらず時間がかかる。
 - ・まず、知りたい内容に関してどのような文書が存在するのかわからないの問い合わせに対しても、答えがくるまでが時間がかかりすぎる。回答に対しても、本当にその書類しかないのかわかりにくく感じられることが往々にしてあるが、国民には確かめようもない。文書が存在するかどうかについて調査できるような第三者的な機関などが必要だと考える。また、文書存在についての問い合わせを意図的に曲解して対応される場合もある。書類が来てから不足していることに気がついて、また次の開示請求をして、書類がつかの間に3ヶ月~1年かかるかと思うと断念してしまうこともある。それを狙っているのではないかと疑ってしまう。
 - ・情報公開法の中で、情報公開制度の適正運用を担保するものとして、公文書管理を適正に行うことを義務付ける必要があります。従来は、法律に基づき、自治体は努力規定で定められることが多いのですが、そのために、なかなか進まない現状があると思います。そこで、義務規定に格上げすることで、全ての国の機関や自治体において、公文書管理が適正に行われれば、国民の信頼を取り戻すことができるはずですが、また、公文書管理を徹底することで、できあがる文書目録について、情報公開目録として活用できることから、情報公開目録の作成及び公開を義務付けることが必要となります。これにより、公文書管理法に規定されているように、国や自治体が保有する情報が、「国民が主体的に利用できるもの」になるからです。

文書の保存・管理に関する声(その2)

- ・全文書に適用される期限を決定し、それ以降は理由によらず必ず公開されるべきである。文書を廃棄する場合は、ホームページなどによる事前告知を義務化するべきである。
- ・本来、情報公開制度を円滑に進めるために設けられたはずの「行政文書ファイル管理システム」<http://www.kokai-gb.nta.go.jp/>は、全く機能していない。特に、国税庁の場合、どのように努力してみても、探している行政文書にたどりつくことは不可能という仕組みになっている。
- ・情報公開制度は、適正文書管理があってこそのものであります。情報公開制度の中でも、適正文書管理について言及する必要があると思います。
- ・情報公開制度の土台は、行政文書管理が適正に運用されなくてはなりません。昨年、公文書管理法は公布されましたが、公文書管理法施行令はこれからです。この施行令を見なければ、情報公開制度の改正を行っても適正に運用されるはずがありません。したがって、情報公開制度の改正は、土台となる適正文書管理に関する定義や方向性を明記すべきです。その内容は、次のとおりです。
 1. 目標・目的の明確化

目標として、公文書の管理は、「文書の私物化」を払拭して、情報を課内で共有し、文書の高速検索性を確保することです。担当者以外の職員が、サッと取り出せるようになることにより、行政事務の効率化を支援することになり、迅速な情報公開につながります。目的は、情報の全庁共有化により、情報装備力が豊かになり、行政及び住民が意思決定の判断材料として行政文書を活用することです。

さらに、究極の目的として、住民が行政文書を問題解決に役立つ知識として活用して、住みよいまちづくりのために、自ら考え、自ら行動し、もって、住民自治への道を拓くことです。
 2. 行政文書の範囲

公開対象となる行政文書の範囲については、各自治体の職員が恣意的な判断をしないように「個人文書」及び意思決定過程を含む未完結文書を公開対象範囲にする定義が必要です。
 3. 管理原則の明確化

公文書の管理原則は、公文書管理法施行令と関連することになりますが、文書管理の先進自治体で導入している、管理原則を参考にして明記すべきです。具体的には、文書の私物化を排除して共有化が図れ、文書のライフサイクルを確保できる管理ルールである「上下二期間法」、運用ルールには「年度末場所換え法」の採用です。
 4. 分類技法の明確化

分類にはワリツケ式分類とツミアゲ式分類の2つの方法があります。ワリツケ分類とは、文書主管課が頭で職務分析をしながら作り各部署へワリツケしている文書分類表です。この方式は、文書主管課が理論的に作成するので、事務室に保管している文書の実際の配架・配列との間に大きな乖離が生ずることになるので、情報公開目録に大きな支障をきたします。

一方、ツミアゲ方式は、現実にある文書を、担当職員が自らの目と手で小分けして中分類を作り、中分類をまとめて大分類を作り、下から上へ文書の分類をまとめて作る方式です。この方式は、現存する文書をもとにして分類項目を決めて行くので、実際の配架・配列との間に乖離が発生せず、即時検索性が確保されます。したがって、情報公開の請求に即時に対応できる分類は、ツミアゲ式分類であるので、これについても方向性を明記すべきです。

以上、情報公開制度の土台である文書管理の観点から4つの品質を述べてきましたが、情報公開制度の改正には、公文書に関する要件を明確化にして、ある一定の方向性は示すべきと考えます。
- ・自民党と官僚が国政を動かす時代が終わりました。自民党政権下の厚生省時代に、「文書不存在」を理由に長い間、「情報公開」されなかった、「血液製剤ファブリゲンからC型肝炎になった患者リスト」が倉庫から発見されました。この文書不存在は、国民の生命財産の安全を保障した憲法に反する行為です。また、つい最近、外務省で、いわゆる「密約」の存在を裏付ける文書が発見されました。外交・安全保障上、「公にしない」という高度な政策判断の余地があることは是認できますが、50年100年という時を経過した後に、それらの情報は公開されるべきです。悲しいことに、大抵のトップシークレットとされていた文書(=情報)は、アメリカで公開され、日本では、文書不存在で一蹴されているのが現状です。情報公開するためには、その根底となる文書管理が徹底してなければなりません。国・地方公共団体の大多数では、文書管理が正しくできていないのが現状です。それゆえ、情報の公開が一向に進まず、貴重な歴史的価値のある文書が、アメリカを含め欧米諸国から公開されます。しかし、実は、世界標準となった文書管理の手法AKFは、日本で生み出されたものです。70あまりの先進自治体や一部省庁では導入されています。今、大事なのは、情報公開の基盤となる文書管理を確立することです。それには、公文書管理法だけでは、不十分です。AKFの考えを取り入れた公文書管理法施行令の制定が肝要です。

2. 現行の情報公開制度全般についての意見(その3)

制度の煩雑さ等を指摘する声

- ・自己情報の開示請求しかできない、きわめて不具合の多い制度であると言わざるを得ない。情報公開に消極的な行政側の事情を表象したものであり、国民目線では到底容認できるものではない。総じて未熟な制度だと思う。
- ・いちいち堅苦しい様式で何段階も経て許可すること事態改めて欲しい、整理上の点からある程度の規格は、やむをえないにしても今の公開事情は、それを出来るだけさせない、そんな内話が見えるようです。当然、簡素化すべきです。
- ・審査会への諮問期間が長すぎる、防衛庁は諮問までに2年、答申に3年、?関東甲信越厚生局は昨年閲覧のみの開示で写しの交付拒否の決定をした。異議申し立てして変更し3カ月を要した。情報公開法が理解されていない。兵庫社会保険事務局(旧)は開示請求の受付を拒否した。出先機関の教育徹底が不可欠。開示請求目的欄を請求用紙に設けたり、聞く事の禁止条項を追加してください。迅速に開示されないと役立つ情報になってしまいます。当然開示すべきものに対して時間もかけ過ぎています。?省庁の審議会が開示制限をして、不開示が続いています。(臓器移植検診報告)制限撤廃を求めます。不開示決定の場合の理由が簡単すぎて理解できない、審査会に出された理由説明で理解できる場合がある。改善を求めます
- ・現行制度については、まったく知りません。ただ、行政刷新会議による事業仕分けなどによって多くの倫理観の欠如・ガバナンス不足が露呈する現状ということは、現在の制度が機能していないことを意味しているのではないかと思います。複雑な制度やルール、手続き、不親切さが情報へのアクセスを妨げていると考えられます。わざわざ、情報公開制度についての解説本を購入しないといけない難しい制度や解説をHPなどにアップしない現状では良くないと考えます。
- ・非開示決定に対する異議申し立てを行った場合、
 1. 申し立て日より審議会が答申するまでに、8カ月を経過しても結論が出されていないケースがあり、情報公開請求した目的を逸することになってしまった。努力規定ではなく、期日を定めていただきたい。
 2. 異議申し立人が遠隔地に居住する場合、指定された期日に意見陳述を行う事が出来ない場合がある。インターネットや電話の利用を検討していただきたい。
- ・への情報開示請求窓口は、地方に住むものとしては遠い場所にある。そのため、地方でも比較的近い場所で、開示請求できるようにしてほしい。
- ・現状の開示請求は不便すぎる。開示の実施の方法は、原則として請求者の求める方法によらなければならないと法定し、オンライン開示、電子媒体による開示の促進を図るべき。公の文書等である以上、広く簡単に開示されるべき。公文書は外交機密など極めて機密性の高いものを除き、一定期間がすぎればできるだけ早期に開示するように法制化すべき。また、その際にその書類の作成責任者などの明記も義務付けそれも合わせて開示し責任の所在を明確にするのがよい。原則として税金を使った「公務」である以上、諜報活動等の極めて特殊な場合を除き、氏名や立場を国民に報告する義務がある。
- ・情報公開請求に時間がかかりすぎる。手続きが煩わしい。非開示部分が多すぎる、コピー代が高すぎる。地方自治体の情報開示度の格差が大きすぎる。非開示が非常に多い自治体の開示度を高める必要がある。(特に東京都は非開示が多い)
- ・私は情報公開制度を利用したことがありませんが、過去にマスコミから伝え聞いた話によれば、せつかく苦勞して情報を得てもほとんどの部分が黒塗りで、全く意味が無いケースがあると認識しております。是非、「国民の生活が第一」を掲げる民主党の手で情報公開制度を改善してください。
- ・外交や軍事を除いて、情報はもっと早く常に開示して欲しい。
- ・情報を保有してるかどうか情報元の判断に頼らないといけないこと、情報の内容・種別をこちらで推測して請求しなければいけないこと、開示にやたらと時間がかかること、手間がかかること、開示されても情報元の恣意的な判断で非開示とされる部分が多いこと、が不満です。

行政庁の裁量を問題視する声

- ・「不開示」を覆す「判断権」が「内閣」にあるのは良いが、その内閣に「不服理由を理解させる」手段が情報開示を求める側に存在しない。内閣は所管大臣から「不開示」の側の主張を聞ける。しかし「情報開示請求側」にその手段が無いのである。いっその事、司法で取り入れた「陪審員」のような仕組みが必要なのではあるまいか。併せて「個」の側は訴訟に至る迄、訴訟を維持する経費を自己調達しなければならない。案件が「個人の利益」に属さないものなら、司法の「訴訟費用補助」のような制度も、本改革案に盛り込めないものであろうか。
- ・国・自治体の審議会・委員会で政策決定されているにもかかわらず、そこで提出された資料と議事録が完全ではなく、恣意的な行政運営が排除されていない。有識者が匿名で政策決定をしていることに不信感を持つ。先の事業仕分けで、議論(傍聴してつけたメモ)と仕分け結果が全然違っていたものがあつた。一向に議事録が公開されないのに事業仕分けそのものに不信感を持っている。
- ・第11に、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の答申は、行政よりの判断がされている。これは国家公務員であった者が常動委員として実質的な判断をしているからではないか。第2に、不開示の理由付記が簡潔すぎて、行政庁の判断の公正性を担保して恣意を抑制し、処分の相手方の不服申立ての便宜となるという理由付記制度が実質的に機能していない。第3に、開示請求をした文書を廃棄するという法の趣旨にもとる行為が行われている。
- ・情報公開の制限があまりにも曖昧なために、その制限の条項を利用して行政が情報公開を拒む場合があまりにも多く、制度の本質的な運用を阻害していると考えます。例えば、条例で「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある場合には、情報公開をしなくてもよいというようなものでは、行政の解釈の仕方で大切な情報が公開されません。
- ・現行の情報公開法は、国民に立脚したものではない。情報公開の請求は保障されているが、開示決定には行政の裁量の幅が大きく認められ、恣意的な運用を可能としている。逆に、手数料の設定や裁判所の制限など請求者が使いにくい制限が多く盛り込まれている。現行法のような不明確な記述では、無責任な対応を許容するばかりである。それに対する有効な対抗策も講じられていない。
- ・本法の改正では、恣意的解釈や無責任なたざらしが禁止されるよう、明確な規定を明記すべきです。また、不当な行政官については処罰規定を設けるべきです。
- ・何かを決める際に、都合よく情報を隠したりすることが出来るのは問題である。公平性に欠け、結局役人しだいで物事が組められているのではないかという疑い。マスコミもかたよった情報が多く、信憑性にかけるため、情報公開がきちんとされるべきだと思う。

2. 現行の情報公開制度全般についての意見(その4)

その他の声(その1)

- ・現行制度はよく出来ていると考える。改正するなら、まず問題意識の根拠となるデータを示し、問題点を洗い出してから、国民的議論を喚起し、公平かつ透明な議論を進めていくべきと考える。
- ・タバコの煙が来る位置に情報公開の場所を割り当ててそこ以外での開示を認めない独立行政法人(大学入試センター、昨年春時点)があった。現行制度では処分の後に審査請求してその中で審査会という仕組みがあるだけで、苦情申立を扱うという概念はない。情報公開を受け入れられない、したがない公務員が多い。色々な情報公開をしづらい状況が一部に存在していることは残念。苦情処理制度を導入すべきでは。
- ・原則公開、例外的非公開を徹底させること
- ・マスコミも異常な(今までの政権と同じ釜の飯を食べていたと思うことが多い)報道についておかしい報道(間違えがあれば厳しく1週間の報道禁止)報道規制を加える事も法的にも必要と思う。食品偽装・建設基準等規制があるように同じ扱いも必要。政党・政治家も同じようにしてください。また、民主党はカネ問題も小さい内に厳しく扱いたと思う。情報公開について法的に整理下さい。1)アメリカ等の公開法等参考にして2)某省庁の担当者とか匿名扱いについて情報提供するくらいの度胸があるなら氏名を明らかにすべき3)特に入札時には特定業者中心へ多く落札があるが逆にその業者は次回から10年くらい外す法整備が必要。
- ・かつては、行政サービスとして情報提供してもらっていたことが、すべて開示請求してくれと言われることがしばしばあることです。私は労働局関係しか知りませんが、何度もそういうことがありました。もちろん個人情報保護の問題もあるかもしれませんが、過去は出先機関ですぐにもらえた資料で、開示請求したところやはり開示されたものを、いちいち開示請求させるのは、本末転倒ではないでしょうか。
- ・政治ショーであり、全く内容のない事業仕分け、行政事業ビューである。マスコミを利用(悪用)して民意を操る、現政権のやり方は亡国の整った仕業と言わざるを得ない。マニフェストにこだわる政治手法は、はっきり言って国民を滅ぼす行為である。マスコミ受けだけ狙った、党に将来は無し。
- ・民主党ならば、自民党で出来なかった改革を積極的に行なうべきです。機密費の公開に付いては、野党時代と与党時代では鳩山総理言っている事は全く相反しています。事業仕分け対象の公団や団体についても、本来の設立目的と税金付与の価値ある業態なのを仕分け結果だけではなく、国民に実態状況と要員構成・役職者の報酬(税金)業務成果を開示した上で結果を引き出す方法に変えてください。現状のやり方は、個々の事業施策の是非が主体であり枝を見て森を見ずの感があります。
- ・情報公開制度と行政の透明化のように、多くの政治家及び官僚は言葉遊びで私利私欲を目指しているのかな?基本的に頭脳は優秀な人なのに、利権という魔物に心を売ってしまう人が多いようです。本来政治家は理想国家を建設するために夢を持ち、本来ボランティアの精神で金銭に関して私利私欲ではなく国民目線で政治家を目指しているものと思いましたが、現実には残念です!
- ・一票を投じた者の権利、もっと分かりやすく、誰でも見れる、此れが本来の国政の仕事。又文字が小さい、御年寄りでも分かる見れる物を作る事。
- ・役人という泥棒が作った法律を遵守するのは国の運営を泥棒に任せたまも同然。泥棒の作った法律で泥棒は取り締まれない。
- ・日本人や外国人(元日本人を含む)の中には、高齢である方、病弱である方、身体に障がいがある方、日本に来る旅費を工面できない方、査証が発給されない方、妊娠中である方、育児中である方、親の介護が必要な方、等々の理由で、日本に来ることができないか、困難な方が多数おられるところ、これらの方々にも「知る権利」による保護を与える必要があると解されます。たとえば「在外選挙制度」も存する以上、可能かと解されます。上記の点で「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」11条2項を改正し、たとえば「当該居住国の公的機関が発行する住所に係る証明書等で、当該居住国において住所の証明とされるもの」等とする等が期待されます。なお、「在外選挙制度」では、賃貸借契約書、居住証明書、住所が記載されている電気・ガスの領収書等が例示列挙されています。
- ・情報は、その時々では、開示すべきものと守るべき情報とに判断せざるを得ないものと考えます。時間の経過によって、その情報の公開による不利益の影響がほとんどなくなれば、原則公開で、今後の行政の方向性を検討する材料の一つにすればと考えます。現行制度が機能していないとは考えていませんので、基本的な改正は必要ないと考えます。
- ・「政の透明化」とは、すこし離れますが、昨今の「個人情報保護」の制度は極端過ぎると思います。NPO法人や町内会などで、老人の輪や人の輪、無縁社会の回避を考えて、住んでいる人々の情報を得ようと思っても、行政が個人情報を出してくれないために、支援体制を作る事ができない場合が多々あるようです。
- ・機密費に対して岡田外務大臣が公表はしないが自分を信用してほしいと言っていたが、公平性を持たせるためには時限付きで例外なくすべて公表すべき、例えば50年後にすべて公表するなど。財団法人日本漢字能力検定協会の事件もあらゆる資格検定料が値上がりしています。ちなみにここは約2万参照サイト<http://www.jaedic.or.jp/center-index.htm>。しかし独立行政法人と違って財務関係の公表をしていないか、一部だけと足並みがそろっていない。よって早急に義務化するべき。
- ・ある程度の透明化はされつつあるのだろうが、続けていかないと行けないと強く思うが、情報公開による改正がきちんと出来なければ意味がなく、国民がイライラしたり余計に怒りを覚えたりする。今までは「知らぬが仏」として、色々税を議員や役所が贅沢三昧私用に公共の事・為だと言って、利用してきたのだと強く思った。悲しいかな情報公開も都合よく封印されたりして・・思ったりもする。
- ・行政不服審査法の中でも、情報公開に関する不服審査は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問され、答申が公開されるので、非常に透明性の高いよい制度である。しかし、情報公開自身が、その他の行政処分の不服審査の根拠となる場合が多いので、より迅速に審査を行えるよう審査会の人員を増強すべきであると考える。
- ・民主政権になり随分、政治の様々なプロセスが見え始めてきた事を実感する。付随してその問題点も有権者と共有するという事で政治意識が高まってきていると思います。普天間問題もマスコミの悪意ある報道にもかかわらず、鳩山総理の誠意が透けて見えます。そのように感じている人達は多いはず。マスコミのクロスオーナーシップの件もいち早く進めて下さい。現状では国民をよりよく成熟させることはできないでしょう。民主党も試行錯誤でしょうがそれを見守るのも我々有権者の義務と思っています。
- ・隠すことができる情報公開はまったく無意味。
- ・例えば、税務調査に関連する情報の開示請求をした場合、法律第5条6号イに該当するとし、「当該行政文書は、調査手法等を記載したものであり、これを公にすることにより、調査に関して予見可能性を与えるおそれがある。このことは、税務調査に関し、正確な事実等の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものに該当することから不開示とした。」という、あたかも国民性悪説にもつづいた画一的理由で常に不開示とされている。
- ・透明化といいながら、日本国民にバレては困る内容は伏せ、後になっておまけで売国法案がついてくるなんて事は許されない。

2. 現行の情報公開制度全般についての意見(その5)

その他の声(その2)

- ・情報公開がどの媒体で行なわれているのかが不足している感があり、発信する側の一人よがりになっている。もっと義務教育段階から啓蒙し、その情報収集方を身近にする努力する必要があるし、怠っている。
- ・法律に基づき地方でも条例を作り、公文書の情報公開をしていますが、不服申立をしても審査会が開かれるまでの日には規定されず、広島県においては2~3年かかるとのこと。これではたとえ審査会が開催されたとしても情報公開制度の意味を成しません。また、情報公開されない文書においても、全く行政の都合である住民にとって大切な情報が不開示であったりします。情報公開し、政策決定過程を透明化することは民主主義の基本であることに意を置く必要があります。
- ・一般国民の利用実態が低い現状から、弁護士・オンブズマン・マスコミ・歴史研究者等の意見しか寄せられないことがそもそも問題であるが、政党交付金の観点から鳩山総理や小沢幹事長の政治資金問題の解明にもつなげて、政治を正そうとする枝野大臣提案に賛成します。
- ・情報公開制度を利用した情報公開請求というのは、個人や法人がその者自らの利益のために請求することが大半であり、その手続きのために要する行政コストの受益者負担という観点から、制度利用における一定の手数料は絶対に必要と考える。(手数料を無料にすることは特定の者の利益のためのコストを国民が負担させられることとなるため。)一方、本来国民の知る権利のもと開示すべき情報については、情報公開という制度を利用せずとも行政側から積極的に開示すべきであり、改正を検討するならば、より一層の情報提供を徹底する方向での見直しが望ましいと考える。
- ・国民に、主権があるのであれば、政府のすべてを、知る権利がある。政府が政府で存在できるのは、税金であり、民主主義である以上、すべては、公開されているべきである。原則すべて公開されているべきである。あまりにも秘密が多すぎる。最低でも税金を何に使ったかすべて公開すべきである。国民が知らなくていい税金の使い道などない。政府だけで精査するのは難しいので、公開することにより、多くの人に、公開し、多くの人目に、触れるようにし、多くの人に精査してもらい、指摘を受けるべき。
- ・一般的な意味での情報公開の重要性は社会的に認識されているが、国民一人一人が開示請求権を持っているということはそれほど認識されておらず、行政の保有する情報を開示してほしいと考えても実際に開示請求をするところまで至る人は少数なのが現状なのではないか。
- ・私は最近の報道で内閣官房費の情報が出ています。此の情報は先月沖縄で元自民党幹事長野中氏の発言で出て来ましたが、本当の我々国民は何を信用したら宜しいでしょうか、勿論機密情報関係は即開示は無理でしょうが、その他歳費開示は当然と思われます。私は昨年日本で始めて政権交代が出来て、従来の政権と同様の方針では、政権交代時の民意を反故に出来ないでしょう。其れ以外に特例法人で警察庁、厚生省、国交省、文科省等々と各省庁に跨る法人の情報開示し国民に公示が必要と思われます。
- ・情報公開に消極的であったブッシュ政権と異なり、オバマ政権の「透明性とオープンガバメント」の声明以降取り組んで、発表されている項目を参考にコメントします。オバマ大統領は、行政はより透明で、国民参画を呼びかけ、国民とのコラボを実現するメモを各省庁・機関の長宛に発している。公開の進捗状況報告の中で、国民が代償を払う、特定の団体の影響を軽減、税金の利用の追跡、省庁に対するドアを開くこと、秘密文化からの脱却を明言している。この3月には、行政が作成する文書の平易化を促進する法律と電子メッセージ保存法が下院を通過した。一元管理体制にある米国ではNARAが透明性とオープンガバメントの方針に従って、省庁のFOIA遵守を見直し、FOIAオンブズマンの任命などのほか長官は、オープンガバメントにおける記録管理の重要性を強調。一方、英国では、非公開文書の30年ルールが15年に短縮要求(20年案)。
- ・制度として請求権があるのはいいことですが、普通に考えて主婦の方とか学生とかが利用するわけではない。その業種で利権に絡む方たちが主に利用している制度の側面が強い。
- ・まず初めに国政、地方問わず個人情報以外の部分について、役人の判断で黒塗り等で隠蔽するシステムは廃止すべきである。その部分について判断するのはあくまで国民であって、役人の行うべきことではない。また最低限10年程度は作成された文章や関わった人物の情報は保存するシステムを構築すべきである。そして虚偽や隠蔽等に関しては厳しい制裁を行う法律改正を行うべきである。
- ・官僚によってこれまで、国会の論議を経ることなく、法律を都合よく解釈して、国税を勝手気ままに自分たちの天下り先に向けて、じゃぶじゃぶ流し続けてきたことは明らか。これからは、国民の権利として、国税がどのように使われているかを、明々白々とするため、官用語で解釈がねじ曲げられることの無きよう、分かりやすい日常の言葉を使って法律を組み立てなければならない。特に、国民生活に関わる資金提供に関して、不必要な書類の山を作って、書類選考して、窓口対応で受け取り拒否という、官僚の得意技で民間への資金の流れを阻害することの無きよう、配慮すべき。特定の官僚権限や、資格審査の枠組みで民間の生産活動をがんじがらめにする愚劣な法律が増産されないよう、シンプルで分かりやすい法律作りを目指すべき。
- ・たしかに、海外との密約は「なんでそういうことになったの?」と言う情報が残っていれば、少しは納得できるようになると思います。
- ・国会議員は、霞ヶ関改革云々を言う前に、まず自分たちの情報公開が足りないと思う。
- ・担当職員の資格規定を新設せよ。レベルが極端に低い。処分放置(不作為)した場合に法所管庁が強制処分する規定を新設せよ。文書管理規程面だが、パソコンで作成した文書データは保存期限無期限とせよ。裁判所の司法行政文書を対象にせよ。5行政処分の委任等を受けた法人、多額国庫補助法人は全部対象にせよ。
- ・天皇の認証官である検察幹部の人選のしかたなどは情報公開の対象になっていません。天皇の認証官制度(首相は認証官ではなく国務大臣や検事総長など認証官なので、首相は、閣僚を含めて自主的な辞表を求められなく、検察の幹部などを罷免できない。)を改めるためにも、認証官の人選の基準の公表なども「情報公開」に含めてほしい。
- ・ここでは独立行政法人等の外郭団体に対する意見を述べます。大半の国民にとって、中央官庁や外郭団体は縁遠い存在です。しかし、報道で知る行政の無駄遣いは官公庁では事件・不祥事・外部からの情報公開請求等である程度の無駄を知ることができるように思います。しかし、外郭団体となると余程の事件性が無い限り何も伝わって来る気配がありません。一方で、これらの団体が天下り先の温床になっていること、実質事業を行っていないに等しい活動であるのに天下りした公務員が役員報酬を得ているケースが多々あること、これらには膨大な国費が投入されていることが問題と考えます。これらは行政機関でないため国民に内部情報はさっぱり伝わってきません。これに関して、行政側も情報はあくまで言われて初めて開示する姿勢が強すぎます。国民の不信感を払拭するためには、公開法の全面見直しが必要と感じます。

その他の声(その3)

- ・外国人による開示請求権をなくするか縮小すべき。法の趣旨は、本来国民主権の理念に基づき、国民に対する行政の説明責任を全うすることであり、また、このたび「国民の知る権利」を目的に含めるのであればなおさら、外国人にも開示請求権を認める積極的な理由や政策的意義は乏しいものと思料する。
 - ・条例や法律などに関わる文章は、法律制定に付属するやり取りも含めて、作成者と使用者の名前、役職を記述し長く保存をして欲しいです。定期的にHP上に自動公開されるシステムも加えて頂きたいです。その文章の適応期限を定め、以降は理由に因らず必ず公開すべきだと考えます。文章の破棄はHP等で事前告知し、文章の管理者を明確かつ故意又は過失による破棄、虚偽の主張に処分を加えて頂きたいです。公開するには、成るべく請求者の求める方法に従い、オンラインでの開示、電子媒体による開示を促進して下さい。
 - ・外国で、国費による科学研究の過程の情報が情報公開法によって請求されることによる紛争が生じており、日本も対応を必要とすると思います。見解の不一致の調停・裁定、科学情報公開を情報公開の枠組みですべきか、公共資金による科学研究の過程の透明化とは何か、公開と特定人への開示との区別、通信の秘密や情報セキュリティとの兼ね合い、知的財産権や外国の主権との兼ね合い、など複雑な問題を含みます。
 - ・以前とある所で募集されたパブリックコメントをネットで観ましたが、個人情報箇所の黒塗りまでは分かりますが、本文の内容まで黒塗りされているのは如何なものかと思えます。議員の人がパブコメの情報公開請求したにも拘らず、1月以上も公開までかかり、その上パブコメの内容まで黒塗りでは何のために意見募集したのかが、分かりません。
 - ・紙ベースで自分の情報の情報開示請求したことがあります。自分の情報なのに、墨塗がありました。理由も、行政的な専門用語で書かれており、理解できなかつたため納得できませんでしたが、これについてその場で異議申し立てできる雰囲気窓口ではなく、後日の異議申し立ての説明も受けませんでした。この点、改正を希望します。
 - ・誰でも情報を得られるように資料等をHPに公開し、作成者等の責任者、担当部署の明示、保管資料の破棄には同HPで事前に知らせる等を義務化してほしい。
- 本が「児童ポルノ大国」と言う虚報で法律を通し、日本を変態国家と認めた事、如何なる統計、調査でそれを認めたのか。そんな事も無く法律を通した、事実に則しない法律など有って良い物では無い。不安を煽り虚報で国民を騙す自民政権の暗黒時代に終止符を打つために、まず児童ポルノ法における調査、研究の無条件即時公開、児童ポルノ排除対策ワーキングチームの議事録とアグネス参考人の言う「スウェーデン大使館から日本が児童ポルノの加害国だ」と言われた件のスウェーデン大使館への公式見解の即時公開。虚偽でなければ当然、国が確認してあるはず。
- ・刑法 第二十五章 第九十三条の公務員職権濫用の罪を構成する要素と国家賠償法 第一条1項を構成する要素は、過失を除き合致し、成要素である事実は、憲法 第十六条所定の「損害の救済、公務員の罷免」に関し、「平穩に請願する権利」を行使するために証明することを要す「事由」にあたり、被害者等には、「平穩に請願する権利」を行使する前提として、「知る権利」を有する。よって、刑事訴訟法 第四十七条所定の「公益上の必要その他の事由」として明示すべきである。また、告訴、告発又は請求のあつた「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて罪を犯した事件」について、公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるとき、告訴人、告発人又は請求人に、「犯罪の構成要素」に【該当する事実】と、その他、【構成要素に該当する事実と両立し得ない事実・阻却事由に該当する事実】等を「公訴を提起しない処分をした理由」として付さなかつた場合は、刑法 第六十二条1項所定の「幫助」とし、被害者の権利義務に影響を及ぼすことが明らかな場合〔民事訴訟法 第三百三十八条2項所定の事由については、刑法 第六十条所定の「共同正犯」とすべきである。
 - ・現在東京で審議中の「青少年健全育成条例改正」について、民主党都議がパブリックコメントの開示を求めたところ、都議に渡されたのは、市民の意見の一部が黒く塗りつぶされ読めなくした悪質なものでした。東京都の説明は誹謗中傷を消したということですが、塗りつぶされては、そこに本当に誹謗中傷があつたか都合が悪いから消したのかの判断がつかません。(実際に文脈から判断したところ事実を指摘しただけと思われる部分が消されています)このような一部の人間にのみ都合のいいやり方は許すべきではありません。
 - ・その他「行政透明化検討チーム」傍聴について「行政透明化」を検討するにもかかわらず、傍聴者のネット事前登録を要し、ネット中継行わない、というのは、行政透明化に逆行すると考える。また、5日間のみ、ネットのみの事前登録というのは、ネットを利用できない人には不合理だし、会議が行われていることの宣伝もどこまでされているかわからない。また、東京周辺以外に住んでいる人に対し、18時開始の会議傍聴はあまりにも酷である。

3. 開示対象の拡大・明確化についての意見(その1)

(1) 個人に関する情報

<開示に賛成>

- ・情報公開法5条1号ハに公務員の氏名を加え、公務員の個人名も原則開示にし、5条5号・6号二を削除・修正し、省庁の検討情報と天下りも含め人事に関する情報も後に原則開示されるとすべき。
- ・公務員の氏名や人事発令等の省庁内情報も原則開示するべきでしょう。(俗に言う「天下り」の情報も含む)パブリックコメント・会議録等が公開されても検閲削除されている事が多い、個人情報に関わるとの説明が多いのですが、こんなに長々と個人情報について発言されているのかと疑問に思う事が多いです。保護される個人情報の明確化を。
- ・公務員等の職務の遂行に係る情報について、国家賠償法 一条2項により、当該公務員等が損害賠償責任を負う可能性があり、被害者からの請求に対しては、公開しなければならない。
- ・不開示情報取扱者は公務員として取扱い、氏名のみならずその作成情報も開示対象とせよ。
- ・公務員の氏名は自分が責任を持って行った仕事である以上、原則として開示されるべきであると思われる。

<開示に反対>

- ・厚生事務次官OBの殺害事件に見られるように、公務員個人を特定して危害を加えられる可能性を考慮すると、政務三役以外の一般職公務員の氏名は、開示すべきでない。

(2) 法人等に関する情報

<開示に反対>

- ・一般企業の持つ情報については、その公共性も乏しく、反対に企業の競争力の根源となる機密情報の漏えいというリスクが大きい。
- ・一般企業の企業秘密や営業活動の自由を保障するためには、任意に取得した情報は開示すべきでない。
- ・一般企業に関しては、色々なケースが考えられるので、慎重にお願いしたい。それによって隠蔽の方向に向かってしまえば意味はない。
- ・信義則に反することとなるため開示対象とすべきでない。

<開示に一部賛成>

- ・法人情報については、『権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』を非公開としているが、単におそれがあるだけではなく、その“おそれ”を明確にすべきであり、蓋然性について請求者にも説明すべき。
- ・法人情報といっても、市場化テストにより民間委託された地方公共団体の事務に携わる企業の、その事務の取り扱いに係る情報は、一般の企業とは区別すべきである。そうしないと事務委託が次々と行われる場合、行政庁の審査・取り扱い情報が、不透明になってしまうおそれがある。
- ・いのちと健康にかかわることは、企業の都合など関係なく公開すべきです。たとえば過労疾患、精神疾患で労災認定された企業などはアスベストと同じように公開するのが、労働者市民への当然のサービスだと思います。
- ・宗教系の財務状況や活動の情報を開示すべき。

(3) 国の安全、公共の安全等に関する情報

<改正に賛成>

- ・行政の裁量が入る余地は行政機関の不正を隠蔽する手段として悪用されるので、裁量の余地を認めるべきではないし、情報を開示すべきだと考えます。行政機関等の都合の良いような形にならないようにするべきです。
- ・不開示情報にあたるかどうかの判断を情報保有元に任せるべきではない。判断を要するものは原則公開として、やむをえない場合は開示請求者の意見も聞いたうえで、第三者機関に判断をゆだねるべき。
- ・現場の裁量に不満が示された場合には政府全体としての裁量が必要です。請求に応じる手間が大きく業務に支障がある場合の判断も必要です。
- ・国民の知る権利は、保証すべきではあるが、国策上開示すべきでないものは、当該行政機関の裁量での判断ではなく、第三者機関の判断にゆだねるべきである。
- ・現在の公開制度は各省庁の判断に重きが行き過ぎており、過剰な不開示が多く見られる。各行政機関等の裁量を狭め、いずれかの上級機関で開示基準を統一化し、不服申立てに対する対応を強化する必要性を強く感じる。
- ・開示することにより暗部が明らかになります。不開示情報の取り扱いについては国民から預託を受けた国会議員がその名の元に決裁すべきで、役人が裁量を持つ必要はない。

<その他>

- ・「おそれ」の範囲を明確にしていきたい。
- ・外国の行政機関等から受け取った情報を国家権力で開示させれば国家間の問題が生じます。
- ・外交的・軍事的な密約等に関しては、一定の機密保持は間違いなく必要と考えます。ただ、それをそのまま無期限に「無かったこと」とすることは憲法の理念に反します。
- ・国防や治安、人権、倫理にかかわる問題も多く開示対象についての線引きは難しいですが、現状のままでは良くないと思います。
- ・国の機密に関する恐れのある情報は明らかに不要である。犯罪に引用される恐れのある情報は、敢えて選択しないで求めれば公開すべきである。ただし、法の重みを増すように予め法改正を行なう必要がある。
- ・国家の機密・安全に関する情報の対象は制限を設けず公開とする。どのような情報を公開すべきかアンケートをとられては如何ですか？米国の2009年度の調査報告最も公開を要求される政府データ(Show US The Data: most wanted Federal Documents、グーグルで検索)を参考にしたらどうですか？
- ・機密費に対して岡田外務大臣が公表はしないが自分を信用してほしいと言っていたが、公平性を持たせるためには時限付きで例外なくすべて公表すべき、例えば50年後にすべて公表するなど。

3. 開示対象の拡大・明確化についての意見(その2)

(4) 審議・検討等に関する情報

<改正に賛成>

- ・省庁の検討情報と天下りも含めた人事に関する情報も開示すべきだと思います。
- ・検討中の情報を広く開示することで、国民の議論を喚起すべき。検討中情報をさも決定事項であるかのように報じる報道機関があったら免許を取り上げればよい。
- ・事業計画策定過程の事前協議や調整の内容を口実筆記したものであったとしても、それは意思決定過程の重要な情報であるため公開の対象とすべきである。
- ・国等における審議・検討等に関する情報について、「混乱を生じさせるおそれ」について判断基準を定める過程は公開すべき。

<改正に反対>

- ・検討段階の情報が公になれば、様々なバイアスがかかり中立公平な政策決定の大きな阻害要因となるため、検討段階の情報は開示すべきでない。普天間問題でも、オバマ大統領と鳩山首相の非公式会談でも、外務省から「交渉内容」が外務省からマスコミにリークされているが、「外交交渉」も情報公開の対象にすれば「リーク問題(外務省の役人の守秘義務違反)」はなくなるはず。国の安全が害される「普天間問題の交渉内容のリーク」などは「情報公開の範囲を広げて」やめさせるべきである。

(5) 部分開示

<改正に賛成>

- 原則は公開ということを用意を含めたルールで示してほしい。「可能な限り情報は切り分けて開示されなければならない」と明確化を前とした法改正を行う。
- ・情報公開法6条1項から「容易に」とただし書きを削除し、可能な限り情報は切り分けて開示する事を明確に定める事。
- ・国会公務員&県知事が情報公開を求めた場合は、黒塗り無しの100%の情報を公開すべきだ。
- ・いわゆる「黒塗り」の範囲が全国で統一されていない。恣意的判断のもとに開示範囲が決められている。(特に東京都は開示範囲が狭いと感じるが、そのような自治体に対して国が指導するようなくみはないのか?)

(6) 開示対象の拡大・明確化全般、その他 (その1)

<非開示年限の設定>

- ・現在の法が策定後5年から10年位したら、自動的に議事録を公開できるようにしてほしい。
- ・外交など対外国案件は、相手国の事情もあるので、20年後、30年後に開示すると明記し将来開示すべきだと考えます。国内案件は全て短期間で開示すべきだと考えます。
- ・非公開とする情報は、その存在の有無のみを公開することとし、一定年数経過後に開示する形式が自然と考えます。
- ・超長期非公開文書の公開時点をなんらかの表現で具体的に決められるようにする(いつまでも非公開でなく)

3. 開示対象の拡大・明確化についての意見(その3)

(6) 開示対象の拡大・明確化全般、その他 (その2)

<全般、その他>

- ・情報の開示は端的に言えば「行政の風通しをよくし、利権の温床となる状態を防ぎやすくなる。結果的には国家にとって有益であることから、できる限り拡大の幅を大きくする必要があると考える。
- ・彼等は公僕、国民に雇われた社員です。雇用主に全てを話せない社員は不要です。
- ・「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等」や「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報などは、国内の行政(行政という国家や地方自治体のシステム運用)において存在しないと考えます。
- ・出来る限り情報は公開して、公務員の氏名を加えて、公務員の個人名も原則開示にし、省庁の検討情報や人事に関する情報も原則開示して頂きたい。
- ・公務員の仕事量、人数など開示対象を広げることには賛成。
- ・不用意に資料は捨てず、破棄する場合には秘密裏ではなく廃棄期日をウェブサイト等、人の目が引きやすいところでちゃんと告知する。
- ・ウソがつけられない状態、何かおかしい行動があればすぐ指摘され、尚且つ日本および国外にまで情報が短時間で広がる時代です。様々な不振や、間違った情報ばかりが提供されないためにも、情報開示の透明性は必要だとおもいます。
- ・開示対象の拡大や明確化に対しては、より明確な統一規則的なものを示してほしい。またその理由についても同様公開してほしい。
- ・原則として、住所・電話番号(ただし、行政機関・公益法人のものは除く)、非公務員の実名(ただし、「みなし公務員」と行政機関に招致されて政策決定・法案作成に関わった者は除く)以外はすべて公開すること。ただし、例外として「公にすることにより、国の安全が害されるおそれのあるもの」は非公開としてもよい。
- ・官僚のリークでマスコミが偏った情報を流し、政治不信をことさら誇大報道しないよう、官僚のリークの実態、その目的を正当に評価する国民の開放意見が明らかにされることを希望する。既得権を死守しようとする、天下りシンジケート(マスコミと検察)が世論操作するの無いよう内閣の政策戦略室は情報開示を先行すべし。
- ・外国人の留学生の資金提供について ばらまきの可能性があるため諸外国と比較して公開すべきである 公費で行われる科学研究、動物実験などについて、研究タイトルさえ非開示にする国立大学(東京工業大学など)がある。何の研究をしているかさえ開示できない機関には税金を投入するべきではない。
- ・国の研究機関の研究者が保管しているデータは国のものではなく、研究者個人の私的所有物だと言われたが、それは本当か?税金で実験をした結果のデータが、個人の所有物になるのは納税者として納得ができない。公共の資産であるべきではないのか。開示の判断をそれぞれに任せること自体が無力。
- ・国家に機密は必要なく、行政・政治の裁量を否定する大臣提案の真意を踏まえ、三宅座長代理の指導の下、検討チームには機密費・密約等に切り込み、平野長官・岡田大臣・防衛大臣・警察庁長官・検事総長等の大臣・官僚の首を取ってほしい。
- ・行政は必ず、法案を通す時に議事録公開だけでなく会議の一般人傍聴と改正案等の法案の一般公開をお願いします。
- ・情報開示を求める事案によっては、国と地方自治体がリンクし、所管行政が錯綜する事案も多い。この件に関する配慮も必要。
- ・「第三者情報が含まれている」という理由のみで不開示決定を行うのは妥当でない。その第三者に同意を得ればよいだけのことではないか。行政側の恣意的決定の「言い訳」にすべきでない。できるだけ行政の裁量を抑えるべきであろう。
- ・一般企業と国営でしているものとの差別は無くすべきである。民営で出来るものを国営でやり国民や民間企業の税金を利用して私利私欲に走っている税金泥棒は許されるべきではないと思います。民間が努力して利益を上げているのを邪魔することは資本主義国家の正常な社会にとって損失です。
- ・解釈上、現行法でも法5条で原則開示とされているが、それを法文に明記すべきである。原則開示という法律の趣旨を全く理解していないという行政機関の現状がある。
- ・「権」や「市民の混乱」などという概念は、拡大解釈がなされやすいので、為政者の都合で制限がつけやすくなります。アメリカなど海外での運用規定をしっかりと参考にするほうが良いと思います。強いて言えば、第7条の「公益上の理由による裁量的開示」は要件が抽象的であり、行政機関の長が安易に個人や法人等の権利を侵害するような情報を公開することがないのか懸念される。
- ・統計法の目的外使用禁止の例外規定を情報公開法に新設せよ。著作権法上の保護対象の例外規定を情報公開法に新設せよ。
・『秘密』というのは悪事の温床だ。誰かがチェックできるようにする必要がある。
- ・臓器移植事例で検証が終わっていても審議会が家族の了解を得てから開示と決めたので開示されなくなっている。問題のあった事例が不開示のままである。半数以下の開示に終わっている。その為市民の独自検証が不可能である。法があっても審議会で開示制限をして、しかも審査会も処分庁の判断を妥当としてしまった。(答申H17.3.8) 審議会の確認を取り消して、法にもとずく臓器移植の透明性を確保してください。
- ・現行の個人情報保護法で開示請求の代理を法定代理人に限定しているのを改め、任意代理人(弁護士のみならず、特別の研修を受けた弁護士以外の隣接法律専門職のほか、一般の市民を含む。)でも請求可能として頂きたく請願致します。現行制度では一般市民が無料で公益目的で代理することすらできず、知る権利の保護に十全とは言えないと解されます。
- ・法で禁止されている訳ではないのに、公務員・教師の犯罪の報道の際には年齢しか報道されないという矛盾がある現状では、いっそのような慣例も含めて開示義務を決定しても問題ないと考えます。
- ・対象を拡大というよりは、政治に関わる事全てが対象だと思っているし、明確化しないといけないと思っている。
- ・情報公開法によれば、請求された情報は原則開示であるので、不開示情報であることの立証責任は、原則処分庁に負わせるべき。
- ・今、ネット環境も整い、どんな年齢の方も情報を集めれる時代です。正直にいいますと、昔のように都合よく情報を隠す事は難しいと思います。

<改正に反対>

- ・情報公開は一部の国民が自らの利益のために開示請求するのが大半である以上、開示することにより他の大多数の国民の利益を逸するような情報公開はすべきではない。そのため、不開示条項の改正は必要とは思わない。
- ・司法の仕事が拡大することが良いとは思わない。

4. 開示手続きの迅速化・強化についての意見(その1)

手数料に関する声

<手数料の廃止に賛成>

- ・開示請求や閲覧に手数料がかかるのは、個人財産の無い方の請求を制限しており、原則廃止されるべきである。たしかに、嫌がらせ目的などの大量請求などが行われる危険性はあるが、こういった例外的なケースを理由として手数料を取る制度を残すのはおかしい。
- ・遠方からの開示請求者が開示請求する場合は最低2回の郵送のやり取りが必要である。情報を迅速に知りたいとする請求者の立場からすると電子請求とメールなどでの内容確認のやり取りだけで開示手続きが迅速化されることが望まれるので手数料原則廃止が必要。
- ・経済的困窮者については手数料を必要的減免とすべきである。ファクシミリシステムやオンラインを活用した情報開示に踏み込むべき。
- ・手数料は不開示決定の際には徴収しないようにすべき。
- ・情報公開請求は本人確認が不要な請求であるため、本来は電子申請に向いているはずであるが、開示請求手数料があるために電子納付システムも必要となり、高コストになっている。この際、開示請求手数料は廃止してはどうか。

<手数料の減額に賛成>

- ・開示請求・実施の手数料を廃止する事には、注意が必要と考える。本当に必要な人間が性善説での開示であればよいが、悪意での嫌がらせ等の開示請求もあり得る。何か悪意の開示請求を排除する方策があれば、その方法を、なければ無償ではなく安価な手数料に改正すればよいのではないか。
- ・手数料は廃止が好ましいですが、事務手続き作業がありますので、事務手数料として数百円程度は必要ではないでしょうか。

<手数料の廃止に反対>

- ・権利の濫用を防止する視点、行政経費の一部負担の観点から賛成できない。
- ・開示請求・実施にかかる手数料については、特定の者に対し提供する役務に対する反対給付として徴収するものであり、本制度を利用しない者との租税負担の公平を図る観点から納めることとなったと理解しています。情報公開法制定時における手数料納付に係る旨については、国民の理解を得る意味においても踏襲すべきであると思います。また、手数料の廃止は開示請求の乱発を生み、租税負担の格差が拡大することが懸念されます。
- ・手数料の原則廃止は、情報公開法の制定時の衆参両院の付帯決議にもあるように、「制度の濫用」が懸念される。
- ・開示手数料の無料化は、開示請求の乱発を招き、その処理に時間を要した結果、全般的に開示手続きのコスト増・対応の遅延を招く可能性が高い。
- ・マスコミの取材活動や一部企業の営業活動など制度が営利目的で乱用されている現状を鑑み、手数料は大幅な増額が妥当。

<その他>

- ・郵券の前納制を新設せよ。銀行納付制度、電子マネー納付制度を採用せよ。
- ・普通の郵便局には10円の収入印紙は置いていないが、省庁で現金を扱わず、収入印紙でしか受け付けられないのはほとんど嫌がらせとしか思えない。

開示決定等の期限に関する声

<期限短縮に賛成>

- ・現在は、開示決定までに1か月は要すると思いますが、地方と同様に14日以内にしたい。そして、14日の最大まで伸ばすのではなく、特定できたら速やかに開示すべきである。
- ・大阪府では、開示手続き迅速化のため、請求後15日で処分決定、異議申立審査は90日と当初から期限が設定されており、新鮮で必要な情報開示が行われてきました。情報公開法でも、請求や審査の無責任な放置を防止するため、処理期間を明記義務化するべき。
- ・業務のスリム化が天下りの削減につながる。無期限の期限の決裁は誰が行うのか？先送りが必要な場合は期限とその確固たる理由を明確にすべき。
- ・処分庁の違法行為および不法行為の責任を追及するために、処分庁の開示手続きの故意の遅延行為には罰則を付すべきである。任期付の役員が責任逃れをするために時間稼ぎをしている例が多く見受けられる。
- ・時間がかかりすぎる。開示決定書類なども、あきらかに最大限遅く、ぎりぎりの日(もしくは、その2、3日前)に処理していると思われる。延長を繰り返すことができるのはおかしい。
- ・異議申し立ても含めての期間ではあるが、一年近くかかっても、答申が出ないのを知る権利に対する誠実さが欠けていると言わざるを得ず、努力規定ではなく、明確に期限を付するしか遵守されないと思われる。今回その方向性が提起されている事は実態を反映していると思われ、賛成します。
- ・政策変更ができない段階になって情報公開されても後の祭りになるので、政策変更ができる段階までに公開されるべき。
- ・開示手続きは求め(要件)に応じて迅速に行なうものと、そうでないものがあるとしてもよいが、ただ事前に判断基準を設けておくべき。
- ・大量請求に対する対策として、特例の無期限延長制度を残すのはやむをえないが、その延長制度の利用には内閣総理大臣への報告義務を課すなどといった、行政機関側の安易な使用を許さないための制限が必要である。

<期限短縮に反対>

- ・開示期間の見直しについては、現行30日のままで、それを超えた場合には、請求者にはその理由の説明を求める権利を、行政には回答する義務を課せば良いと考えます。
- ・拙速な開示決定は様々なデメリットをうむため、開示決定までの期限は半年～1年程度の長期なものとすべき。
- ・迅速化には、書類の電子化、整理が必要だが現実的には国の各機関のハードおよびソフトが統一化されておらず一定の期間は必要。
- ・本改正で開示対象が拡大し、開示手続の迅速化、事後救済制度の強化が導入されれば、情報公開請求が増加して行政の透明化は進む一方で、行政の負担は著しく増大するものと思料する。公務員の数が増えない以上、行政の透明化のための業務負担が増大すれば、行政サービスの低下は必定であり、そうすれば本末転倒であると思料する。国民の信頼獲得は、行政サービスを通じて獲得するのが本筋であり、情報公開は行政サービスの質を落とさない(支障を及ぼさない)範囲で最大限努力すべきものと思料する。従って、行政の負担に応じて期限の特例をもうけている法11条は残すべきであると思料する。

4. 開示手続きの迅速化・強化についての意見(その2)

迅速化・強化全般、その他

- ・地方にも情報公開制度を波及させる制度作りを(市町村、地方警察の閉鎖ぶりはひどい)
- ・もつと機械化すべきです。手書きでは時間がかかるし官僚の意見が多く入れられる恐れがあること。可視化を導入の検討を
- ・本来は不正の無いことをしていれば、開示の必要性は無かったと思います。悪い膿を出して治療するには、当然早ければ早いほど完治が早くなると思います。
- ・旧態依然の体制は時代にあった体制にすべき。
- ・諮問された時点で、過去の事例を参考にして、原則開示の方向で処分変更を求めてほしい。
- ・普通の案件は、ややこしい手続きは取っ払って、普通に開示すればよし。敢えて何から何まで開示せよとは思わない。その逆もいえ、つまり余りプライバシー云々でこだわることも邪な作用が頭をもたげる。一般的には、日本の行政は神経を使いすぎる。
- ・開示請求書も実施方法申出書もファックスや電子メール送信を受け付けよ。
- ・情報公開担当部署との電子メールのやり取りを制度化せよ。開示実施方法にメール添付ファイル送信を加えよ。
- ・実施方法等申出書提出要求は必要な場合のみとせよ。
- ・閲覧の際の撮影を统一的に認めよ。
- ・私は昼間でも簡単に窓口に行けますが、地方や昼は普通に働いている人は、なかなかそうはいきません。もちろん郵送でも可能ですが、やはり担当者と直接面談して文書特定したほうが簡単です。夜も時間帯を決めて受け付けるとか、請求を促すぐらいの仕組みがあるとありがたいです。
- ・「原則公開」ではなく「30年たったら強制公開」にすべきである。
- ・迅速はもちろん、強化もちろん。資料が揃わないのを待つのはおかしい。今まで割り当てられる資金を請求する時に、毎年資料を作成したなら、当日でも資料は揃うはずだから。何とかしのぎなさい、期間をあげるから・・・といっているような感じにみえる。
- ・開示されるまでの手続きが煩雑すぎる。アメリカのように、請求したら折り返して該当書類が送られてくるようなしくみにするべき。
- ・個人が簡単に安心して確実に情報を得ることができる仕組みが必要。裁判までして開示させるような時間もお金もないことを念頭に置く必要がある。
- ・開示手続きの迅速化・強化のために、歴史研究者等を情報公開担当として大量採用する必要があるとの意見もあるが、改正により国の公文書全てを開示請求し、ネットで公開したいと考えているので、大量採用は不要です。
- ・情報公開制度がありながら、どのような情報があるのか検索しにくい。第1に、行政ファイル管理簿のタイトル付けを国民視点でつけること。第2に検索しやすい分離に変更すること、つまり、フリック式ではなく、ツミアゲ式+序列分類を統合したクロス分類の導入である。
- ・「行政文書ファイル管理簿」の作成方法(分類方法)の見直しにより、対象文書の特定がしやすくなることで、迅速化が可能である。そもそも現行の「行政文書ファイル管理簿」は、文書を「収納」する手がかりを示すものであり、収納された文書を特定するための「検索」機能を持ち合わせていないに等しい。あいまいさを持ち合わせているゆえに、担当者によって分類するファイルが変わってしまい、文書の特定を困難にしている。
- ・電子的なシステムの活用により、文書(ファイル)検索をスピードアップできるのではないのでしょうか。しかしながら、安易に「電子文書管理システム」と呼ばれるシステムを採用するのは、文書管理が適正でなくなるのでやめていただきたい。
- ・現場での実在する文書件名に則したファイル基準表を、行政は装備すべき。国民の立場から、文書開示するときに、行政の保有する文書の特定が困難なため、「〇〇に関する文書一式」と書かざるを得ないのは、行政が、お客様(国民)の立場になって情報公開しようとする姿勢が欠如してる証拠。
- ・現在個人情報で雁字搦めの法律ですが、前記の文章で判る様に公務員は個人情報紛失しても処分されない事に問題がある。
- ・示の討論をネットで流せば 屁理屈をこねての開示拒否を防止できると思う。
- ・迅速化するのには良いのですが、迅速化しすぎて容易にならぬようにしてほしいです。
- ・法案の源が出来次第、国民への内容・発案者の開示を行っていただきたい。
- ・行政機関の現場が開示困難と判断し請求者が不満の場合、とくに研究関係など行政のうちで特殊な情報の場合は、まず両方の事情を聞いて調停を試みるべきです。それが不調ならば早く不開示決定したうえで不服審査に移るべきでしょう。
- ・実例として、同じく東京の「青少年健全育成条例改正」のパブリックコメント。5万円以上かけて請求して60日間待たされた挙句、出て来るのが、黒塗りのパブリックコメントでは、議員も市民も馬鹿にされているとしか思えません。

審査会への諮問に関する声

- ・法定期限はできるだけ短縮してほしい。外務省をはじめとする(検察などを含めた)役人と癒着した裁判所の判断は「先送り」によって「情報の実質非公開」になってしまう。
- ・諮問を行うまでの期限だけでなく、審査会の答申が行われてから、各省庁が決定を出すまでの期限も導入してほしい(半年ぐらいかかったことがある)。
- ・地方公共団体によっては、答申を出すまでに相当期間を要するケースがあり、これでは意味を為さない事態もあり得る。私は、昨年6月1日付で情報公開請求したが、部分公開となり、その後直ちに異議申し立てしたが、未だに(5月6日現在)答申を得ていない。(大阪府の情報公開担当によれば、案件が多く、答申書を慎重に書く場合があると説明)
- ・現状の審査会の諮問が行われるまでの期間の全国的な日数を見れば一目瞭然であると思うが、情報が日数がたつと古くなり、必要な国民としての意見や行動を起こす時機を失することになる。
- ・審査会において、申立人の意見陳述や委員からの聴聞が行える場を設定すべきです。
- ・不服申し立てに対しては、期限を定めて審査会に諮問すべきである。30日以内など。
- ・不服申し立てから審査会への諮問までの法定期限については設けた方が良くと思いますが、行政機関等の現状も踏まえ、実行できる妥当な期限とすべきであると思います。
- ・異議申し立てにかかる時間の短縮を図るべき。審査会委員を選定するにあたり公募を含め一般市民を含めるべき。また審査会の委員の数を増やし、不服申し立てに迅速に対処できるようにするべき。
- ・特殊な情報については、実質審査前に、その対象の理解や、他の情報提供の存在などに関して、スタッフによる調査が必要であり、審査中には参考人招致が必要になると思います。準備は早く始めるべきです。
- ・第1に、審査会の委員は、国家公務員であった者を排除して、大学教員や弁護士などの有識者に限定すべきである。第2に、審査会の答申書に記載される不服申立人の不服申し立て理由を要約せずに全文を掲載すべきである。第3に、審査会に対して、不服申立人が「頭意見陳述の申立てがあった場合には、必ずその機会を与えるべきである。第4に、不開示処分理由付記を具体的・実質的に示すようにすべきである。第5に、開示請求がされた文書を審査会の答申がでたり、出訴期間が経過するまで、廃棄をさせないよう明記すべきである。

裁判所の関与に関する声

- ・裁判所も100%信用は出来ないが、法治国家であるから任せたい。しかし、このような用件の裁判は裁判員制度の裁判として民間人の意見を聞く必要がある。政治家や官僚等のかかわる裁判は、裁判員制度に当てはめることが絶対条件。
- ・不服申立に理由があるか否かなどの判断にこそ、裁判員制度を採用すべきである。
- ・司法救済手続は、請求人の金銭的負担が重く、また、時間がかかり請求者が泣き寝入りすることがあるため、司法救済の前に、行政救済手続を充実させるべきである。不開示文書を制限する法律改正とともに、審査会委員の選任の公正性の確保及び審査会の審理における当事者の意見陳述権や代理人の権利などが無条件で保障されるべきである。
- ・司法、立法、行政の力関係を偏らせることこそ、非民主主義的行為だと思いませんか。
- ・裁判所があまりにも積極的に行政に介入するべきではない。行政側の恣意的な決定を防ぐ制度(事前救済的なもの)にすればよいだけではないか。
- ・裁判の前に、市民の第三者委員会(行政側が選ぶものではなく、一般公募とする)の公開審議にかける仕組みが良いと考えます。普通の感覚で「なぜ公開が必要で」「どこに問題があるか」を市民にわかりやすく審議できるので。

裁判管轄に関する声

- ・情報公開訴訟を地方裁判所支部にも提起できるようにする必要がある。
- ・対応コストを考慮し、訴訟は行政機関の所在地で一括して行うのが妥当。
- ・裁判にはお金がたくさんかかるので、まず移動費などが削られるととても助かる。地方にも優しい法整備をお願いします。

ヴォーンインデックス、インカメラ審理に関する声

- ・裁判所にインカメラ審理を認めないと実質的な審理は困難で、行政機関の主張を認めることになりがちと思われるので、ぜひ導入してほしい。
- ・インカメラ審理の導入は、地方の情報公開条例にも対応するような形にしてほしい(条例では司法について規定するわけには行かないので)。
- ・ヴォーンインデックスやインカメラが無い状態で裁判を行うのは、あまりに原告側が不利であるので改善を求めたい。
- ・伝え聞いただけでは、判断を下す人には情報が偏って伝わる可能性がある。実際の文章を見る事は必要だと思う。
- ・情報公開訴訟において、非公開とした文書について、行政側から裁判所に提出するようになる必要性が高い。
- ・開示手続の不服申立期間内や異議申立の間、訴訟をしている間に行政文書が廃棄され異議申立や訴訟が却下になり情報公開ができなくなる事例が頻発している。係争中の文書保管を義務付ける規定が必要。
- ・係争中にミスで行政文書が破棄、消去されて開示できない事例が多く、不信感を招いている。独立行政法人の文書の開示につき、係争中に破棄されたケースにつき、国家賠償の訴えがあった(東京高裁平成21年(ネ)第3011号平成21年9月10日判決、東京地下鉄株式会社対一般市民)。係争中の破棄は事後救済の根幹にかかわる問題で、異議申立中や訴訟中の文書保管義務を法定すべき。
- ・インカメラ審査で知り得た秘密を漏らした場合の罰則規定は、国家公務員のそれ(特別防衛秘密、防衛秘密等漏洩じの罰則規定)よりも軽い場合、十分な抑止効果を果たすか疑問であると思料する。
- ・インカメラ審理は審査会が行えるため、裁判所による再度の審理は不要。

5. 事後救済制度の強化についての意見

事後救済制度全般、その他

- ・事後救済制度を整備するのも良いことだが、何故行政機関等が秘密裏にしたがるのかという根本的な部分を是正しなければ、とにかくいたちごっこのままであろう。(例えば、一検察官が一日に処理する件数などから考えて、迅速かつ正しい精査を求めることは難しい。)
- ・正当な情報提供者には国で保護の義務と不利益を被る場合の指導強化すべき。
- ・役所有利な法律は見直すべき、基本国民は生活行政に関わる情報は知る権利がある。
- ・処分放置(不作為)した場合に法所管庁が強制処分する規定を新設せよ。事後ではなく、半年以上何もしない放置があった。外部組織が処理するルートを作らないと法がないに等しい。
- ・情報公開の結果明らかになった行政機関の違法行為・不法行為について、法令等に基づいて厳正な処分を行うことを義務付けるべきである。
- ・海外居住の日本人や外国人が自己情報開示の行政訴訟をする場合、訴訟代理権が弁護士の特権であるため、弁護士が必要ですが、担い手が不足していますし、弁護士報酬を払える人は多くありません。そもそもこれを弁護士だけが行うこと自体がおかしなことです。そこで弁護士以外の市民(特別の研修を受けた隣接法律専門職のほか、一般の市民を含む。)でも、たとえば、情報開示に係る訴訟に限定する等して、行政訴訟の代理ができることを検討頂きたい。一般市民が行う裁判員制度や検察審査会の強制起訴制度がある以上、一般市民の感覚を司法手続に反映させるべく、一般市民でも代理することは、そもそも「可能」のみならず「必要」なはず。現行制度では一般市民が無料で公益目的で代理することすらできず、知る権利の保護に十全とは言えないと解されます。
- ・一般国民にとって、裁判の負担は大きい。相手の自治体に出向かなければならないのもそうだが、心理的にもなかなか裁判にまで踏み切れない点で、泣き寝入りになるのが常だと思う。現行の運用では、黒塗りにされてしまった場合は、情報公開法の意義はほとんど失われていると感じる。
- 一般国民は審査会・不服申立による早期の事後救済を望むかもしれないが、開示・不開示の判断は裁判によって徹底的に争い、行政の不正を暴いて欲しい。弁護士は余っており、日本にはクリアリングハウスがある。事後救済では訴訟費用の軽減に付言すべき。
- ・すべて行政文書の管理の品質に関わることなので、一元的文書管理システムで紙行政文書ファイル単位のみならず紙行政文書単位の所在管理をすべきである。当然電子行政文書は管理できているはずだが、紙の所在管理はできていない。(事務所、書庫程度の所在管理ではなく、どこの書庫の棚、保存箱、さらに行政文書ファイルが識別できるユニーク番号表示などは必須であり、自治体では当たり前に行われていることが、国ではできていない)
- ・衆議院事務局は申し訳程度に規定を設けているようだが、それだけではなく、参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報を含め、各議員も含め国会全体におけるきちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。
- ・参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報を含め、各議員も含め国会全体におけるきちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。
- ・各議員・国会全体における文書保存制度・情報公開制度を整え、立法府についても同様の制度を整えるべきである。
- ・立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開法制化を行われることを期待いたします。
- ・「行政文書ファイル管理簿」のあいまいさゆえに、「後から見つかった」ということが、発生する可能性がある。作成方法(分類方法)の見直しによりが必要と考える。
- ・審査会委員や裁判官等に対する秘密漏洩時の罰則規定を強化すべき
- ・事後救済制度がよくわからない。

6. その他情報公開制度の改正全般についての意見(その1)

適用対象の範囲に関する声

- ・国が公益法人に委任する事務についての情報公開制度適用を進める必要がある。
- ・公の権利行使が委任されている法人や団体等、公共の福祉に寄与している団体等への知る権利の保障がなされなければなりません。
- ・民営化された団体(成田国際空港(株)、各高速道路(株)、日本郵政(株)などは情報公開の対象から外れたが、それらが対象としてほしい。また、出資や助成・業務委託を受けた法人や公益社団・財団法人が保有する元資料(領収書原本等)も対象とすべきではないか。
- ・国の金が一円でも使われている団体、国の保護により税金が免除出来て居る団体関係者天下りと利権団体の公表当たり前の事をして下さい。
- ・情報公開制度を適用するに含める範囲を、独立法人に加えて、国が出資し・助成・業務委託をしている他の団体にまで広げる。
- ・行政の事務の全部または一部を委託している場合に、行政機関が保有はしていないが委託先が保有しており、必要な場合に委託先に指示すれば取得できる文書が存在していると思われる。このような場合、現行法では請求対象の文書とはならないので、是正すべき。
- ・国会の立法・調査を対象にしていないのは不十分。
 (国会議員に支給される文書通信交通滞在費(1人月額100万円)は、そもそも領収書を国会に提出する義務がなく、たとえ国会の立法・調査を対象としたとしても情報公開の対象から外れたままであるのは問題。起きた問題とは、3月に継続審議となりました、東京都の都条例に関してのパブリックコメントに関しての問題で特に思いました。都は開示請求にもなかなか応じず、最近やっと開示されたのですが、なんと黒塗りでコメントは塗りつぶされたものでした。中を確認した人も、あきらかに個人情報など消さないといけない部分以外も塗り潰されているということです。たまたま今回継続審議になったものの、本来無理やりにでも可決させようと賛成派はしていました。実際のパブコメを見てみると、1600通中、改正案に丸々賛成は16通だとか。この点からも、なんらかの目的を達成するために、区民意見や民意を無視し、無理やりにでもこの条例を通そうとした人たちがいたと思わざるをえません。そして出てきたパブコメは真黒(検閲)といっても過言ではないものでした。開示を遅らせたことも、何らかの意図があると思えないう状態です。意見を出したのからしてみれば、もはや「きっと今までも私達の意見は、こうやって、都合よく隠蔽されてきたのではないか？」とますます政治不信や、私達の生活の様々なルールを決める方たちの資質を疑うしかなくなります。
- ・国民の政治参加を保障されるためには、行政・司法・立法の三権に対する知る権利が保障されねばなりません。
- ・衆議院事務局は申し訳程度に規定を設けているようだが、それだけではなく、参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報を含め、各議員も含め国会全体におけるきちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。
- ・参議院事務局、会派又は議員の活動に関する情報、各議員の情報も含め国会全体で、きちんとした文書保存制度と情報公開制度を整え、立法府についても保存年限に応じた文書の自動公開システムの法制化を行うべきである。
- ・検察や警察の取り調べの可視化を含め、インターネットによる記者会見の可視化と、そのアーカイブは国会図書館に保存して、いつでも情報公開されるようにしてほしい。

開示請求を受ける前に情報を公開すべきとの声

- ・すべての書類ができるだけネットで事前に公開されるようにすれば、情報開示請求ごとの対応の労力を省くことができると思います。
- ・はじめから公開を前提に、行政を進めるべき。最初から公開を前提に行政を行えば、請求も手数料もない。
- ・「よくある質問」のように「よくある開示請求」を分析し、あらかじめオープンにして開示請求の手間を減らせば請求側の行政側も手間が(けるのではないのでしょうか。
- ・行政の情報開示のみならず、国費で運営される外郭団体系の情報は更に不透明な印象を受けます。開示するしない、のレベルではなく、むしろ行政側が積極的に各団体の情報をまとめ、政府刊行物とするか、オンライン上で開示しても何らの問題もないと考えます。
- ・公開文書をネット経由でアクセスできるようにすることは世界の先進諸国の流れでないでしょうか？関連するITツールを進化させるメリットもあります。情報公開(FOIA)のウェブサイト一覧表からどの省庁・政府機関へもアクセスできます。
- ・事前にID、Pass等を登録し委員会の議事録、調査報告書はネットで閲覧出来るべき。しかし海外との差を考える事は重要、日本の全てを晒す必要は無い。
- ・国の公開可能な情報に関しては年に1回全情報をブルーレイ(Blu-ray)に焼いて、1セット20万円くらいで発売すればいいと思う。完全予約制でいいので。役所の情報公開に関わる業務が激減すると思う。
- ・情報公開法自体の問題ではないが、たとえば省庁の指針で「ホームページ等で情報公開することが望ましい」となっている情報は、積極的に自ら公開するべきではないか。それを自ら公開せず、情報公開制度の対象となっていることを理由に、「情報公開していますから」と言い訳するのはおかしいのではないか。具体的には、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に「研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等に関する情報(例:機関内規程、動物実験等に関する点検及び評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等)を、毎年1回程度、インターネットの利用、年報の配付その他の適切な方法により公表すること」と定められているが、その内容を問い合わせた際に、「情報公開請求しろ」という対応をするのはおかしいのではないか。費用と時間がかからない制度であれば、それでもいいのかもしれないが、今の制度ではどう考えても情報を出したくないと思えないう。大学の権威的な態度も問題があると感じる。
- ・情報公開請求の制度だけではなく、行政機関としての適切な情報提供(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条にあたる部分)のあり方についても検討すべき。例えば、厚生労働省は「介護保険最新情報」という題名の通知を地方公共団体にPDFファイルで送付している。「介護保険最新情報」は介護保険法の解釈運用上重要なものとして関係者に認識されているが、厚生労働省自身はホームページへの掲載を行っておらず、一部の地方公共団体が自らのホームページに掲載している。このような通知などは、文書を発する国の行政機関が自らきちんと整理してホームページに掲載するように徹底すべき。

6. その他情報公開制度の改正全般についての意見(その2)

文書の保存・管理に関する声

- これまでの国の行政文書管理は、情報公開法でいる行政文書ファイル管理簿に行政文書ファイルが搭載されていて、その記載が表面的にできていればよいと言うのが実態ではないか。行政文書ファイルは、実際の関連文書行政文書のまとまりである行政文書ファイルを国民の資産として目録管理されていなければ意味がない。行政文書は、府省横断的な行政利用(不開示情報を除く)と国民の利用を可能とすべきものである。これまでは行政文書は当該管理担当課の職員が行政利用できれば良いという意識から、所在管理も当該管理担当課の収納場所は決まっているので、所在管理も非常にラフであった。公文書管理法の趣旨にもあるように行政文書は国民の資産である意識があれば、管理方法も改善されるはずである。公文書管理法でのガイドラインと連動して見せかけではなく、本当に行政文書の管理改善も合わせて行ってほしい。(一元的文書管理システムでの紙文書の所在管理が、本当にできるようにすることも合わせて必要である)もっと実務に即した行政文書管理(電子・紙統合)の専門家の意見も参考にすべきである。
- 現行の分類方法は「収納重視型ワリツケ式分類」と称しているものを採用しているところに原因がある。見直しの方向として、分類方法を主権者である国民が文書特定するために所在確認と検索ができるように、「行政文書ファイル」の名称が個別具体である「検索重視型ツミアゲ式階層分類」と「序列式水平分類」とによる「クロス分類」に切り換えることである。なお、この「クロス分類法」は、既に約70の先進自治体で採用されていて、自分以外の担当した文書でも30秒とかからず、自身の担当している文書なら10秒台で探すことができる。
- 情報公開制度の前提として、公文書管理法において示された公文書の作成義務など施行令レベルの統一ルールをまずきちんと定めることが必要だ。電子化時代に対応した公文書のライフサイクル全般にわたるマネジメントルールの制定を切望する。
- 情報公開制度と公文書管理は車の両輪であると言われますが、公文書管理は駆動輪になります。つまり、情報公開制度が国民のために適正に運用されるためには、その公開されるべき公文書の適正管理が行われていなければなりません。ところが、情報公開が先行して制度化されたものの、公文書管理については、国やそれぞれの自治体の考え方により、管理方法がばらばらの状態となっています。先進的な方法(ファイリングシステム)を導入しているところもあれば、旧態依然の方法のところもあります。国民の視点で考えれば、税金を払っているのに、適正管理されているところと適正管理されていないところで、行政サービスの格差があることは、納得できるものではありません。それは、公文書管理でも同じであると思います。遅ればせながら、平成21年7月にやっと「公文書等の管理に関する法律」が公布されたところでありますが、具体的な方法等は、施行令に委ねられており、早急な制定が待たれるところでもあります。この中で、どのように定められるかはまだ不明ですが、世界標準の文書管理システム(行政ナレッジファイリング[Administrative Knowledge Filing]、通称「AKF」という。)を開発している日本にとって、そのシステムが国や自治体の公文書管理の標準となっていないのは、宝の持ち腐れであると思います。情報公開制度の改正も必要ではありますが、まず、国や自治体の公文書管理について、しっかりとした規定や指針を定め、世界に冠たるファイリングシステムの導入を積極的に図るべきであると考えます。なお、ファイリングシステムを導入することで、職員の意識改革、情報公開制度の対応、個人情報保護制度の対応、行政サービスの向上、行政コストの削減、国・自治体等の情報装備力の強化、住民との協働の推進などに成果が表れることも付け加えておきたいと思います。
- [問題の所在]: 国民と行政との情報共有が健全な民主主義の発展を支えます。情報共有の接点として、広く「行政文書ファイル管理簿」(以下、「管理簿」という)が利用されています。しかし、国民は、「管理簿」では情報(行政文書)の所在確認も検索もできず、開示請求権を正當に行使出来ません。また、「管理簿」の現行作成方法では、行政の恣意性が残りかねず、したがって行政の透明性も確保されないと考えられます。

[意見]: 開示請求をしようとする者に対する情報の提供等(行政機関情報公開法23条)の在り方を検討する必要があります。具体的には、そのツールである「管理簿」の作成方法及び登載事項の改定ですが、既にわが国では分類方法を改革し、行政と住民との情報共有を確立している70余の先進自治体が存在します。なお、本改定検討は、法22条(行政文書の管理)に取って代わる公文書管理法の政令策定作業と密接不可分な関係にあります。その成果は、目的を見据えた指針を整え、それを如何に運用・実践することができるか、の双方にかかっていると考えます。積極的な取組みを期待します。

その他の声(その1)

- ・マスコミが信用ならない中、行政機関が有する1次情報の積極的な開示が国民にとっても、行政機関自らにとっても有益なのだというプラス思考で開示を広げてほしい。
- ・専門用語が多すぎるので誰が見ても分かるようにしてほしい。また、各省庁の提出議案等もつとコンパクトに出来ないか。国民に知らせないために専門用語や分厚い書類になるのですか？情報が書きあがると同時にカメラによる保存をして、書き加えや削除が出来ない仕組みを考えて下さい。
- ・情報公開制度の改正だけでなく、心ある本物の政治家や官僚の方に頑張ってもらいたい。鳩山総理の情報公開は無理ですか？国の代表する立場を望むならプライベートはありません。それが嫌なら首相に立候補しなければ良い。自らすべての情報公開の見本を見せて潔白を証明しないと情けないですね。
- ・福山市駅前石垣遺構の件で、情報公開を求めた際に、文化庁が国の史跡級の遺産としてきしている内容までもA4用紙5枚にわたる真っ黒塗りの内容として明かされませんでした。参考ページ http://www.sannomaru.com/ishigaki/news/asahi_08_04_19.gif
現在の市民運動の限界は、まさに情報公開法が実質的に機能していないことが大きな要因だと考えます。文化財保護法も機能しておらず、国の財産である数多くの遺産が開発優先行政によって、いつの間にかなくなってしまうのではと懸念しております。
- ・1 開示請求件数の設定基準を明確化し、検討是正する外部組織を新設せよ。2 文書の件名リストは情報提供として義務化せよ。3 個別請求時、データベースから抽出する文書リストの作成を義務化せよ。4 デジタルデータは用紙打出後スキャンすることなく開示せよ。5 5年以上経過してもまだ完了しない事案が複数ある。強制的に処理する第三者チームを新設せよ。
- ・「法律」のみならず、「施行令」にもご留意頂きますよう、お願い申し上げます。
- ・この意見募集フォームについては、民主党政権サイドの意向にそった制度改革を前提としており、選択肢などの設定が非常に恣意的なものを感じる。改正するのであれば、各省における制度の運用状況を十分に調査し、マスコミの取材目的の請求や一部企業の営利目的の請求がどれだけ行われているのか、そのための公務員の対応コスト(人件費や公務員定数、超過勤務手当)がどれだけ割かれているのかを十分に調査し、そのコストに十分に見合うよう、公開手数料を大幅に引き上げるのが適切。
- ・国民の知る権利は、守られるべきと思うが、情報公開の処理に要する行政側のコストや請求の実態を考慮した上で、改正内容が検討されるべきだと思います。
- ・情報公開も国民がちゃんと知っておくべき事は、ちゃんと公開すべき。今まで知らなくてもいいと判断していたものは、都合よく収入を得る為のものが多く、きつと行ってしまえば要らないと言われる事も役人は知っているはず。情報公開しても公開制度の改正があっただけで、今までと変わらないう事に事がないように、制度の改正に伴って法律も見直して欲しい。
- ・情報公開に関わる違法行為(犯人蔵匿等・証拠隠滅等・信書開封・公文書偽造等・虚偽公文書作成等・偽造公文書行使等・名誉毀損・侮辱・公用文書等毀棄など)が発覚しても、処分庁が請求内容に関する処分だけを行って、その他の部分を不作為で放置していることが見受けられる。「国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」を達成できるように、その他の部分も行政不服審査法で透明性の高い審査が行えるよう法改正を速やかに進めるべきである。
- ・「国民の知る権利」を保障する観点に立って、不開示文書の制限(厳格化)に関する法改正を是非とも実現するよう強く要望したい。個人情報保護法の改正についても情報公開制度改革の方向性と同様の改正を望みたい。
- ・透明で公正な行政の確立のためには、国民や住民が積極的に情報公開法を活用し、また行政手続法との併用により、より適正な行政手続を確保する事が重要と考える。条例には、法人情報について“非公開とする事ができる”規定を定めている大阪府のようなところがあるが、実際は異議申し立てに対する答弁書では、知る権利よりも、法人の競争上の地位等を明らかに優先する判断をしており、原則公開とする事の意義が浸透していないばかりか、行政事務委託業者を露骨に擁護する立場に立っている事は、国民、住民よりも身内を庇う意識と共に行政情報をできるだけ表にたくないという旧来の意識が消えていないものと思われる。今回の方向性で法人情報について公開とすることを掲げていますが、賛成します。
- ・月性を高めるという事を押し進めるために、変な理屈は不要で刻人の税金を透明性かつ有意義に使うことを第一に行なってほしい。
- ・情報は国民のものであることを踏まえ、今回の改正に取り組みされていること、大変評価いたします。何卒、実効性のある情報公開法改正になることを希望します。
- ・今回の改正提案は、枝野大臣のトップダウンで示されるとともに、検討チーム座長代理にクリアリングハウス理事がつき、有識者にもクリアリングハウス理事が入るなど画期的な壮挙。検討チームには大臣提案の「真意」・検討チームの「役割」を踏まえ、一般国民の意識は低いので、民意・現実・実務とは遊離しようといえども、現実をひっくり返し、行政・政治を正すこの改革に積極的な意見を寄せて、とりまとめを行い、枝野大臣の理念や三宅先生の見識で具体的な改正案を示し、法改正につなげてほしい。死刑廃止に向け千葉法務大臣にも枝野大臣の爪の垢を飲ませたい。
- ・行政全般に関しては原則公開。後ろめたいことをしてる訳ではない。公開してないほうがおかしい。民主主義も日本国民に、根付いてきた。戦後でもない、民主主義が根付いた、今、隠しておく方が不自然だ。公開出来ないような、行政が行われてるのですか？日本国民には、すべてを知る権利がある。
- ・政権交代で情報開示が有る程度は出来ているが、ほんの一部に過ぎない、もっとスピード感の有る政治を求める。
- ・現在、開示拒否が簡単すぎます 拒否を難しくしたほうがいいです。
- ・制度の改正には賛成です。迅速化・多様化の観点から、整備を進めるのは良いことです。ただ、一般的な視点から考えると、国民の多くの方が知りたい情報というのは、あくまでもメディアを通じてのものとなるので、どちらかというと記者クラブの閉鎖性や官庁での議論の閉鎖性(一部有識者の面々が教授・会社役員などに偏っている。)を是正されたほうが、国民目線での根本的解決につながると思います。
- ・記者クラブの全面廃止。
- ・今回の「情報公開制度の改正の方向性」は、これまで私どもが機会あるごとにアピールしてきた内容であり、大いに賛同します。しかし、実際に改正される時点で骨抜きにならないかと不安を持っています(これまでの政権下であったように)。現在議論されているレベル以下での改正とならないよう、期待しています。
- ・1. 開示請求受付窓口を増設し、地方にすむものも容易に開示請求できるようにしてほしい。2. 開示手数料は無料にしてほしい。コピー代は一枚10円を取っても良いが、公益的な場合は無料としてほしい。3. 文書の特定に際しては、職員は親切に対応してほしい。4. 不開示処分はなるべく行わないようにすべきである。情報隠しにつながるし、国民の不利益になる。不開示の理由は具体的に示すこと。

6. その他情報公開制度の改正全般についての意見(その4)

その他の声(その2)

- ・イーガブの情報公開ページをアクセスしやすくして分かりやすいHPに作り直して欲しい。携帯端末で簡単にダウンロードが行えるようにして欲しい。障害者の方へテキストファイルの音声読み上げ機能、対面朗読、点訳などが簡単に受けられるよう整備して欲しい。
 - ・「国民の知る権利」を保障することは重要と思いますが、特定の個人の知る権利に応えるための役務が国民の税金で賄われていることも忘れてはならないと思います。情報公開制度の見直しに当たっては、この制度が有効に活用されるため、「国民の知る権利」の保障という視点だけではなく、様々な視点から検証した上で、所要の見直しをお願いしたい。
 - ・「国民の知る権利」が今、ちゃんとなされていないと思います。東京都青少年健全育成条例。ただ単に新聞では漫画やアニメなどの創作物に描かれている性描写の規制だと書かれているが、真実は違う。創作物などに登場するキャラが18歳未満にしか見えない場合、暴力行為、戦闘シーン、キスなどの描写、恋愛描写を規制するというとんでもない悪案。事実上日本が誇るサブカルチャーを殺す案です。自民党もこの案を作ろうとしています。いったい誰が得をするのでしょうか？たくさんの失業者を増やしたいのでしょうか？それなのに新聞やマスコミはちゃんとした報道がなされていない。真実を報道せず、話を歪ませて報道させている。「国民が知る権利」つまり真実を知る権利があるのに、真実を報道しなければならないマスコミや新聞は、「国民の知る権利」を侵していると思います。だからこそ情報公開を明白かつ真実の情報公開をなさなければならないと思います。
 - ・情報公開は何のために必要か、なぜ今まで故意に隠されてきた、官僚を保護するためのみの、行政の非公開情報が大量にあるのかを、明文化し記録にとどめるべし。その反省の上に立って、国民の前に何が情報開示されるべきかの判断材料を明らかにすべし。
 - ・法案作成などの多数決の際、「この議員先生は賛成・反対のどちらに投票したか？」と言う情報を、全員の実名つきで公開していただきたいです。(その次回の選挙のときに参考にさせていただくためです)もしも既に公開されているのであれば、ホームページ上の閲覧しやすい位置に移動させてくださいますようお願いいたします。
 - ・近年先進自治体で行われている、予算編成過程の公表について、各課要求段階から全て公開し、国民の声を聞く体制を整えると法律に明記すること。
- 「民は、権力をもった人たちがすきかって出来ないよう、そして自分達の暮らしがどのように決められ、どんな人が決めているのかどうに注視していくためにもできる限り開示していく事が必要と感じます。それにより、権力者は自分の行動、発言に責任が持てるようになるのではないかと思うからです。
- ・国レベルの情報開示だけではなく、地方自治体の情報開示についても検討して欲しい。地方自治体では市民に十分な情報が伝わる前に、または意図的に情報を隠して重要な政策が決まってしまうことが多い。最近では東京都の青少年健全育成条例がそれにあたる。表現の自由など憲法に関わる重要な条例が十分な周知も無く強引に可決される所だった。その上パブコメ開示の要求を渋り続け、ようやく提出したかと思えば「個人情報保護」を名目にそのほとんどを黒く墨塗り状態にするなど民主主義国家としてありえない行為を行った。さらに個人情報保護を言っていたのに、保護しなければいけない情報を隠していないというずさんな行為。地方自治には国は余計な干渉はしてはいけない。しかし、上記のように国民の権利が侵害されるような行為について、特に情報開示については国が積極的な姿勢を示し、地方の状況を改善して欲しい。
 - ・地方自治体の行政文書の開示度の向上を進めていただきたい。
 - ・私が不勉強だけなのかもしれませんが、一般的に情報公開という制度とその開示請求の方法などの情報が広く国民に周知されていないと思います。今後は、情報公開制度のみならず、中長期的な視点で「新しい公共」を担える人材を育成する目的も兼ねて、行政に関する正確な知識を、未成年者には義務教育で学習させ、成人には知識を得る機会を広く公共の電波等で設けてください。以上、宜しくお願い致します。
 - ・国の研究機関(大学含む)の情報公開を、科学の暴走を市民の目でチェックして歯止めをかける観点から促進すべき。
 - ・1-2の背景説明です。2009年11月にイギリスの大学の電子メールが暴露されました。メール暴露自体は犯罪として捜査されていますが、暴露した側に正義があるかのような言論が多く聞かれます。大学は情報公開法に基づいて研究の材料となったデータ(研究の成果物ではない)を請求されていました。担当者は公開困難と考えました。一部は提供元(外国政府)から再配布不可とされているもの、他のものはデータ提供を業務とする他機関から公開済みであり、それを業務としない大学にデータ提供の労力を払わせるのは不当と考えたのです。決定が遅れたせいもあって相互不信が高まったようです。
 - ・登録者情報の年代に60代までしかないのは、いかがなものか。私は、70代なので本意ながら、不正確な年代を選択せざるを得なかった。もっと、情報公開というテーマについて、先入観を持たずに視野を広くして対応していただきたい。
 - ・外交上の国益に対するモノは一部非公開でもOKしかしそれ以外は国民の利益が最優先。
 - ・公的機関が持つ情報は、公なものである以上、原則「国民」のものだ。対外安全保障においては、綺麗事だけではない情報も多く存在し、これが隠匿せざるを得ない部分はあるだろう。しかしそれ以外は厳密に不開示は制限されるべきである。また、公務員は公の奉仕者である筈である。少なくとも担当責任者は、責任が取れる人間がなり、その名の責任において職務を全うすべきであるので、その責任者に限っては、実名で公開の責を負うべきである。
 - ・手続きがとても簡単になる事と、ウェブサイトの手軽に公開出来るように国が整備してくれる事を望みます。
 - ・どんな会議でも一般人が傍聴出来るようにして欲しいです。法案の素案が決まった時は、都民に分かりやすい形で提案者と内容を公開して欲しいです。

1. 「国民の知る権利」を保障するための情報公開制度の改正の必要性に関する理由

<改正が必要だと思う理由>

現状の情報公開制度では不十分といった声

- ・当然国民として知る権利がある情報でありながら、知ることができない、あるいは非常に困難なものが多い。
- ・作成された「公文書」のうち、行政文書登録されていない文書が多数存在し、公開請求する前提である「どのような文書が存在するのか」に関する情報の入手が極めて困難。
- ・平成13年の施行当初は、開示請求の濫発で行政が麻痺する懸念があったが、行政が麻痺するほどの開示請求も少なく、また、施行後10年近く経とうとしているので、より制度を充実させるため、改正すべきである。
- ・情報公開制度があることは知っていても、まだまだ自ら利用してみようという国民は少ないようです。専門家やメディアだけでなく、国民誰もが利用する一般的な手段として、より定着を図り、行政の透明化を進める助けとしたい。
- ・国民の税金で運営されているのだから、全て透明化すべき。
- ・情報の発信による透明性確保が失った国民との信頼性確保の最優先事項と考えるため。
- ・更なる情報の公開により隠蔽体質と思われがちな公務員に対する誤解の払拭のため。

制度改正にあたって具体的措置を求める声

- ・行政文書の管理や保存、廃棄に至る手順や方法、事務計画、簿書庫の設置など詳細な統一的な専用の法律が必要です。
- ・不開示情報かどうかの判断が行政機関の裁量で異なるようなことは、良いとは思えないため、ある程度の明確に判断できる基準(事例)が必要と思われる。
- ・開示・不開示の判断の統一性を担保するため、内閣総理大臣による措置要求制度は設けた方がいいと考える。
- ・行政機関の持つ情報の公開のための元となる行政文書の管理についての権限がそれぞれの省庁や総務省、内閣府の間でどうなっているのか曖昧です。内閣府自ら他の省庁に立ち入り検査を行うなど緊張感が必要です。
- ・現状の情報公開制度では、開示請求手続きが煩雑で、一般の国民にとっては、親しみが無い。開示請求に因らずとも、行政機関が積極的に情報を公開すべきである。そのためには、不開示でない行政文書を電子化し、決裁・来簡(授受)・発簡(送達)の簿冊もシステム化・電子化して、リンクを設定して公開する。行政文書ファイル単位でなく、行政文書そのものをクリアリングシステムで公開すべきと思う。
- ・遠隔地の税務署に対しメールやFAXで情報公開請求が出来るよう措置下さい。なお、現在、電子政府総合窓口(e-Gov)は、存在するものの手続きが有料で煩雑である。また、「情報公開・個人情報保護審査会」(以下「審査会」と略す)についても抜本的な改革が必要です。
- ・政党(特に与党)が保有する文書を開示請求の対象にすべきと考えます。与党は政策決定過程に大いに関与しており、国民の知る権利観点からは、政党が関わる政策決定過程についても明らかにするシステムが必要です。もし即時の法改正が難しいなら、与党だけでも法改正までの間は自主的ルールを作成し、開示請求への対応をすべきだと思います。

制度改正は必要だが一定の条件整備が必要とする声

- ・情報公開法の公開請求件数や審査請求事案は年々増加の途をたどっており、より透明化・迅速化の法改正を検討される際には、各行政機関が改正・情報公開法の施行に対応できるよう、その事務処理能力の強化(人員確保)や、改正に伴う各方面の整備を充実させることも、並行して行われる必要があるものと思います。
- ・自分の提出した請求書等自身で保存できる情報については、自身の責任で管理すべきものであり、相応の負担はしていただくことが、費用負担の観点からは公平と考えられる。行政庁は個人情報の保管場所ではないことを明確にすべきと思われる。
- ・情報マニアと思われる人物による情報公開請求に対し、何らかの歯止めとなる制限(例えば、少額訴訟における「同一の簡易裁判所に対して、年に10回まで。」等の制限。)を設けることも検討してはどうか。

1. 「国民の知る権利」を保障するための情報公開制度の改正の必要性に関する理由

<改正は不要だと思う理由>

「知る権利」という観点に疑問を呈する声

- ・情報公開法制定時に長い時間をかけて徹底的に議論された問題です。要は、「知る権利」と言っても、その概念は一様でなく、実定法にはふさわしくないとされたものです。その代わりに、情報公開法の目的には「国民主権の理念にのっとり」と規定されました。運動団体のスローガンのような文言を実定法に入れることは、立法府の権威をおとしめるものと考えます。また、「開示請求権」が明記されているのに加えて「知る権利」を明記して、現実に国民に何の利益があるのでしょうか。「知る権利」を明記すれば、行政の透明化が進むとお考えかもしれませんが、国民に何らの具体的利益もないのに、行政の透明化が進んだかのような錯覚を与えかねない不適切なものと考えます。
- ・国民の知る権利については憲法上においても様々な考え方があり論議されているところ。先ずこの事項から整理する必要があるものと思う。
- ・国民の知る権利と国家の安全と秩序が相反する場合があるなかで、「行政には無謬性はない」と同じに「国民にも無謬性はない」であり、そのような状態で国民の知る権利を無制限に拡大してしまうことは、公共の安全と秩序に支障をきたす恐れがある。
- ・「国民の知る権利」は、あつてしかるべきだと思います。しかしながら、現行制度は、これをほぼ満足しているものと考えています。ただし、現行制度には、多々不具合が存在していると感じているのも事実であり、「国民の知る権利」という観点ではなく、「国民のための正しい情報公開制度」のあり方を検討し、改正する必要があると考えています。
- ・情報公開制度は、国民主権に基づくものであり、国民が国政に参画するためには情報が必要ということは理解するが、その一方で義務を負っていることがあるのではないのでしょうか。今回の改正で、「国民の知る権利」を明記するのであれば、それに伴う国民の義務も併せて明記すべきである。それにより、国民の知る権利の定義も明確になると考えます。

制度改正による悪影響等を指摘する声

- ・企業情報を開示させ、競争に利用しようとする動きが多いため。
- ・特定の集団(マスコミ等)を利するだけの結果となる。一般の国民はそこまでの個人的な時間はないと思う。
- ・現行の制度は情報公開と秘密にすべき情報の保護のバランスが取れているのではないかと考えます。情報公開を進める流れを加速するのは、職員の意識の改善を図ることで対応できるのではないのでしょうか。
- ・現状の制度でも公開すべき情報は公開されている。一部の一事例を捉え、情報公開制度が機能していないと判断するのは不適切である。不適切事例を正すべきで、制度の改正問題ではない。
- ・制度的には今のままが限界。公開が不十分な事例があれば、個別事例について、間疑すればよい。
- ・改正した方が良いと思う部分もありますが、一つの特殊な例で全体を改正するのはおかしいと思う。広く意見を聞くなら、二者選択は不適切だと思います。「保留」「わからない」「判断できない」も立派な意見と思います。

現状の体制では改正後対応できないとの声

- ・拡大すると制度担当を専任で置かないと業務がまわらない。
- ・専任を置くのであれば、その人件費は運営費交付金をいただかないと経営が成り立たない。
- ・改正は、職員負担が増大するものであり、職員削減が続く昨今本来の業務にまで支障をきたすおそれがある。
- ・迅速な情報公開制度の構築には賛成しますが、現行の30日以内の開示決定を14日以内に短縮することには、実務担当者として反対いたします。税金投入されている独立行政法人に勤務する身としては、迅速な情報公開を行うことを心掛けておりますが、弊所においては、情報公開担当は総務部総務課の担当者1人がおこなっており、かつ、多種多忙な業務を抱えていることから、現実として本改正案が実施された場合、対応することが困難であると考えます。
- ・開示決定期限を14日にするのは短過ぎる。短期になるとそれを優先せざるを得なくなるが、そのせいで国民のいのちや健康、生活にかかわる重要な通常業務が疎かになりかねない。人員は少なく時間にも限りがあり、一方で業務は増えている中で、それでも通常業務を優先したい気持ちを抑えて情報開示請求対応に時間と労力を奪われるのは耐え難いし、まわりまわって国民にもしわ寄せがいくことになりかねない。

2. 現行の情報公開制度全般についての意見(その1)

事務負担が大きいとの声

- ・開示請求内容によっては、対象文書が1万ページ以上になり、個人情報保護のための黒塗り部分の検討や黒塗り作業に膨大な時間がかかる。それらの作業のために通常業務が1週間麻痺したこともある。国民の知る権利は大事であるし、開示制度そのものは悪いわけではないが、情報公開請求のせいで本来やるべき業務ができなくなるという本末転倒な状況にはならないよう配慮をしていただきたい。
- ・現行の情報公開制度、また今回の改正案については、あるべき論からしますと、正しい方向性に向かおうとされていると考えます。ただし、総人件費改革含め、現場の人材をどんどん減らされている状況の中で、この改正については、対応できないと考えます。
- ・担当者の負担が大きい。業務面での負担も大きいし、国家公務員法での守秘義務を考えれば、法人の利益を損なう情報を公開してしまった場合、罪に問われてもおかしくない状況の中、できるだけ情報公開しようと努力している。国家公務員法の守秘義務規定について、情報公開法については、明確に除外規定を置くなど、担当者の負担を軽減するようにすべき。
- ・中央は専任の職員がいると思うが、地方機関は兼務の職員しかおらず、中央と一律の制度ではたまらない。当方は患者データなど個人情報をもっと扱う。当然、情報公開、カルテ開示、個人情報保護をそれぞれ理解して適切に対応しているが、公開請求する側が理解していない事が多々あり、その対応に苦慮している。
- ・日々、情報公開事務に追われています。その手続きについては、もっと簡素化してほしいと常々思っています。
- ・当方が有する数千件におよぶ第三者の情報について情報公開請求を受けたことがある。この場合、第三者への意見照会など手続きが必要となり、必要な事務・期間は膨大なものになる。担当によってはこれが毎年の様に繰り返される。ただでさえ行革で人員が減らされぎりぎりの人数で通常業務をこなしているのに、請求があると業務が完全に停滞してしまう。請求があると深夜帰宅、休日出勤は当然のこととなる。別に隠したくて隠しているのではなく、重要な第三者の権利義務を侵さないために精査を行うという当たり前の義務を粛々と遂行しているだけである。ただ、そのために必要な行政コストがどれほどのものになるのか理解いただきたい。公務員の労働も公共なのである。
- ・本当に必要な文書なのか疑問の残る請求もあるものの、理由は問わないこととなっており、淡々と事務をこなしているところ、請求件数の増加により業務量も増加しており、何らかの対策が必要と考える。
- ・開示請求件数は5年前と比べても2倍以上となっている現状において、定員削減の影響もあり、職員一人当たりの業務量も大幅に増加している現状からみても現状維持が精いっぱいである。
- ・情報公開制度は、主に過去に作成された文書について、現在の担当者がその開示・不開示の判断することが要求される制度である。現在の担当者は、過去に作成された文書を原則開示との立場に立ち、真に開示してはならない情報の有無を判断している。また、審査担当部局として官房機能を有する部署でも二重のチェックをしており、情報の取り扱いには慎重に行っている。
- ・請求者は、資料の枚数が多すぎるため費用がかかるので、結局は整理した資料のうちのごく一部しか最終的に資料開示を求めませんでしたが、膨大な作業とそれによって準備された資料のほとんどが使われなかったことは、行政の無駄遣いの最たるものとも言えるのではないのでしょうか。
- ・一部の「国民の知る権利」を満たすために、莫大な事務作業が発生していることに対して、受益者である請求者が、手数料を負担すべき。

文書の保存・管理に関する声

- ・政機関においては、行政文書の作成については詳細に定められていますが、一度作成された文書の管理や保存、廃棄については「適切に行う」などとされ、詳細な定めや計画がなされていないと感じています。特に廃棄は重要視されておらず、新入職員などの若手に職務の合間に指示される状況で、事務計画による日程や手順・確認方法も示されていない作業となっています。また、新しく作成する文書の指示はあっても、作成され増加する文書の保管スペースは計画上全く考慮されていません。情報公開を充実させるためにも、行政文書の保存・管理・廃棄を考えていただきたい。
- ・歴史的な検証というのは、公文書館制度の中で行われるべきものであると考えます。例えば、30年以上前の時の内閣の施政に係る文書は、現用の行政文書ではなく、非現用の歴史資料として重要な公文書として取り扱い、後代の歴史家や国民が国史の記録として評価すべきであると。そうすることにより、行政文書は後代までの国の財産として残されていくのではないのでしょうか。
- ・行政機関側に文書の存否の決定権があり、密室で文書の廃棄が誘発されている。
- ・適切な情報公開を行うに際しては、行政情報が適切に文書として管理されていることが一番重要である。情報公開はさらに進めるべきであるが、文書として保存することを担当者がためらうような制度となった場合は、意味をなさないどころか国民にとって不利益なものとなるので注意すべきである。
- ・情報公開請求をしたみどころ、ズサンな文書管理が確認された。
- ・文書管理システムを構築し、文書管理業務を簡素化すべき。更に、不開示文書であっても、一定期間後には開示する仕組みを作った方がよい。そのためには、行政文書の重要度合の明記とそれに応じた文書保存期間の設定を見直すべき。
- ・開示請求の前提として文書の適切な管理が必要であることから、開示請求システムの新たな対象となる機関については公文書管理法の適用対象とし、行政機関と同様に文書作成義務や文書管理義務を規定すべきです。
- ・公開されている行政文書ファイル管理簿のみでは、請求をする側が公開文書を特定することが容易ではなく、これによらない公開請求では、お互いに公開文書を特定することが容易ではないことから、行政文書ファイル管理簿の再整備、その前提として文書管理の標準化が必要と考える。

2. 現行の情報公開制度全般についての意見(その2)

濫用的な開示請求等を指摘する声

- ・現在の情報公開制度において、開示請求を行う場合、300円の出費だけで開示請求を行うことができます。これにより、昨年度、膨大な資料請求(当初開示検討想定枚数は数百万枚に上りました。)がありました。結果、請求者と話を進めて行く中で、請求対象を絞っていくこととなりましたが、これは一歩間違え、愉快犯が現れますと、通常業務を妨げるだけの行為が発生する危険性があると常に感じております。愉快犯を防いだ上で、真に必要な情報公開制度の構築に向けていけば、独立行政法人職員として、なんら不満を持つものではありません。
- ・国民の知る権利を否定する気は全くないが、それを逆手に取り半ば嫌がらせのような請求や、商用目的の開示請求などに対して膨大な手間をかけているのが現状である。
- ・情報マニアのために行政が振り回されていないか懸念している。現状の情報公開制度でさえ担当者にとっては非常な重荷である。
- ・現行の情報公開制度は、本来あるべき姿での請求内容もありますが、反面、一個人の利益や趣味のためだけに請求されるケースが多いのも事実。そのために、本来実施すべき多くの公務が滞ることが多く、結果として国民のためになっていない側面を有していると考えています。
- ・明らかに意識的な業務妨害と考えざるを得ないような、同一人物による一定期間内に膨大な量の開示請求がなされた場合の対応策が法第11条(開示決定等の期限の特例)しかないこと。自治体の条例にはそういった悪質と思われる請求に対しての対応できる条項が盛り込まれているところもある。
- ・例えば「〇〇に関する資料」という抽象的な形で情報公開請求が行われ、この資料だけでも軽く千枚を超える資料となった場合がありますが、この対応のために資料の確認作業、資料の中に記述されている個人情報や企業情報の確認、企業情報については入手の際に本来の収集目的以外には使わないとの説明をしているため情報を公開することに対する企業の意思の確認などに多くの時間と労力を費やしました。
この請求者は、何度も繰り返し同じ様な資料要求の仕方しているようで、また、一部の不開示資料の判定に対しては不服審査も行ってはいるようですが、このようにマニアックと思われるような情報開始請求に対して、何らかの対応策を検討いただきたいと思います。
- ・アメリカの制度では、このような行政の効率が著しく低下するような情報開示はそれを理由に不開示にできる制度が組み込まれたと聞いたことがあります。是非ルール化について検討をお願いしたいと思います。
- ・開示請求をする者は、行政が適正に行われているかをチェックするために行っているのではなく、自己の商売等のために利用する者が多いようである。当然そのような者も国民である以上、分け隔てなく対応しているが、これが情報公開制度の本来のあるべき姿なのか疑問に思う。(一体誰の何のための制度なのか考えさせられる。)排除できるよう法改正をした方がよいのではないかと。
- ・医薬品・医療機器の承認申請資料に関する競合企業の情報を安価に入手するために、企業(又はその役職員)が、情報公開制度を積極的に活用している。また、情報公開制度によって入手した承認申請資料を、企業に販売することで専ら利益を得ている企業もあると言われている。このような場合の制限はできないものか。利用目的は問わないこととなっているが、理不尽な気がする。
- ・現行制度は、開示請求の目的を問わないため、残念なことに、特定の方が、本来の制度目的とは明らかに無関係な意図で開示請求や不服申立てを濫発し、無用の行政コストが発生している実態があります。このため、過重業務で疲弊している行政職員に更なる負担が生じているばかりか、一部の方のために税金が無駄に遣われることになっています。ただ、行政の側からこのように申し上げても信用していただけないかもしれませんし、相当の額の税金が浪費されているはずですし、職員の士気にも影響を与えています。したがって、政務三役や第三者の方に、この点についてぜひ検証していただきたいと考えます。情報公開制度の改善は民主的な行政の確立のために不可欠ですが、開示請求権を不当に侵害しない形で、このようなマイナス面にも対応すべきではないでしょうか。

開示の対象に関する声 (→「3. 開示対象の拡大・明確化についての意見」参照)

- ・行政が作成した情報であれば、ある程度の内容まで公開しても良いと考えるが、企業の作成した情報を公開することに疑問を感じている。
- ・特に民間の方の情報を取り扱う場合など、秘密が守られなければ行政機関に情報が提供されず、かえって公開する情報がそろわないなど、情報公開に支障をきたすのではないかと懸念します。
- ・防衛省においては公務員等の職務の遂行に係る情報について当該公務員等の氏名も開示している。
- ・公的な意志決定プロセスでの情報は原則として公開されるべきである。特に、重要な会議では必ず議事録が作成され、公表されるべきである。ただし、公的機関の上層部以外の人の個人情報、特定できる形では公表しないとするのが適当と思われる。閣議に関しても、議事録を作成し公表する方向で検討が行われるべきである。
- ・情報公開法では、警察・検察などの犯罪捜査・司法分野などは例外的取り扱いとなっていますが、行政機関全般的な透明化として、ある一定の範囲において公開を推進していく必要があると思います。これにより、警察・検察などの司法分野においても、行政機関として透明化されることによる緊張感から、より一層の公平・公正で適切な行政運営がなされるものではないかと思えます。

2. 現行の情報公開制度全般についての意見(その3)

開示手続に関する声

- ・制度自体はよく考えられたものであるが、対応の遅れなどにみられるように各省庁の取組みが十分でないため、あまり評価されていないのではないか。官の公開処理手続きが煩瑣。
- ・不服申立時の諮問を行ってから答申が出るまでに時間がかかりすぎる。
- ・個人情報の開示請求で、情報公開・個人情報保護審査会に諮問されてから1年が経ても裁定されていない案件がある。また、保有個人情報利用停止請求で、同審査会に諮問されたから11ヶ月たっても裁定されていない案件がある。特に後者は、不正に取得された個人情報による被害の拡大を防ぐためにも迅速なる裁定が必要である。
- ・審査会の審議・答申は、諮問から答申まで半年以上の期間を必要とし、かつ、諮問を行う行政庁では審査会の結論を見据えた内容に調整された上での諮問書が作成されている。審査会での審議は、審査請求人の意見が反映されておらず、諮問庁の意に沿ったと理解出来るような答申書が作成されている現況があり、中立性に疑問があり透明性を高めた審査会とするような改革が必要である。
- ・外国のような第三者機関としてのオンブズマン的な存在が確立していないので、行政機関の裁量により多くの部分が行われていると感じます。情報公開審査会の審査委員についても、行政機関の文書や手続きに精通した知識や経験を持った方ではありません。大学などの教授でさえ行政手続きに日々詳細に接している方ではありません。どうしても行政機関の説明に頼り、行政機関から示された結論に流れることになると思います。

その他

- ・「行政の透明化に向けて」では枝野大臣の崇高な理想をお伺いすることができましたが、いったいぜんたい、この「情報公開制度の改正の方向性」のどこに反映されているのでしょうか。方向性は、第1から第8までありますが、いずれの方向性も、情報公開法の制定時に徹底した議論がなされた結果、採用されなかったものばかりです。当時の野党が主張していた内容が中心ですが、当時の野党は最終的には政府案(現行法)に賛成しているのです。賛成したものをなぜ今、ひっくり返す必要があるのでしょうか。現行法が不十分であると考えるなら、制定当時に賛成したこと自体の反省から始めるべきです。
- ・改正すべきと考えているが、現行の情報公開制度は相当程度オープンなものと認識している。「密約」の問題が起こっているが、これは政治や行政が存在そのものを否定する運用の問題であって、制度そのものには大きな問題はないと思っている。
- ・政党を含めて、行政機関以外の政策決定過程に関わる機関について、行政機関と同様の開示請求システムを法令で規定していただきたいと考えます。「検討を促す」ではなく、今回もし行政機関情報公開法を改正するのであれば、それに併せて規定すべきです。

3. 開示対象の拡大・明確化についての意見(その1)

(1)個人に関する情報

<開示に反対>

- ・氏名開示が原則となって、個人が糾弾される事例が出てくると、行政文書が保存されなくなる傾向が進むことを危惧します。
- ・当該公務員の氏名が公表されればその者への個人攻撃がなされ、職員への身の危険を伴う。(近年、国民から公務員・公務に対する攻撃が激しくなっており、公務としてついで業務に関連して、職員への暴力的事件やつきまとい・脅しのようなことも多く発生している。また、名簿産業などでは、営利目的に名簿販売、そして、販売された名簿から、公務中に不動産・株式・先物取引購入などの勧誘の電話なども多くある。)基本的人権の問題が内在。行政庁の判断は組織として行うものであり職員個人がするものではない。
- ・情報社会の現代では個人名が一人歩きするのではないかと不安を感じる。
- ・仮に公開する場合は、個人情報保護法を考慮して、各職員の同意を得るなどすべきだと思います。仮に一般へ公開可能とする場合は、幹部として本府省・課長級以上などと制限されるべきだと思います。

<開示に賛成>

- ・公務員の氏名は、課長級以上とか名簿が市販されているから開示とか面倒くさいこと言っていないで、当然全部開示とすべき。名前が公になるのが怖いという人は公務員を辞めるべきだと思います。

(2)法人等に関する情報

<開示に反対>

- ・反対。医薬品・医療機器の承認申請資料に関する競合企業の情報を安価に入手するために、企業(又はその役職員)が、情報公開制度を積極的に活用している。開示対象を拡大すると、特に外国企業を中心に、品質、有効性、安全性の確認に必要な原材料の組成や製造方法など企業秘密を含む情報が提出されなくなり、日本に必要な安全で有効な医療ニーズの高い医薬品、医療機器の迅速な承認、提供に支障が生じ、国民・患者が不利益を被るおそれがある。
- ・法人に関する情報については、現場の立場からは、全くの暴論と考えます。各府省が何らかの政策を企画立案するに当たり、所管の民間企業から、その実態を適切に把握するため、情報の提供を受けることはよくあります。そのような民間企業が任意で(好意で)提出した資料を、関係のない第三者が入手できるとなると、各府省の情報収集能力が著しく低下し、適切な政策立案に支障が生じると考えます。また、情報公開法自体が、民間企業間(ライバル企業間)の競争(又はいやがらせ)に利用されかねません。この論点も、情報公開法制定時に徹底した議論がなされているところであり、なぜ亡霊のように蘇ったのか、疑問です。
- ・法人等からの情報が今後提供されなくなり、国民生活センター及び消費生活センターの相談業務に支障をきたすおそれがある(円滑なあっせん等ができなくなるおそれがある)。
- ・例えば、リコールなどの企業にとって公になっては不利益となる情報については、国としては、情報収集したいところだが、公にされてしまうのであれば、公表ベースでしか情報提供してくれず、詳細な情報提供を受けにくくなる恐れが高い。
- ・弊所は研究機関であり、企業等との共同研究等もおこなっている都合上、公にしないという条件で任意に提供された情報が多数存在します。この部分を、情報公開制度の拡大によって開示対象とされてしまう場合、企業等との連携活動は大幅に縮小されていくことが容易に想像できます。
- ・有地を借地してある地質調査を行う際に、地権者に対して取得データは研究業務にのみ使用すること、保有個人情報として保護することを約束し、借地と調査にご協力いただいた。民有地の資産価値に係る調査データについては、「一般企業等が行政機関等に公にしないとの条件で任意に提供した情報も開示対象とすべき」とすることは問題がある。「開示対象」となった場合、民有地の借地や立ち入りが地権者から拒絶され、地質調査や土壌調査などができなくなる恐れがある。
- ・情報提供者の信頼を受けての事項であり、その事柄の性質、当時の状況に照らし合わせ判断できるような項目については検討していただきたい。過去の事例であるが、自衛隊としてイラク人道復興支援活動があり、その際、協力した企業名等が、テロの標的になるおそれがあったため不開示とした事例がある。状況に応じては護る必要があるものと思料する。
- ・公にしない条件で提出された情報の公開については、国の情報収集能力に大きく関わるものであるから、慎重に検討する必要があると考える。なお、もしこれを認めるのであれば代替となる情報収集手段をきちんと整備するべきと考える。
- ・「公にするのであれば情報提供は拒否する」ということになり、必要な情報が入手できなくなります。そのため、国民に対して、公正な調査・判断ができなくなり、情報不足のまま、誤った決定をしてしまうことになりかねません(現在でも情報の入手には苦労しています)。
- ・企業情報の公開を求めてくる場合には、行政判断の適切さを市民感覚でチェックするというよりは、むしろ、企業の情報を自分の利益のために活用しようと考えている場合が見受けられました。例えば、企業が入札時や受注後の打合せ時に提出した企業独自の専門的な内容の資料の開示を求められたことがありました。これらの情報は必ずしも特許などで守られているものではありませんでしたが、企業の競争力の根源となるノウハウとして企業内で築き上げられてきたものでした。このような情報を開示請求者に流すということは、企業の努力とか競争力を公が売ってしまうものとも考えられ、十分に注意する必要があると考えます。一方、企業からの情報については、例えば事故やインシデントの原因に関係があるかないかを確認する上で、事故とは全く関係のない一般的な企業の技術やノウハウの実態を好意により教えてもらうこともあり、事故の原因究明や再発防止の視点からは非常に重要な役割を果たす場合があります。このような事故やトラブルには全く関係のない企業からの情報は、開示を前提にすると、かなり提供してもらうことが難しくなります。事故やインシデントの原因究明や再発防止をよりよいものとする上でも、特許などで守られている以外の企業情報を闇雲に開示することが良いことかどうか慎重に検討する必要があると考えます。
- ・制度上、いったん公にしてしまうと、これを取り消す手段がない。開示対象文書には、従業員など個人に関する情報、企業の営業上の機密情報なども数多く含まれており、個人や企業の権利利益を不当に侵害しないよう慎重に一枚一枚確認しており、これを維持していくべきである。

<開示に賛成した職員からの具体的意見はなし>

3. 開示対象の拡大・明確化についての意見(その2)

(3) 国の安全、公共の安全等に関する情報

<改正に賛成>

- ・支障・混乱のおそれがあるものは開示すべきでないが、おそれがあるかどうかは適切な機関が秘密保持のうえで判断すべき。
- ・前述しました、司法機関の捜査関係も公開の推進をしていくべきではないかと思えます。行政機関の裁量もある程度は問題ないと思えますが、最終的には「政治によるチェック」が必要に思えます。

<改正に反対している職員からの具体的意見はなし>

(4) 審議・検討等に関する情報

<改正に賛成>

- ・独立行政法人の理事会、評価委員会等も、議事録が公表されていないか、作成されてもいないか、形式的なものしか公表されていないことがあるが、これは改められるべきである。特に、独立行政法人の理事会は、原則として一般の傍聴も可能とするべきだと思う。
- ・検討等に関する情報を開示対象にすると、例えば、当該事業者情報に記載されている事業者について回答しなければならず、当該事業者に対して確実性のないマイナス情報ということで法人等の権利・利益の侵害にあたるおそれがある。また、その事業者が悪質業者ではないかと国民の間に不当に混乱を生じさせることになりかねない。

現在、公文書などの書面による仕事の進め方は大幅に減り、イントラネットのHP及び大量のメールによって、ピンポイントに仕事の進め方が規定されている。また、電話や個別会議における口頭による重要な方針が決定されており、暗黙のルールが存在が認められる。これらの重要な行政組織としての決定事項については民主主義に大きく影響を与える源泉となるが一切証拠は残さない。上司に従わない部下は処分されるか、自ら死を選択する状況に追い込んでいく。

- ・情報公開審査会での発言内容についても原則公開とすべきです。審査会の委員についても公務員等に含まれると考えます。委員を引き受け報酬をもらって行っているのですから、その責任として公開されるべきです。

- ・行政機関の行政文書を確認し行われる会計検査院の個別検査の検査記録が全く開示されていません。行政機関の会計に関する記録書類の開示は行うことができるのに、国民に代わり行政機関の開示可能な会計記録を検査した検査院の検査記録が開示されません。会計検査記録の開示が最も透明であるべきだと思う。

- ・今回の改正(案)への抵抗として、行政機関等が文書を作成しなくなることを恐れる。

<改正に反対している職員からの具体的意見はなし>

(5) 部分開示

<改正に反対>

- ・国税庁が保有している情報の大部分は納税者及び取引先の個人情報である。行政機関を通して他人の個人情報を見ることはあってはならないと思う。塗りつぶしをして公開と言うことも考えられるが、実効性に乏しいと思う。

「困難である場合を除き」という定義が曖昧であり、人によって、時代(世論等)によって判断が変わってしまうおそれがある。開示をする項目や箇所について、一律に判断ができなければ作業が煩雑になるばかりでなく、請求者に対して平等性を欠くことにもつながりかねない。

<改正に賛成する職員からの具体的意見はなし>

(6) 開示対象の拡大・明確化全般、その他

<開示の拡大に反対>

- ・これ以上、開示を拡大するのは、国民の知る権利と、国家公務員法等による守秘義務及び行政機関の保有する個人情報の保護との整合性が取れないのではないかと。各法令との整合性をきちんと精査検証しないと矛盾した法令となってしまう。
- ・行政文書に記載された内容について、開示・不開示の判断を適正に行うのは各行政機関の職員である。したがって、原則行政機関にその判断権を委ね、不服時(訴訟時)にいわゆるインカメラ審理による対応で十分である。
- ・現行制度については、いずれもそれ相当の理由があります。それは、国民の安全、国際的信頼関係の維持、個人の生命や財産を守るためのものであり、国家として、また、国民のためにも失ってはならないものだと思います。これらは「国民の知る権利」よりも当然優先されるべきものであると思います。そこを政府が正しく管理してあげなければならないのではないのでしょうか？

<開示の拡大に賛成>

- ・どういった内容を非開示とすべきかで時間がかかることも多いので明確化には賛成。「あなたが行政機関にて提出した資料のうち、こういった内容は情報公開の対象になっていますよ」と、事前に周知しておく必要があると思えます。

- ・全省庁統一で事前に不開示基準を明確化し、具体的文書を例示する必要がある。とにかく、担当者の判断の余地を極力無くさないといけない。

- ・税務署の窓口では、身勝手な根拠で無責任な業務が行われている現状があり、情報開示拡大以前の問題として検討頂きたい。

4. 開示手続きの迅速化・強化についての意見(その1)

開示決定等の期限に関する声

<期限短縮に反対>

- ・14日以内というのは、週末を除くと実質10日しかなく非現実的。アメリカの情報自由法では、working days onlyで20日とされ(ほとんどが超過しているのが実態)、実質的には日本の現行法の30日とほぼ同じです。現行法の30日が妥当と考えます。
- ・今の制度で充分。むしろ延ばしていただきたいくらい。地方機関は人が居ないのだから時間がかかることを理解してほしい。
- ・開示にあたっては、個人や法人の権利利益を不当に侵害しないように慎重に対応すべきであり、開示請求の年々増加している状況、定員の削減により業務量に見合う人員が確保されていない状況下においては、期限短縮はすべきではないと思われます。
- ・「開示決定等の期限」については、現行どおりとされたい。現時点においても、①当局における情報公開の現状は、平成21年度中の開示請求 件数(121件)の殆どが管内の国営事業所が実施した工事・業務の積算に係る書類であり、1件あたりの開示量も500枚(A4)前後になるものが大半であり、中には約5,000枚にもなる開示請求も含まれていること、②その請求も3月から4月に集中していることから、担当職員は、現在でも30日の期限内に開示決定を行うのは大変な状況であることから、開示決定等の期限が短縮されることにより更に、担当職員の業務が繁忙化することが思慮される。
- ・医薬品、医療機器の承認申請資料の情報公開請求時には、非開示部分の特定及び情報公開対象の企業との調整に時間がかかるため、現状以上に短縮することは困難。
- ・4か年分の調査報告書を対象に、法人文書開示請求されたことがある。膨大な量であり、民有地での地質調査であり資産価値に関する情報も含まれており、マスキングに多大な労力を要した経験がある。
- ・開示請求事務処理の現状をお話しすれば、開示請求を受け付け後、まず、開示対象物の特定をするわけですが、労災関係の対象情報はそのほとんどが労働基準監督署にあり、収集には最低でも二、三日を要します。届いた情報を精査し、開示請求者以外の個人、法等に関する情報もありますから、個人、事業主及び関係医療機関等への照会を要し、回答には相手の都合もあるので、少なくとも週間程の期間を要しています。個人情報の保護に関する法律の開示期限を14日以内に改正すれば、この照会及び照会に対する意見に関することがおそれになることは明白です。については、個人及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することになると危惧されます。多義にわたる情報の開示は、あくまで慎重に行う必要があり、開示期限を短縮することのみが、行政サービスに直結するものではないと思われます。
- ・個人や法人等へ照会をしなければ、開示決定等の期限を14日以内とすることは可能ですが、その場合、行政機関が不開示情報を正確に判断することは困難であることから、①行政機関において不開示情報を広めに判断し、開示請求者が必要な情報を入手しづらくするおそれがあること、結果、国民の利益や「知る権利」を損なうこと、②行政機関が不開示情報に該当する情報が含まれる行政文書を開示決定してしまった場合、情報を入手した個人や法人等から国家賠償を請求されるおそれがあること、③行政機関に提供した情報は開示決定されることを知った個人や法人等が様々な調査に非協力的となり、迅速・的確な行政運営(労災関係であれば、迅速・的確な労災保険の支給)が困難となるおそれがあること、などのマイナス面が考えられ、現実的ではないと考えます。

<一律の期限短縮には反対>

- ・国民は行政機関がどのような文書を保有しているか分からないことから、開示請求内容が抽象的になる、あるいは、膨大な量の文書の開示請求になることがあります。このため、一律14日で開示するのは請求の意思に沿った文書の検索・開示に支障をきたすことを懸念します。
- ・開示請求に係る内容が自局保管の行政文書に関する情報の場合であれば「14日以内」であっても対応可能と考えられるところ、その内容が管内全庁から取り寄せる必要がある行政文書に関する情報の場合は、当該情報の取り寄せ、マスキング処理等の準備、審査及び決定に要する日数を考慮しますと、現実問題として14日以内では処理困難であると考えられることから、そうした情報の場合は30日以内を継続すべき。
- ・倉庫が十分に確保されていないことから、執務室とは別の場所に書類が保存されていることがあるなど、一律に短縮することは難しい。
- ・割り振り・資料の作成・内容の確認・開示の判断(決裁)等には複数の職員による作業が生じるものであり、休暇をとる者もいることを考慮すれば、30日でも短い。実態として各部署の所管業務は開示請求を想定して割り振られているものではない。イレギュラー的に発生する開示請求に丁寧に、確実に応えるためには、余裕を持って対応すべき。
- ・大量の開示請求が実際に存在することから、期限短縮には反対。少なくとも大量かつ第三者の情報に関する場合は例外規定を認めるべき。
- ・行政機関に対する請求は様々なものがあり、単体で明確なもの、また著しく広範囲かつ大量であり、文書の検索・特定また、開示・不開示の明認作業に時間を要するものがあり、すべてにおいて14日以内また特例で60日以内とするのは検討していただきたい。

<その他>

- ・マニアとも思われる方からの大量の資料請求があること等を踏まえた、現場実態に応じた現実的な情報開示制度を検討すべきであり、これと併せて期限の短縮などを検討することが、本来の情報開示を求めるまじめな方に対する良い制度改正となるものと考えます。
- ・改正案で「開示決定等をした日から60日以内」とあるが、例えば「開示決定等をした日の翌日から起算して2月以内」とした方が、期間計算がしやすい。例えば、4月27日に開示決定等をすれば、期限は6月27日となり、国民も行政側も理解しやすい。
- ・開示の期限は、行政機関の実績評価での目標として14日以内割合を高めるとしたほうがよい。
- ・行政機関等の裁量を減らし、より事務的に対応できる制度とすることによって、開示請求から開示決定等までの期限を短縮すべき。
- ・将来、行政文書が完全に電子化されれば、その部分の開示請求であれば迅速化については実施可能かもしれない。

開示決定等の期限の特例に関する声

<改正に反対>

- ・開示決定等の期限の特例は、各行政機関がそれぞれ遂行すべき任務を負っていることから、開示請求の処理と他の行政事務の遂行との適切な調和を図ることを目的として規定されており、改正すべきではないのではないか。

4. 開示手続きの迅速化・強化についての意見(その2)

手数料に関する声

<手数料の廃止・引き下げに反対する声>

- ・手数料を無料にすると、特定の団体等が、行政の混乱を目的とした無意味多数の開示請求を戦術として仕掛けてくるおそれ、愉快犯が出てくるおそれが大である。営利目的での情報公開請求を助長する。本来の改正の目的(国民の知る権利を保障)にそぐわない。
- ・「開示請求に係る手数料を原則として廃止」とすると、本当にその情報を必要としている国民だけでなく、興味本位や軽い気持ちで何でもかんでも開示請求する者が現れ、開示のための事務処理に多大な労力を割かれることになりかねない。そのため、本来できる真に必要な国民へのサービス(真に情報公開を急いでいる方、またこれ以外の業務で国民が求めているものを含む。)の減退や不正・不当事案の発生につながる。
- ・手数料は開示を求める文書量の抑制につながる面もあります。
- ・手数料については、抑制作用が働かない程度の金額に設定しているはず。
- ・開示請求の目的を制限しない現行制度の下では、受益者負担の制度とすべき。(情報公開制度の本来の目的とは異なる商業利用や行政事務停滞の意図を持った利用も少なくないため。)
- ・開示請求をする者とししない者の公平性を保つための手数料であり、無料とするのは適正ではない。開示請求に対応する費用は、現在の手数料以上に要していると認識しており、むしろ安すぎるとの認識を持っている。
- ・「開示請求・実施にかかる手数料を原則廃止する」は、現在でも人件費を無視した安さであり、財政赤字を考えるならば、むしろ手数料を値上げすべきである。今回の改正案をみてもかなり制度が前進する印象を受けるので、値上げしても制度の後退にはならないと考える。
- ・手数料は廃止すべきでなく、むしろ手数料を増やすべきと考える。開示手続きを行うと膨大な事務作業が発生するため、その情報を入力する受益者がその事務作業に対する手数料を支払うべき。手数料を廃止してしまうと、「とりあえず全部出してください」といった要求が増えることを懸念。
- ・手数料はあったほうがよいと思います。行政機関での他の手続きにも手数料があるので、特にこの手続きだけ無料にする根拠はないと思います。ただ三百円の印紙は購入できる所が限られているので、二百円の印紙ならより手に入れやすくなると思います。

<手数料の廃止に賛成する声>

- ・収納等事務が軽減されるのでありがたい。国民負担も多少は減るのでよい。

<その他>

- ・開示実施手数料の支払いについても、行政機関の窓口での現金支払いや印紙での支払いに加えて、銀行などの金融機関での支払いができるようお願いしたいです。窓口に行く時間や交通費も負担ですし、印紙を買い揃えるのも苦勞です。
- ・国民の負担軽減は、開示請求手数料よりも、開示実施手数料の引き下げで対応するべきだと思います。実際の現場では、コピー枚数を一枚一枚、間違いないように数えて手数料を計算し、印紙の受領をするなど、事務負担が大きく、いっそのこと、開示実施手数料を単純化(例えば100枚以下は無料、以上であれば一律300円とか)することも考えられると思います。

迅速化・強化全般、その他

- ・手数料の廃止や期間短縮により情報公開業務がこれ以上多くなれば通常業務を圧迫する。連日の残業により職員の健康面も大変心配である。また、開示決定の延長が増加することにより、更にそのための事務が増加し、効率的な業務にならないと思われる。情報公開担当職員を増やすか、情報公開専従職員を一定数置かなければ現実的に対応は困難ではないか(公務員の増加)。「べき論」だけ先行しても担当スタッフが疲弊するだけである。現状を維持すべきである。(意見多数)
- ・意図的に情報を不正に秘匿したり、破棄することが行われた場合には、それを行った責任者を処罰するだけでなく、国全体として、その失われた情報の可能な限りの回復に責任を持つとすべきではないか? 金銭的な賠償も必要などときには行われるべきであるが、金銭的な賠償と担当者の処罰で片付けられてはならないことを法律に明記してもよいのではないか?
- ・紙でない電子データ(PDF等)での行政文書作成を実施し、文書の存在確認・廃棄防止をはかるべき。
- ・開示対象文書が大量にあった場合に、先ず開示対象文書の目録及び枚数等を開示請求者に提示して、開示請求者が開示請求文書の選別を容易に出来るようにする。
- ・明らかに不開示事由のない文書については、審査を経ることなく即開示できる制度を設けるべき。簡単に出来る文書であるにもかかわらず公開手続を経ようお願ひし待たせる必然性はない。前提として、文書の公開の可否は請求時でなく文書作成時に決定するべき。
- ・「第3 1 不開示決定の通知内容」について、「具体的理由を書面により示さなくてはならないもの」とはどこまで明記しなければならないのかが曖昧である
- ・「第3 2 内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求」について、全部を開示しない旨の決定については「部分開示」も含まれるだろうか。なお、当法人では相当数の情報開示を行っており、「部分開示」「不開示」を内閣総理大臣に報告する件数も相当数になるとと思われる。それによる業務が現在よりさらに増大することは限られた人員では困難である。
- ・「第3 5 みなし規定」について、「不開示決定をしたものとみなすことができるものとする」については、検討されている14日以内での開示が行われなかった場合、全てを指すのであろうか。

審査会への諮問に関する声

<強化に賛成>

- ・情報公開・個人情報保護審査会への諮問までの期間を法定すべき。情報公開・個人情報保護審査会の調査審議に非協力的な行政機関も見受けられるため、審査会の調査審議の権限を強化すべき。
- ・現在の審査会からの答申内容は「答申に文句があるならば裁判所で言え」と理解ができる諮問庁の言分だけで作成された答申内容が多い。その原因は、諮問件数が多いためと理解は出来るが、諮問庁の言分だけで構成され答申書は中立的な機関としての機能は無い。まずは審査会の委員を増し、この制度の中で慎重な審査をすべき。また、答申書の内容は、一般人にも理解しやすい表現を使用すべき。
- ・個人情報の開示請求で、情報公開・個人情報保護審査会に諮問されてから1年が経ても裁定されていない案件がある。また、保有個人情報利用停止請求で、同審査会に諮問されたから11ヶ月たっても裁定されていない案件がある。後者は、不正に取得された個人情報による被害の拡大を防ぐためにも迅速なる裁定が必要である。

<強化に反対>

- ・不服申立ての受理から審査会への諮問までの時間を短縮する必要があるが「14日以内」との案は現実離れしており賛成できない。諮問に当たっては、丸投げするのではなく、裁判所自身が責任ある見解をまとめるべきであり、そのための期間が必要。
- ・審査会から行政機関からの「理由書」が送られてきてから「意見書」の提出までの期間が三週間であり短い。不服申し立てから半年や一年後にいきなり送付されてくるが、平日不在の日が多いため郵便局に受け取りに行くだけで数日たつ。不服申し立て時の資料を見つけるにも時間がかかる。平日の深夜に睡眠時間を減らして「意見書」を作成するときもあった。ひと月位のゆとりがほしい。特例もほしい。
- ・審査会への諮問期限は運用上で厳しく言われており法定しなくても変わらないはず。
- ・原処分が地方支分部局の場合には、諮問庁は不服申し立てがなされてはじめて事案の存在を知ることとなり、関係書類を取り寄せてから開示・不開示の判断を行うこととなるので、諮問までの期限は、各省庁申し合わせを維持すべきである。
- ・不服申立対象文書が100頁超となるのは普通、1,000頁超となることも珍しくない今の状況下で手続き迅速化の改正が行われると、①開示情報該当性の検討が不十分になる(特に個人識別情報には慎重な検討が必要にもかかわらず)、②審査会に提出する理由明書の内容が不十分になる、などが予想されるため、増員が認められない限り手続きの迅速化には無理があると思います。

裁判所の関与に関する声

<関与拡大に賛成>

- ・専門部署を有しない弊所において、法律の専門家である裁判所が対象文書を確認することによって開示・非開示決定に意見できることは、正しい情報公開制度を運営していく上で必要であると考えため。
- ・裁判所を含めた司法作用の関与が大きい方が国民主権の観点から良いと思います。
- ・本当に重要情報の公開を、正しい理由で希望するなら情報公開訴訟だけで十分と思います。テロ、スパイ行為、恐喝などの利用目的の人も多いと思います。この対策も併せて検討すべきです。

<関与拡大に否定的>

- ・たかが情報公開のために訴訟を起こすのは、請求者にかかりの負担を強いるものです。裁判手続きを考える前に、専門の知識と調査権限を持つ組織を審査会の内または外に設置し充実させるよう努めるべきだと考えます。

裁判管轄に関する声

<拡大に反対>

- ・訴訟においては、訴える側は自由に訴えることができ、訴えられた側は逃れることができない。その均衡(バランス)の観点から、せめて裁判管轄は被告の居住地とされているのだと思う。今回の改正の方向性は、情報公開訴訟における原告の負担軽減のためと推測³が、行政機関の側の負担は増加し、その負担は、結局のところ、国民自身が負うことから、慎重な議論が必要。また、多くの行政訴訟のうち、なぜ情報公開訴訟のみが特別扱いされるのか理由が分からない。情報公開法制定時にも議論があり、訴訟管轄の特例が設けられたが、その後、行政事件訴訟法自体も改正され、情報公開法の特例と同じ内容が一般化された経緯もあるので、これ以上の管轄特例の拡大は不要と考える。
- ・「情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにする」と、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所に出張して、訴訟参加しなければならず、旅費や人件費がかかるので、財政赤字を考えるならば、改正すべきではない。
- ・地方で訴訟提起されれば担当職員の旅費等の経費はどうするのか。

ヴォーン・インデックス、インカメラ審理に関する声

- ・インカメラ審理は既に導入済みだと思う。促進した方が良いと思う。
- ・ヴォーン・インデックスもインカメラも実際に審査会に出している。

事後救済制度全般、その他

<改正に肯定的>

- ・被害者の多くは、なぜそのような被害が生じたかを知りたいと思うと思われる。その説明責任が行政府にはあることを明文化してもよいのでは。
- ・電子データの作成記録を全て残すことで、事後検証を可能とする必要がある。

<改正に否定的>

- ・請求数に対して、情報公開に関連(対応)する職員数が限られるために、強化を行った場合、現状よりも更に悪化することが懸念されます。これを可能にするには、多くの専門職員の増員が避けられなくなることから、公務員の削減と逆行する結果に結びつくものと思われます。
- ・積極的な情報公開は賛成であり、その視点から見ても、開示請求の現場において現在の制度で具体的な問題があると感じたことはない。

開示請求を受ける前に情報を公開すべきとの声

- ・情報公開請求制度があるが故に、かえって情報の公開が消極的になってはいないか。公開請求が多い情報は、あらかじめ公開できるよう整理しておくべきであろう。行政の効率化が求められている中、公開請求そのものを減らす工夫が最も重要である。
- ・国民の知る権利の観点から、機密性のない行政文書については、審査を経ず全てウェブ上に公開することが必要であると考えます。
- ・情報公開法は、あえて言うなら「事後的に」文書を公開するだけの法律です。どれだけ文書の公開を受けても、国民が当該文書に記載された政策決定プロセスに参加できるわけではありません。政策の決定プロセスに国民が参加できなければ、行政の真の透明化は図れないのではないのでしょうか。例えば、行政機関がその時点において検討している政策や法案の内容について、前広にかつ定期的に公開し、国民の議論を呼び込む仕組みを考えるべきではないでしょうか。これまでの行政機関においては、「与党の了解を得るまでは」検討中の法案自体を明らかにすることはなかった(公開すると与党から怒られた)のが現実ですが、与党の了解の有無にかかわらず、検討途上のものであっても、所管大臣の了解があれば公開するような仕組みを検討すべきと考えます。また、定期的に広く公聴会を開催することや、パブリックコメント手続を充実させる方策についても検討されるべきだと思います。
- ・情報公開制度がそもそも聞かれたら答えるという制度であるが、はじめから積極的に公開すべき情報について規定し、それらは広く普及されることを目的とし、二次利用されることを前提であらゆる手段であまねく公開されるべきである。例えば、政府の統計情報等の開示においてはオバマ政権のData.gov (<http://www.data.gov/>)の取り組みなどが参考になる。
- ・現在の情報公開制度は、情報の開示により役所の仕事の仕方は大きく変わります。情報の不開示が多いと、不開示の理由を考えることも多くなり、他の開示情報との整合性など難しい説明を求められる場合も出てくるものと考えられます。これにより業務量が多くなり、また、場合によっては良い説明ができないことにより後ろめたさを感じながら仕事をする職員も出てくるかもしれません。その意味で、情報はできるだけオープンにした上で、オープンにされた情報の中からそれぞれの担当者等が情報の取捨選択・分析を行い、国民に対して説明をしていくというスタンスが重要だと考えます。このようなスタンスの下で、情報開示の実務を行っている現場の状況を踏まえて、一部の不条理な開示請求が職員に過剰な業務を課すことにならないよう、また、国民の税金や国民のための公僕を無駄遣いすることないように制度の見直しを検討されることを望みます。
- ・「国民の知る権利」を保障するという立脚点から始まっているが、行政の意思や意図をきちんと伝えるという観点も必要。情報の発信・伝達こそが国民との信頼向上の最優先事項と考えます。但し、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報」は除くべきと考えます。

現制度のもとで対応体制を充実すべきとの声

- ・当面の措置としては、現行制度下で処理の迅速化と開示情報の拡大を図るべきであると考えます。
- ・情報公開の流れを加速するには、まず現行制度の運用の意識改善で対応してはいかがでしょうか。例えば、件数が少ない、あるいは請求内容の明確な開示請求については運用上14日以内に開示するなど、各省の政務三役が部下に積極的に開示請求に対応するよう指示を行ってはどうかと考えています。
- ・制度施行時は、存在しないものを開示請求したり、開示の不手際(例えば、開示決定が遅れたなど)を盾にとって不当な要求をしたり、脅したり、何かと問題もあったが、最近では落ち着いてきている。そんな中、制度を改正するとまた当時の混乱が再現するかと危惧する。とにかく、当方のような地方機関はこんな事に関わってられないので、開示対象から外していただきたい。
- ・法律改正をすることよりも、現場で対応できる体制を整備することが必要なのではないでしょうか。秘密保持ができない研究機関は、日本国内はもとより、国際的な研究の世界から信用を得ることができず、パートナーシップを得ることができない状況もあることをご理解いただければと思っております。
- ・府の統一方針として、情報公開請求件数が多い行政機関については職員の増員を認めていただきたいと思っております。それができないならば、行政刷新会議において各省庁で適用可能な業務簡素化を考え、実現に向けて取り組んでください(無駄削減は行政刷新会議の本来業務のほうです)。例えば、国会質問の2日前通告(それが難しければ36時間前通告)を徹底していただくことにより、職員の業務はかなりの軽減を図ることができると思っております。これこそ官僚では対応しがたいので、政治主導で実現していただけるよう期待しております。

文書の保存・管理に関する声

- ・各省に共通する文書の文書名、分類や保存期間の統一、文書のファイリングや保管方法の統一等、文書管理事務の標準化を進め、外部からも内部からもわかりやすいものとするべき。文書作成の根拠法令、文書の内容の概要等を行政文書ファイル管理簿に記載すべき。現在の行政文書ファイル管理簿への登録は、1年ごとにまとめた手作業による登録によっているが、担当者の事務負担、登録漏れのリスク軽減の点から改めるべきであり、文書作成、処理とともに必然的に登録されるようなシステムを構築すべき。
- ・現在の見直しの動きは、拙速である。情報公開制度を巡る問題の本質の一つは、それを前提としていない現行の文書管理体制や担当する職員を新たに置くことができない業務環境であり、情報公開制度の改善の前に、文書管理体制の改善を行うべきである。私の考える国の情報公開制度は、厳然と非公開とされるべきものが存在する一方で、国民が、与野党を問わず国会議員であるからとか、情報開示請求手続に明るいとか否かなどにまったく関係なく、同一の情報レベルに接することができる制度というものである。換言すれば、「申請」に対する開示ではなく、「出すべきものはすべてアクセスできるようにしている」、また、「非公開とされるべきものは国会議員であろうと非公開である」という制度であるべきと考えている。したがって、『基本的には、すべての行政文書』を『公務員が無理をすることなく(業務負担増として行うべきではなく、そうした形の導入は結局マインドまで変えることはできない)』、『公開を前提にしたファイリング・並べ方』ができる体制づくりを、人員増まで考えて行うべきだと考える。
- ・調整・検討過程の文書の情報公開について、開示しない年限を設定すべきと考えます。情報公開は重要なものと認識しているからこそ、適切な文書の保存のために検討が必要と考えます。多くの調整を経て作成された経緯について、10年後に開示されることは納得できるものの、明日にも利害関係者から開示請求があるかもしれないと思うと文書保存をためらうのが担当者の当然の行動と思うからです。

6. その他情報公開制度の改正全般についての意見(その2)

開示対象となる文書の範囲に関する声

- ・行政機関の長及び管理職自らが、法を犯してまで、組織の存続あるいは、自分の地位、身分の死守のため、民主主義の原則を無視している。その事実を公に認めることは決してしない。これらを打開するには、行政文書はすべて書面や電子データ(メール含む)などで明文化したものを以外は行政的効力を無効とし、文書化された書面又はメール含む全ての電子データを情報公開制度の対象とすることが重要である。
- ・情報公開の対象となる文書の範囲を絞るべき。(「～に関する資料全般」などといった出し方をできないように規定するべき。)とにかく、現状を見て欲しい。
- ・いわゆる「密約」文書と、現状(実態)の請求案件の多くを、同じ見地(土台)で処置・処理する(考える)ことにも、やや無理があると考えており、例えば情報公開制度を「特別」と「一般」等に区分して確立していくようなことも必要であるのではないかと考えております。

その他の声

- ・税金を使用している限り、国民の知る権利を保障するというだけでなく、無駄なく適切なマネージメントがなされているか、明確に厳格に、国民に見て頂くのは、機構の義務であり、国民にはそれを要求する権利があると思う。
- ・情報公開制度とは別に窓口で文書を閲覧させることがあるが、最近はデジカメで撮影する方が多い。これは職員もコピーする時間・労力・費用がかからないので、国民も行政側もメリットがあると思われる。現行の情報公開制度では、デジカメによる撮影は黙認しているが制度上不明確なので、今回の情報公開制度の改正でも、コピー以外に、デジカメによる撮影を認めるよう明文の規定を置く(積極的に認めてよい)と思う。
- ・外交政策に関する情報は、公開することで他国との交渉上不利益になるため不開示情報とされており(5条3号)、妥当である。一方、特に対外経済政策については、国内の産業界等の利益に資するよう他国政府と交渉する必要があるが、現行情報公開法では特定の主体にのみ外交情報を開示し(かつ秘密を守らせる、漏らしたら制裁を与える)実効的な規定が整備されていない。そのため、少し提供した情報が回り回って相手国政府に伝達されることをおそれて、産業界の意見詳細を聴取することなく(事前に一般的に聴取した情報に基づき)交渉することを余儀なくされる場合がある。対外経済政策をより我が国に有利に進めるためには、大きな利害を有する主体を行政の裁量で選択、不開示情報を開示し、かつ当該情報を他者に伝達させない規定を設けるべきである。
- ・国民主権・国民の知る権利という大原則はよろしいのですが、社会の実態を見た場合にどういったことを引き起こすのか考えてみた場合に、マスコミを過度に保護しすぎて、日々仕事に追われる一般の国民は無関係になってしまうと危惧します。そこで、提案なのですが、マスコミを第四の権力と見て、マスコミに対しても国家権力と同様に、情報公開の責務を負わせるべきではないかと思えます。
- ・シンガポールでは、納税者が課税当局に把握されている納税者自身の課税資料を閲覧できるシステムを採用しているらしい。そのシステムのおかげで、納税者が「こんな収入まで課税当局に把握されているなら、きちんと申告しよう。」と考え、納税モラルが向上し、結果として、課税当局も人員の合理化が図られ、小さな政府の一助となっているような話を聞きました。本当ならわが国もこれに倣うべきであると考えます。
- ・個人情報、企業秘密、国家安全保障などの理由で、情報が非開示になることはあると思われるが、その理由が適当かどうかの判断が公正に行われるよう、制度の整備、技術の開発も必要と思われる。
- ・審査会は、不服申し立て以前の当初の「開示請求書」は見えないようです。私は請求理由など文書の特定ができるように詳細に書くのですが、「ある」「ない」だけの審査であり、なければならないとの審査はないように思います。日米の密約文書のように「なければいい」文書が存在しないなど問題ある事案を内閣府等に報告する権限も持つべきなのではないでしょうか。私は、「人事」と「経理(会計)」がもっとも透明であるべきと考えます。人事院と会計検査院の職務が透明であれば、それだけで公務員制度はあるべき姿に戻れるとおもいますが。。。
- ・審査会での審議には、審査請求人の意見陳述や意見聴取等の機会を設ける措置も必要と考えます。現在のように「文句があるのならば、裁判所で言え」との制度ならば、時間の無駄で審査会は不要である。
- ・以前の社会保険庁の地方の社会保険事務所では、開示請求手数料はあらかじめ納付書を取り寄せて納付した後、納付書を貼り付けて開示請求をしていました。しかし、やり取りに時間がかかるため、納付後に開示請求をしないまま現在に至っているものが手元にあります。納付された手数料について時効の定めはないとのことでしたので、そのまま手元においていたのですが、その後社会保険事務所からの連絡もなく、どうなったのかわかりません。預かり金などの確認はなされていないのでしょうか。
- ・国土交通省の内部では誰からの依頼かは教えて貰えません。一方的に顔も見えない相手に情報提供することになり、どこまでを提供するか迷う部分も多々あり、職員の負担が大きいのです。わかれば、相手方の求める情報の理解もでき、ニーズにあったもの提供できます。お互いに顔が見える関係で、対等に情報提供すべきあると考えます。
- ・行政機関個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示制度についても、不服申立てから諮問までの法定期限を設けるなど事後救済制度の強化が必要。

政府周辺法人、国会・裁判所の 情報公開の現状

平成22年5月26日
行政刷新会議事務局
職員の声担当室

独立行政法人等情報公開法 対象法人

対象法人：205法人

独立行政法人 104法人

国立大学法人 86法人

大学共同利用機関法人 4法人

特殊法人 7法人

(事業団) 日本私立学校振興・共済事業団
 (公社) 沖縄県開発公社
 (その他) 日本年金機構
 (特許会社) 関西国際空港株式会社
 (特許会社) 日本政策投資公社
 (公営特許関係法人) 日本中央競馬会
 (その他) 放送大学学園

認可法人 3法人

農水産業協同組合貯金保険機構
 預金国庫機構
 日本銀行

その他の法人 1法人

日本司法支援センター

「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」(平成12年7月 行政改革推進本部特殊法人情報公開検討委員会)における考え方

国民に対する説明義務を自ら有する法人を対象法人とし、これに該当するかどうかの判断は、法人の設立法の趣旨によることとする。その判断に当たっては、以下によるものとし、対象法人の名称は、法律の別表に掲げる。

- 1 特殊法人、独立行政法人又は認可法人であって、設立法において、その理事長等を大臣等が任命することとされているもの又は法人に対し政府が出資できることとされているものについては、対象法人とする。
- 2 ただし、1にかかわらず、次に掲げる特殊法人等については、その設立法の趣旨から次のとおり取り扱う。
 - (1) 公営競技関係法人は、対象法人とする。
 - (2) 特殊会社は、原則として対象外とする。ただし、関西国際空港株式会社は、対象法人とし、空港の建設以外の業務に係る文書が空港の建設に係る文書と明確に区分されている場合には、空港の建設以外の業務に係る文書は、開示請求の対象外とする。
 - (3) 共済組合等の専ら組合員等の相互の扶助・救済を行う法人は、対象外とする。
 - (4) 日本放送協会は、対象外とする。
 - (5) 日本銀行は、対象法人とする。

情報提供規定(独法等)

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十四年六月五日政令第百九十九号)(抄)

第十二条 法第二十二條第一項に規定する情報の提供は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 法第二十二條第一項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人等の組織に関する次に掲げる情報

イ 当該独立行政法人等の目的、業務の概要及び国の施策との関係

ロ 当該独立行政法人等の組織の概要(当該独立行政法人等の役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。)

ハ 当該独立行政法人等の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準

ニ 独立行政法人等の業務に関する次に掲げる情報

イ 当該独立行政法人等の事業報告書、業務報告書その他の業務に関する直近の報告書の内容

ロ 当該独立行政法人等の事業計画、年度計画その他の業務に関する直近の計画

ハ 当該独立行政法人等の契約の方法に関する定め

ニ 当該独立行政法人等が法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法

三 独立行政法人等が作成している貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する直近の書類の内容

四 独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報

イ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十二條第一項及び第三十四條第一項の規定(これらの規定を国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第三十五條及び総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第四十八條において準用する場合を含む。)に基づくそれぞれの直近の評価の結果

ロ 当該独立行政法人等に係る行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第三條第一項並びに第十二條第一項及び第二項の規定に基づくそれぞれの直近の政策評価の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分

ハ 当該独立行政法人等に係る総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四條第十八号の規定に基づく直近の評価及び監視の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分

ニ 監事又は監査役の直近の意見

ホ 公認会計士又は監査法人の直近の監査の結果

ヘ 当該独立行政法人等に係る会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立行政法人等に関する部分

五 法第二十二條第一項第三号に規定する法人(※出資又は拠出に係る法人等)の名称、その業務と当該独立行政法人等の業務の関係、当該独立行政法人等との重要な取引の概要並びにその役員であつて当該独立行政法人等の役員を兼ねている者の氏名及び役職

指定法人等の情報公開の 考え方

「指定法人等の情報公開の在り方に関する調査研究報告」(平成15年1月 指定法人等の情報公開の在り方に関する研究会)より抜粋・要約

■政府周辺法人の情報公開について、説明責務の観点から制度化とした場合、政府周辺法人を実施主体として、

- ①開示請求権制度及び情報提供制度を創設する、
 - ②情報提供制度のみを創設する、
- また、政府周辺法人の監督行政機関を実施主体として、
- ③開示請求権制度及び情報提供制度を整備する

ということが考えられる。

■指定法人は、統一的な基準がないままにその時々が必要なことから設けられてきたため、極めて多様かつ複雑であることから、根拠法令の趣旨(国が行政事務として実施させようとしているのか、本来民間の事務を推奨する等のための仕組みを設けようとしているにとどまるのか、「指定」が権限の委任を意味するかどうか等)、運営の実態等を踏まえた検討が必要。

■当該法人が行政事務以外に法人固有の事務を実施する場合、開示請求の対象文書と対象外文書の区分、特に、共通管理業務に係る文書など対象文書と対象外文書が混在するものの区分の方法について、文書管理の方法も含めた検討が必要。

■不開示決定等に対する行政不服審査法・行政事件訴訟法の適用の可否に関し、純然たる民間の法人について、元となる行政事務は行政処分であっても、それに関連し保有されている文書の開示・不開示の決定を行政処分として構成できるか否かは、なお検討が必要。

(平成22年5月19日 行政透明化検討チーム 総務省行政管理局提出資料より抜粋)

国会・裁判所について

- 衆議院
 - 衆議院事務局の保有する議員行政文書の開示等に関する事務取扱規程
- 参議院
 - 制定済みでない(稼働中)
- 国会図書館
 - 作業中
- 裁判所
 - 最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱要綱
 - 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の基本的取り扱いについて(依命通達)

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
<p>第1 目的の改正（行政機関情報公開法第1条、独立行政法人等情報公開法第1条、公文書管理法第1条関係）</p> <p>法律の目的において、「国民の知る権利」の保障の視点を明示すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成である。 行政改革委員会はその意見の「情報公開法要綱案の考え方」で、憲法学上、見解が分かれているとするほか、「最高裁判所の判例においては、請求権的な権利としての『知る権利』は認知されるに至っていない」として先送りした。しかし、<u>学会に見解の相違があるのは当たり前のことであり、最高裁の判例を待つのは三権分立の原則を外れた議論である。立法府が独立した権限を發揮して、「知る権利」の定義を明確にしたうえで条文に盛り込めばよい。</u> また、これと併せて、上記の要綱案にあった文言、「国民による行政の監視・参加の充実に資することを目的とするものとする」に「監視」の言葉があったのにもかかわらず、現行法の条文では外されているが、これは法の性格から復活させるべきである。（中島氏） ・「国民の知る権利」を規定する場合においても、「説明義務」は残すべきである。 <u>法制定当時、「説明義務」を規定することについては批判もあったが、現在では情報公開法の趣旨目的を端的に表現するものとして定着している。また「説明義務」の文言は、政策決定、行政運営の手續・内容を国民の理解が得られるものに改善していくことを求める積極的な意味を有するとも理解できる。</u>（松村氏） ・「知る権利」が改正法の象徴として目的規定に明記された場合でも、情報公開法の各規定の解釈は、目的規定だけでなく、この改正目的を受けて改正された個々の実体法規定の規定に基づき解釈される、ということを確認すべきである。 すなわち、例えば不開示事由について、改正後の文理を離れて、「知る権利」という文言のみに法の解釈が左右されることはない、ということである。「知る権利」を明記するか否かは、解釈の次元の問題というよりは、情報公開という法思想を受容する正当化根拠を何に求めるかという問題である、と考えている。目的規定の位置付けにはいろいろな議論があるが、やはり、<u>個別法である情法公開法における目的規定（解釈指針）の効果は怪くないと考えるので、「知る権利」の明記により、不開示情報等の解釈が無視されるような、思考停止状態の出現を懸念するものである。</u>おそらく、現行法制定の際に情報公開部会が懸念したのも同じ点でなかったかと考える。（藤原氏） ・「知る権利」を規定した上で、不開示情報、部分開示、公益上の裁量的開示の解釈が適当になされる旨の条文上の工夫を検討すべきである。 <ol style="list-style-type: none"> 1 「知る権利の保障」の明示と「説明義務」の存置 2 これをふまえて、不開示情報（5条）、部分開示（6条）及び公益上の裁量的開示（7条）の解釈が適当になされる旨の条文上の工夫ができるか。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 例えば、5条本文に「第1条の目的を達成するために」を加える (2) 6条1項ただし書の廃止（有意の情報の規定の廃止）と6条2項が1項の確認規定であることの明示（「前項（6条1項）の適用において」の文言を付加） (3) 7条「公益上（「特に」を削除）必要があると認めるときは、…当該行政文書を開示するものとする（「開示することができる」から変更）」など。（三宅氏）

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>・「行政文書の開示を請求する権利」を憲法上の権利である「知る権利」に基づくものと捉えることには積極的な意義が存在する。</p> <p>(1) 「知る権利」はあるのか</p> <p>情報公開法の制定過程において、「知る権利」の明記が見送られた理由は、最高裁判決の中にそれを示したものがなく、また学界においても、意見が分かれており、なお「知る権利」の概念が成熟していないこととされる。</p> <p>しかし、本来、政府機関に集積された情報は、国民のもの、すなわち国民が共有する情報である、ということをベースラインに設定し直せば、そのような情報については国民が知っているという状態が本来の姿と解されることになる。となると、そのような情報は当然に国民に還流されるべきものである。ところが、政府の行為によって、還流すべき情報の流れが国民に到達する前に、政府の行為によって、妨害されている状態になっている。とすれば、政府が、国民に還流していくべき情報の流れを、あたかも堰き止めているような行為をしていることになり、これを憲法21条が保障している「情報流通の自由」に対する妨害行為としてとらえて、その妨害行為を排除する権利が、21条から直接導き出されるという構成となるのではないか。このように考えを進めていくと、<u>情報公開法に「知る権利」を書き込むことも、よど号ハイジャック新聞記事抹消事件およびレペタ訴訟において、それぞれ最高裁大法廷判決によって示されたとらえ方を確認したもの、つまり情報公開法制定以前から、すでに成熟していた権利ととらえ直すことができるのではないか。</u></p> <p>(2) 明文化された「知る権利」はどのような機能を果たすのか</p> <p>法律に「知る権利」が書き込まれたとしても、すでに情報公開法によって、「行政文書の開示を請求する権利」は明文化されているので、条文の解釈指針として、あるいは運用上の理念として機能するにすぎない、とする見方もありうるであろう。</p> <p>しかし、<u>仮にこの権利を憲法上の権利ではなく、法律によって初めて与えられた特権ととらえれば、その内容も法律制定権者の意のままに設定できるということになり、したがって、いかようにでも縮減でき、またいかようにでも条件を付すことも自由ということになる。</u>これに対して、<u>憲法上の権利ととらえれば、そのような行為はなすことができないということになる。</u>ただし、<u>難しいのは、憲法上の権利ととらえても、いわゆる立法裁量の歯止めをかけるような明確な規範を憲法から一義的に導き出されること</u>ができるか、という点にある。しかし、この点は、これまでの10年間の運用の蓄積から経験的に検証し、かつ研究の蓄積から理論的に構築可能であり、今回の検討会で議論されることこそが、その規範の確認作業ということになるのではないか。<u>具体的には、このような機能は例えば行政機関の長に裁量を大幅に認めると読める情報公開法5条3号・4号の改正についても基本的な視点を提供するという点に現われること</u>になるろう。</p> <p>また、<u>憲法上の権利としてとらえることによって、行政裁量に対する統制、つまり裁量権の濫用・逸脱を判断する際の確固たる視点を与えること</u>になるろう。</p> <p>(3) 「知る権利」と説明責任との関係をどのようにとらえるのか</p> <p>今次の改正で、「知る権利」を書き込んだ場合、「国民に説明する責務」という言葉を削除すること、すなわちこの責務のその背景にある考え方をも削除すべきことになるのであろうか。</p> <p>法主体間の法的関係は、基本的には権利と義務の関係に解析されるはずであるが、政府が国民に対して負う義務は、かならずしも個別具体的な国民に対する義務ではなく、公益というものの中に吸収される国民全体に対する抽象的義務であるという側面があることは否定できない。</p> <p>情報公開法が制定された当時において、「国民に説明する責務」と規定したのは、この責務に対応する国民の具体的権利は、法律によって明文化される前には存在しない、ということが前提とされていたと思われる。</p> <p>ところが、先に述べたように、「知る権利」という憲法に根拠のある権利を条文に書き込むことによって、これに対応する、情報を提供する義務がその情報に関係する行政機関側に生ずることになる。とすれば、あえて「国民に説明する責務」という文言をな</p>

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>お維持する必要がないということになりそうである。</p> <p>しかし、「<u>国民に説明する責務</u>」は、単に「<u>国民の説明を受ける法律上の権利</u>」に対応する義務をその内容とするわけではない。そのような内容にとどまらず、より広く、<u>請求がない場合でも、また仮に国民に具体的権利が発生しないような場合においても、行政機関が国民主権の理念を具体化するために負う義務と理解すれば、なお、これをそのまま維持する意義は失われず、さらに今後の事情の進展によっては、さらにより多くの具体的権利を構築していく根拠となるという重要な役割を担うものとなるのではないか。</u></p> <p>なお、日本国憲法には、国会と裁判所に対しては、公開原則を明文で定めるが、内閣および行政各部には、この原則を明文をもっては定めてはいない。また内閣が国民に対して直接負う説明責任は、憲法91条の財政状況の報告義務のみである。しかし、統治機関すべてにわたる通則、すなわち共通の準則として、公開原則と憲法遵守義務（憲法99条）が設定されると解される（渋谷秀樹『憲法』467頁以下〔2007年、有斐閣〕参照）。したがって、情報公開法に規定された「国民に説明する責務」はこのような通則と位置づけられる公開原則を確認した点でもまた重要である。（渋谷氏）</p> <p>・賛成である。</p> <p>必ず実現すべきである。現行法制定時（情報公開部会）・4年後見直し時（制度運営に関する検討会）の議論にとらわれて「思考停止」するのでなく、問題状況の変化を適切にとらえた上で議論を前進させなければならない。</p> <p><u>「国民の知る権利」保障の観点を具体化するかたちで、①不開示情報の認定判断に係る行政裁量の縮減、②情報公開制度の適用対象の拡大、を図るべきである。</u></p> <p>「国民の知る権利」保障の観点を反映するかたちで、情報公開訴訟におけるインカメラ審理の手続を工夫した上で、立法化すべきである。（橋本氏）</p>
<p>第2 開示・不開示の範囲等に関する改正</p> <p>開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようにすべきではないか。</p> <p>1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）</p> <p>公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則として開示する。</p>	<p>・賛成である。</p> <p>その際には、<u>平成17年8月3日の連絡会議申し合わせの観点を反映させた条文とすればよい</u>と考える。また、同時に、<u>懇談会等の会議における発言者名（公務員でなくても開示）もここで法令レベルのものとする</u>ことが望ましいと考える。（藤原氏）</p> <p>・現行規定の構造を残すなら、「当該公務員等の氏名も原則として開示する」とすることに賛成である。</p> <p>省庁の申し合わせですでに運用の改善がなされているはずのものだが、条文にきちんと反映されるべきだからである。しかし私は、<u>現行規定の「個人識別型」の構造は改めて、「プライバシー保護型」の構造に切り替えるべきだ</u>と考える。なぜなら、<u>「個人識別型」は原則非公開の発想に基づく構造であって、原則公開の情報公開制度にそもそもそぐわないからである。</u></p> <p>現行規定では、まず「個人に関する情報」について不開示の大綱をかけ、そのあと、公にすべき但し書きの除外規定に該当する情報を開示へとすくい上げる構造になっているが、この除外規定が3類型に限られていて、しかもその最初の類型「イ」は規定があいまいな表現であるため、行政側に恣意的解釈を許す余地を残している。（中島氏）</p> <p>・賛成である。</p> <p>公務員等の氏名の原則開示、但し、他の不開示情報に該当するか実質的に判断——2005年8月3日連絡会議申し合わせとの調整（三宅氏）</p>

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>・賛成である。 公務員情報について、「平成17年連絡会議申し合わせ」の内容以上の実質的内容を法令事項とすべきである。（橋本氏）</p>
<p>2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）</p> <p>法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。</p>	<p>・賛成である。 <u>個別の対象情報ごとに情報公開法の規定に照らして開示・不開示を判断すれば足りるので、現行の特別扱い規定を削除することに賛成である。</u>（中島氏）</p> <p>・何のために削除するのかが明確でないと、6号支障を膨らませるだけにならないか。</p> <p>i) いわゆる任意提供条項の削除についての論点は、削除によって行政の情報収集能力を殺ぐことになって、結果的に行政の事務遂行能力を低下させるか否か、削除した場合6号柱書で判断することになると思われるが、それで十分かということに尽きる。</p> <p>ii) わが国の行政指導を主とする行政スタイルをどう評価するかの問題でもあるが、<u>削除した場合でも、そもそも正当な利益（5条2号イ）で判断できないようであれば「合理的」な条件（同号ロ）という理屈も立たないであろうし、任意特約を6号の解釈で考えることは可能であろう。</u>自治体についても同様のことが妥当している。</p> <p>iii) 行政機関・独立行政法人等は、それぞれの業務上必要となる多様な法人等の内部管理情報を保有しているところ、情報公開法の開示請求には、競争関係にある他者の情報収集など営利的な開示請求と行政機関の政策決定等の過程を明らかにする開示請求の2種類がある（意図は問うていない）という事実を意識した判断は必要であるが、6号支障の解釈でも同じであろう。</p> <p>iv) 審査会での実務について述べておくと、任意提供情報の主張が認められることはごく少数であると記憶している。実務的にも、現行法の制定過程で危惧されたような特約の濫用という自体にはなっていないのではないと思われる。</p> <p>v) 以上を前提とすると、「方向性」が、わが国の行政スタイルを変えて、明確な報告徴収権の行使を促す狙いなのか、危惧されていた濫用に拘っているのかが、筆者には今一つ明確ではない。</p> <p>前者のメッセージを含むのであれば、今後、関係規定の整備等を含めてその点についての検討が必要になるのではないか。<u>行政の情報収集という観点からは、重要な手段を奪って、代替措置がないというのでは現実的ではないであろう。現状では、任意でなければ取れない場合が存在することは否定できないであろう。</u>情報の収集・取得、利用・提供、保管・廃棄という行政情報管理全体の中での問題としても考えるべきであろう。</p> <p>後者であるのならば、<u>6号支障を膨らませることと本規定を残すことのプラスマイナスについて今一度考えるべきではないか。</u>（藤原氏）</p> <p>・賛成である。 非公開特約付任意提供情報の規定の削除—<u>正当な利益（5条2号イ）で判断できないような「合理的」な条件（同号ロ）は、5条6号の支障の解釈で可能ではないか—5条2号ロを理由とする不開示判断は少ないし、公にしたことを条件として既に法人等から行政機関等へ提供済みの情報については5条6号の適用が可能ではないか。</u>（三宅氏）</p>
<p>3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開</p>	<p>・賛成である。</p>

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
<p>法第5条第3号・第4号関係)</p> <p>公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件について、それらの「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それらの「おそれがある情報」と改める。</p>	<p>行政機関の長の判断を、他の号の規定に比べて特別に優先するこれらの規定は、かたや外交官僚が誤ったエリート意識から国民の政治参加を拒み、もう一方は文民統制をないがしろにし、また取り締まり当局が暴走する可能性を助長するものであって、情報公開法になじまない。個別の情報に応じて、たんに「おそれのある情報」の規定によって開示・不開示を判断すれば足りるのであって、なんの不足もない。（中島氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な検討が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> 外交、防衛上等の利益の確保については、<u>高度の政治的責任により果たされる面があるのは否めない</u>。これらにかかる情報の公開については、アメリカ、オーストラリア等の国においても、情報公開法上一定の留保がなされており、わが国においても議院証言法における内閣声明制度等との整合性も考慮する必要がある。 3号、4号の問題としては、規定の存在そのものというよりは、外務省、防衛省、警察庁等が保有する広範な情報について適用される可能性があることなので、<u>適用範囲を事項的に限定する改正が考えられる</u>。 なお、外交情報については、公文書管理法とも関連するが、その歴史的意義にかんがみ、一定期間経過後の原則開示のシステムを確立することが重要である。また、3号、4号の改正は、民訴法223条の改正問題にも関係する。（松村氏） ・現行法の要件の厳格化との比較をした上で、結論を出すという途もあるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> イン・カメラ審理が司法審査の場面でも導入されるのであれば、「おそれがある情報」と改めても実際上の支障は生じないという考え方も採りうる。しかし、裁量の核となる部分、高度に政策的な判断が必要となる部分については行政の判断（あるいは政治主導）の特殊性から、司法審査についての考慮をする必要はないか、という問題はなお残るように思われる。また、現行法の下で具体的にどのようなケースが問題なのかという検証も必要のように思われる（ぎりぎり必要、残るものは何か）。念のため、現行法の要件の厳格化との比較をした上で、結論を出すという途もあるのではないか。 i) 今回の「方向性」でインカメラ審理の導入と並んで、理論的にはもっとも難しい論点であると考えている。<u>現行法の3号、4号は、秘密保護法がないわが国を前提とする不開示情報の類型化、諸外国との比較における司法審査の抑制（裁量統制の問題）の観点等も考慮の上、種々の意見を最大公約的にまとめたものである</u>といつてよい。 ii) 施行後の運用の中では、確かに、6号の主張で済む（あるいは6号の不開示事由しかない）ところを、3号、4号を主張する場合、あるいは、（これは当然と言えば当然のことであるが）司法審査との関係で文言が影響していると思われる場合はある。 iii) 「おそれがある情報」と改めた場合でも、審査会での審理には大きな影響はないと思う（現在でも「おそれ審査」を行っている）が、裁判所の審査（「相当性審査」に限定するものが多い）との関係では影響は大きいと考える。<u>司法審査の場でも、裁判例の蓄積により、「おそれがある情報」という文言の下でも、裁量を認めるべき領域が徐々に形成されて行くではあろうが、裁量論との関係で言えば、高度に政策的な判断が必要となる部分については行政の判断（あるいは政治主導）の特殊性から、司法審査についての考慮をする必要はないか、という問題はなお残るように思われる</u>。現に、アメリカ、カナダではそのような考慮がなされている。「方向性」は、行政機関の長すなわち大臣等の判断は形式で実体は異なっている現状を問題にしているものとも思われるが、大臣等の判断を留保すべき場合はないのかという問題でもある。 iv) 「方向性」については、<u>インカメラ審理の導入により「おそれがある情報」と改めても問題は生じないという考え方と、インカメラ審理の導入により裁判所による審査密度は深まるということを前提にすれば、現行法の要件をもっと絞る（厳格にする）ことで足りるという考え方とがありうる</u>と思われる。 v) 後者については、例えば、「(明らかな) おそれがあると行政機関の長が「認めるに足りる十分な理由」がある情報」という

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p><u>ような修正から、事項を3号の本来の政策的判断に限る、定性的に考えるのではなく事項的に考えるなどまで、要件の絞り方（方法も含めて）の選択肢は多いと考える。（藤原氏）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関の長の第一次的な判断があるとしても、裁判所が上記「おそれ」（高度の蓋然性）を直接に判断することができる規定とすべきである。 情報公開・個人情報保護審査会の答申から判断すると、インカメラ審理として現実には、「国の安全が害されるおそれ」や「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」を検討しているように伺える。他方、裁判所は、<u>現行法5条3号が「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という規定であるために、行政機関の長の第一次的な判断が合理性を持つか（「相当の理由」があるか）の審理、判断にとどまるため、不開示の範囲を広げる傾向にあり、ほとんど機能していない。行政機関の長の第一次的な判断があるとしても（この部分で適用範囲を事項的に限定したり、行政の判断の特殊性を考慮することはできる）、裁判所が上記「おそれ」（高度の蓋然性）を直接に判断することができる規定とすべきではないか。</u> <ul style="list-style-type: none"> 「国の安全を害するおそれ」や「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」という要件が、元々、抽象的かつ規範的で、行政機関側の諸事情を広く包含するものであるから、<u>審査会の従前の答申例の積み重ねをふまえると、審査会や裁判所で「おそれ」を直接に判断するとしても、その運用が劇的に変更されて行政上の支障が生ずるとは考えられない。</u> 実際に、イラク空輸記録など、審査会において「行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある」と判断されたものの防衛省において全部開示された例や、日韓条約交渉記録など、「行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある」が争点となった事例で、<u>国側が具体的な主張立証のないまま審査会が開示を妥当としたものについて、外務省が別の開示請求に対して一部開示した例などがあり、結局は、その「おそれ」の判断で足りるのではないか。</u> 「刑事訴訟に関する記録」は刑事確定訴訟記録法の適用を受け、広く情報公開法の適用除外であるから、「犯罪捜査等に支障を及ぼし得る捜査手法等」はそもそも開示の対象外となっているし、刑事訴訟に関連しない「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」については、行政機関の長の第一次的な判断をふまえつつも、審査会や裁判所で、その「おそれ」を判断すれば、足りるのではないか。（三宅氏） 改善を検討すべきである。 3号4号については、行政機関側の安易な主張が見られ、改善を検討すべきである（藤原委員とは審査会の部会が異なるため、認識が異なるのであろう）。（橋本氏）
<p>4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係）</p> <p>国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 賛成である。 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報」とは、<u>表現としてきわめて曖昧な規定であり。政府・行政の恣意的な解釈が生じ、事なかれ主義に傾きがちな行政側の誤った判断を招く可能性が高い。</u>したがって、その削除は当然である。（中島氏） 賛成である。 「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」という観点からは、削除するのが適当である。 <u>当該条項は、国民の側の混乱を理由とするもので、「不当に」という縛りをかけた5号の中でも、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」の観点からは、意思決定は、情報の開示を受けた国民の側が行うべきことから、由らしむ</u>

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>べしを連想させるこの条項は不要ではないかと考える。</p> <p>実際に、審査会でもこの条項の適用が認容された例はごく少ない。また、5号については、6号柱書で処理される事案が多い（これを筆者は5号的6号と呼んでいる）のは、この文言を適用することに対する躊躇いを示しているものと思われる。</p> <p>文言が削除された場合の受け皿としては、6号支障（あるいは5号の他の要件）でカバーできると考える。（藤原氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> 賛成である。 <p>「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削除しても、各府省が懸念するような事例は、5条6号の「行政運営上の支障」を時限的に適用することで足りるのではないかと。（三宅氏）</p>
<p>5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係）</p> <p>開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 賛成である。 <p>原則公開からは、不開示部分を恣意的に広げさせないために、こうした厳格な規定を設ける必要があり、この考えに賛成である。（中島氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> 賛成である。 <p>部分開示は実務的にもっとも難しい問題の1つではあるが、<u>少なくとも、最高裁の示した「情報単位論」（独立一体説）は、これまで自治体の実務で積み上げられてきた努力を無にしかねないものであり、それが情報公開法にも及んでいる現状は好ましいとは言えない。個人情報に係る情報公開法の立法趣旨からこのような解釈が導かれるというのであれば、部分開示に係る条文の変更とともに改めて立法の趣旨を明確にしておくべきである</u>と考える。</p> <p>i) 「方向性」の案文は、筆者の理解によれば、最高裁の情報単位論を封じようという意図に出たものではないかと推測される。情報単位論とはいうまでもなく、開示請求対象文書の中に、不開示情報に該当する「独立した一体的な情報」があれば、このような独立した一体的な情報をさらに細分化し、部分開示をすることは義務付けられていない、とする考え方である。「独立した一体的な情報」という大きな集合の中にある、小さな「情報」は開示しなくともよい、という論法である（平成13年判決の事案では、交際費文書に係る。「相手方氏名」「日時」「金額」「摘要」が一体であるとされた）。そして、行政機関情報公開法の場合には、6条2項で個人情報について特に部分開示の規定が置かれているから部分開示が義務付けられるが、2項以下の場合にはそうでないという主張が生ずることとなる。</p> <p>ii) この考え方については、学説の批判にもかかわらず、2項以下の不開示事由について、多くの下級審の裁判例が採用するに至っている。この間、最高裁平成19・4・17判時1971号109頁が従来とは異なるという印象を与える判断を示しているが、最高裁が「情報単位論」を否定しているとは速断できないし、これ以降の下級審の判例も「情報単位論」は改められていないとするもの、情報単位論を採用しつつも、独立した一体的な情報の範囲のとらえ方において、実質的な部分開示を行なうものなどがあるのが現状である。</p> <p>iii) 審査会は、審査会答申平成14・7・7（原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部開示決定に関する件[平成13年諮問第142号]）において、情報単位論を採らないことを明言している。また、自治体の情報公開の実務も以前と同じく、できる限りの部分開示を行っている。ただ、訴訟レベルにおいては、なお、国側の主張には情報単位論を拠り所とするものが多い。</p> <p>iv) 「方向性」で「情報単位論」が否定できるかどうか、結局は、部分開示の実際の負担等を総合考慮した裁判所の判断になると思われる。ただし書の有意性の文言が削除されたとしても、「困難」の解釈を利用することも考えられる。したがって、「方向</p>

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>性」に示された条文で単位論を完全に否定することは難しいと考える。そこで、本検討会としては、情報単位論が出てきた所以が、法6条2項が確認規定であることを否定した解釈であり、また、文書と情報をわけ、独立した一体的情報という考え方を導入した点にある以上、<u>立法者意思として、6条の改正が「情報単位論」を否定する趣旨であること、6条2項が確認規定であること（場合によっては、2項にその旨が分かる趣旨を挿入することも考えられる）を、検討会の意思として議事録に残す等の工夫をすることが有効なのではないか</u>と思われる。（藤原氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分開示が有効に機能するかどうかは、情報公開制度上きわめて重要であるので、判例、実務の現状を確認の上、必要な措置を講じるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ①「容易」を「困難」に変更することについては、その必要性があるかを事例等で確認したい。 ②このほか部分開示規定に関しては、「有意」の基準をどう考えるか、個人・企業等情報の識別部分の開示とそれ以外の部分の開示とどちらを優先させるべきかなどの問題があるが、これらの問題を条文上明確に解決することは困難と思われる。法律の趣旨にのっとりの確な部分開示を実施することを義務付ける旨の改正を行うことが考えられる。 ③いわゆる情報の独立一体説に関しては、個人情報に関する限り解決している。しかし、<u>判例上個人情報以外の不開示情報について部分開示が制約されるおそれがあるのであれば、何らかの法改正が考えられる。</u>（松村氏） ・独立一体説を6条1項及び2項の解釈から排除するためには、まず6条1項ただし書を削除することが必須ではないか。 最高裁判所が情報公開法の立法者意思を誤解して判示した、独立一体説（知事交際費文書の「相手方氏名」「日時」「金額」「摘要」を一体として扱い、それ以上細かい部分開示義務がないと判示した。その後、この種の判断が国側の主張や下級審判決で多く見受けられ、原則公開を貫くための部分開示規定を骨抜きにしている）を6条1項及び2項の解釈から排除するためには、まず6条1項ただし書を削除することが必須ではないか。 <u>6条2項個人識別情報の部分開示規定が、他の不開示情報にも適用される6条1項の部分開示規定の確認規定であることを、条文上明記することはできないか。</u>例えば、6条2項の冒頭に「前項の適用において…」と付加するなど。（三宅氏） ・「情報単位論」を克服することを立法者意思として明確に示すべきである。 <u>部分開示について、かつて最高裁判例が条例事案で示した「情報単位論」を克服することを立法者意思として明確に示すべきである。</u>（橋本氏）
<p>第3 開示請求から実施までの手続に関する改正 迅速かつ安価な開示手続が実現できるようにするため、手続面での改正をすべきではないか。また、不開示や部分開示となった場合にも、その理由がより明確になるような改正をすべきではないか。具体的には以下のとおり。</p> <p>1 不開示決定の通知内容（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成である。 現行でも決定通知には上記の事項を書き込む欄があって、書き漏らしはふつうはないが、ここで注意すべきは、<u>不開示の理由欄に第5条の例外規定の文言を多少順序を変えただけのトートロジー（同語反復）がしばしば目立つこと</u>である。たとえば、例外規定の文言をまず振ったあと、「…のおそれがある情報が記載されて（含まれて）いるため」と続けるたぐいである。事例は数え切れない。（中島氏） ・賛成である。 条文上、必要とされる理由付記の程度について例示することにより、行政手続法8条1項以上に具体的な理由付記が求められることを明確にする必要がある。内閣府審査会において、諮問庁からの不存在を理由とする不開示決定に関する理由説明書を不

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
<p>行政機関の長・独立行政法人等は、不開示決定をするときは、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的理由を書面により示さなくてはならないものとする。</p>	<p>服申立人に送付したところ不服申立てが取り下げられた事例、諮問後不開示決定の理由が不開示情報該当から不存在に変更された事例があった。<u>具体的な理由付記を義務付けることにより、行政機関による慎重な判断を実現するとともに不必要な争訟を避けることが期待され、国民、行政機関双方の利益となる。</u>（松村氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上乘せの程度を、検討会の議論の中ではっきり示すことが望ましいのではないか。 「方向性」は、行政手続法8条の存在にもかかわらず、理由付記が十分ではないとの問題意識に出たものであることはわかるが、上乘せの程度を、検討会の議論の中ではっきり示すことが望ましいのではないか。 方向性は、行政手続法8条が存在する以上、申請処分に対する理由付記は当然なされるものの、これが十分に機能していない、あるいは、手続法施行後、かなりの年月が経過しているのに、未だ理由付記の重要性が浸透していない、という問題意識に基づくものと思われる。その意味で、改めて情報公開法の中に書き込むこと自体はマイナスではないと思われるが、<u>行政手続法8条の下で（あるいは近時の情報公開法制の運用の中で）展開してきた判例法理と同じ程度の要求であるのか、それ以上のものなのかを具体的にすべきではないか。</u> 162回国会提出の民主党案（以下、「民主党案」と略す）によれば、法律の条項と「当該条項に該当すると判断した理由」を書面で示すこととされているが、<u>例えば、文書不存在の場合の理由であれば、当該行政文書が未作成又は未取得なのか、いったん存在したが廃棄されたのか、物理的には存在するが法の「行政文書」に該当しないものなのか（解釈上の不存在）まで、つまり主張立証の場合の具体的事実の記載を要求するのか、一定のイメージを明らかにすることが、今後の運用のために望ましいのではないか。不開示事由の場合、存否応答拒否の場合かどうか等についても同様である。</u>（藤原氏） ・ 不開示情報該当の理由付記は、理由付記制度の趣旨をふまえた具体的なものであることを要する。 <u>不開示情報該当の理由付記は、「非開示理由の有無について実施機関の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨」を満たしているか否かを、情報公開法制の特性をふまえて具体的に述べるものであることを要する。</u>不存在については、そもそも入手していないか、いつ廃棄したか。5条各号については、単に条文を文言で表現したものにとどまらず個別具体的な理由を述べることなど。（三宅氏）
<p>2 内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法関係《新設》）</p> <p>(1) 行政機関の長が、開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは、内閣総理大臣に対し、その旨を報告するものとする。</p> <p>(2) 内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、行政機関の長に対して不開示決定の取消その他の必要な措置をとるよう求めることができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定や仕組みを慎重に考える必要がある。 埼玉県が情報公開条例を実施した初期に全体のチェック役として三役クラスのオンブズマンを置いていた。これに似た仕組みだと思われる。救済機関の審査会があっても、その答申と行政の再決定までには相当な期間を要している現状では、最初の決定の前や直後に政府内でチェックする仕組みがぜひほしいところである。 ただ、<u>提案では「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは」を想定しているが、これに限って</u>は簡単に抜け道をつくられることになる。かんじんな情報を除いて、あとはすべて開示するという部分開示の例は多いからであり、この新設条項によってそうしたケースが増えるであろう。どういう情報が不開示とされたかの見分け、線引きの基準をどうするかはなかなかむずかしい。 後段の(2)政府・内閣の主導、責任の取り方として、画期的であるが、<u>不開示決定にお墨付きを与えるという側面もある。</u>両刃の剣であることに留意して規定や仕組みを考える必要がある。（中島氏） ・ むしろ各行政機関において、高位者による責任のある判断を実現することが肝要である。

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>不開示決定についての内閣総理大臣への報告と措置要求の仕組みは、有効に機能しないおそれ、争訟手続との錯綜を招くおそれがある。むしろ各行政機関において、高位者による責任のある判断を実現することが肝要である。</p> <p>行政機関の実務では、開示不開示の決定は、局長等が専決していることが多いと思われる（あるいは権限委任により出先機関の長等が決定）。このことをすべて否定するものではないが、<u>少なくとも不開示、部分開示とするものであって、新たな内容を含む事案については、大臣あるいは副大臣等の判断を経るものとする</u>ことによって、<u>公益裁量開示の実施を含め、より情報公開法の趣旨に沿った運用が確保できるもの</u>と考える。（松村氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> 7条の公益開示との関係の整理、適用事例（案件）の絞り込みをする必要があるのではないか。 前回の事務局からの説明では、内閣総理大臣のところ一旦受けて、7条（公益開示）や8条（存否応答拒否）の場合の適用を考えているとのことであったが、7条の公益開示（民主党案では現行のままである）を削除するという趣旨なのか。また、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会の不服申立て審査との関係をどう整理するのか。 また、<u>施行状況調査によれば、全部不開示決定件数は、平成20年度で2、511件となっているが、いかに選択するのか、絞り込みをどうするのかなどの点が気になる</u>ところである。処理を行政官がやるということであれば、屋上屋を架す制度とならないか。なお、ここでの決定は裁決決定なのか、原処分のことなのか一応確認しておきたいところである。原処分であれば、出先機関での不開示決定もあり、開示決定等の期限との関係から、さらに膨大な量になると思われる。（藤原氏） 当該制度の導入と併せて、公益上の裁量開示を実効性のあるものとするべきである。 <u>決定済みの原処分を対象とするべきである。これとあわせ、7条を「公益上（「特に」を削除）必要があると認めるときは、…当該行政文書を開示するものとする（「開示することができる」から変更）」と規定することを通して、実体的にもより実効性のあるものとするべきである。</u>（三宅氏） 現在の公益裁量開示を一段階進化させる法的仕組みとして具体化すべきである。 従前の議論になかった新しい法的仕組みの工夫として、高く評価できる。<u>公益裁量開示が全く機能しない一方、政府全体の判断として、従前は不開示であった情報を国民に開くことが期待される局面は増えている。内閣府の行政組織法的な位置付けを踏まえても、内閣府の長たる内閣総理大臣が、情報公開事案につき措置要求する制度は、現在の公益裁量開示を一段階進化させる法的仕組みとして具体化すべきである。</u> 公益裁量開示は、政府全体として行政の透明化向上、隠蔽から透明化へというベクトルへとつながらない。<u>内閣府に行政情報の流通全体を見渡す機能を有する機関が設置され、内閣府の長として内閣総理大臣が措置要求できる仕組みにするという制度設計は、非常に魅力的な提案である。</u>（橋本氏）
<p>3 開示決定等の期限（行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係）</p> <p>開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならぬものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 賛成である。 14日以内という提案は大英断だ。<u>国民が多く情報を共有する時代にあつて、政府も仕事の即応力が求められている。日常の仕事のスピードアップにもつながるだろう。慣れてしまえば、それが当たり前となる。</u>（中島氏） 実際に運用するのは難しいのではないかと。 簡単で分量も少なく、請求自体も多くない対象機関（窓口）であればともかく、多くの場合には短すぎるのではないかと。開示

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>請求の日から14日（あるいは15日）という期間は、わが国の情報公開をリードした神奈川県等の自治体で、FOIA（情報自由法）の規定（「土日祝日を除き10日以内」）を採用したことに始まる。しかし、以下の点を踏まえた立法とすべきではないか。</p> <p>第1に、自治体と国とでは、何よりも扱う件数が違う。また、3号、4号も自治体にはない（この点は、影響があるのかどうかの検証が必要。ない場合もあり得る。ただ、開示決定に時間がかかっているのは、外務省と防衛省が多いという事実は数字として存在する。）。</p> <p>第2に、決裁に要する期間を考えれば実質的には7日～10日程度で開示決定をしなければならないことになるが、個人情報、法人情報等をはじめとする不開示事由、あるいは3号・4号の判断を考えれば、「とりあえず不開示」として、審査会（場合によっては諮問庁）に判断を投げるという事態は容易に想像されるのではないか。原処分の質が今よりさらに下がり、審査会・裁判所の負担が増えるのではないか。</p> <p>第3に、アメリカでは、当初、「土日祝日を除き10日以内」であったが、期限内決定が困難な場合が多かったため、1996年に法律を改正し、現在「土日祝日を除き20日以内」となっている。</p> <p>以上から、14日以内はいかにも窮屈であると考え。（藤原氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日を除く方法も検討してよいのではないか。 「土日祝日を除き〇〇日以内」ということで期限を短縮することも考えてよいのではないか。（三宅氏）
<p>4 開示決定等の期限の特例（行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係）</p> <p>開示決定等の期限の特例を適用する場合において、行政機関の長・独立行政法人等は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等をしなければならないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成である。（中島氏） ・60日で区切るという政策はあり得ると考えるが、その場合は、大量請求の処理とセットで考える必要がある。 大量請求には様々な類型があり、請求の性質上大量請求にならざるを得ないというものから、権利濫用的な請求まであり一概にマイナスの評価をすべきではないことは当然であるが（この点は地方自治体の実務で長年議論されているところである）、類型化はともかく<u>現実には大量請求が存在する以上、この問題を避けて60日という期間を設定することは現実的でないであろう。</u>確かに、現行法が権利は残るが、開示の期限を切っていない（理性的に行政と当事者の間で解決が見つかる場合があることを期待している）のは、請求者の側からすれば問題であるが、民主党案の44日+60日というのは相当にきついと思われる。（藤原氏） ・体制強化のうえで、「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」との条文を限定的に解釈する運用に変更すべきである。 その上で、60日が短いかな否かを判断して決める必要もある。 「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」との条文（11条）について、『詳解情報公開法』（総務省行政管理局編）で「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、<u>行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される</u>」（108頁）と解したため、この条項が、やや濫用的にも利用されたところに問題がある。 「行政機関の事務体制」についていえば、公務員制度改革にも関連するが、<u>いわゆる天下りをすることなく各府省内に配置される公務員が、公文書管理法施行とともに、現用文書と非現用文書等の管理に従事しつつ、時として情報開示請求があるときは、大量請求にも対応するような、事務体制を確立することが望ましく、その他、情報公開請求に対応する体制は、公務員制度改革の一環としても対応可能ではないか。</u>これら体制強化のうえで、「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」との条文を限定的に解釈する運用に変更すべきである。その上で、60日が短いかな否かを判断して決める必要もあるのではないか。（三宅氏）

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
<p>5 みなし規定（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）</p> <p>開示請求者は、行政機関の長・独立行政法人等が法定の期間内に開示決定等をしないときは、行政機関の長・独立行政法人等が当該行政文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会への諮問や審議が滞らない手立てを講じるべきである。 よい提案ではあるが、その結果、不服・異議申し立てが山積して、審査会への諮問や審議が滞っては元も子もない。そうしたことが起こらないようにする手立てをきちんと講じなければならない。（中島氏） ・みなし拒否による不服申し立てが大量に出現するのではないか。 みなし拒否が、処理の迅速化に繋がるものであることは理解できるが、おそらく、みなし拒否による不服申し立てが大量に出現するであろう。 みなし拒否は、情報公開条例の初期からあるアイデアで、現にこれを採用している自治体もないではない。処理の迅速化に資する手法である。しかし、60日でみなし拒否となると、対象機関・対象法人内で専門的な審査組織を設けて（独立行政法人、国立大学法人にみられる）慎重かつ権利救済にも資するような決定を行うべく努めている場合に、そのような試みができなくなってしまう。また、既に述べた大量請求の問題はここでも妥当する。 <u>専門的な組織を設けていることに対する特典を与える等の政策、また、60日という期間をもう少し延ばすという配慮が必要である</u>と考える。 なお、<u>逆に、行政機関側への制裁（あるいは請求者への配慮）として、所定の期限を越えたものについては手数料の徴収の禁止（わが国であれば返還等か）の措置を考える立法例もある。</u> なお、関連する裁判例としては、「法10条が『事務処理上の困難その他正当な理由があるときは』延長することができる」と規定し、11条が『事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には』相当の期間内に開示決定等をすれば足りると規定することによって、開示請求の処理のみならず、他の行政事務の遂行にも配慮している趣旨からすれば、遅延期間の長短のみならず、開示請求のなされた文書の量、性質、担当する人員数、他の行政事務等の行政側の事情も考慮しなければならないと解するのが相当である」とするものがある。（藤原氏） ・上記3、4等との関連で期限を設けたうえで、みなし規定を設けるべきである。 <u>上記3、4等との関連で期限を設けたうえで、みなし規定を設けるべきではないか</u> — 従前、開示請求者が10条、11条の運用によって、開示決定まで1年を超えて決定がなされなかった例もみられた。（三宅氏） ・具体的な制度設計について、詰めた議論をすべきである。 現状改善という点で非常に魅力的な提案であり、具体的な制度設計について、詰めた議論をすべきである。<u>みなし拒否処分の安易な乱発を防ぐ一方、行政機関による遅延防止という大臣提案の意図を生かす制度的工夫をすべきである。一定の期間経過後、開示請求者に対して事務進捗状況を通知し、その時点でみなし不開示の選択を可とすることも考えられる。</u>（橋本氏）
<p>6 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）</p> <p>開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成である。 手数料は一日も早く廃止すべきである。<u>開示の手数料については、公益目的の請求なら減額・免除する米国のやり方をこの際、参考にしたらどうか。</u> 情報公開制度は米国でも請求の目的や動機を問わないが、公益目的の減免を申請するときだけ、公益目的の説明を請求書面に

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
<p>の実施に係る手数料を引き下げる。</p>	<p>書き加え、証明となりそうな手短な資料があれば添える。日本の情報公開法の法制化の前に私が FOIA を使って様々な分野で請求したときは、「私は日本の新聞記者である。米政府がどれだけ開かれているかを伝えることで、法制化に近い日本の情報公開法がいいものになるよう役立てたい」とそんな趣旨の一文を書き添えた。開示文書は何度も航空便の小包みで届き、何本かの記事になったが、米政府のどの機関からも開示手数料も送料も一切請求がなかった。私の減免申請の説明に問い合わせもなかった。</p> <p>悪い面も含め、米政府の仕事ぶりを政府に代わって多くの人びとに伝えてくれるのなら、開示の費用はとらない、という発想だと、米国での取材で説明を受けた。（中島氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業的利用の問題をどう考えるか、繰り返し請求をどう考えるか、無料・何人・動機を問わずという制度が責任ある民主主義の発展に相応しいか、等の問題について検討してもよいのではないか。 <p>「方向性」が利用者の側から考えているということは十分理解しているつもりであるが、この際、<u>商業的利用の問題をどう考えるか、繰り返し請求をどう考えるか、無料・何人・動機を問わずという制度が責任ある民主主義の発展に相応しいか、等の問題について考えておいてもよいのではないか。</u></p> <p>この問題も現行法の立案の時から激しい議論の対立のあった論点である。民主主義のコスト論と呼ぶべきもので、無料であるべきという考え方もあり、責任ある民主主義は無料を求めるものではないという考え方もある。</p> <p><u>一部自治体では、商業利用に対する開示コスト等の負担から有料化に戻っている。商業利用自体は非難されるべきことではないと思われるが、商業利用で大量に請求するのであれば対価を徴収することを考えるという意見が出るのも不思議ではない。</u></p> <p>また、現在の300円というコストが開示請求の障壁になっているかどうかとも考える必要がある。</p> <p>周知のように、アメリカでは請求者類型（商業利用、アカデミック利用、報道機関の代表による非商業的利用等）の費用負担であるが、ファイルの教え方、経済的減免、公益減免等による工夫とともに、今一度、アメリカ型の制度の採用の是非を考えてみてよいのではないか。（藤原氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求手数料は原則廃止すべきであるが、営業目的による開示請求については、手数料を徴収することができる旨の規定を設けてはどうか。また、濫用的大量請求に対する方策を検討すべきではないか。 <p>開示請求手数料は原則廃止すべきである。現行法の運用は、内容として開示請求すれば1件300円のはずであるのに、ファイルごとに請求件数を教えて開示請求の障害となっているケースがしばしばみられる。但し、<u>営業目的による開示請求については、手数料を徴収することができる旨の規定を設け、その詳細を政令で定めることとしてはどうか。</u></p> <p>公文書管理法の施行とともに<u>電子文書による保管を原則とし、開示の実施に係る手数料も引き下げるべきである。</u>— 現行では紙媒体の原本文書を電子機器で読み取る作業料としてコピー代と同額を請求する例が多くみられ、韓国等と比べても、およそ電子政府足りていない。</p> <p>稀ではあるが、<u>地方公共団体でみられる、濫用的な大量請求に対する方策は考えておく必要があるのではないか。</u>（三宅）</p>
<p>第4 審査会への諮問等に関する改正（行政機関情報公開法第18条、独立行政法人等情報公開法第18条関係）</p> <p>開示決定等について不服申立てがあった場合における情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問は、当該不服申立てのあ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成である。 <p>不開示決定の詳細な理由説明は諮問後にもできる。<u>諮問が一日も早くされないと、審査会も申立人もまったく動けず、月日がいたずらに過ぎていくばかりだ。不開示決定がのちに間違っていたというとき、請求者が被る、取り返しのつかない不利益の大きさを霞が関の人びとは思い巡らせてほしい。</u>（中島氏）</p>

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
<p>った日から14日以内にしなければならないものとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会に「遅滞なく」又は「速やかに」諮問することを義務付けることが適当である。 開示不開示の決定時において慎重な判断を行ってれば、<u>通常は14日以内には諮問できるものと考えられる</u>。しかし、<u>出先機関における決定について上級庁が再審査のうえ諮問する場合、開示決定に対する不服申立てである場合等には、14日を超えた相当の期間を要することも考えられる</u>。（松村氏） ・問題意識は正当であるが、一律に14日とできるかどうかは慎重に判断する必要がある。 諮問期間を短縮すべきという問題意識は正当なものであると思う。しかし、一律に14日とできるかどうかは慎重に判断する必要があると思う。 まず、前提は、最初の開示決定がしっかりしていないと諮問の段階で時間を要するということである。迅速な諮問が望ましいのは言うまでもないところであるが、<u>審査庁で十分な事案の精査がなされないまま、14日で自動的に諮問、「とりあえず諮問」する事案は増加する可能性がある</u>。特に、<u>出先機関と上級庁の関係で生じうる。14日で諮問させて、後は審査会でやるのがいいのか、審査会での論点整理や資料分析の時間を考慮するのかの問題である</u>と考える。簡易迅速が不服審査の使命である以上、迅速な諮問が望ましいことは言うまでもないが、<u>14日を原則とするのであれば、諮問についての連絡会議の申し合わせの中の一審厳しい数字（30日）を例外の目途として、それ以上にどの程度短縮できるか考えるのも1つの方策ではないか</u>。 答申から裁決・決定までの時間について、<u>施行状況によればかなり遅れているものがあるが、この期間についても注視する必要があるのではないか</u>。（藤原氏） ・賛成である。 <u>行政不服審査会の改正を待たずに、まず、情報公開法において、審査会への諮問は、不服申立てのあった日から14日以内にしなければならないものとすべきである</u> — そのうえで、原局において不開示決定処分を見直すことも可能であると考える。（三宅氏）
<p>また、審査会を裁決機関とすることについて検討してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の慎重化、長期化等が懸念される。 裁決機関となれば裁判所と似て、法的な強制力によってその責任とその意識が倍加するであろうことは容易に想像できる。そうなると、<u>審査会のような簡便・利便な手続き、審査ではすまなくなり、慎重さも倍加して、審査に一層月日を要することにならないかが心配だ</u>。 また、<u>現行でも審査会とは独立して裁判所への提訴は審査会への諮問の有無にかかわらずできるので、裁判所とは別の裁決機関が新たに必要だ</u>というには、その理由付けが求められる。 一方で、審査会の答申は、これまでに数千件に及ぶうち、省庁や独立行政法人などがこれに一部でも反して従わなかったケースはわずか数件しかなく、答申は裁判所の一審判決に似た重みをもっていることを併せ考える必要がある。（中島氏） ・審査会を裁決機関とすることは、迅速かつ実効性のある救済の妨げとなるおそれが強いので、むしろ諮問機関のままでその地位、権限等を強化することが適当である。 <u>答申の申立人への送付、公表制度があり、答申に従わなければ裁判を起さされる可能性もあるので、答申は事実上拘束力を持っており、裁決機関とする必要性に乏しい</u>。裁決機関となれば、一回的判断のみで、行政機関が争う機会がなくなる。外交、防衛情報等も含めて広範な行政分野に係る行政文書の開示について最終決定を行うことになれば、却って消極的な答申に陥るおそ

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>れがある。審査会は有識者による諮問機関として、行政運営の実態を基礎としつつもそれにとどまることなく多少の困難は乗り越えてより公開性の高い行政運営を目指した答申を出し、諮問庁においては答申を尊重しつつ最終的な開示不開示の判断をする仕組みは、これまでも有効であったし、これからも期待されることである。</p> <p>一方で、<u>審査会制度がより有効に機能するために、次のような法改正が必要と考えられる。</u></p> <p>○審査会の審議をより有効なものとし、また審議結果を活かす観点から、<u>審査会に建議の権限、実地調査権を付与する。</u></p> <p>○審査会及びその会長の業務の重要性にかんがみ、<u>審査会会長は、委員の互選ではなく内閣総理大臣が任命するものとする</u>(国家公務員倫理法14条参照)。(松村氏)</p> <p>・諮問機関を維持しつつ、答申に従わない事例への対処方法を検討してもよいのではないか。</p> <p>裁決機関とすることについては、審査会の10年近い蓄積もあり裁決機関で機能しないとは思わないが、最終の責任との関係の観点からは諮問機関を維持することでよいと思われる。ただし、ほぼすべての答申が尊重されているとはいうものの、やはり答申に従わない事例は事実として存在するので、何らかの対処方法を考えてもよいのではないか。</p> <p>裁決機関とすることについては、現行法の制定過程では、「不服審査会の性格については、裁決機関とするとの考え方もあり得るところである。しかし、裁決機関とすると、一般に手続が厳格になり、簡易迅速な救済の実現が困難となるおそれがあり、また、当該機関がすべての行政分野にわたる不服申立てについて最終的な行政上の責任を負う判断を行うことは実際上極めて困難である反面、当該行政機関に最終的な判断権限を残しつつ、不服審査会が第三者的立場から意見を述べることに積極的な意義が認められることなどから、諮問機関とすることとした。」とされている。</p> <p><u>審査会答申に事実上の拘束力があることを前提として10年近く運営されていることを考えれば、裁決機関になるとかえって萎縮してしまうという、いわゆる萎縮論・消極論が妥当するかどうかにについてはやや疑問がある。</u>また、いまま手続は十分厳格に行っていると思う。また、<u>裁決機関は、むしろ分担管理を超える利点もあると考えることもできるように思われる。</u></p> <p>ただ、簡易迅速な救済を阻害するのは手続上の種々の問題であるものの、<u>裁決機関と諮問機関とで迅速性に一定の差を生じること</u>はあると思う。そして、<u>最終責任を誰か負うかという観点で考えてみると、裁決機関の長が負うのがよいのか行政機関の長が負うのがよいのかという問題は重い</u>と思う(ほぼ100%従うのであれば責任はあるという見方もできるが)。この最終責任論と、将来的な審査会の役割をどうするかの問題が残るので、現段階では諮問機関の維持を支持する。</p> <p>将来的な役割の整理というのは、審査会を行政不服審査法のいう行政不服審査会にするという方向をとるのか、あるいは、行政裁判所のあるヨーロッパ諸国のように、情報公開と個人情報保護を併せて独立した第三者機関とするのか(ただし、不服審査は扱っていないことが多い)などの問題である。</p> <p>なお、<u>ごく少数であっても答申に従わない例については、何らかの方策を考えることが望ましいと思われる。</u>また、<u>審査会に情報公開・個人情報保護に関する建議機能を与えることは制度の発展にとって有益である</u>と思料する。(藤原氏)</p> <p>・審査会に建議の権限や実地調査権を付与すべきである。</p> <p>そもそも地方公共団体において、情報公開条例では裁決機関を設けることができないのではないかということから、情報公開審査会は諮問機関とする制度が確立し、国の審査会も諮問機関とされたが、<u>行政不服審査制度のあり方を考えるうえで、審査会を裁決機関とすることは十分に検討されてよい</u>と考える。</p> <p>審査会の審議をより有効なものとし、また審議結果を活かす観点から、<u>審査会に建議の権限や実地調査権を付与することは、今回の情報公開法改正において、実現されるべきである。</u>(三宅氏)</p>

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会に建議機能を設けることに賛成である。（橋本氏）
<p>第5 情報公開訴訟に関する改正</p> <p>訴訟による事後救済を確実にを行うため、いわゆる「ヴォーン・インデックス」の作成・提出に関する手続（下記2）を創設するとともに、いわゆる「インカメラ審理」（下記3）を導入してはどうか。また、原告の訴訟にかかる負担に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにしてはどうか。具体的には以下のとおり。</p> <p>1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）</p> <p>開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決・決定に係る抗告訴訟（以下「情報公開訴訟」という。）は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛成である。 現行の規定では情報公開訴訟は全国8個所の高等裁判所の所在地にある地方裁判所にしか提起することができない。<u>ことに高裁のない本州の日本海側と沖縄県、広大な北海道の人びとの不便さや時間・費用の負担は計り知れない。これは憲法14条（法の下での平等）に反しているのではないか。</u>（中島氏） ・ 賛成である。 行政事件訴訟法の改正を待たずに、まず、<u>情報公開法の改正により、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとすべきである。</u>— 情報公開法の制定の際、行政事件訴訟法の改正を待たずに、情報公開訴訟だけは、まず、全国8カ所の高等裁判所の所在地にある地方裁判所に提起することができるように修正した先例がある。（三宅氏）
<p>2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）</p> <p>情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面の作成・提出を求めることができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛成である。 ヴォーン・インデックスの提出を裁判所が行政側に求めることができるとする規定を新設する提案には賛成である。現行法には審査会の権限を記した条文にあるが、裁判所にこの権限を与える条文を明記することの意義は大きい。併せて、審査会の権限のくだりも同様にもっと明確に表現を変えたほうがよい。 <u>米国では、情報公開訴訟で具体的な裁判の必要上生まれた知恵の産物で、今では広く定着している。</u>（中島氏） ・ 賛成である。（藤原氏。詳細は下記「3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）」の関連記載参照。） ・ 賛成である。 裁判手続上のヴォーン・インデックスの提出規定を設けるべきである。（三宅氏）
<p>3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛成である <u>インカメラ審理を導入することには賛成する。権利救済の実効性という観点からは、推認に推認を重ねる感のある現行の審理よりも、インカメラ審理を導入した方が望ましいと思われる。</u>導入の方向で実務的な問題点を検討すべきである。ヴォーン・イ

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
<p>(1) 情報公開訴訟においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、審理の状況及び当事者の訴訟遂行の状況その他の事情を考慮して、不開示事由の有無等につき、当該行政文書・法人文書の提出を受けなければ公正な判断をすることができないと認めるときは、申立てにより、決定で、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命ずることができるものとする。この場合においては、何人も、裁判所に対し、提出された行政文書・法人文書の開示を求めることができないものとする。</p> <p>(2) 裁判所は、(1)の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならないものとする。</p> <p>(3) 裁判所は、(1)の決定をしたときは、同項の行政機関の長・独立行政法人に対し、2の書面の作成・提出を求めなければならない。ただし、当該書面が既に提出されている場合は、この限りではないものとする。</p> <p>(4) (1)の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。</p>	<p><u>インデックスについては、教科書的な機能が果たせるか、インカメラの審理に伴う負担を軽減できるかについては疑問が残るが、インカメラとセットでの導入は必要である</u>と考える。</p> <p>i) 上述したように、「方向性」の中で、3号・4号と並んで、あるいはそれ以上に理論的に難しい問題である。しかし、実効的な権利救済を受けることができる（憲法32条）という観点からは、情報公開訴訟にインカメラ審理を導入することが許されるのではないか。</p> <p>ii) 現行法の制定過程の議論として、要綱案は、「しかしながら、この種の非公開審理手続については、裁判の公開の原則（憲法第82条）との関係をめぐって様々な考え方が存する上、相手方当事者に吟味・弾劾の機会を与えない証拠により裁判をする手続を認めることは、行政（民事）訴訟制度の基本にかかわるところでもある。また、情報公開条例に基づく処分取消訴訟や公務員等の守秘義務違反事件の訴訟では、この種の非公開審理手続なしに、立証上種々の工夫をすることなどが現に行われており、情報公開法の下では、不服審査会における調査の過程で得られた資料が訴訟上活用されることも期待される場所である。」とした。また、制度運営に関する検討会の報告では、「憲法上の裁判公開（特にいわゆる当事者公開）の要請及び行政（民事）訴訟における当事者平等原則との関係等について、必ずしも議論が十分熟しているとは言えない。」としている。</p> <p>iii) 現在、学説・判例は以下のような状況にある。すなわち、インカメラ審理導入についての消極説の根拠は、主に、a)憲法82条、c)民事訴訟の基本原則論である。</p> <p>このうち、憲法82条論については、これと抵触しないとする様々な学説も唱えられており、近時、最高裁の補足意見でも同種の見解が唱えられているところである。民事訴訟の原則論については、憲法論として違憲でないのであれば、立法で解決がつくのではないかとと思われる。また、憲法32条は実効的な権利救済を求めていると解することが重要であろう。</p> <p>iv) 比較法的にみても、民主主義の標準装備といわれる情報公開法をもつ国々では、インカメラ審理を導入しており、それが憲法違反であるとの主張は克服されている。</p> <p>v) ただし、インカメラ審理の結果の記録方法などの問題、ヴォーン・インデックスとの関係などはなお議論を尽くす必要があると思われる。また、審査会との連携もあらためて検討してよいのではないかとと思われる。</p> <p>vi) 最後に、ヴォーン・インデックスについては、審査会がそれほど活用していないのは事実である。これは、やはりヴォーン・インデックスよりもインカメラ審理で全体を見た方が事案の把握がかえって容易であるし、諮問庁に作成をさせることで迅速性が失われるからであると思う。（藤原氏）</p> <p>・基本的には賛成であるが、行政寄りの判決につながる危険を回避する措置等の検討を要する。</p> <p>裁判所に与えようとするこの権限、いわゆるインカメラ審理は、今日、世界的に評価される米国・情報自由法（FOIA）が1974年に抜本改正されたときの一番の目玉の新設制度だった。連邦地裁の裁判官は「インカメラはいつもやるわけではないが、審理で行政官がごまかしているようなときに、『インカメラをやるぞ』とおどすと効果がある」と説明してくれた。</p> <p>この改正案には基本的に賛成である。</p> <p>ただし、<u>裁判の公開、当事者主義から外れた審理であって、原告一人が蚊帳の外に置かれるので、行政寄りの判決につながる危険も大いにある。したがって、詳細なヴォーン・インデックスの提出の併用は厳守されなくてはならず、さらに必要な措置を講じられないか検討すべきである。</u>（中島氏）</p> <p>・賛成である。</p> <p><u>憲法82条論の制約という点は、手続的に工夫すれば理論上問題ないもの</u>と考えるので、行政事件訴訟法等の改正を待たずに、</p>

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>まずは、<u>インカメラ審理の規定を情報公開法に設けるべきである。</u></p> <p>その際、法制度上または運用上、インカメラ審理手続を実施した旨の調書の記載の仕方にも工夫をこらす必要があるのではないか。（三宅氏）</p> <p>・インカメラ審理の導入は裁判の公正に資するものであり、憲法82条の定める公開原則にも抵触しない。</p> <p>(1) 裁判の公開が求められた理由はどこにあるのか</p> <p>裁判の公開が要請される根拠は、秘密主義の下で、密室の中で行なわれた暗黒裁判、すなわち不公正で不公正な裁判の経験に求めることができる。民事裁判は、秘密主義がとられた時代においても公開は維持されたが、刑事裁判は、政治犯罪への弾圧手段として裁判が用いられたこともあって、公開が強く要請されることになり、その趣旨が憲法82条2項但書きの中に規定されることとなったのである。</p> <p>しかし、公開原則を貫徹することがかえって、当事者の権利を侵害し、また裁判の公正をゆがめることもありうる。そこで、<u>憲法82条2項本文のように、例外的に非公開をみとめる手続的要件と実体的要件を定めることになった。ここでは、裁判の公開は、裁判の公平と公正を担保する手段であるという位置づけを確認しておく必要がある。手段に固執することによって、目的を阻害するのであれば、それは、制度の趣旨に矛盾し、反することになるのである。</u></p> <p>(2) インカメラ審理はなぜ必要とされるのか</p> <p><u>インカメラ審理の必要性は、公開裁判によって訴訟当事者や承認など訴訟関係人の名誉・プライバシー・企業秘密その他の権利が侵害されるとして、これらに配慮した措置をとるべきであるとする主張などのなかで、議論されるようになった。情報公開をめぐる訴訟においても、訴訟関係者のこれらの権利が問題となるほか、法によって非公開とされる事項か否かを判断する手法として必要不可欠であるとする議論が主流となった。つまり、公開が求められた情報について、公開法廷の場でその判断をなすこと自体によって、当該情報が公開され、本来非公開とされるべき情報の秘匿性が侵されるという矛盾を解決する必要性に迫られたのである。</u></p> <p>ところが、裁判官は、公知の事実を除き、公開の法廷に提出された証拠のみによって事実認定をしなければならず、またその証拠は訴訟当事者が吟味、弾劾の機会を経たものに限られるとするのが民事裁判の基本原則であるから、仮に公開の法廷外で事実の認定をすることになれば、裁判制度の根幹をゆるがすことになりかねないのである。インカメラ審理は、対審手続を経ずに、裁判官のみが非公開の法廷（裁判官の執務室等も含む）で認定した事実を裁判の基礎に用いることを認めようとするものである。</p> <p>(3) 憲法解釈の技法としてどのようなものがあるのか。</p> <p>非公開審理の必要性と、憲法の公開原則の調整をはかる解釈技法として、以下のようなものがありうる。</p> <p>①「公の秩序」の概念を拡大解釈して公開の停止が公共の利益を促進する場合を広く認める手法</p> <p>②「公の秩序又は善良の風俗」を例示と解しその他の場合もあり得るとする手法</p> <p>③憲法32条の裁判を受ける権利の実効的保障の見地から非公開事由が導出されるとする手法</p> <p>④82条1項自体が人権規定によって制限されるとする手法</p> <p>⑤非公開事項を操作するのではなく「公開」の意味を操作する手法</p> <p><u>裁判公開という客観的な秩序保障の例外を認めるためには、裁判の公正という同じく客観的な秩序を81条1項本文にある「公の秩序」の文言に読み込み、その決定についての手続要件を直接的に非公開決定に適用できる①の手法がより望ましいのではないかと</u>思われる。つまり、国民に対する情報公開が憲法で定められた「公の秩序」そのものであるとみるのである。</p> <p>(4) 憲法82条2項但書きとの関係をどのように理解するのか。</p>

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>上記の解釈技法をもちいて、情報公開訴訟の一部を非公開にできるとしても、憲法81条2項但書きにある「憲法第3章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない」とする条項との関係を考えなければならない。</p> <p>「この憲法第3章で保障する国民の権利が問題となっている事件」の意味について、人権を制限する法律・命令違反が問題となるのは刑事事件に止まらないから民事・刑事・行政すべての事件を指すと解する考え方（人権侵害事件説）もある。しかし、並列的の列挙にあたる事項に「犯罪」とあるので、<u>刑事事件に限定して解すべきことになる</u>（諸説の概要については、渋谷秀樹『憲法』624頁以下参照）。実質的に考えても、情報の内容によっては非開示となる場合もあるという意味で、「知る権利」は、政府機関の情報に対して絶対的に優位にたつということがいえない以上、憲法82条2項但書きが想定していない問題ということになるだろう。</p> <p>結局のところ、<u>情報公開訴訟は、行政事件であるから、この但書きに規定された公開原則に抵触することはないという結論に至るのである。</u>（渋谷氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟当事者が合意し、裁判官がイニシアティブをとって合理的にインカメラ審理を行うことができるための手続を詰めた上で、法改正をすべきである。 <p>情報公開訴訟において、インカメラ審理を導入すべきである。ただし、<u>証拠調べ手続としてインカメラ審理を導入することは、民事訴訟手続（証拠法）全体に関わる問題が生じる一方、現在の審査会でのインカメラ審理との乖離も大きくなり、うまく機能する仕組みにならないと考える。したがって、訴訟当事者が合意し、裁判官がイニシアティブをとって合理的にインカメラ審理を行うことができるための手続を詰めた上で、法改正をすべきである。</u></p> <p>第2回検討チームでの私の発言は、証拠調べとしてインカメラ審理を導入するという前提でのものであった。この前提が必ずしも最善でないに及び、この論点に関する前回会合での私の発言は撤回する。（橋本氏）</p>
<p>第6 適用対象の範囲等に関する改正</p> <p>現行の情報公開制度の対象を、国民の知る権利を保障する観点から、以下のとおり拡充すべきではないか。</p> <p>1 国会関係</p> <p>衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成である。 <p>三権分立は崩すことのできない大原則だが、その前提に国民主権があるのであって、ことに裁判所は法律の専門家集団であっても、あくまでも国民の裁判所であるから、国民から働きかける方法は何かないものか。<u>国民の代表者である国会が政党主導でまず自らの制度化を実現させたいうえで、国民自らが裁判所に働きかける仕掛けづくりに国会も積極的に乗り出すべきである。</u>（中島氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賛成である。 <p>国等の開示制度導入の検討を促すべきである。（三宅氏）</p>
<p>2 裁判所関係</p> <p>最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成である。 <p>裁判所関係 国等の開示制度導入の検討を促すべきである。（三宅氏）</p>

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
<p>3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）</p> <p>国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容の公共性等の観点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人を拡大する。また、情報の提供に関する施策をさらに充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に賛成である。 公共性の観点から、以下の法人等にもぜひ検討を加えてほしい。 まず、NHK。独立行政法人等の情報公開法の対象であったはずが、報道機関でもあるとのNHK側の主張をもとに、国の法律から外され、独自の情報公開の仕組みをもった。だが、法的義務がない代わりに利用者にどんな救済の仕組みが、どんなレベルの権限で、どの程度に運用がされているのか。また、それらの仕組みと運用は、どのように、どれだけ公開されているのか。今回の法改正に合わせ、事前に聴取するなど検討が必要。 続いて、独自の情報公開の仕組みすら持たないJR各社や日本郵政、また、仕組みはもつが法的義務を負わない高速道路各社。さらに、論議すらあまり聞こえてこない地域独占企業の電力会社やガス会社。たとえば、東京電力はひとところ、原発の事故隠しで問題となった。間接的に経産省や保安院からは十分な情報が公開はされているのか。（中島氏） ・「公法人」の取り扱いについても検討すべきである。 大臣素案第6の3では、独立行政法人等情報公開法の対象法人の拡大について述べられている。ここの関連で、<u>例えば最近では政府管掌保険が公法人化されているので、「公法人」の情報公開法制上の取り扱いについて検討する必要がある</u>と考える。（三木氏） ・「独立行政法人等」とのその子会社・孫会社及びその系列法人等の少なくとも財務諸表等の情報については、電子情報として閲覧できるようにして、情報提供施策を充実させるべきである 国からの<u>出資、補助金等の支出、または理事等の役員の派遣等の観点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人を拡大すべきである。</u> 上記と同様の観点から、「独立行政法人等」とのその子会社・孫会社及びその系列法人等の少なくとも財務諸表等の情報については、<u>電子情報として閲覧できるようにして、情報提供施策を充実させるべきである。</u>— これによって、国民は事業仕分けに関連する情報を読み取り、事業仕分けについての具体的な提言をすることができるのではないか。（三宅氏） ・「国民の知る権利」の保障という観点から、政府周辺法人の情報公開制度を拡充すべきである。 「国民の知る権利」の保障という観点から、政府周辺法人の情報公開制度を拡充すべきである。従前は、「政府の説明責任」を制度趣旨としたため、対象法人が「政府」の一部であるか否かが争点となった。制度目的を見直した上で、情報公開制度の対象拡大を図るべきである。 現行法は、対象法人の切り分けという考え方によっている。しかし、<u>政府周辺法人が保有する情報（文書）の性質に着目した切り分けをすると、開示請求の範囲は法人の分類論を超えて拡大する。組織的切り分けと文書の性質による切り分けを併せ技で使い、法対象を拡大すべきである。</u> かつては開示請求の対象であったが、<u>民営化（株式会社化）された結果、自動的に開示請求から外れてしまうような事案について、開示請求の対象から外れない法的措置をすべきである。</u> 指定法人・役人天下り公益法人の類や、独立行政法人等の子会社・孫会社等まで、法的に切り分けて現行型の情報公開制度に乗せることは困難である。狭い意味の情報公開制度（開示請求権制度）ではなく、人的・資金的に国とつながりのある政府周辺法人について、情報公表制度（ディスクロージャー）を現在より拡充すべきである。行政刷新会議による「事業仕分け」との制

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>度的結合を検討すべきである。（橋本氏）</p>
<p>第7 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の所管に関する改正（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法、内閣府設置法、総務省設置法関係）</p> <p>行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成である。 政権の中枢に情報公開の法制度の所管を移すとの提案は歓迎したい。情報公開制度の対象分野は政府の仕事すべてに及ぶので、<u>当を得た考えである。</u>（中島氏） ・賛成である。 情報公開法制を内閣府の所管とするのであれば、<u>情報公開と車の両輪といわれるプライバシー保護・個人情報保護についても統一的な所管が考えられてよいのではないか。</u> 特に、<u>現在、税と社会保障の共通番号制が検討されているが、導入の仕方如何によっては、情報公開とプライバシー・個人情報保護を統一的に所管することが望ましくなるのではないか。</u>（三宅氏）
<p>第8 情報公開条例の扱い（行政機関情報公開法《新設》）</p> <p>第5の1から3は、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。）の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟に準用する等の措置を講じてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の意向を確かめるべきである。 基本的に国が決めることだとしても、こういう事柄については、<u>念のために当の地方自治体の側にも意向を確かめたほうがよいのではないか。</u>（中島氏） ・ヴォーン・インデックスとインカメラ審理手続については、情報公開法の改正によって実現すべきである。 <u>情報公開条例に基づく非公開処分取消訴訟におけるヴォーン・インデックスとインカメラ審理手続については、司法手続について条例では規定することができないから、情報公開法の改正によって、26条2項として実現すべきである。</u>（三宅氏）
<p>その他のご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書の作成、保存、廃棄の記録の義務付けとその記録の長期保存の義務付けを期待する。 不存在を理由とする不開示決定に関する不服申立てが相当数あり、審査会による審議においても真実を明らかにすることがなかなか困難であることに鑑みて、行政文書の作成、保存、廃棄の記録の義務付けとその記録の長期保存の義務付けを、情報公開法の適正な運用の観点からも、期待する。（松村氏） ・公文書管理法との連携につき、考え方を提示することを検討したい。 公文書管理法の改正にともない改正された情報公開法第22条では、「行政機関の長は、公文書等の管理に関する法律第7条に規定する行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。」と定めている。 ファイル管理簿が、開示請求をしようとする者への情報提供の一環として規定されているものの、情報公開法と公文書管理法の連携がこれだけでは不明確と考える。そのため、情報公開法の改正というレベルにとどまらず、両者の連携について情報公開法という観点から考え方を提示することを検討したい。（三木氏） ・個別法での閲覧・縦覧規定と情報公開法による写しの交付につき意見を述べることを検討したい。

大臣案	関連する参集者のご意見（要旨）
	<p>情報公開法 15 条との関連で、個別法で閲覧・縦覧について規定されているものの、写しの交付についての規定がないため、情報公開法による開示請求によって写しの交付を行っている場合がある。原則としては、現在の利便性は損なわないよう、写しの交付について個別法で整備し、より使いやすい仕組みとすべきものと考えられるので、個別法改正の促進について意見を述べることに検討したい。（三木氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求者からの写しの交付方法に対して要望できる仕組みについて検討したい。 情報公開法 14 条では、「電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して…」と定めており、電磁的記録を電磁的記録のまま写しの交付をし得るようになっている。ただし、請求者からの要望ではなく、実施機関が指定した方法から選択する形態になっている。請求者からの写しの交付方法に対して要望できる仕組みについて検討したい。（三木氏） ・ 刑事確定訴訟記録法の改正が検討されるべきである。 刑事確定訴訟記録法では、閲覧請求はできても、謄写請求は認められていない。情報公開法 15 条との関連で、公文書管理法の施行にもあわせ、その改正が検討されるべきである。特に、現在保管されている刑事参考記録（刑事確定訴訟記録法 9 条）は、30年、50年、100年などを区切りとして、マイクロフィルム化し、国立公文書館にマイクロフィルムを移管し、検察庁との協議のうえ、順次当該マイクロフィルムを閲覧謄写に付する手続等を整備することなどが、当面の課題として、必要である。 — 民事判決原本は最高裁判所から国立公文書館へ移管されているが、これとのバランスも考えられるべきである。（三宅氏）

「情報公開制度の改正の方向性について」に対する参集者の意見

(追加分)

	【頁】
○渋谷秀樹 「『情報公開制度の関する方向性』 についての意見」	… 1
○橋本博之 「第3回行政透明化検討チーム 意見」	… 9

「情報公開制度の関する方向性」についての意見

2010/05/26

渋谷秀樹

今次の情報公開制度の改正について、憲法の観点から特に問題となるのは、「知る権利」の明文化といわゆる「インカメラ審理」の導入である。以下、これらの問題について簡単にコメントすることにしたい。

1 「知る権利」の問題

「知る権利」を、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「情報公開法」とする）1条の目的規定の中に明文化するにあたって、3つの問題を考えねばならない。すなわち、第1は、そもそも憲法上の権利として、「知る権利」があるのか、第2は、「知る権利」を明文化した場合、それはどのような機能を果たすのか、第3は、1条に規定された、「国民に説明する責務」（以下、「説明責任」とする）との関係はどうなるのか、である。

(1) 「知る権利」はあるのか

情報公開法の制定過程において、「知る権利」の明記が見送られた理由は、最高裁判決の中にそれを示したものがなく、また学界においても、意見が分かれており、なお「知る権利」の概念が成熟していないこととされる。

しかし、「知る権利」については、情報公開法が制定された平成 11（1999）年以前に出された、よど号ジャック新聞記事抹消事件（最大判昭和 58・6・22 民集 37 卷 5 号 763 頁）において、以下のような言及がある。すなわち、「さまざまな意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法 19 条の規定や、表現の自由を保障した憲法 21 条の規定の趣旨、目的がその派生原理として当然に導かれるところであり、またすべての国民は個人として尊重される旨を定めた憲法 13 条の規定の趣旨に沿うゆえんでもある」とされている。この自由は、裁判所における傍聴人の筆記行為の自由が争点となった、いわゆるレペタ訴訟（最大判平成元・3・8 民集 43 卷 2 号 89 頁）においても、「各人がさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する自由」を憲法 21 条 1 項の表現の自由から派生原理として当然導かれる権利として、確認されているのである。

これらの判決は、それぞれ、新聞等を閲読する自由、または情報等を摂取する自由として、「知る権利」について言及し、その根拠として憲法 19 条・21 条・13 条を示したのである。しかし、これらの判決で言及された「知る権利」は、政府が新聞等の閲読または情報等の摂取を妨害しようとしていることをやめさせる、すなわち妨害行為を排除する、換言すれば不作為を請求する権利、すなわち「知る自由」であると解されるのが一般的であった。情報公開法制定時に、なお「知る権利」が成熟した権利ではないという理解は、これらの判決は、あ

くまで妨害排除請求権または不作為請求権として解される「知る自由」にとどまり、給付請求または作為請求と解される「知る権利」、すなわち「行政文書の開示を請求する権利」（情報公開法1条、以下「情報公開請求権」とする）との間にはなお懸隔があると把握されていたことに基づくものと推察できる。

しかし、このような把握の基礎にある考え方については、根本的な見直しをすべきではないか。すなわち、従来、情報公開請求権は、例えば、新聞などを自由に読み、裁判を自由に傍聴するなど、本来あるべき状態を、政府が介入妨害して壊してしまうことを排除するような権利ではなく、国民が政府関係の情報をもっていない、ということが本来あるべき状態であるにとらえ、その状態に、新たに創設された権利であるとされていくと理解されていたのである。本来の状態をベースラインとすれば、「知る自由」の妨害を排除することは、ベースラインへの回復・復旧であるが、これに対して「知る権利」の妨害については、ベースラインは侵害されておらず、そこに上乘せ式的に積極的に政府機関に蓄積された情報を獲得していく、すなわち政府情報にアクセスする権利を与えることになると考えるのが一般的であったといつてよい。ここでは、情報公開請求権としての知る権利は、作為請求権であると位置づけられたのである。

しかし、そのような発想を転換すべき時機が到来していると考えられるべきである。すなわち、政府機関に集積している情報は、本来誰のものかということをもより根本から考え直すべきときではないか。そして、本来、政府機関に集積された情報は、国民のもの、すなわち国民が共有する情報である、ということをもベースラインに設定し直せば、そのような情報については国民が知っているという状態が本来の姿と解されることになる。となると、そのような情報は当然に国民に還流されるべきものである。ところが、政府の行為によって、還流すべき情報の流れが国民に到達する前に、政府の行為によって、妨害されている状態になっている。とすれば、政府が、国民に還流していくべき情報の流れを、あたかも堰き止めているような行為をしていることになり、これを憲法21条が保障している「情報流通の自由」に対する妨害行為としてとらえて、その妨害行為を排除する権利が、21条から直接導き出されるという構成となるのではないか。このように考えを進めていくと、情報公開法に「知る権利」を書き込むことも、よど号ハイジャック新聞記事抹消事件およびレペタ訴訟において、それぞれ最高裁大法廷判決によって示されたとらえ方を確認したもの、つまり情報公開法制定以前から、すでに成熟していた権利ととらえ直すことができるのではないか。

ただし、以上のように「知る権利」を憲法上の権利として成熟していたものととらえるとしても、それを現実に行使するためには、伝統的な妨害排除請求権とは異なり、その内容をより精密に具体化するために、「行政文書の開示を請

求する権利」として、情報公開法 1 条の中で確認した上で、その要件・効果等の詳細を他の条文の中に規定する必要があったと解すべきことになろう。従来、憲法 21 条から導かれる「知る権利」は理念上の権利にとどまり、その実定化には、別途法律による要件・効果等の規定が必要とするとされるのも、以上のよう

(2) 明文化された「知る権利」はどのような機能を果たすのか

法律に「知る権利」が書き込まれたとしても、すでに情報公開法によって、「行政文書の開示を請求する権利」は明文化されているので、条文の解釈指針として、あるいは運用上の理念として機能するにすぎない、とする見方もありうるであろう。

確かに「知る権利」が憲法 21 条に根拠をもつ権利か否かにかかわらずなく、情報公開制度は、すでに国レベルでも 10 年の実績を積み上げてきているのであるから、いまさら法律に「知る権利」を書き込んでみてもさしたる変化は生じないといえるかもしれない。

しかし、この権利には憲法の権利規定の根拠条文はなく、「国民主権の理念」から導き出されるものとするとならざるを得ない。今次の改正による情報公開制度の再構築にあたっての制度設計原理として、そしてまた改正後の情報公開制度の下において再出発するはずの実務上の運営にあたって大きな影響を及ぼすものと考えられる。

この問題は、国民の手元に現にある権利が、本来権利として備わっているものか、それとも本来権利として備わっておらず、国の制度構築にともなって付与された特権にすぎないものか、というとならざるを得ない。

仮にこの権利を憲法上の権利ではなく、法律によって初めて与えられた特権ととらえれば、その内容も法律制定権者の意のままに設定できるということになり、したがって、いかようにでも縮減でき、またいかようにでも条件を付すことも自由ということになろう。これに対して、憲法上の権利ととらえれば、そのような行為はなすことができないということになる。ただし、難しいのは、憲法上の権利ととらえても、いわゆる立法裁量の歯止めをかけるような明確な規範を憲法から一義的に導き出されることが出来るか、という点にある。しかし、この点は、これまでの 10 年間の運用の蓄積から経験的に検証し、かつ研究の蓄積から理論的に構築可能であり、今回の検討会で議論されることこそが、その規範の確認作業ということになるのではないかと考えられる。具体的には、このような機能は例えば行政機関の長に裁量を大幅に認めると読める情報公開法 5 条 3 号・4 号の改正についても基本的な視点を提供するという点に現われることになろう。

また、憲法上の権利としてとらえることによって、行政裁量に対する統制、

つまり裁量権の濫用・逸脱を判断する際の確固たる視点を与えることになる。

(3) 「知る権利」と説明責任との関係をどのようにとらえるのか

情報公開請求権を規定する情報公開法1条には、憲法21条または「知る権利」についての言及はなく、国民主権の理念が正面に打ち出されているにすぎない。確かに、国政の最高決定権者たる主権者としての国民が政府機関に蓄積されている情報の開示を求める権利を当然にもっているということを確認したことは、極めて重要である。

ところで、今次の改正で、「知る権利」を書き込んだ場合、「国民に説明する責務」という言葉を削除すること、すなわちこの責務のその背景にある考え方も削除すべきことになるのであろうか。

法主体間の法的関係は、基本的には権利と義務の关系到に解析されるはずであるが、政府が国民に対して負う義務は、かならずしも個別具体的な国民に対する義務ではなく、公益というものの中に吸収される国民全体に対する抽象的義務であるという側面があることは否定できない。行政事件訴訟法が定める抗告訴訟において、仮に行政庁の違法行為があった場合、それは国民全体に対して行政庁の負う義務違反ということになるわけであるが、それだけではその違法性を争うことができず、個々人の「法律上の利益」を侵害する場合でないと出訴できないとされていることもこのことを前提としている。つまり、責務と権利は、このような場合においては、表裏一体の関係とはなっていないということもできる。

情報公開法が制定された当時において、「国民に説明する責務」と規定したのは、この責務に対応する国民の具体的権利は、法律によって明文化される前には存在しない、ということが前提とされていたと思われる。

ところが、先に述べたように、「知る権利」という憲法に根拠のある権利を条文に書き込むことによって、これに対応する、情報を提供する義務がその情報に関係する行政機関側に生ずることになる。とすれば、あえて「国民に説明する責務」という文言をなお維持する必要がないということになりそうである。

しかし、「国民に説明する責務」は、単に「国民の説明を受ける法律上の権利」に対応する義務をその内容とするわけではない。そのような内容にとどまらず、より広く、請求がない場合でも、また仮に国民に具体的権利が発生しないような場合においても、行政機関が国民主権の理念を具体化するために負う義務と理解すれば、なお、これをそのまま維持する意義は失われず、さらに今後の事情の進展によっては、さらにより多くの具体的権利を構築していく根拠となるという重要な役割を担うものとなるのではないか。

なお、日本国憲法には、国会と裁判所に対しては、公開原則を明文で定めるが、内閣および行政各部には、この原則を明文をもっては定めてはいない。ま

た内閣が国民に対して直接負う説明責任は、憲法 91 条の財政状況の報告義務のみである。しかし、統治機関すべてにわたる通則、すなわち共通の準則として、公開原則と憲法遵守義務（憲法 99 条）が設定されると解される（渋谷秀樹『憲法』467 頁以下〔2007 年、有斐閣〕参照）。したがって、情報公開法に規定された「国民に説明する責務」はこのような通則と位置づけられる公開原則を確認した点でもまた重要である。

2 「インカメラ審理」の問題

日本国憲法 82 条 1 項は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ」とし、同条 2 項は「裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第 3 章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない」とする。仮に今次の改正によって「インカメラ審理」を導入するのであれば、この条項との整合性をはかる必要がでてくる。

(1) 裁判の公開が求められた理由はどこにあるのか

刑事裁判公開の原則が憲法原則として確立したのはフランス革命期である。現行憲法 82 条の原型は、1814 年の憲法 (Charte constitutionnelle) 64 条に求めることができる。それは明治憲法 59 条を経て、82 条となった。

裁判の公開が要請される根拠は、秘密主義の下で、密室の中で行なわれた暗黒裁判、すなわち不公正で不公正な裁判の経験に求めることができる。民事裁判は、秘密主義がとられた時代においても公開は維持されたが、刑事裁判は、政治犯罪への弾圧手段として裁判が用いられたこともあつて、公開が強く要請されることになり、その趣旨が憲法 82 条 2 項但書きの中に規定されることとなったのである。

しかし、公開原則を貫徹することがかえって、当事者の権利を侵害し、また裁判の公正をゆがめることもありうる。そこで、憲法 82 条 2 項本文のように、例外的に非公開をみとめる手続的要件と実体的要件を定めることになった。ここでは、裁判の公開は、裁判の公平と公正を担保する手段であるという位置づけを確認しておく必要がある。手段に固執することによって、目的を阻害するのであれば、それは、制度の趣旨に矛盾し、反することになるのである。

(2) インカメラ審理はなぜ必要とされるのか

インカメラ審理の必要性は、公開裁判によって訴訟当事者や承認など訴訟関係人の名譽・プライバシー・企業秘密その他の権利が侵害されるとして、これらに配慮した措置をとるべきであるとする主張などのなかで、議論されるようになった。情報公開をめぐる訴訟においても、訴訟関係者のこれらの権利が問題となるほか、法によって非公開とされる事項か否かを判断する手法として必

要不可欠であるとする議論が主流となった。つまり、公開が求められた情報について、公開法廷の場でその判断をなすこと自体によって、当該情報が公開され、本来非公開とされるべき情報の秘匿性が侵されるという矛盾を解決する必要性に迫られたのである。

ところが、裁判官は、公知の事実を除き、公開の法廷に提出された証拠のみによって事実認定をしなければならず、またその証拠は訴訟当事者が吟味、弾劾の機会を経たものに限られるとするのが民事裁判の基本原則であるから、仮に公開の法廷外で事実の認定をすることになれば、裁判制度の根幹をゆるがすことになりかねないのである。インカメラ審理は、対審手続を経ずに、裁判官のみが非公開の法廷（裁判官の執務室等も含む）で認定した事実を裁判の基礎に用いることを認めようとするものである。

(3) 憲法解釈の技法としてどのようなものがあるのか。

非公開審理の必要性和、憲法の公開原則の調整をはかる解釈技法として、以下のようなものがありうる。

①「公の秩序」の概念を拡大解釈して公開の停止が公共の利益を促進する場合を広く認める手法

②「公の秩序又は善良の風俗」を例示と解しその他の場合もあり得るとする手法

③憲法 32 条の裁判を受ける権利の実効的保障の見地から非公開事由が導出されるとする手法

④82 条 1 項自体が人権規定によって制限されるとする手法

⑤非公開事項を操作するのではなく「公開」の意味を操作する手法

情報公開訴訟において、原告が立会権を放棄するかたちで、実質的にインカメラ審理を行うことを求めた事案において、最高裁は、「情報公開訴訟において証拠調べとしてのインカメラ審理を行うことは、民事訴訟の基本原則に反するから、明文の規定がない限り、許されないものといわざるを得ない」とした（最決平成 21・1・15 民集 63 卷 1 号 46 頁）が、この決定において泉徳治裁判官はその補足意見の中で、多数意見（法廷意見）と同じく「民事訴訟の基本原則に例外を設ける明文の規定を欠いたままで、インカメラ審理を行うことは許されない」としつつ、「新たな立法によって情報公開訴訟にインカメラ審理を導入することは、……裁判の公開を保障する憲法 82 条に違反するものではなく、訴訟制度構築に係る立法裁量の範囲に属すると考える」とした上で、情報公開訴訟の特殊性について、「情報公開訴訟は、開示請求に係る行政文書を開示しない旨の行政機関の長の決定が違法であるか否かを判断するためのものであって、その訴訟手続の途中で当該行政文書の内容を法廷で公開するということは、もともと予定されていないことである。ただ、現在の情報公開訴訟においては、裁判

所は、当該行政文書を見分することなく、周辺資料から当該行政文書に不開示情報が記録されているか否かを間接的に推認するほかないため、裁判所が請求を棄却した場合に、開示請求者の納得を得にくい面があることは否定できない」と言及する。そして、「インカメラ審理は、裁判所が当該行政文書を直接見分し、自ら内容を確認して実体判断をするための手続であるから、国民の知る権利の具体化として認められた行政文書開示請求権の司法上の保護を強化し、裁判の信頼性を高め、憲法 32 条の裁判を受ける権利をより充実させるものということができる」とした上で、「裁判を受ける権利をより充実させるものである以上、情報公開訴訟におけるインカメラ審理は、憲法 82 条に違反するものではないと解すべきである」とした。

ここで採られた解釈技法は、基本的に上記③の手法に立脚しつつ、裁判公開の原則を規定する 81 条 1 項自体が憲法によって保障された「知る権利」によって、制限されるとする④の手法を加味したものと解することができる。

このような解釈技法は、むしろ肯定的にとらえるべきであるが、裁判公開という客観的な秩序保障の例外を認めるためには、裁判の公正という同じく客観的な秩序を 81 条 1 項本文にある「公の秩序」の文言に読み込み、その決定についての手続要件を直接的に非公開決定に適用できる①の手法がより望ましいのではないかと思われる。つまり、国民に対する情報公開が憲法で定められた「公の秩序」そのものであるとみるのである。

(4) 憲法 82 条 2 項但書きとの関係をどのように理解するのか。

上記の解釈技法をもちいて、情報公開訴訟の一部を非公開にできるとしても、憲法 81 条 2 項但書きにある「憲法第 3 章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない」とする条項との関係を考えなければならない。つまり、情報公開請求権が、憲法上の権利である「知る権利」に基礎付けられたものであるとしたとき、情報公開訴訟は、「憲法第 3 章で保障する国民の権利が問題となっている事件」となり、情報公開訴訟は、常に公開するのが憲法上の要請とも理解されうるのである。そこで、憲法 81 条 2 項但書きが絶対的に公開を要求している事件とは何かを明らかにする必要がある。

「この憲法第 3 章で保障する国民の権利が問題となっている事件」の意味について、人権を制限する法律・命令違反が問題となるのは刑事事件に止まらないから民事・刑事・行政すべての事件を指すと解する考え方（人権侵害事件説）もある。しかし、並列的の列挙にあたる事項に「犯罪」とあるので、刑事事件に限定して解すべきことになる（諸説の概要については、渋谷秀樹『憲法』624 頁以下参照）。実質的に考えても、情報の内容によっては非開示となる場合もあるという意味で、「知る権利」は、政府機関の情報に対して絶対的に優位にたつ

ということがいえない以上、憲法 82 条 2 項但書きが想定していない問題ということになる。

結局のところ、情報公開訴訟は、行政事件であるから、この但書きに規定された公開原則に抵触することはないという結論に至るのである。

※ この文書は、第 2 回検討会のフリートーキングのために用意したメモを基礎にして、その内容を若干詳細化したものに過ぎず、緻密なものとなっていないことをここに付記しておきたい。

第3回行政透明化検討チーム 意見（橋本博之）

1 「国民の知る権利」の保障の観点の明記について

○ 必ず実現すべきである。現行法制定時（情報公開部会）・4年後見直し時（制度運営に関する検討会）の議論にとらわれて「思考停止」するのでなく、問題状況の変化を適切にとらえた上で議論を前進させなければならない。

○ 「国民の知る権利」保障の観点を具体化するかたちで、①不開示情報の認定判断に係る行政裁量の縮減、②情報公開制度の適用対象の拡大、を図るべきである。

○ 「国民の知る権利」保障の観点を反映するかたちで、情報公開訴訟におけるインカメラ審理の手続を工夫した上で、立法化すべきである。

2 不開示情報・部分開示に関する法改正について

○ 公務員情報について、「平成17年連絡会議申し合わせ」の内容以上の実質的内容を法令事項とすべきである。

○ 3号4号については、行政機関側の安易な主張が見られ、改善を検討すべきである（藤原委員とは審査会の部会が異なるため、認識が異なるのであろう）。

○ 部分開示について、かつて最高裁判例が条例事案で示した「情報単位論」を克服することを立法者意思として明確に示すべきである。

3 内閣総理大臣の措置要求について

○ 従前の議論になかった新しい法的仕組みの工夫として、高く評価できる。公益裁量開示が全く機能しない一方、政府全体の判断として、従前は不開示であった情報を国民に開くことが期待される局面は増えている。内閣府の行政組織法的位置付けを踏まえても、内閣府の長たる内閣総理大臣が、情報公開事案につき措置要求する制度は、現在の公益裁量開示を一段階進化させる法的仕組みとして具体化すべきである。

○ 公益裁量開示は、政府全体として行政の透明化向上、隠蔽から透明化へというベクトルへとつながらない。内閣府に行政情報の流通全体を見渡す機能を有する機関が設置され、内閣府の長として内閣総理大臣が措置要求できる仕組みにするという制度設計は、非常に魅力的な提案である。

4 みなし不開示決定について

○ 現状改善という点で非常に魅力的な提案であり、具体的な制度設計について、詰めた議論をすべきである。みなし拒否処分の安易な乱発を防ぐ一方、行政機関による遅延防止という大臣提案の意図を生かす制度的工夫をすべきであ

る。一定の期間経過後、開示請求者に対して事務進捗状況を通知し、その時点でみなし不開示の選択を可とすることも考えられる。

5 審査会の機能改善

○ 審査会に建議機能を設けることに賛成である。

6 インカメラ審理の導入について

○ 情報公開訴訟において、インカメラ審理を導入すべきである。ただし、証拠調べ手続きとしてインカメラ審理を導入することは、民事訴訟手続（証拠法）全体に関わる問題が生じる一方、現在の審査会でのインカメラ審理との乖離も大きくなり、うまく機能する仕組みにならないと考える。したがって、訴訟当事者が合意し、裁判官がイニシアティブをとって合理的にインカメラ審理を行うことができるための手続を詰めた上で、法改正をすべきである。

○ 第2回検討チームでの私の発言は、証拠調べとしてインカメラ審理を導入するという前提でのものであった。この前提が必ずしも最善でないと考えるに及び、この論点に関する前回会合での私の発言は撤回する。

7 政府周辺法人の情報公開制度の拡充について

○ 「国民の知る権利」の保障という観点から、政府周辺法人の情報公開制度を拡充すべきである。従前は、「政府の説明責任」を制度趣旨としたため、対象法人が「政府」の一部であるか否かが争点となった。制度目的を見直した上で、情報公開制度の対象拡大を図るべきである。

○ 現行法は、対象法人の切り分けという考え方によっている。しかし、政府周辺法人が保有する情報（文書）の性質に着目した切り分けをすると、開示請求の範囲は法人の分類論を超えて拡大する。組織的切り分けと文書の性質による切り分けを併せ技で使い、法対象を拡大すべきである。

○ かつては開示請求の対象であったが、民営化（株式会社化）された結果、自動的に開示請求から外れてしまうような事案について、開示請求の対象から外れない法的措置をすべきである。

○ 指定法人・役人天下り公益法人の類や、独立行政法人等の子会社・孫会社等まで、法的に切り分けて現行型の情報公開制度に乗せることは困難である。狭い意味の情報公開制度（開示請求権制度）ではなく、人的・資金的に国とつながりのある政府周辺法人について、情報公表制度（ディスクロージャー）を現在より拡充すべきである。行政刷新会議による「事業仕分け」との制度的結合を検討すべきである。

大臣案	関連する各府省意見
<p>第 1 目的の改正（行政機関情報公開法第 1 条、独立行政法人等情報公開法第 1 条、公文書管理法第 1 条関係）</p> <p>法律の目的において、「国民の知る権利」の保障の観点を明示すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関情報公開法の施行から約 9 年が経過しており、<u>国民の知る権利を明確にする内容に改正するという方向性及びそのために検討されている手続については基本的には賛成である。</u>（国税庁） 国民を守り、我が国の国益を増進する力強い外交は、国民の理解と信頼の上に成り立つものであり、そのためにも、<u>国民の「知る権利」の保障、積極的な情報公開が重要である。</u>その一方で、国家安全保障や外交の分野では、少なくとも一定期間は情報を対外的に秘匿しておかなければならない場合も多い。このように、<u>国民の知る権利と国家安全保障や外交交渉上必要な秘密の保全との間には一定の緊張関係が存在するため、両者の間の適切なバランスを取っていくことが必要である。</u>（外務省）
<p>第 2 開示・不開示の範囲等に関する改正</p> <p>開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようにすべきではないか。</p> <p>1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第 5 条第 1 号、独立行政法人等情報公開法第 5 条第 1 号関係）</p> <p>公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則として開示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公務員等の氏名について「慣行として公」にされているものについて開示することに問題はないが、「慣行として公」にされていない情報まで開示することとならないようにする必要がある。現在、警察庁では、氏名が「慣行として公」にされている職員の範囲は、警視又は同相当職（専門官）以上の職員である。これは、<u>犯罪の取締り等に直接従事しているすべての職員の氏名を明らかにした場合、当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象とされるおそれがある</u>などの理由によるものである。こうした運用は、法改正後も変更のないようにする必要がある。（警察庁）（同旨 公安調査庁） 刑事関係の立法等においては、意見の対立の激しいものが多く、<u>公務員等の氏名が明らかにされることにより、外部から特定の個人に対して誹謗中傷にとどまらない尾行、盗聴、襲撃等の攻撃等が加えられるおそれなど、開示することによる具体的な被害が考えられることから、公務員等の氏名を原則開示することを明文化するとしても、同申合せと同様の例外規定を設ける必要がある</u>と考える。また、同申合せの内容よりも広く公務員等の氏名を開示することについては、前述のような被害等を考慮した慎重な検討が必要である。（法務省）
<p>2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第 5 条第 2 号、独立行政法人等情報公開法第 5 条第 2 号関係）</p> <p>法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法第 5 条 2 号ロを削除した場合、情報を提供する法人等にとって、仮に行政機関が「公にしない」と主張したとしても、法第 5 条 2 号イに該当するなど、不開示情報に該当することを個別に確認しなければ、対外公表されるおそれが残ることとなり、結果として、<u>行政への情報提供に悪影響を及ぼすおそれがある。</u>（経済産業省）（同旨 警察庁、消費者庁、総務省） 公にしないとの条件で提供を受けた情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 2 号イの該当性等を検討すれば足りるとの考え方もあり得るが、そのような事後的検討によって開示・不開示が左右されることになれば、情報提供する側が過度にいしゅくし、情報提供をちゅうちょすることも予想され、行政機関等による情報収集に困難を来すおそれがある。また、仮に同規定を削除とした場合、<u>公にしないことを条件として既に法人等から行政機関等へ提供済みの情報についていかなる取扱いをするのかという問題も生じるため、このような側面からも慎重な検討が必要である。</u>（法務省）
<p>3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第 5 条第 3 号・第 4 号関係）</p> <p>公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件について、それらの「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それらの「おそれがある情報」と改める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>捜査手法等に関する情報を開示することにより、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれが生ずるか否かは、犯罪組織や犯罪等の実態についての豊富な知識、経験等を踏まえて総合的に検討しなければ判断できないものであり、捜査等を担当する行政機関の長でなければ適切に判断することができない。</u>その判断を誤り、犯罪捜査等に支障を及ぼし得る捜査手法等が一たび開示されれば、公共の安全等に与える影響は大きく、取り返しのつかないことになりかねない。 「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある」情報であるか否かの判断は、高度に政策的な判断を伴うこと、専門的・技術的判断を要すること等の特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所は行政機関の長の第一次的な判断を尊重する現行法の規定になったものである。こうした特殊性に変更はないことから、現行法の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情

大臣案	関連する各府省意見
	<p>報」という規定を「おそれがある情報」と改めることに反対する。（警察庁）（同旨 法務省、防衛省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関の長の判断を優先する規定を無くした場合、司法審査の場で裁判所が、法の適用を超え、「高度の政策的判断」（政治的判断）や「専門的・技術的判断」を行うことになる。 このような「高度の政策的判断」や「専門的・技術的判断」を、行政機関の長の判断とは独立して裁判所が行っていく方式に変更する場合、現行のように行政機関の長の判断を優先する方式とする場合に比べ以下のような点があることに十分留意した上で、慎重に検討する必要がある。 「高度の政策的判断」として、裁判所が特定文書の特定の記載についての開示・不開示を、その時々国際情勢及びそれに対する政府の考え方を踏まえながら判断することが要求される →最終的に政治的責任を負うことが想定されていない司法部門が、「高度な政策的判断」を行うことの適否。 「専門的・技術的判断」として、機微な関連情報等も含めて事案の全体を理解した上で判断することが要求される。 特別管理秘密を取り扱う際のセキュリティ・クリアランスや罰則規定を含む裁判官・裁判所関係者の厳格な守秘義務の確保が必要。 当事者事者の一部が知り得ない情報を基に裁判所が判断することを可能にするため、裁判の公開原則に基づく現行の民事訴訟法の基本原則を変更することになる。 <p>（外務省）</p>
<p>4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係） 国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、各種取締法令の内容や大規模警備実施における規制内容等について審議、検討中の情報が公になった場合、国民の誤解や憶測を招くなどして、不当に混乱を生じさせるおそれのある場合がある。したがって、こうした情報を不開示情報とする旨の規定を削除することに反対する。（警察庁） 審議・検討に関する情報のうち、<u>事故の原因究明に関する調査審議の内容については、調査審議中にこれが明らかとなれば、当該事故の当事者の権利や利害に影響を及ぼすとともに真実の究明や事実の把握に支障を来し、結果として国民の安全の確保にも影響するおそれがあるため、当該調査審議に関する結果報告書等の公表までは非公開とする必要があると考える。</u>（国土交通省） 国の機関の内部等における審議、検討等においては、様々な事情を考慮しつつ多角的な検討を加えるため、公にすると国民の間に不当に混乱を生じさせるおそれのある情報を、必ずしも確実性の高くないものも含めて議論の素材とすることがあり、<u>例えば、公害犯罪に対する規制の在り方を検討するに当たり、公害の原因が必ずしも明らかではない中で、その原因について不確実な情報も含めて議論することがあり得るところ、そのような情報が無限定に公になれば、その公害が問題となっている地域等においてパニックを引き起こすなど、国民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあること、また、審議・検討については忌憚のない討論が行われる環境が重要であることから、削除の具体的な必要性や削除した場合の弊害等を慎重に検討すべきである。</u>（法務省）
<p>5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係） 開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法第6条ただし書（不開示情報を容易に区分できるときに、当該不開示情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないときは、同部分を開示しなくてもよい旨の規定）を削除することを含む趣旨であれば、<u>有意な情報が含まれない情報について部分開示の負担を課すことは、請求者にとっても利益にならず、請求を受けた行政機関においても無用な負担を負うことになるので、このような点も含めた検討が必要である。</u>（法務省）

大臣案	関連する各府省意見
<p>第3 開示請求から実施までの手続に関する改正 迅速かつ安価な開示手続が実現できるようにするため、手続面での改正をすべきではないか。また、不開示や部分開示となった場合にも、その理由がより明確になるような改正をすべきではないか。具体的には以下のとおり。</p> <p>1 不開示決定の通知内容（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》） 行政機関の長・独立行政法人等は、不開示決定をするときは、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的理由を書面により示さなくてはならないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案にある「当該条項に該当すると判断した具体的理由」としてどの程度の具体性を要求するものであるかは必ずしも明らかではないが、これを示すことによって、不開示要件を定めた意義が失われることのないような配慮が必要であると考えられる。（法務省）
<p>2 内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法関係《新設》） （1）行政機関の長が、開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは、内閣総理大臣に対し、その旨を報告するものとする。 （2）内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、行政機関の長に対して不開示決定の取消その他の必要な措置をとるよう求めることができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求」の規定については、会計検査院の内閣からの独立性を踏まえた取扱いをお願いしたい。（会計検査院） ・そもそも、大量の開示請求に対し、内閣総理大臣の下でいかなる組織が実務的な対応を行うことを想定しているのか、同規定と情報公開審査会（特に提言にあるような裁決権を付与した場合）との関係をどのように整理しているのかが不明であるため、この点についての検討経過を示していただく必要があると思われる。また、法第5条各号は、行政文書の開示請求に対し不開示とすることができる事由を種々定めているところ、各事由に該当するか否かをどのような観点からどのような根拠等に基づいて判断すべきかは、極めて専門的判断を要する事柄であり、各事由ごとに千差万別である。したがって、<u>内閣総理大臣の下で実務的な対応を行う組織において、ある程度実質的な判断にかかわる作業を行わせることとするのであれば、その判断基準を明確化しておかなければおおよそ適切な対応を行うことが不可能となるのではないかと</u>と思われるが、そのような判断基準の明確化を行うことは実際問題として困難な作業ではないかと思われることなどから、改正には慎重な検討が必要である。（法務省） ・<u>事後救済制度を一本化して行政の無駄を省く観点からは、内閣総理大臣の措置要求制度は審査会の役割との重複がある点も念頭に、「措置要求制度」については慎重に検討すべきと考えられる。</u>（外務省）
<p>3 開示決定等の期限（行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係） 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の短縮・期限の新設を素案のとおりとすることは、<u>行政事務の負担増等から物理的には困難であると思われる。</u>（環境省）（同旨 宮内庁、警察庁、総務省、防衛省、法務省） ・<u>第三者の情報が含まれる開示請求で意見照会が必要な場合、第三者に対して、約1～2週間の回答期間を与える必要がある。</u>また、<u>現行法上では、開示決定の期限について土日祝日もカウントされるため、ゴールデンウィークや年末年始にかかる場合には、作業時間がほとんどない。</u>（経済産業省）（同旨 国土交通省） ・国税庁が保有する行政文書は、特定の個人や法人などの納税者情報が記録されているものも大量にあり、行政文書の種類も多岐にわたることから、情報公開法に基づく開示請求がされた場合は、開示請求の対象となる行政文書の特定や納税者情報などの不開示とすべき情報を開示することがないよう慎重に判断している。そして、これらの行政文書の保管について、庁舎内においては鍵の係る耐火式の書庫に保存しているが、保管スペースの問題から、遠隔地に所在する庁舎外の簿書庫（民間の倉庫を借用し

大臣案	関連する各府省意見
	<p>ている場合もある。)に集中して保管しているものもあり、これらの行政文書に対して開示請求がされた場合は、対象となった行政文書を取り寄せるための時間が必要となっている。</p> <p>また、情報公開に係る事務のみを専門に担当する職員は配置されておらず、開示請求の対象となった行政文書を保有する各部門の職員が、担当する所得税や法人税等の税務に関する事務に加えて開示請求に係る事務を処理しているところである。</p> <p>したがって、<u>現行法で30日とされている開示決定等までの期間が14日とされた場合は、他の担当する事務に優先して処理する必要があることから、予算・定員上の手当てが必要になる。</u>(国税庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限の短縮を行うのであれば、①同一時期に多数の請求が重なった場合、②開示請求対象文書の量が著しく多い場合、又は③開示請求者との調整が必要な場合においては開示決定期限を延長できる旨の特例規定が必要であると考える。(国土交通省) ・現行規定のままとすることが相当と考える。仮に、素案どおり、開示決定等は、開示請求があった日から原則14日以内にしなければならないものと改正するならば、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第10条2項の延長手続により、「事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、開示決定等の期限を開示請求があった日から最大60日以内の日まで延長可能とすること」が必要と考える。(消費者庁) ・開示決定等のうち、第三者照会を要する場合は、一律に14日以内とすることは実務上難しい面があることから、第三者照会に日数を要する場合等は、特例的に延長できることについての検討も必要ではないか(農林水産省) ・行政庁としては審査のため十分な時間がないことから、とりあえず不開示とする案件が増加し、審査会や裁判所への業務の転嫁が起きる可能性大。(法5条1号及び2号の情報を誤って開示した場合には、賠償請求に直結しうるため。また、法5条3号の情報を誤って開示した場合には国の安全等国益を害することになる等のため。) <ul style="list-style-type: none"> 業務の転嫁が発生した場合に、審査会や裁判所が行政庁以上に素早く判断を下すことを確保する必要がある。そうでないと、結果的に開示請求をした国民にとって開示決定までの期限は短縮されなくなってしまう。 代替策として、以下のような例が考えられる。 行政庁での開示決定期限の短縮化よりも、まずは安易に期限延長することのないよう、期限延長の条件を厳格化する方法を検討する。具体的には、現行法第11条の特例延長を行う場合の条件を厳格化し、延長通知書に延長理由を現状より詳細に明記するようにする。 また、開示期限を短縮する場合には、例えば以下が必要と考えられる。 行政庁・審査会、及び、裁判所の体制を抜本的に強化(人員増強)する。<u>1回の開示請求で請求できる文書量及び1人の請求者が請求できる件数の制限を設ける。</u>(外務省)
<p>4 開示決定等の期限の特例(行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係)</p> <p>開示決定等の期限の特例を適用する場合において、行政機関の長・独立行政法人等は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等を行わなければならないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の短縮・期限の新設を素案のとおりとすることは、<u>行政事務の負担増等から物理的には困難であると思われます。</u>(環境省)(同旨 宮内庁、消費者庁) ・大量の文書が対象となる開示請求があった場合、開示不開示の精査には人手・時間を要するため、事実上、約100日以内(14日+30日+60日)で開示するのが困難と考えられるケースがある。(経済産業省)(同旨 警察庁、総務省、農林水産省、法務省) ・法11条の改正については、<u>原則としての延長期間を定めるとしても、開示請求の対象となった行政文書が一定枚数を超過する場合における例外規定(例えば、政省令で一定枚数ごとに開示決定等までの日数を加算する規定を定めるなど)を設けるなど、著しく大量の行政文書についての開示請求に適切に対応できるような規定を検討していただきたい。</u>(国税庁)(同旨 国土交通省、文部科学省) ・開示決定等の期限の特例を適用する場合において、<u>国の安全が害されるおそれ等がある情報に該当する場合や特定文書が大量で</u>

大臣案	関連する各府省意見
<p>開示決定等について不服申立てがあった場合における情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問は、当該不服申立ての日から14日以内にしなければならないものとしてはどうか。また、審査会を裁決機関とすることについて検討してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問の期限を法定する場合には、<u>少なくとも延長規定を設けるなど、柔軟に対応できるよう措置しなければ、以下のような場合、14日以内で諮問できなくなるおそれがある。</u>①大量の文書について不服申立がなされる場合、②地方での開示決定に対する不服申立がなされる場合（行政機関内での調整が必要）（経済産業省） ・諮問までの期間が14日とされた場合は、裁決庁である国税庁において、開示決定等の適法性・妥当性を審理することが困難となり、十分な審理を経ることなく情報公開審査会へ諮問せざるを得なくなるものと思われる。この場合には、<u>諮問に際して提出することとされている、不開示とした理由書についても十分なものとはなりえず、結果として審査会の調査審議が迅速に進まないことにもなりかねない。</u>諮問までの期間については、裁決庁における審理期間を考慮して検討していただきたい。（国税庁）（同旨 文部科学省） ・諮問に当たり必要となる理由説明書の作成に要する期間の問題があるほか、<u>不服申立て受理後の追加開示の検討や実施、行政不服審査法上の審尋手続き、第三者への意見照会手続き等、開示請求者や情報の開示により影響を受ける者の利益等を考慮すると、諮問までの期間には相当の日数を確保する必要がある。</u>（国土交通省） ・審査会を裁決機関とすることについては、法の制定に際し、情報公開審査会を裁決機関とすべきとの考え方もあり得るとしながら、すべての行政分野にわたる不服申立てについて、行政府内において審査会が最終的な判断を行うことは実務上極めて困難であることをも理由として、審査会を諮問機関として位置づけたという経緯がある（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」172頁）ほか、<u>最上位の官庁である各省の大臣の決定をいわゆる8条機関の一つに過ぎない審査会が覆すことを認めるものとなりかねず、適切であるとは考えられない。</u>（法務省）
<p>第5 情報公開訴訟に関する改正 訴訟による事後救済を確実にを行うため、いわゆる「ヴォーン・インデックス」の作成・提出に関する手続（下記2）を創設するとともに、いわゆる「インカメラ審理」（下記3）を導入してはどうか。また、原告の訴訟にかかる負担に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにしてはどうか。具体的には以下のとおり。</p> <p>1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》） 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決・決定に係る抗告訴訟（以下「情報公開訴訟」という。）は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができることにより、<u>業務が煩雑になり、訴訟対応以外の他の業務にも支障を及ぼすことが想定される。</u>（総務省） ・原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも管轄を認める場合、<u>法第21条と同様の移送に関する規定を設けるべきである</u>と考える。（法務省）
<p>2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》） 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案にある「その内容の要旨及びこれを開示しない理由」として具体的にどの程度のものが求められるかは必ずしも明らかではないが、これを示すことによって、<u>不開示要件を定めた意義が失われることのないような配慮が必要である。</u>（法務省）

大臣案	関連する各府省意見
<p>め必要があると認めるときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面の作成・提出を求めることができるものとする。</p>	
<p>3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）</p> <p>（1）情報公開訴訟においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、審理の状況及び当事者の訴訟遂行の状況その他の事情を考慮して、不開示事由の有無等につき、当該行政文書・法人文書の提出を受けなければ公正な判断をすることができないと認めるときは、申立てにより、決定で、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命ずることができるものとする。この場合においては、何人も、裁判所に対し、提出された行政文書・法人文書の開示を求めることができないものとする。</p> <p>（2）裁判所は、（1）の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならないものとする。</p> <p>（3）裁判所は、（1）の決定をしたときは、同項の行政機関の長・独立行政法人に対し、2の書面の作成・提出を求めなければならない。ただし、当該書面が既に提出されている場合は、この限りではないものとする。</p> <p>（4）（1）の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開訴訟にインカメラ審理を導入することについては、裁判の公開を保障する憲法第82条との関係を十分検討する必要があるとともに、訴訟で用いられる証拠は、当事者の吟味、弾劾の機会を経たものに限られるという民事訴訟の基本原則にも反するものであることから、慎重な検討を要するものとする。（警察庁） ・特に、改正案で示されている、<u>インカメラ審理手続については、情報公開訴訟の迅速化に資するものと考えられることから、導入に賛成である。</u>（国税庁） ・インカメラ審査の導入については、行政文書の存否を明らかにすることが不開示情報の開示と等しいときは対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができるという<u>法第8条の趣旨が没却されないような配慮が必要である。</u>（法務省） ・インカメラ審理の導入は、行政側の準備書面作成の負担軽減にもつながり、審理の迅速化につながり得るメリットがあると考えられる。一方で、機微な情報に裁判官・裁判所関係者が触れることになるため、仮に情報の漏洩が起こった場合等に国益が害されかねず、その導入には、慎重な検討が必要。 <u>開示・不開示の決定について、行政機関の長か、司法機関かどちらの判断を優先させるかという二者択一にするのではなく、両者を橋渡しするような代替案を講ずるのも一案。</u>（例えば）<u>情報公開・個人情報保護審査会を強化（体制強化、裁決機関化等）し、事後救済制度の中で司法審査の前置機関とする。</u>（外務省）
<p>第6 適用対象の範囲等に関する改正</p> <p>現行の情報公開制度の対象を、国民の知る権利を保障する観点から、以下のとおり拡充すべきではないか。</p> <p>1 国会関係</p> <p>衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。</p>	

大臣案	関連する各府省意見
<p>2 裁判所関係 最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。</p>	
<p>3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係） 国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容の公共性等の観点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人を拡大する。また、情報の提供に関する施策をさらに充実させる。</p>	<p>・補助金等の年間収入に占める割合により対象法人を決する場合、職員数が数名程度の零細法人も対象とされることとなってしまう可能性があり、業務上の負担が極めて大きくなってしまい、通常業務に支障を来すおそれがある。他方で、それらの法人についても、公益に係る情報については法令により主務官庁に対する報告を義務付けられていることが多いことから、主務官庁に対する情報公開請求で足りる場合が多いと思われる。したがって、対象法人の拡大を検討する際には、このような法人業務への影響等も考慮する必要がある。（法務省）</p>
<p>第7 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の所管に関する改正（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法、内閣府設置法、総務省設置法関係） 行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管してはどうか。</p>	
<p>第8 情報公開条例の扱い（行政機関情報公開法《新設》） 第5の1から3は、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。）の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟に準用する等の措置を講じてはどうか。</p>	
<p>その他</p>	<p>・開示請求事案の多くが定期的なものや同様の請求の繰り返しであるため、こうした事案に適切かつ効率的に対応するためにも、政府全体で共通のサーバを用意し、容量を確保するとともに、電子政府窓口等を通じて容易にアクセスできる環境を構築する等の措置が必要であると考え。（国土交通省）</p> <p>・特に開示・不開示の範囲の問題及び各手続における期限の問題については、実情等を踏まえた十分な議論がなされる必要があると考える。（法務省）</p>

情報公開法改正へ向けた枝野大臣素案に対する外務省意見

平成22年5月25日
外務省

1 外務省の基本的姿勢

- 国民を守り、我が国の国益を増進する力強い外交は、国民の理解と信頼の上に成り立つものであり、そのためにも、国民の「知る権利」の保障、積極的な情報公開が重要である。
- その一方で、国家安全保障や外交の分野では、少なくとも一定期間は情報を対外的に秘匿しておかなければならない場合も多い。
- このように、国民の知る権利と国家安全保障や外交交渉上必要な秘密の保全との間には一定の緊張関係が存在するため、両者の間の適切なバランスを取っていくことが必要である。
- 両者の間のバランスを取る具体策として、当省では、昨年から今年にかけて、いわゆる「密約」問題に関する調査を行い、これまで公表されてこなかった文書を数多く公開したほか、今後は「外交記録公開」の制度を確立し、作成後30年を経た文書については基本的に自動的に公開を行っていくこととしている。

2 総論的留意点

前頁の考え方に基つき、「情報公開制度の改正の方向性」のうち「国民の知る権利を保障し、より充実した国民参加を目指す」という今回の改正の趣旨を實質的に実現するために、外交関連の情報の公開実務を担当する現場の目線から、留意すべき点と考えられる具体的な代替策等の例を提示する。

(1) 外交情報の性質

- ▶ 安全保障や外交交渉の分野では「情報」が生命線。
- ▶ インテリジェンス情報を中心として厳格な守秘義務がかかる行政府の者のみを取り扱うことを担保しなければ入手できない情報がある。
 - 不用意に公開されれば、諸外国との信頼関係を損ない、また情報提供者の生命等に危険が及ぶ可能性。
- ▶ 我が国の情報公開制度の下でインテリジェンス情報等まで公開される可能性が高くなるという印象が対外的に広がれば、情報の収集に大きな困難を伴う。
 - 我が国の国益を著しく減じることになりかねない。
- ▶ 特に、我が国は米英他諸外国のような外事情報機関を有しておらず、在外公館を含む外務省がインテリジェンス情報を含む諸外国の情報を収集している。
 - 外務省内にはインテリジェンス情報を含め機微な情報が多数存在する。

● 前頁にも述べたとおり、国民の知る権利と秘密の保全の間に適切なバランスを取っていく必要がある。

(2) 實質的に知る権利を保障する制度構築の重要性

- ▶ 開示されることとなる情報の性質と、それを適切に開示するために踏むべき必要不可欠な手続を慎重に考慮して制度を構築する必要がある。
 - そうでなければ、例えば、行政機関での開示決定期限を短縮した結果、対象文書の審査に十分な時間をかけることができなくなり、結果として誤って開示することによる不利益を恐れて不開示とする例が増大したり、開示されるべきでない情報が開示されたりしう。

● 適切に制度構築されなければ、必要十分な審査ができなくなること等により、逆に知る権利を制限する結果に陥る場合が生じてしまう危険性がある。

3 不開示情報該当性判断の際の行政機関の長の判断を優先する規定の見直し(法5条3号)

留意すべき点

● (現状)

「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある」と行政機関の長が認めることにつき相当の理由]がある情報」

その性質上、不開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性があるため。＝他の情報と違う扱いを定めている諸外国の例あり【別紙1】

● 行政機関の長の判断を優先する規定を無くした場合、司法審査の場で裁判所が、法の適用を超え、「高度の政策的判断」(政治的判断)や「専門的・技術的判断」を行うことになる。

● このような「高度の政策的判断」や「専門的・技術的判断」を、行政機関の長の判断とは独立して裁判所が行っていく方式に変更する場合、現行のように行政機関の長の判断を優先する方式とする場合に比べ以下のような点があることに十分留意した上で、慎重に検討する必要がある。

▶「高度の政策的判断」として、裁判所が特定文書の特定の記載についての開示・不開示を、その時々々の国際情勢及びそれに対する政府の考え方を踏まえながら判断することが要求される

→最終的に政治的責任を負うことが想定されない司法部門が、「高度な政策的判断」を行うことの適否。

▶「専門的・技術的判断」として、機微な関連情報等も含めて事案の全体を理解した上で判断することが要求される

- ・ 特別管理秘密を取り扱う際のセキュリティ・クリアランスや罰則規定を含む裁判官・裁判所関係者の厳格な守秘義務の確保が必要。【裁判官の守秘義務につき別紙2】
- ・ 当事者等の一部が知り得ない情報を基に裁判所が判断することを可能にするため、裁判の公開原則に基づく現行の民事訴訟法の基本原則を変更することになる。

4 インカメラ審理の導入

留意すべき点

●インカメラ審理の導入は、行政側の準備書面作成の負担軽減にもつながり、審判の迅速化につながり得るメリットがあると考えられる。

●一方で、機微な情報に裁判官・裁判所関係者が触れることによるため、以下のような点が確保されないと、仮に情報の漏洩が起こった場合に国益が害されかねず、その導入には、慎重な検討が必要。

➢「専門的・技術的判断」として、機微な関連情報等も含めて事案の全体を理解した上で判断することが求められる

・特別管理秘密を取り扱う際のセキュリティ・クリアランスや罰則規定を含む裁判官・裁判所関係者の厳格な守秘義務の確保。

・当事者事者の一部が知り得ない情報を基に裁判所が判断することを可能にするため、裁判の公開原則に基づく現行の民事訴訟法の基本原則の変更。

3. 第5条3号の見直し

4. インカメラ審理の導入

開示・不開示の決定について、行政機関の長か、司法機関かどちらの判断を優先させるかという二者択一にするのではなく、両者を橋渡しするような代替案を講ずるのも一案。

【代替案の一例】

●情報公開・個人情報保護審査会を強化（体制強化、裁決機関化等）し、事後救済制度の中で司法審査の前置機関とする。

→事後救済制度の一本化により、行政・司法の無駄の削減にもつながり得る。

（事後救済制度の一本化は一案であり、他策を排除するものではない。なお、一本化して行政の無駄を省く観点からは、内閣総理大臣の措置要求制度は審査会の役割との重複がある点も念頭に、「措置要求制度」については慎重に検討すべきと考えられる。）

5 情報公開関連手数料の減額・減免

留意すべき点

行政機関を麻痺させる目的等悪意の開示請求や権利の濫用の濫用【別紙3の2.】に対する抑止が無くなるとの弊害が予想されるので、悪意の開示請求や権利の濫用を防止するための規定を新たに設ける必要がある。＝濫用防止を定めている諸外国の例あり。【別紙3の(参考)】

【具体策の一例】

- 開示請求者の情報公開請求権の濫用を禁止するための努力義務規定を設ける。
- 1回の開示請求で請求できる文書量や1人の請求者が請求できる件数について制限を設ける。
- 大量の開示請求が1部に集中した場合、開示請求受付を一時停止できる緊急避難措置を設ける。
- インターネットに掲載されている情報は開示請求の対象としない規定を設ける。

6 開示決定までの期限の短縮

外務省の考え方

- 過去に当省において特に期限延長を行った案件について、開示決定期限を超過し、期限を超えたことであらう開示決定が遅延する事案が多発した時期が相当期間にわたって続いていた。
- しかし、運用を抜本的に変更した結果、平成20年秋以降期限超過はなくなった。

この経験から、安易に期限延長を行わないことが、決定期限を遵守した適切な文書の開示を実現することになると考えている。

留意すべき点1

現状から判断して少なくとも当省の場合は原則14日以内、特例で相当の部分の開示後、60日以内に開示決定が行える案件は多くない。【別紙3の1.】

↓

行政庁としては審査のため十分な時間がないことから、とりあえず不開示とする案件が増加し、審査会や裁判所への業務の転嫁が起きる可能性大。

(法5条1号及び2号の情報を誤って開示した場合には、賠償請求に直結しうるため。また、法5条3号の情報を誤って開示した場合には国の安全等国益を害することになる等のため。)

留意すべき点2

業務の転嫁が発生した場合に、審査会や裁判所が行政庁以上に素早く判断を下すことを確保する必要がある。

↓

そうでないと、結果的に開示請求をした国民にとって開示決定までの期限は短縮されなくなってしまう。

【代替策の一例】

- 行政庁での開示決定期限の短縮化よりも、まずは安易に期限延長することのないよう、期限延長の条件を厳格化する方途を検討する。
- 具体的には、現行法第11条の特例延長を行う場合の条件を厳格化し、延長通知書に延長理由を現状より詳細に明記するようにする。
- (開示期限を短縮する場合には、例えば以下が必要と考えられる。)
- 行政庁・審査会、及び、裁判所の体制を抜本的に強化（人員増強）する。
- 1回の開示請求で請求できる文書量及び1人の請求者が請求できる件数の制限を設ける。

諸外国においても、国家安全保障情報等については、次のように、大統領命令による秘密指定制度や大臣認定書制度を設け、法の対象外 (exclusion) とし、又は裁判所は、初審的 (de novo) には審査せず、行政機関の長が開示の拒否の判断をする合理的な理由 (reasonable grounds) を有するかどうかを審査することと定めるなど、法の適用又は司法審査の關係で、他の情報とは異なる特別の考慮が払われている場合が少なくない。

① アメリカ 不開示及び適用除外

大統領命令による秘密指定がなされたものについては、裁判所は当該指定が実質的に秘密に値するものについて行われているかを審査することはできないという形式秘説が最高裁判所により採用された。

その後の法改正により、秘密指定が実体的、手続的に適正に行われているかにつき、裁判所が覆審的審査を行うことができることとなったが、連邦裁判所は、行政機関の宣誓供述書が十分に具体的であり、行政機関が不誠実に行動した形跡がない以上、正式審理に基づかず原告の開示請求を棄却する傾向にある。

不開示規定 (exemption) とは別に、対外諜報活動等の記録についての適用除外 (exclusion) の規定があり、行政業務上は、仮に存在しても存在しないと回答してもよい類型とされている。

② カナダ 不開示

国家安全保障情報についての不開示規定の司法審査は、不開示決定に合理的理由が存在するかどうかの審査に限定されている。

③ オーストラリア 大臣認定制度

国家安全保障情報については、不開示文書である旨の認定書を大臣が発行することができる。

この認定書が発行されたときは、行政不服裁判所は、当該文書が不開示文書であるという主張に合理的理由があるか否かについてのみ審査し得る。

行政不服裁判所が不開示とする合理的理由がないという判決をしたとしても、当該判決には、勧告的効果しかなく、当該大臣は、勧告に従わず認定書を取り消さないことも可能である。この場合には、議会にその旨を通知し、最終的には議会に対する政治的責任として処理する仕組みになっている。

認定書が取り消されない場合には、裁判所による司法審査権は及ばない。

④ ニーゼーランド 大臣認定制度

内閣総理大臣が、開示により国家安全保障を害するおそれがあると認定した場合は、オンズマンは、当該情報の開示を勧告することはできず、再考を促す勧告をし得ることとなる。

オンズマンの勧告が行われたときには、二十一職務日後からその勧告を遵守する義務が生じるとされているが、それまでに総督が枢密院令により別段の指示を行った場合はこの限りでないといわれる。

裁判所は、枢密院令の発行について、発行が行政情報に関する法律の規定により与えられた権限を逸脱している場合又はその他の法令違反の場合にのみ、その旨の命令を行うことができることとされている。

⑤ 韓国 適用除外

国家安全保障に関する情報及び保安業務を管掌する機関について、国家安全保障と関連する情報分析を目的に収集し又は作成された情報については、一般の情報の不開示規定と區別して、同法の適用除外とする旨の規定が設けられている。

裁判官の守秘義務について

1. 評議の秘密

【規定】

「評議は、裁判長が、これを開き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。」(裁判所法第75条第2項)

(罰則規定) なし。違反した場合には分限裁判による免職または弾劾裁判による法曹資格の剥奪等の処分を受ける可能性あり。退職後については、同法の規定は適用されるのであろうが、仮に違反したとしても、すでに裁判官の職を退いた者に対して分限裁判も弾劾裁判もできないため、何ら処分を科すことはできない。

2. 一般的な守秘義務

【規定】

「官吏服務規律」(明治20年7月30日勅令、昭和22年3月31日失効)

第4条1. 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトモ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

2. 法令ニ依ル証人鑑定人等ヲ為リ職務上ノ秘密ニ屬スル事項ヲ発表スルニハ本属長官ノ許可ヲ要ス

(罰則規定) なし。違反した場合には分限裁判による免職または弾劾裁判による法曹資格の剥奪等の処分を受ける可能性あり。職後については、同法の規定は適用される。

〔適用の根拠〕

「国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律」(昭和22年10月21日)

1 官吏その他政府職員の任免、叙級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給与に関する事項及び服務に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、従前の例による。但し、法律又は人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)を以て別段の定をなしたときは、その定による。

【参考1】国会答弁

●最高裁事務総局人事局長の答弁（昭和51年10月28日、参議院法務委員会、）

「裁判官につきまして現在も法律上は官吏服務規律が適用されるというふうに解しております。」

●司法制度改革推進本部事務局長の答弁（平成16年4月9日、衆議院法務委員会）

裁判官も、評議の秘密につきましては、裁判所法で守秘義務がございます。それから、一般的な守秘義務としては、大変古いものでございますけれども、勅令で、官吏服務規程ですか、たしか明治二十年ぐらいにできたものでございますけれども、この適用によりまして、守秘義務が一般的に課されている、こういう状況でございます。

ただ、罰則は、御指摘のとおりございません。

これは、裁判官につきましては、高度の職業倫理に基づき行動ができる、そういう期待ができるということ、あるいは、それを担保するものとして、弾劾裁判あるいは分限裁判というような手続が設けられておりまして、これらによってそのような義務違反を抑止することが十分に可能であるということとで刑罰が設けられていないというふうに承知をしております。

【参考2】国家公務員法の適用

国家公務員法に規定する守秘義務は、裁判官は国家公務員法で「特別職の国家公務員」と規定されていることから、国公法第100条が適用される「職員」（一般職の国家公務員）でないため、適用されない。

「情報公開制度の改革の方向性について」に関連する実務の現状

平成 22 年 5 月 12 日

外務省大臣官房総務課情報公開室

標記の改革の方向性に対する当省の意見を追って提出させて頂きたいと考えていますが、まず関連する当省の実務の現状につき、以下のとおり提出させて頂きます。

1. 開示決定にかかる期間について

改正案では、開示請求のあった日から14日以内に開示決定等をしなればならず、また、開示決定等の期限の特例を適用する場合においても、相当の部分につき開示決定等した日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等しなければならないことになっている点に関して、当省が要した開示請求に対する時間については、以下の表のとおりとなっている。

過去3年間において、外務省で開示請求処理に要した期間

処理日数	2007年度		2008年度		2009年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
30日以内	265	18.6	432	26.0	373	37.2
30日超60日以内	334	23.5	356	21.4	299	29.9
60日超90日以内	112	7.9	112	6.8	89	8.9
90日超120日以内	28	2.0	12	0.7	22	2.2
120日超	682	48.0	749	45.1	218	21.8
開示決定数	1421	100.0	1661	100.0	1001	100.0

2. 権利の濫用や大量の文書請求について

権利の濫用と思われる請求や、一度に大量の請求があったケースについては、現行の制度の下であっても法の枠内での適切な対応が困難になっている状況にある。

(1) 同一請求者から同一請求が繰り返し(3回以上)行われた件数

- ア 8回 1件
- イ 5回 2件
- ウ 4回 4件
- エ 3回 12件

(2) 大量請求の例

ア 1件当たりの文書量が多い例

1件の開示請求に対して、実際に開示実施を行った案件

開示対象ページ数	件数
1,001ページから2,000ページ	31
2,001ページから3,000ページ	3
3,001ページから4,000ページ	3
4,001ページから5,000ページ	1
5,001ページから6,000ページ	2
60,000	1
合計	41

イ 一度に複数の請求を行った例

同一日に同一請求者から、10件以上の請求があったもの。

09年度： 12例

22請求(1例), 15(1), 14(1), 12(2), 11(2), 10(5)

08年度： 28例

61(1), 41(1), 39(1), 35(1), 33(1), 23(1), 22(2), 21(2), 20(1),
18(1), 17(3), 15(2), 14(2), 13(2), 12(1), 11(1), 10(5)

07年度： 22例

47(1), 40(1), 29(1), 27(1), 26(1), 20(1), 19(2), 16(2), 15(1),
14(5), 13(1), 12(1), 11(1), 10(3)

(3) 柳原社労士グループのように、情報公開請求を行った文書を販売して商売している例もある。(別添資料参照)

(参考) 外国においては、権利の濫用等を排除することを制度上設けている例がある。

(出典：諸外国の情報公開法 (財)行政管理研究センター)

(1) イギリス

ア 公共機関に対する嫌がらせで行われる場合は、第1条(1)項の請求に応じる義務は課されない。

イ 公共機関が一の情報の請求に応じたことがある場合、その後同一の請求者から同様の又は実質的に類似の請求があっても、以前の請求への対応から合理的な期間が経過していない限り新たな請求には応じる義務はない。

(2) フランス

開示請求を受けた行政庁は、数量、反復的・組織的性格の点で、濫用的とみなされる請求について、これに応じる義務を負わない。

(3) ベルギー

以下に該当する場合は閲覧、説明又は写しの交付の請求を拒否することができる。

ア 請求が明らかに濫用に当たるとき

イ 請求内容が明らかに漠然としすぎるとき

(4) アイルランド

公共機関の長は、下記の場合、その請求を却下できる。

ア 請求を認めると、当該記録の数もしくは性質のため、又は当該情報の性質のため、おびただしい件数の記録の検索と審査が必要となる、あるいは当該の公共機関の業務に対する実質的かつ不当な干渉、またはその業務の中断を引き起こすような種類の当該記録の検査が必要となると長が判断する場合。

イ 請求が根拠薄弱なものである、または濫用もしくは同一の請求者又は協調して請求を行ったと認められる異なった請求者からの明らかに不合理な請求であると長が判断する場合

(5) オーストリア

情報公開は、その他の行政事務の処理を著しく害しない範囲においてのみ、行わなければならない。(中略)明らかに放埒な意図を持って請求が行われたときには、情報を開示してはならない。

(丁)

「外交記録公開に関する規則」骨子

【基本的考え方】

- 30年経過した文書は自動的公開を原則とする。
 - 非公開部分は真に限定する。
 - 30年経過文書は「移管」又は「廃棄」を原則とする。
 - (「延長」は原則行わない。)
 - 保存期限が30年未満の文書は「延長」又は「廃棄」を原則とする。
 - (外交記録公開推進委員会からの特段の要求等がある場合には「移管」も可。)
- 公開文書の歴史的意義等は「文書自体に語らしむ」との習慣を定着させる。

1. 外交記録公開審査の対象

(1) 作成から30年以上経過した行政文書

(イ) 昭和53年末までに作成された文書

(永年保存ファイルを含む)(約22,000冊)。

(ロ) 今後、30年の保存期間が満了するもの(約2,000冊/年)。

(2) 30年未満の保存期間が満了した行政文書

2. 自動的公開の原則(非公開部分の限定)

- 作成から30年以上経過した行政文書は、原則自動的に公開する。
- 非公開部分は、現時点及び将来的に具体的な悪影響が生じるものに限定する。情報公開法及び公文書管理法の関連規定を踏まえ、例えば、以下の情報が想定されるが、以下に該当するものでも非公開とする部分は真に限定。

(1) 個人に関する情報(個人の権利利益を害するおそれがあるもの等)

(2) 法人等に関する情報(正当な利益を害するおそれがあるもの等)

(3) 国の安全、他国との信頼関係等が現時点及び将来的に損なわれるもの。

①現時点及び将来的に国家の安全保障等に悪影響を与える情報

②現在及び将来的な交渉に悪影響を与える情報

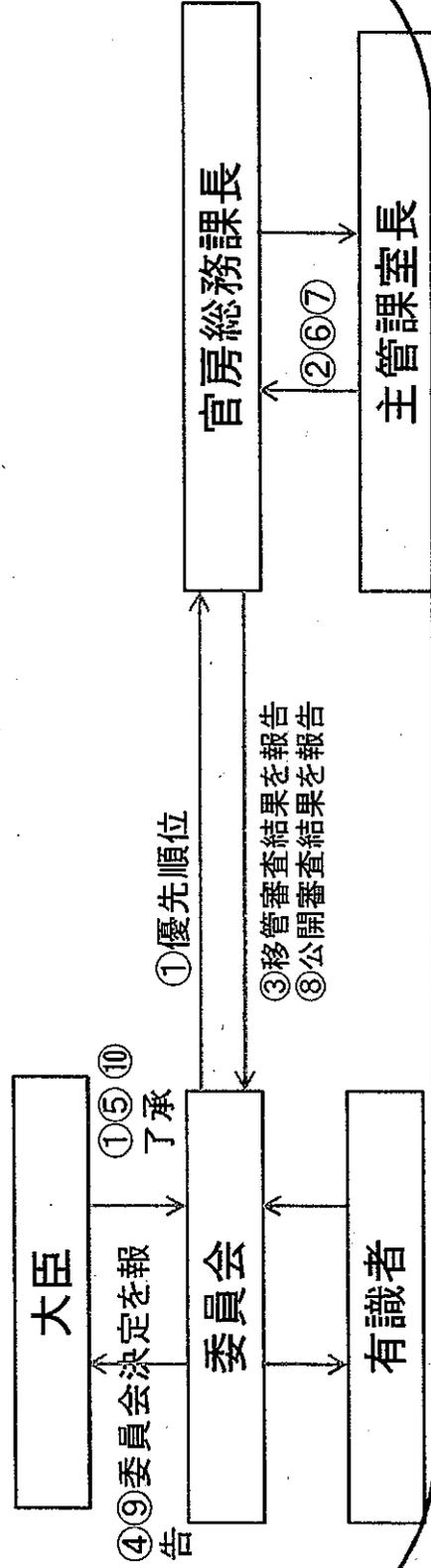
等

3. 非公開部分に関する判断の流れ

- 一次審査: 官房総務課にて外務省OBも活用しつつ一次的判断を行う。
- 二次審査: その上で、主管課室にて念のため必要最小限の確認を行う。
- 最終判断: 外交記録公開推進委員会(以下、委員会)が妥当性を判断し、大臣の了承を最終的に得る。

4. 既に30年以上経過した行政文書の公開手続(1.(1)(イ)の文書)

- ①委員会が、公開審査の優先順位を決定して、大臣の了承を得て、官房総務課長に通知する(委員会の各種決定においては、有識者の意見を求めることができる。)
- ②官房総務課長は移管審査を行い、廃棄・移管について判断する。(原則として延長は行わない。)
- ③・④・⑤官房総務課長は審査結果を委員会に報告し、委員会はその妥当性を判断する。委員会は、大臣に報告し、その了承を得る。
- ⑥官房総務課長は、一次審査を行う。主管課室長は、期限を定めて二次審査を行い、結果を官房総務課長に報告する。
- ⑦官房総務課長が必要と認める場合は、非公開部分について、主管課室長に対して、再審査を指示できる。
- ⑧官房総務課長は、外交史料館の意見も踏まえ、公開審査結果(公開ファイルの非公開部分、廃棄)を委員会に報告し、委員会はその妥当性を判断する。
- ⑨・⑩委員会は決定を大臣に報告し、その了承を得る。▶公開



5. 今後、30年の保存期間が満了する行政文書の公開手続(1.(1)(ロ)の文書)

①官房総務課長及び主管課室長は、外交史料館の意見も踏まえ、移管審査により、移管又は廃棄を判断する。(原則として延長は行わない。)

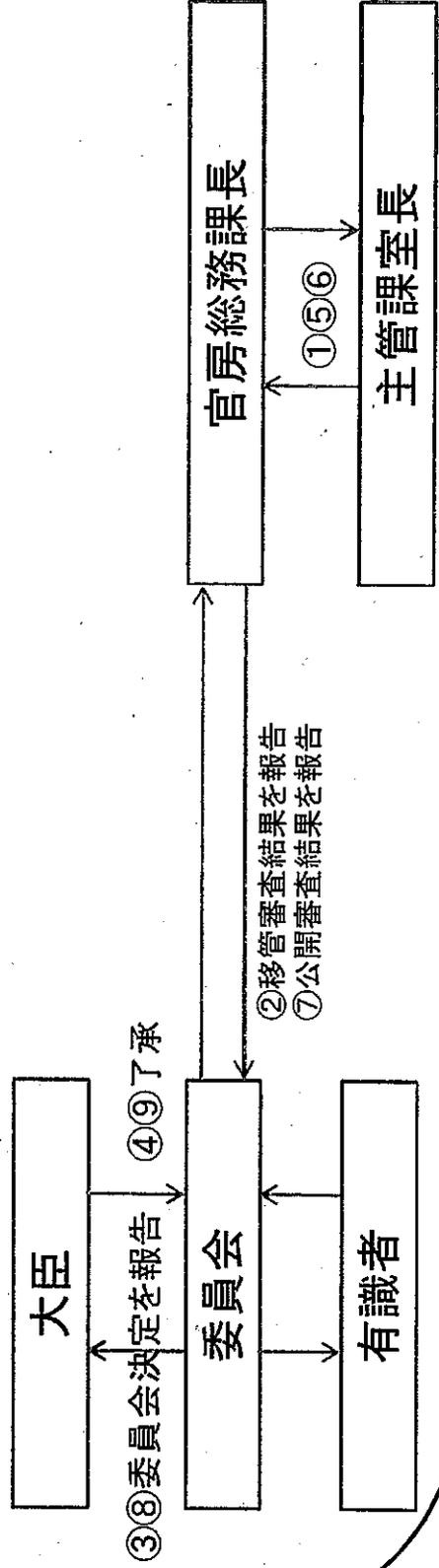
②・③・④官房総務課長は審査結果を委員会に報告し、委員会はその妥当性を判断する。委員会は、大臣に報告し、その了承を得る。

⑤官房総務課長は、移管審査の結果、移管と判断した文書の一次審査を行う。主管課室長は、期限を定めて二次審査を行い、結果を官房総務課長に報告する。

⑥官房総務課長が必要と認める場合は、非公開部分について、主管課室長に対して、再審査を指示できる。

⑦官房総務課長は、外交史料館の意見も踏まえ、公開審査の結果を委員会に報告し、委員会はその妥当性を判断する。

⑧・⑨委員会は決定を大臣に報告し、その了承を得る。 ⇨ 公開



6. 30年未満の行政文書の公開手続(1. (2)の文書)

官房総務課長及び主管課室長は、外交史料館の意見も踏まえ、移管審査により主として保存期間の延長又は廃棄を判断する。

(外交記録公開推進委員会からの特段の要求等がある場合には「移管」も可。)

→移管をすることとなる場合には4.の流れと同じ。

7. 行政文書の廃棄手続

(1)既に作成から30年以上経過した行政文書

官房総務課長(主管課室長)が移管審査及び公開審査において、外交史料館の意見も踏まえ、廃棄の是非につき初歩的な判断を行う。

(2)今後30年の保存期限が満了する行政文書

官房総務課長及び主管課室長が移管審査(保存期間満了の前年の9月に開始)及び公開審査において、外交史料館の意見も踏まえ、廃棄の是非につき初歩的な判断を行う。

(3)保存期限30年未満の行政文書

官房総務課長及び主管課室長が移管審査(保存期間満了の前年の9月に開始)及び公開審査において、外交史料館の意見も踏まえ、廃棄の是非につき初歩的な判断を行う。

→いずれも廃棄相当と判断される文書のリストを委員会に提示し、委員会がその妥当性を判断し、最終的に大臣の了承を得る。

8. 行政文書として保存期間を延長した文書及び非公開部分のその後の扱い
→5年が経過した時点で、官房総務課長及び主管課室長が移管審査及び公開
審査を改めて行う。

9. 対外公表方法

→公表の手続を終えたものから、ファイル名を定期的に対外公表し、外交史料
館で閲覧できるようにする。

(現在の霞クラブのみに限定したエンバーゴ付きの公表方式を改め、すべてのプレス・学者等が同
時に公表情報にアクセスできる「静かな公開方式」とする。)

(注)本件規則は、公文書管理法施行(平成23年4月予定)に伴い、関連の政令等
との整合性を図るため一部見直しを行う必要があるものと思われる。

情報公開法の運用に関するアンケート集計結果

2010. 5. 26 職員の声担当室

職員の声担当室では、平成22年5月中、関係省庁の情報公開担当部局に対してアンケートを実施し、合計32の回答を受領した。その集計結果は以下のとおり。

1 開示請求がなされてから、開示決定までの標準的な作業プロセス。

【開示決定等までの標準的作業プロセス】

情報公開窓口にて受理（必要に応じて求補正） → 文書保有部局へ連絡 → 担当者による文書特定（必要に応じて求補正、第三者意見照会） → 担当者による文書収集（不開示情報の特定、判例・答申の調査等含む） → 決裁（※1） → （情報公開担当課室長・大臣官房関係課等合議） → 開示・不開示決定

※地方支分部局、地方事務所等で受理する場合、地方事務所等の長の決裁のほか、本省の情報公開担当課（秘書課、文書課等）との協議がなされるのが通例。

※1 決裁者について

- ① 政務三役による決裁（あるいは説明）を行っている例（7回答）
- ② 案件の重要度に応じて決裁者を区別している例（5）

【不服申立から裁決・決定まで（諮問を含む）の標準的作業プロセス】

情報公開窓口にて受理 → 原処分をなした担当部局課等へ連絡 → 諮問のための理由説明書等作成 → 決裁 → 審査会へ諮問 → （審査会の求めに応じ意見書提出） → 答申 → 決裁 → 裁決・決定

2 不存在を理由とする不開示決定の判断につき客観性を確保する取組み

【不存在の判定につき、客観性を担保する仕組みがある場合、その内容】

1. 情報公開担当課室等による再確認（18）

開示請求に対応する文書保有部署の判断に加えて、情報公開室長合議の際に、不存在とした根拠（最初から作成しなかったのか、探索したのであればどのような探

索(方法、範囲等)を行ったか)を再度確認している。

2. 決裁過程における不存事実の確認(1)

3. 政務三役への説明(1)

毎月一度、本省及び地方支分部局等における情報開示の受付状況及び処理状況を、不存を理由とする不開示決定の場合はその旨を明記した上で、一覧表で政務三役に説明。

4. 必要に応じて他部局への照会を実施(1)

文書が存在しないことを確認するため、情報公開担当課室において、省内の各部局に対し、文書の有無について照会を行う場合がある。

3 裁量的開示(7条)がなされる場合のプロセスの実態

【裁量的開示(7条)を行う場合のプロセス】 実例が少ない

1. 他の開示決定と同様(24)

2. 高次の決裁者による決裁を実施(6)

3. 裁量的開示の判断基準を策定(1)

4 文書保有部局で情報公開に対応する人員が標準的な分量の開示請求に対応するために要する時間の目安

【文書保有部局で対応する人員が標準的な分量の開示請求に対応するために要する時間の目安】

※ 補正を経た特定後の文書(開示・不開示の判断を要する文書)の量が100枚前後である場合を前提として、文書保有部局の職員一人が開示請求対応業務を担当する場合に要する時間の目安(補正を経た特定後の文書の量50枚前後を前提とする回答については、要する時間を単純に2倍とし、また同200枚前後を前提とする回答については、要する時間を2分の1として計算。)

概ね24時間(3営業日)を費やす(1)

概ね32時間(4営業日)を費やす(4)

概ね40時間(5営業日)を費やす(1)

概ね48時間(6営業日)を費やす(1)

概ね56時間(7営業日)を費やす(1)

※ なお、上記はあくまで開示請求対応業務のみに費やす時間の凡その目安について回答を求めたものであり、実際の開示請求対応に要する「期間」とは異なるものである。

いずれの回答も、実際の開示請求対応業務は、職員が通常業務を行いながら、開示請求対応業務に従事すること、決裁待ちの期間のように作業以外の時間的要素が存在することから、長期とならざるを得ない旨の記載がなされている。また、特に第三者の文書が含まれていた場合の第三者意見照会は、第三者に1週間程度の回答期限を設け対処するため、意見書を回収するのに10日～14日程度を要する旨の指摘もなされている。

5 各省庁における情報公開担当と、文書管理担当との連携状況等（複数回答）

1. 文書管理者による日常の文書管理の徹底（7）

文書管理者は、課等の保有する行政文書の管理の徹底等を業務として行っており、文書管理者が作成した行政文書ファイル管理簿は、開示請求者が対象文書を特定する際に利用されている。

2. 特になし、あるいは連携作業は限定的である（7）

3. 開示請求の都度、文書所在の確認を実施（6）

開示請求の都度、文書特定を適正に行うために、文書管理担当者に当該文書の所在について確認を行う。

4. 文書管理者による決裁・連携（6）

個々の開示請求に際して、開示等決定を行う際には必ず文書保有課において文書管理者が決裁を行っている等。

5. 必要に応じて検索の協力を行う等（2）

開示請求を受けた担当課内で当該文書が保管されておらず、文書管理担当部署の書庫において一括保管されている書類については、担当課からの申し出に基づき、当該文書の検索を行い、貸出しを行っている等。

6. 文書保有部局の文書管理担当者を、原則として当該部課における情報公開担当職員としている。（1）

6 不存在決定の場合の理由の内訳

平成20年度	
・保存期間満了による廃棄ないし移管	9.0%
・保存期間満了前の廃棄	0.0%
・文書をそもそも作成・取得していない	86.1%
・行政文書としては作成・取得していない	3.2%
・その他（理由不明・検察庁に押収）	1.7%

※内訳の記載があった15の回答につき、加重平均値を記載している。

平成19年度	
・保存期間満了による廃棄ないし移管	1.0. 5%
・保存期間満了前の廃棄	0. 0%
・文書をそもそも作成・取得していない	83. 0%
・行政文書としては作成・取得していない	1. 9%
・その他（ ）	4. 6%

※内訳の記載があった15の回答につき、加重平均値を記載している。

7 開示決定等をするに当たり時間を要する作業等について（複数回答）

（1）時間を要する作業

・文書特定・収集作業（18）

文書の請求範囲が広く、担当部署が多岐にわたる場合。文書の特定作業において、何年も前まで遡らなければならない場合等。

・開示・不開示の判断（過去の答申調査含む）（16）

特に、過去に前例のない開示請求事案であって、不開示情報に該当する可能性のある箇所が多く見られる文書の場合等。

・開示請求書の補正（9）

開示請求書の補正を求める場合、開示請求者に連絡を取り、補正の参考となる情報等を郵送により送付するなどの情報提供等を行っており、開示請求者に補正の同意を得るまでに時間を要している等。

・第三者情報が含まれている場合の公開についての確認作業（7）

第三者の情報が含まれている文書について意見照会が必要な場合、特に照会する文書が大量である場合や複数の法人に意見照会が必要な場合は多くの時間を要する等。

・特殊な文書の開示・不開示の判断（4）

危機管理、安全保障を主要な任務としており、これらにかかる開示請求があった場合、不開示情報該当性の審査に多くの時間を要している。

保有する行政文書には、古いものが多く存在するが、これらは情報公開法への対応を前提とした現在の文書管理規則ではなく、過去の規則に基づいて編纂、保管されており、また、日常的に使用していることもないため、探索に時間がかかる。

秘密指定のなされた文書が非常に多く、交渉相手国や情報提供元との関係も考慮

しながら事案の全体を理解した上で一枚一枚開示・不開示の判断を行うことが必要であり、時間がかかることが多い。

外国人の氏名・肩書き等が第5条第1号の個人情報に当たるかどうか(公表慣行があるか否か)を判断するだけでも日本人の場合よりも時間がかかることが通例。

- ・ 開示請求に係る行政文書の複写作業(2)

- ・ 他の行政機関との協議(2)

情報公開制度の適用対象ではない機関(衆参両院事務局、国立国会図書館、最高裁判所事務総局等)から提出された文書に対する開示請求があった場合等。

(2) 結論が開示決定、部分開示、全部不開示のいずれであるかにより、時間のかかる作業内容に違いはあるか。

- ・ 部分開示をする場合の不開示部分の特定(墨塗り作業含む)には時間を要する。(11)

- ・ 結論が開示決定、部分開示、全部不開示いずれになる場合にも、時間のかかる作業の内容に差異はない。(9)

- ・ 開示決定の場合は、不開示情報該当性の審査が不要なため、部分開示、全部不開示に比べその分所要時間が少なくなる。(1)

8 開示決定等に関する業務を効率化するための意見

- ・ 繰り返し請求される文書の情報提供

開示請求事案の多くが定期的なものや同様の請求の繰り返しであるため、こうした事案に適切かつ効率的に対応するためにも、政府全体で共通のサーバを用意し、容量を確保するとともに、電子政府窓口等を通じて容易にアクセスできる環境を構築する等の措置が必要であると考えます。

- ・ 同一請求の蒸し返しを制限する

開示等の決定後(審査会の答申を踏まえた決定を含む。)、直ちに同じ内容の開示請求が繰り返される場合など、開示請求の必要性が乏しく、権利の濫用と判断されるときは直前の開示請求から一定期間が経過していないもの限り新たな開示請求に応じないことができる旨の例外規定を設ける。

- ・ 作業負担の大きい事例の処分方針の策定

極めて大量の開示請求や形式上の不備がある請求など行政庁における作業負担が大きいものについて、対応指針や処分の方針を示していただければ、業務の効率化に資すると思われる。

- ・法施行後の文書については決定までの期限設定に差をつける

情報公開法施行前に作成・取得された文書については、その編纂・保存のあり方が情報公開に備えたものとなっていないことを踏まえ、法施行後の文書については決定までの期限設定に差をつける（具体的には期限延長の条件をより厳格にする等）ことにより、法施行後の文書だけでも決定の迅速化に資すると考えられる。

- ・諮問に要する書類の簡素化

審査会への諮問に当たって、新たな書類を作成することなく（又は非常に簡単な書類で）諮問することが出来れば、諮問に向けたプロセスが迅速化すると考えられる。

- ・文書管理ないし文書管理システムの改善（3）

開示請求に係る行政文書の特定に時間を要することから、普段の文書管理を徹底することは効率化の前提条件になると考える。

電子ファイリングシステム等は、技術的に可能ならば既存の総合的文書管理システムとの連携が図られ、行政文書の作成・取得から情報公開を含む利活用、廃棄に至るまでの文書のライフサイクル全体が効率的、整合的に図られる形が望ましいと考えられるところであり、これらの検討を政府全体の統一的な取組みとして行っていただきたい。

- ・開示不開示の判断に資するデータベースの構築

開示請求の実績について、可能な限り各府省庁横断的なデータベース（開示・不開示の結果・その内容）を設けられれば、作業が効率化されると思われる。

- ・実施手数料算出方法の改善

分量の多い文書について請求者が電子媒体での開示を求めている場合であっても、実施手数料算出のために紙で開示した場合の枚数を数えなければいけない点については、改善の余地はないか。

9 大量請求等特徴的な開示請求の例

(1) 一回の請求で大量の文書につき開示請求があった例

- ・ 特定開示請求者が、特定の省庁から提出されるすべての計算証明書類を開示請求対象とするなどして、延べ1200万枚を超える書類に関して、数次に渡り開示請求（いずれも協議のうえ提出元に移送。移送先にて対応中）
- ・ 一つの地方出先機関が実施した特定の業務に関する調査結果の過去2年度分に関する文書（約13万ページ）について、開示請求があり、法11条を適用し、情報開示作業を担当する職員の業務負担を勘案して、実作業日約1,100日をかけて部分開示することとした。
- ・ 所管の約600法人の財務書類等（A4判約8,500枚）の開示請求があり、一部不開示部分があったため、開示決定が終わるまで、約9か月を要した。
- ・ 物品管理関連資料約5万2千枚の開示請求（H20年度請求、決定等2年延長）。
- ・ 対象文書の作成期間が15年間に渡り、対象文書がファイル約180冊になった交渉の記録に関する請求（最終開示頁数（部分開示を含む）は約60,000ページ）。
- ・ 一件の開示請求により、一つの大量の行政文書について開示請求がされた例としては以下のようなものがある。
 - 過去に処理した審理事例（約18,000枚）
 - 事務処理を定めた通達（約3,000枚）
- ・ 1件の請求で、対象となる行政文書が計9,769枚という案件あり。うち実際に開示の実施申出がされたのは130枚のみであった。

（2）特定の開示請求者による繰り返し請求の例

- ・ 同一の部署に対する開示請求が頻繁に繰り返されるなど、開示請求の必要性が疑われる請求がなされた例（ほぼ同じ開示請求件名である特定の請求が、反復的に繰り返される一例）
 - ① 業務資料 H15年以降、約20回、一部開示、約5千枚、不服申立あり
 - ② 研究資料 H14年以降、約10回、一部開示、約20枚、不服申立あり
 - ③ 業務資料 H14年以降、約10回、一部開示、約1千枚、不服申立あり※これらの請求のほとんどは、請求者から不服申立がなされ、審査会の審査において妥当の答申を受けたものについても継続的に請求がなされている。
- ・ 同一請求者から同一文書に対する請求が繰り返し9回行われた例（1件）、5回

なされた例（2件）等

- ・ 特定の個人による長期間にわたる開示請求（地方支分部局の例）

特定部署における1945年度から2000年度までの55年間に特定業種に対してなされた調査、指導、相談、講習等にかかる文書の開示請求。

(3) その他

- ・ 開示実施後、発議台帳、発送台帳に記載のある通知文書を開示請求。

毎年1回（約60件：密接関連性のあるものをまとめた上での件数。全体で約1,500枚）の頻度で開示請求を行い、開示した文書をHPで宣伝、販売している。

- ・ 特定の個人による特定事業の申請にかかる開示請求（地方支分部局の例）

管内における特定事業の申請確認のための証明書類のすべてとして、2年度分の計約10,000件にわたる開示請求。

- ・ 開示請求者の多くは、工事積算の参考等に資するため、工事設計書の開示請求をしている状況にある。最近では工事設計書の開示請求において、十数件を一度に請求されるケースが多くなっている。（事例：29件の工事を一度に請求）また、上記のケースにおいて、ほとんどが道路工事関係であり、道路担当部署の負担が増大している。

- ・ 課税処分を受けた納税者から、調査担当者に関する情報が記載された行政文書（出勤簿、旅行命令簿等）を、執拗に開示請求された事例。

- ・ 文書の名称について、「一切」との表現を用い、波及するものすべてを開示請求文書であると主張し、結果として重複文書、枝葉文書を含めて膨大なものになる例がある。該当例では、「一切」との表現を用いて再三にわたり開示請求を重ねた結果、過去行った一連の開示決定等に関する起案文書も開示対象となり、結果として同一文書を複数通開示することとなり、開示文書を増大させている。

以上

平成 22 年 5 月 26 日
情報公開・個人情報保護審査会事務局

「諮問庁の判断は妥当でない」とした 審査会答申（平成 20 年度）について

（行政透明化検討チーム第 2 回検討会配布資料 3 - 2 「総務省参考資料」44 ページ及び 53 ページ関連）

1 各省庁・独立行政法人等別内訳

（1）行政機関情報公開法に係るもの（計 27 件）（上記資料 44 ページ関連）

・金融庁	1 件
・法務省	12 件
・財務省	1 件
・文部科学省	1 件
・厚生労働省	6 件
・国土交通省	3 件
・環境省	1 件
・防衛省	2 件

（2）独立行政法人等情報公開法に係るもの（計 6 件）（上記資料 53 ページ関連）

・預金保険機構	1 件
・大学入試センター	1 件
・雇用・能力開発機構	2 件
・国立大学法人一橋大学	2 件

2 該当する答申の具体例

- (1) 全部不開示の原処分について、全部開示すべきとしたもの（平成20年度（独情）答申第39号（平成14年度から18年度までの大学入試センター試験の「倫理」の設問ごとの正答率が分かる文書の不開示決定に関する件）（諮問庁：独立行政法人大学入試センター））

「・・・諮問庁が、設問の正答率を公にすることにより試験問題の形式や出題傾向が予測され、大学入試センター試験に関する事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしながら、何らその具体的な根拠を示していない以上、当該「おそれ」が、単なる危惧感を超え、法的保護に値する蓋然性の域に至っていると言うことはできない。そして、このことは、「倫理」の設問についても同様であるほか、本件対象文書（注：平成14年度から18年度までの大学入試センター試験の「倫理」の「設問別得点率」の表）においては、正答率が小数点以下4桁という詳細な数字で表されているものの、これを公にすることにより上記の蓋然性が高まるとも認められない。

また、本件対象文書には、各設問ごとの正答率以外に大問ごとの得点率が記載されているが、各科目とも、設問ごとの配点が公表されていることから、各設問の正答率が分かれば算出できる情報である。

さらに、本件対象文書に記載されている、人数及び総平均点は既に公表されている情報であり、表題、試験区分、科目、表頭及び表側に記載されている情報も、本件対象文書の内容から明らかな情報である。

以上により、本件対象文書は、そのすべてを公にしても、諮問庁の主張する、大学入試センター試験に関する事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、法5条4号ハに該当せず、開示すべきである。」

- (2) 一部開示の原処分について、不開示とされた部分を開示すべきとしたもの（平成20年度（行情）答申第325号（平成15年度予定価格調書の一部開示決定に関する件）（諮問庁：法務大臣））

「各購入物品の本件予定価格は、これらを公にすることにより、将来の同種又は類似の契約において、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるおそれがあり、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

次に、上記の各購入物品の消費税額及び予定価格から消費税額を控除した金額も、その不開示理由は、これらを公にすると、本件予定価格が算出されるということにあるところ、本件予定価格を公にしても、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは認められないから、これらを公にすることにより、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件予定価格、消費税額及び予定価格から消費税額を控除した金額は、法5条6号ロの不開示情報に該当せず、開示すべきである。

(年度が違う対象文書につき、同様の判断をした答申がこのほか2件ある。)

(3) 不存在を理由とした不開示決定について、妥当でないとしたもの(平成20年度(独情)答申第84号(特定センターの職員のセクハラ行為の有無に関する調査等の記録等の不開示決定(不存在)に関する件)(諮問庁:独立行政法人雇用・能力開発機構))

「・・・処分庁が、異議申立人の意思を十分にしん酌せず、形式的に組織上存在しない「セクハラ委員会」に係る文書のみを開示請求の対象として捉えたのは狭きに失するという外はなく、本件対象文書については、センターにおけるセクハラに係る調査活動一般の記録と解すべきであったと認められる。

そこで、当審査会の事務局職員をして諮問庁に対し、当該活動記録に関連する文書の保有の有無について確認させたところ、「特定訓練生(特定科7月生)の件」及び「平成17年特定日のセンター職員と特定訓練生との面談記録」を保有しているとのことであった。」

「以上のことからすると、「特定訓練生(特定科7月生)の件」及び「平成17年特定日のセンター職員と特定訓練生との面談記録」は、センターにおけるセクハラに係る調査活動の記録であり、本件対象文書に該当するものであると認められるため、これらを対象として改めて開示決定等をすべきである。

(4) 一部開示の原処分について、改めて文書を特定の上、開示決定等すべきとしたもの(平成20年度(行情)答申第329号(防衛庁国家緊急事態対処検討委員会の庶務担当部局が作成又は入手した文書の一部開示決定に関する件(文書の特定))(諮問庁:防衛大臣))

「当審査会において(防衛庁国家緊急事態対処検討委員会)設置要綱を確認したところによれば、その第8から、事態対処法制検討チームの庶務担当部局が検

討委員会の庶務担当部局と同一であること、また、同第3及び第4から、検討チームの検討結果や検討のための資料は検討委員会に報告又は提出されることが規定されていることが認められる。仮に諮問庁において、検討委員会に係る文書と検討チームに係る文書とを別々に分けて管理していたとしても、このような設置要綱の規定内容を踏まえれば、それらはいずれも検討委員会の庶務担当部局が作成又は入手した文書と捉えることが適当であり、開示請求の文言を開示請求制度の目的に沿って合理的に解釈するとき、本件特定は、開示請求の意図を限定的に解釈しすぎたものであって、不十分であったと認定せざるを得ない。

したがって、検討チームが収集又は作成した45文書は、本件対象文書に該当すると認められるので、これらの文書を特定の上、改めて開示決定等を行う必要があると認められる。」

- (5) 行政文書非該当を理由とした不開示決定について、妥当でないとしたもの
(平成20年度(行情)答申第239号(入国・在留審査実務の手引の不開示決定に関する件)(諮問庁:法務大臣))

「本件対象文書(注:東京入国管理局が保有する「入国・在留審査実務の手引」)は、…他の組織共用性のある文書とともにキャビネットに保管されていたから、依然として組織的に利用され得る状態で保管されていたと言うべきである。そこで、このような保管状況等に照らすと、たとえ事務連絡により審査実務手引を処分するよう指示がされており、本件対象文書は廃棄処理を失念したもので、これ以外に残存する審査実務手引はなく、また、審査実務手引の内容のうち必要な部分が改訂版に編集し直され、平成15年9月以降は本件対象文書を職員が参照する必要性がなくなり、総務課が本件対象文書を使用する必要がなかったとしても、これら事情によって本件対象文書が組織共用性を失ったと解することはできない。

したがって、本件対象文書は、法2条2項の行政文書に該当すると認められるから、これにつき改めて開示決定等を行うことが相当である。」

- (6) 存否応答拒否の原処分について、妥当でないとしたもの(平成20年度(行情)答申第279号(特定会社の調査における化学物質測定データの不開示決定(存否応答拒否)に関する件)(諮問庁:環境大臣))

「…当審査会において、本件環境調査の調査結果につき、処分庁がホームページ上で公表している「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会(第

1回)」(平成17年4月20日)の資料3「A事案の区域である特定区域における環境調査の結果について」の記載内容を確認したところ、当該資料には、更に参考資料として、特定市町村名及び特定旧軍施設名が記載され、公知の情報である本件跡地において本件環境調査が完了した土地が図示されており、特定会社の土地についても、当該土地が特定会社の所有に係るものである旨は示されていないものの、本件跡地に含まれる形で図上に明記されていることが認められる。

そうすると、処分庁が自ら公表している本件環境調査が完了した土地を示す上記図と、市販されている地図を照合することにより、特定会社の土地に本件環境調査が実施されたという事実が存することは、何人にとっても明らかであるから、本件開示請求時点において、慣行として公にされている情報であったと言わなければならない。

したがって、本件存否情報(注:特定会社の土地に本件環境調査が実施されたという事実の有無)は、法5条2号口の不開示情報には該当しないと認められることから、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件対象文書の開示請求を拒否したことは、妥当ではない。

(7) 聴聞の経緯を踏まえた原処分について、違法であるとしたもの(平成20年度(行情)答申第102号(岩国刑務所組織図(平成19年2月1日現在)の一部開示決定に関する件)(諮問庁:法務大臣))

「当初決定は、情報公開法3条に基づく審査請求人の開示請求に対する、岩国刑務所に勤務する医師の氏名等を開示する決定であるから、行政手続法上の許認可等(同法2条3号)に該当するものである。そして、原処分は、上記のとおり、当初決定を取り消すものであるため、同法13条1項1号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当する。そこで、処分庁は、原処分を行うに当たっては、同条2項の除外事由等がない限り、同条1項1号に基づき、審査請求人に対して聴聞手続を行うべきであったところ、諮問庁の説明によれば、処分庁は、このような除外事由等がないにもかかわらず、原処分を行うに当たり、審査請求人に対して聴聞手続を行わなかったのであるから、原処分には手続上の瑕疵があると言わなければならない。

「以上のとおり、原処分に至る手続は行政手続法13条1項の規定に反する違法なものであり、既にこの点において、原処分は取消しを免れないものである。

主要論点について

行政刷新会議事務局職員の声担当室

第2 開示・不開示の範囲関係

【大臣案のポイント】

- ①公務員等の職務遂行に係る情報⇒氏名も原則開示
- ②法人等が行政機関・独法等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報⇒不開示情報から削除
- ③公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等のある情報⇒「おそれがある情報」に
- ④審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報」⇒不開示条項から削除
- ⑤部分開示⇒不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分を区分することが困難である場合を除き、部分開示を実施

【参集者・各府省からの意見ポイント】

- ①公務員の氏名関係
 - ・「慣行として公にされているもの以外の開示は当該職員本人及び家族への嫌がらせなどを惹起(警察庁ほか)
 - ・平成17年8月3日の連絡会議申し合わせの観点を反映させるべき(藤原氏)
- ②法人情報関係
 - ・行政への情報提供に悪影響のおそれ(経済産業省ほか)
 - ・6号支障を膨らませることと本規定を残すことのプラスマイナスを考えるべき(藤原氏)
- ③国の安全、公共の安全等に関する情報関係
 - ・当該情報に該当するかは、高度に政策的な判断を伴い、専門的・技術的判断を要するため、行政機関の長の一次判断を尊重すべき(法務省ほか)
 - ・現行規定の適用範囲を事項的に限定する改正が考えられる(松村氏)
 - ・例えば「(明らかな)おそれがある」と行政機関の長が「認めるに足りる十分な理由」がある情報」というような修正等、現行法の要件を絞る考え方もあるのではないか(藤原氏)
- ④審議・検討情報関係
 - ・審議、検討中の情報が公になった場合、国民の誤解や憶測を招くなどして、不当に混乱を生じさせるおそれがある(警察庁ほか)
 - ・本規定を改正しても、6号支障の解釈でカバーできるのではないか(藤原氏)
- ⑤部分開示
 - ・いわゆる独立一体説に関して、判例上個人情報以外について部分開示が制約されるおそれがあるのであれば、何らかの法改正が考えられる(松村氏)

【国民の声・職員の声のポイント】

- ②法人情報関係
 - ・開示すると信義則に反することとなる(国民)
 - ・開示対象となると、企業等との共同研究活動が大幅に縮小されていく(職員)
- ④審議・検討情報関係
 - ・検討中の情報の開示により国民の議論を喚起すべき(国民)
 - ・検討段階の情報が公になれば、様々なバイアスがかかり、中立・公平な政策決定の阻害要因となる(国民)
 - ・含まれている事業者に関する不確実なマイナス情報まで開示されると当該事業者への権利侵害にあたるおそれがある(職員)
- ⑤部分開示
 - ・原則公開ということとを、運用を含むルールで示してほしい(国民)
 - ・開示する部分について一律に判断ができる基準が必要(職員)

【議論の方向性】

- ①公務員氏名⇒平成17年8月3日の申し合わせとの関係、プライバシー型規定の是非
- ②法人情報関係⇒行政への情報提供への影響をどう考えるか
- ③国の安全、公共の安全等に関する情報関係⇒現行規定において広汎に認められる行政機関の長の裁量をどう厳格化するか
- ④審議・検討情報⇒本規定を残すことと、削除した上で、必要がある場合6号支障の解釈によりカバーすることの比較
- ⑤部分開示⇒いわゆる独立一体説についてどう考えるか

第3 開示請求から実施までの手続き関係

第4 審査会への諮問等関係

【大臣案のポイント】

- ①不開示決定をすべき⇒決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由を書面により示す
- ②行政機関の長が全部不開示としたとき⇒内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣が特に必要があると認めるときは、措置要求できるとする
- ③開示決定等⇒14日以内、期限の特例を適用する場合⇒相当部分を開示決定等した後60日以内、審査会への諮問⇒14日以内に短縮する
- ④期限を徒過した場合⇒不開示決定をしたものとみなす
- ⑤手数料⇒開示請求手数料を原則廃止、開示実施手数料を引き下げ
- ⑥審査会を裁決機関とすることについて検討する

【参集者・各府省からの意見ポイント】

- ①不開示決定時の理由付記関係
 - ・行手法8条の理由付記と同じ程度か、それ以上かを具体的にすべき(藤原氏)
- ②内閣総理大臣の措置要求関係
 - ・7条の公益開示との関係を整理すべき。また、適用案件の絞り込みをどうするかについて検討する必要がある。(藤原氏)
- ③開示決定等、審査会諮問の期限短縮関係
 - ・第三者情報が含まれる開示請求で意見照会が必要な場合、約1～2週間の回答期間を与える必要がある。(経済産業省ほか)
 - ・著しく大量の行政文書に対する開示請求が行われた場合の規定を検討して欲しい(国税庁ほか)
 - ・大量請求の問題を避けて60日の期間を設定するのは現実的でない(藤原氏)
- ④期限を徒過した場合のみなし規定
 - ・もう少し時間をかけて検討すれば開示できた可能性がある文書も不開示とみなされず、本来避けられる不服申立てや訴訟が増加する(総務省)
 - ・専門的な組織を設けていることに対する特典を与える等の政策、また60日という期間をもう少し伸ばすという配慮も必要(藤原氏)
- ⑤手数料の引き下げ等
 - ・商業的利用の問題をどう考えるか、繰り返し請求をどう考えるか、無料・何人・動機を問わずという制度が責任ある民主主義の発展に相応しいか等の問題について検討してもよいのではないか(藤原氏)
 - ・濫用防止策について検討すべき(法務省)
- ⑥審査会を裁決機関とすることについて
 - ・最上位の官庁である各省大臣の決定を8条機関の一つである審査会が覆すことを認めるものになりかねず、適切でない(法務省)
 - ・審査の慎重化、長期化が懸念される(中島氏)

【国民の声・職員の声のポイント】

- ③開示決定等、審査会諮問の期限短縮関係
 - ・地方と同様に14日以内にしてほしい(国民)
 - ・拙速な開示決定は様々なデメリットをうむ(国民)
 - ・大量請求、第三者の情報に関する場合は例外規定を設けるべき(職員)
- ⑤手数料の引き下げ等
 - ・請求する者としていない者の公平性を保つため、無料とすべきではない(国民・職員)
 - ・開示手続のコスト増、対応の遅延を招く(国民)
 - ・手数料を無料にすると、濫用的な開示請求が増え、国民へのサービスの一減退につながる(職員)

【議論の方向性】

- ①不開示決定時の理由付記関係⇒理由付記の程度をどうするか
- ②内閣総理大臣の措置要求関係⇒7条との関係をどう考えるか
- ③開示決定等、審査会諮問の期限短縮関係⇒第三者情報が含まれる場合、大量請求の場合等をどう考えるか
- ④期限を徒過した場合のみなし規定⇒③と一体的に検討が必要
- ⑤手数料の引き下げ等⇒濫用防止策をどう考えるか
- ⑥審査会を裁決機関とすることについてのメリット・デメリット

第5 情報公開訴訟関係

【大臣案のポイント】

- ① 訴訟の管轄⇒原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地裁にも提起できる
- ② いわゆるヴァオーン・インデックス(行政文書の標目等を記載した書面)の作成・提出を求めることができる
- ③ いわゆるインカメラ審理(裁判所が、非公開の前提で、対象となる行政文書・法人文書の提出を求めることができる手続き)を導入する

【参集者・各府省からの意見ポイント】

- ① 訴訟管轄関係
 - ・業務が煩雑になり、訴訟対応以外の他の業務にも支障を及ぼす(総務省)
 - ・高裁のない本州の日本海側と沖縄県、広大な北海道の入びとの不便さや時間・費用の負担は計り知れない(中島氏)
- ② ヴァオーン・インデックス関係
 - ・提案にある「その内容の要旨及びこれを開示しない理由」を示すことで、不開示要件を定めた意義が失われることのないような配慮が必要(法務省)
- ③ インカメラ審理関係
 - ・裁判の公開を保障する憲法82条との関係、民事訴訟の基本原則との関係について、慎重な検討を要する(警察庁)
 - ・憲法82条論については、これと抵触しないとする様々な学説も唱えられており、近時、最高裁の補足意見でも同種の見解が唱えられているところである。民事訴訟の原則論については、憲法論として違憲でないのであれば、立法で解決がつくのではないかと思われる。また、憲法32条は実効的な権利救済を求めていると解することが重要であろう。(藤原氏)
 - ・存否応答拒否を可能とした法8条の趣旨が没却されないような配慮が必要(法務省)
 - ・裁判の公開、当事者主義から外れた審理であって、原告一人が蚊帳の外に置かれるので、行政審理の判決につながる危険も大いにある。したがって、詳細なヴァオーン・インデックスの提出の併用は厳守されなくてはならず、さらに必要な措置を講じられいか検討すべき(中島氏)

【国民の声・職員の声のポイント】

- ① 訴訟管轄関係
 - ・地方裁判所支部でも情報公開訴訟を提起できるようにする必要あり(国民)
 - ・対応コストを考慮し訴訟は行政機関の所在地で一括して行うことが妥当(国民)
 - ・管轄拡大に伴うコスト負担は国民全体が負うことになる(職員)
- ③ インカメラ審理関係
 - ・裁判所にインカメラ審理を認めないと実質的な審理は困難で、行政機関の主張を認めることになりがち(国民)
 - ・インカメラ審理の導入は、地方の情報公開にも対応する形にしてほしい(国民)

【議論の方向性】

- ① 訴訟管轄関係⇒原告側の利便性の向上をどう考えるか
- ② ヴァオーン・インデックス⇒特に導入に異論なしか
- ③ インカメラ審理関係⇒憲法、民事訴訟の基本原則との関係をどう考えるか。

第6 適用対象の範囲等関係

【大臣案のポイント】

- ①衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書⇒行政機関と同等の開示請求制度導入の検討を促す
- ②最高裁判所事務総局等の保有する司法行政文書に係る文書⇒行政機関と同等の開示請求制度導入の検討を促す
- ③政府周辺法人⇒対象法人を拡大。また情報提供施策をさらに充実させる

【参集者・各府省からの意見ポイント】

①②国会関係、裁判所関係

・三権分立は崩すことのできない大原則だが、その前提に国民主権があるの
 であって、ことに裁判所は法律の専門家集団であっても、あくまでも国民の裁
 判所であるから、国民から働きかける方法は何かないものか。国民の代表者
 である国会が政党主導でまず自らの制度化を実現させたうえで、国民自らが
 裁判所に働きかける仕掛けづくりに国会も積極的に乗り出すべきである(中島
 氏)

③政府周辺法人関係

・補助金等の年間収入に占める割合により対象法人を決する場合、職員数が
 数名程度の零細法人も対象とされることとなってしまいう可能性があり、業務上
 の負担が極めて大きくなってしまい、通常業務に支障を来すおそれがある。他
 方で、それらの法人についても、公益に係る情報については法令により主務
 官庁に対する報告を義務付けられていることが多いことから、主務官庁に対
 する情報公開請求で足りる場合が多いと思われる。(法務省)

・NHKについて、独立行政法人等の情報公開法の対象であったはずが、報
 道機関でもあるとのNHK側の主張をもとに、国の法律から外され、独自の情
 報公開の仕組みをもった。だが、法的義務がない代わりに利用者にどんな救
 済の仕組みが、どんなレベルの権限で、どの程度に運用がされているのか。
 (中島氏)

・最近では政府管掌保険が公法人化されているので、「公法人」の情報公開
 法制上の取り扱いについて検討する必要があると考える。(三木氏)

【国民の声・職員の声のポイント】

①②国会関係、裁判所関係

- ・国民の政治参加が保障されるためには、行政、司法、立法の三
 権に対する知る権利が保障されなければならない(国民)
- ・政党を含めて、行政機関以外の政策決定に関わる機関につい
 て、行政機関と同様の開示請求システムを法令で規定すべき
 (職員)

③政府周辺法人関係

- ・国が公益法人に委任する事務についての情報公開制度の適
 用を進める必要がある(国民)
- ・行政機関の委託先が保有しており、必要な場合に委託先に指
 示すれば取得できる文書を開示対象とすべき(国民)

【議論の方向性】

- ①②国会関係、裁判所関係⇒法改正事項ではないが、開示制度
 導入の検討を促す方向性に異論はないか
- ③政府周辺法人関係⇒主務官庁に対する情報公開請求、情報提
 供規定の整備などの選択肢をどう考えるか

情報公開法の運用に関するアンケート

回答省庁名：国家公安委員会・警察庁

1 開示請求がなされてから、開示決定までの標準的な作業プロセス。

各省庁における開示請求への対応プロセス（開示決定までのプロセスと、行政不服審査法に基づく異議申立、審査請求のそれぞれ）につき、その一般的な業務フローを示されたい。

特に、各省庁における開示等決定、裁決・決定における専決の状況（誰が最終的に決裁しているのか。事例により最終決裁者が異なる運用がなされている場合には、その大まかな分類と決裁者）を示されたい。

○ 国家公安委員会

【開示決定等までの標準的作業プロセス】

情報公開窓口にて受理 → 開示請求書の配布（会務官） → 会務官による文書探索（開示決定等の原案作成） → 総務課長（情報公開室）協議 → 開示決定等の国家公安委員会決裁 → 開示・不開示決定

○ 警察庁

【開示決定等までの標準的作業プロセス（通常決裁）】

情報公開窓口にて受理 → 開示請求書の配布（主管課） → 主管課による文書探索（開示決定等の原案作成） → 総務課長（情報公開室）協議 → 開示決定等の主管局部長決裁 → 官房長等決裁 → 長官決裁 → 国家公安委員会への報告 → 開示・不開示決定

【開示決定等までの標準的作業プロセス（専決）】

情報公開窓口にて受理 → 開示請求書の配布（主管課） → 主管課による文書探索（開示決定等の原案作成） → 総務課長（情報公開室）協議 → 開示決定等の主管局部長決裁 → 開示・不開示決定

【異議申立てから決定までの標準的作業プロセス】

異議申立書收受 → 主管課（開示請求に係る行政文書を保有している課）へ連絡 → 審理官の指名 → 主管課による情報公開・個人情報保護審査会への諮問書、理由説明書及び異議申立人への諮問通知書の起案 → 総務課長（情報公開室）協議 → 主管課で局長決裁 → 総務課長合議（審査） → 長官決裁 → 情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び異議申立人への諮問通知 → 審査会口頭説明 → 答申受領 → 総務課による審理経過調書及び決定書の起案 → 主管課合

議 → 総務課長審査 → 長官決裁 → 公安委員会報告 → 決定

【審査請求から裁決までの標準的作業プロセス】

審査請求書收受 → 処分庁へ連絡 → 審理官の指名 → 総務課による情報公開・個人情報保護審査会への諮問書、理由説明書及び審査請求人への諮問通知書の起案（審査） → 長官決裁 → 情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び審査請求人への諮問通知 → 審査会口頭説明 → 答申受領 → 総務課による審理経過調書及び決定書の起案 → 総務課長審査 → 長官決裁 → 公安委員会報告 → 裁決

2 不存在を理由とする不開示決定の判断

特に、不存在を理由とする不開示決定につき、不存在かどうかの判定につき、判定の客観性を担保する何らかの仕組みが運用上採用されている場合、その内容を示されたい。

【不存在の判定につき、客観性が担保する仕組み】

主管課の判断に加えて、総務課情報公開・個人情報保護室において行政文書ファイル管理簿の確認を行うなど、不存在の二重確認を行っている。

3 裁量的開示（7条）がなされる場合のプロセスの実態

特に、不開示事由（5条）に該当する、ないし該当しうる文書につき、裁量的開示（7条）を行う場合のプロセスにつき、裁量的開示を行うか否かの判断はどのようになされているか。行政機関内部における判定手続の実態（上記1の開示決定の標準的プロセスと変わるところがない場合にはその旨）、過去に当該手続きに従って検討がなされた事例の件数、及び、裁量開示を行うか否かを検討する内規等が存在する場合にはその内容を示されたい。

【裁量的開示（7条）を行う場合のプロセス】

開示決定等までの標準的作業プロセスと変わるところがない。

【過去に当該手続きに従って検討がなされた事例の件数】

なし

【裁量開示に関する内規の有無と概要】

有（警察庁情報公開事務取扱要綱第6の1（2））

4 情報公開制度運用に係る人員状況等

各省庁における、情報公開に関与する人員の状況（情報公開窓口等で常時当該業務に係るもののほか、文書保有部局で対応する人員が標準的な分量の開示請求に対応するために要する時間の目安を含む。）について示されたい。

① 情報公開窓口で常時当該業務に従事する人員 4名

② 標準的な分量の開示請求に対応するために要する時間の目安

各課では、情報公開事務担当者1名が指定され、請求に対する対象文書の探索、開示・不開示の判断、情報公開・個人情報保護室との協議等を行っているが、いずれの担当者にあっても、開示請求事務以外の業務も担当している。また、開示請求に対応するために要する時間は、対象文書の不開示情報該当性の判断の困難性に大きく左右されることから、所要時間の目安を示すことは困難である。

5 各省庁における情報公開担当と、文書管理担当との連携状況等

各省庁における開示請求に対応するプロセスにおいて、対象文書の文書管理担当者が何らかの関与（例えば、開示請求に対応する人員が、当該文書の所在について文書管理担当者に問い合わせる等。）をすることがあるか。あるとすればその態様と、関与がなされる頻度について示されたい。

各所属の文書管理担当者は、ほとんどが情報公開事務担当者を兼ねている。

6 不存在決定の場合の理由の内訳

情報開示請求につき、対象文書の不存在を理由として不開示決定がなされる場合につき、当該「不存在」の内容には様々な理由がありえる。そこで、過去になされた不存在を理由とする不開示決定に関して、その内訳を把握している場合、その内容を示されたい。

平成20年度	
・保存期間満了による廃棄ないし移管	10%
・保存期間満了前の廃棄	%
・文書をそもそも作成・取得していない	90%
・行政文書としては作成・取得していない	%
・その他（ ）	%

平成19年度

・保存期間満了による廃棄ないし移管	15%
・保存期間満了前の廃棄	%
・文書をそもそも作成・取得していない	85%
・行政文書としては作成・取得していない	%
・その他（ ）	%

※さらに過去の年度のデータがある場合、上記フォームに従って回答枠を追加して頂きたい。

7 開示決定等をするに当たり時間を要する作業について

開示決定等をするまでのプロセスに関して、担当部局においてはどのような作業に多く時間をとられていると考えられるか。及び、開示決定、部分開示、全部不開示の各場合で、その内容に違いがあるかを示されたい。

開示決定等をするまでのプロセスのうち、特に多くの時間を費やすのは、不開示情報が含まれている場合における開示・不開示の検討（主管課と情報公開・個人情報保護室との協議を含む。）と開示決定等の決裁手続である。

全部開示する場合や過去に同一類型の開示請求が行われ、これと同様の決定を行う場合は、専決規定が適用されるので、比較的短期間で処理が可能である。

8 開示決定等に関する業務を効率化するための意見

開示決定、決定・採決に至るプロセスにつき、作業を効率化するための意見があれば、その内容を示されたい。

警察庁では、全部開示等を行う場合を除き、開示決定等については、警察庁長官の決裁を受けるとともに、国家公安委員会に報告することとなっている。開示等決定までの期間短縮のためには、決裁手続の見直し等の検討の必要があろう。

9 いわゆる大量請求の実態について

一件の開示請求により、極めて大量の開示請求がなされた例があればその概要を示されたい。また、同一の部署に対する開示請求が頻繁に繰り返されるなど、開示請求の必要性が疑われる請求がなされた例があれば、その概要を示されたい。

1 同一の開示請求者から、平成13年以降、8回にわたり、それぞれ10数万枚が

ら200万枚以上の行政文書(全国の警察が会計検査院に提出した計算証明書類)を対象とする開示請求が繰り返されている。開示請求者は、開示した行政文書の一部しか閲覧等しておらず、対象文書の特定を求める補正にも応じていない。

当庁においては、4回目以降の開示請求について、行政文書の不特定及び権利の濫用を理由に不開示処分を行い(8回目の開示請求については補正を求めているところ)、現在、4回目の開示請求に係る不開示処分について係争中である。

- 2 特定の開示請求者が、度々請求手数料未払(収入印紙の未貼付)の請求を行っている。同人から提出される開示請求書及び補正書に記載されている内容は、その大半が不明瞭で、文字の判読等に時間を費やし、開示決定等に長期を要している。
- 3 特定の開示請求者が、度々全庁的な調査が必要な同種の開示請求を行ない、それぞれの開示請求ごとに数ヶ月の特例延長を行って対応した。ところが、同人は、開示決定通知を行っても、開示の実施の申出を行わない場合や、実施の申出を行っても、対象文書のうちごくわずかの文書の写しの交付しか求めない場合がある。

以上